

会 議 録

第 1 日

(平成 3 年 12 月 4 日)

○議 事 日 程 第 1 号

平成 3 年12月 4 日（水） 午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 121号ないし議案第 148号 …………… 説 明

議案第 121号 平成 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 122号 平成 3 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算  
（第 1 号）

議案第 123号 平成 3 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算  
（第 2 号）

議案第 124号 平成 3 年度四日市市水道事業会計第 1 回補正予算

議案第 125号 四日市市税条例の一部改正について

議案第 126号 四日市市農地課税審議会条例の一部改正について

議案第 127号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部  
改正について

議案第 128号 四日市市使用料及び加入金の徴収に関する条例の  
一部改正について

議案第 129号 四日市市総合会館条例の一部改正について

議案第 130号 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理  
に関する条例の一部改正について

議案第 131号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一  
部改正について

議案第 132号 四日市市地区市民センター条例の一部改正につい  
て

議案第 133号 四日市市立視聴覚センター条例の一部改正につい  
て

議案第 134号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の

一部改正について

- 議案第 135号 四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 136号 四日市市立労働福祉会館条例の一部改正について
- 議案第 137号 四日市市宮宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 138号 四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 139号 四日市市漁港管理条例の一部改正について
- 議案第 140号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 141号 四日市市水路使用条例の一部改正について
- 議案第 142号 四日市市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 143号 市道路線の認定について
- 議案第 144号 工事請負契約の締結について  
－併設施設建設工事（建築工事）－
- 議案第 145号 工事請負契約の締結について  
－雨池10号幹線水路築造工事（その2）－
- 議案第 146号 製造請負契約の締結について  
－（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム  
館展示資料－
- 議案第 147号 製造請負契約の締結について  
－（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム  
館映像及び装置－
- 議案第 148号 町及び字の区域の変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（41名）

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
伊 藤 正 巳  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
小 川 政 人  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
桑 原 勇  
小 林 博 次  
坂 口 正 次  
佐 藤 晃 久  
佐 野 光 信  
瀬 川 憲 生  
田 中 武  
田 中 俊 行  
谷 口 廣 睦  
土 井 数 馬

豊田 忠正  
 中森 慎二  
 野崎 洋  
 野呂 平和  
 橋本 茂  
 橋本 増蔵  
 長谷川 昭雄  
 日置 紀平  
 藤井 浩治  
 古市 元一  
 堀内 弘士  
 益田 力  
 水野 和子  
 水野 幹郎  
 毛利 道哉  
 森 真寿朗

市民部長 小畑 廣次  
 福祉部長 田中 昌治  
 商工部長 米津 正夫  
 農林水産部長 黒田 昭公  
 環境部長 鶴飼 滋  
 都市計画部長 山田 稔  
 建設部長 西田 喜大  
 下水道部長 岡田 幹夫  
 消防長 島村 隆彦  
 消防次長 浜谷 敏彦  
 病院事務長 中村 督  
 水道事業管理者 奥山 武助  
 水道局次長 藤田 高司

教育長 丹羽 武  
 教育次長 宮田 勉

代表監査委員 樋尾 裕

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市長 加藤 寛嗣  
 助役 加藤 宣雄  
 収入役 毛利 道男  
 調整監 鈴木 一美  
 市長公室長 栗本 春樹  
 計画推進部長 馬淵 則昭  
 総務部長 石川 徹夫  
 財政部長 佐々木 龍夫

○出席事務局職員

事務局長 長谷川 昭彦  
 議事課長 伊藤 千秋  
 議事課長補佐 福島 和幸  
 議事係長 玉田 耕士  
 主幹 井上 紀久夫  
 主幹 水谷 正昭

午前10時2分開会

○議長（川村幸善君） おはようございます。

ただいまから平成3年12月4日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、41名であります。

今定例会の議事説明者は、市長はじめ24名であります。なお、片岡助役は病気のため今定例会を欠席いたしますので、ご了承願います。

---

○議長（川村幸善君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第1号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川村幸善君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、堀内弘土君及び益田力君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（川村幸善君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

---

日程第3 議案第121号 平成3年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第148号 町及び字の区域の変更について

○議長（川村幸善君） 日程第3、議案第121号平成3年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第148号町及び字の区域の変更についての28件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第121号は、本市一般会計補正予算第2号案であります。

今回の補正の主な内容は、県立総合塩浜病院移転後の課題を解決するための跡地利用等構想策定調査費、対外的に四日市をアピールするイベント（仮称）オープンバザール四日市事業費補助金、国・県より補助割当のあった公共事業費、急施を要する単独事業費のほか、台風18号等による災害復旧費等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為並びに地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加額は8億243万2,000円で、補正後の予算総額は800億9,396万6,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、塩浜病院跡地利用等構想策定調査費のほか、過年度国県支出金返還金の計上及び市税過納返還金の追加計上であります。

第3款民生費は、心身障害者小規模授産施設「幸の風作業所」の施設建設費補助の追加と、臨時傭人料の不足見込額の追加計上であります。

第4款衛生費は、朝明衛生処理場の煙突取替工事に伴う負担金の追加と、合併処理浄化槽設置費補助金及び北部清掃工場の焼却炉等の維持修繕費の追加計上であります。

第6款農林水産業費は、県より補助割当のあった土地改良事業費、農地防災事業費の追加のほか、単独の農林業同和対策事業費及び小規模防霜施

設整備事業費の追加計上であります。

第7款商工費は、㈱三重北勢ソフトウェアセンターが実施する高度コンピュータ技術者育成研修に対する補助金のほか、平成4年4月4日開催予定の(仮称)オープンバザール四日市事業費補助金の計上であります。

第8款土木費は、国庫補助内示にあわせた道路、河川、都市下水路整備事業費の補正と、単独事業として道路、河川、公園、都市下水路整備事業費の追加計上のほか、事業計画区域縮小に伴う市街地再開発事業事業計画策定費補助金及び橋梁新設改良事業費の減額補正であります。また、道路舗装新設工事費等の債務負担行為を計上いたしております。

第9款消防費は、水防用資材の補充経費及び救急救命士研修事業費の計上と、(仮称)北消防署朝明川越分署建設費の債務負担行為の計上であります。

第10款教育費は富洲原中学校生徒のプール事故に係る賠償金の計上と、臨時傭人料の不足見込額の追加計上であります。

第11款災害復旧費は、台風18号及び9月下旬の集中豪雨による農林、土木施設に係る災害復旧費の計上であります。

以上、概要をご説明いたしました。歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

次に、議案第122号から議案第124号までは、各特別会計及び企業会計の補正予算でありまして、主な内容をご説明申し上げます。

競輪事業特別会計は、車券売上金の増加に伴う関係経費と、中央広場実施設計費を計上し、歳入につきましては、車券売上金、入場料及び繰越金の追加計上であります。

公共下水道特別会計は、水洗便所改造資金貸付金及び単独管渠布設費の追加計上であり、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金を計上いたしました。

水道事業会計は、公共下水受託工事の増加による受託工事費の追加計上であります。資本的支出におきましては、北勢水道用水供給事業桜分水分岐工事費負担金の計上及び配水管布設替工事費の追加計上であります。

以上が平成3年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算の概要であります。

続きまして、条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第125号市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、長期譲渡益課税の税率の変更及び軽減税率の特例について規定するとともに、宅地化する農地に対して課する固定資産税・都市計画税の負担調整措置等について規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第127号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給額並びに災害援護資金の貸付額を引き上げようとするものであります。

議案第128号から議案第142号までは、いずれも消費税法を適用するに当たり、公の施設の使用料、土地の占用料等に係る関係条例の一部を改正しようとするものであります。

これまで消費税法の適用については、一部を除き、公共料金を決めた政策的背景のほか、食料品の非課税問題、同格近隣都市の動向を見極める必要があることから、実施を見送ってきたところではありますが、10月1日から消費税法が社会経済生活により即した内容に改められ、また、消費税法施行後2年半が経過し、住民間にほぼ定着してきていること等により、このまま推移すると住民間の負担に不公平が生ずる結果ともなり、この時期に適用することが適切であると判断し、規定の整備を図ろうとするものであります。

なお、このほか平成元年3月議会で議決賜り、施行について規則委任と

なっております公共下水道条例についても、施行日を平成4年4月1日とする所存であります。

議案第144号及び議案第145号は、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、併設施設建設工事及び雨池10号幹線水路築造工事について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第146号及び議案第147号は、いずれも製造請負契約締結議案でありまして、(仮称)四日市市立博物館・プラネタリウム館展示資料並びに映像及び装置について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川村幸善君) 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

この際、報告いたします。専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

---

○議長(川村幸善君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月9日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時15分散会

## 会 議 録

### 第 2 日

(平成3年12月9日)

○議 事 日 程 第 2 号

平成 3 年 12 月 9 日 (月) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (41名)

青	山	弘	忠
小	井	道	夫
石	川	勝	彦
市	川	悦	子
市	川	正	徳
伊	藤	正	数
伊	藤	雅	敏
伊	藤	正	巳
宇	野	長	好
大	島	武	雄
大	谷	茂	生
小	川	政	人
小	村	幸	善
喜	多	野	等
久	保	博	正
桑	原		勇
小	林	博	次
坂	口	正	次
佐	藤	晃	久

佐野光信  
瀬川憲生  
田中武  
田中俊行  
谷口廣睦  
土井数馬  
豊田忠正  
中森慎二  
野崎洋  
野呂平和  
橋本茂  
橋本増藏  
長谷川昭雄  
日置紀平  
藤井浩治  
古市元一  
堀内弘士  
益田力子  
水野和子  
水野幹郎  
毛利道哉  
森真寿朗

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣  
助役 加藤宣雄

収入役 毛利道男  
調整監 鈴木一美  
市長公室長 栗本春樹  
計画推進部長 馬淵則昭  
総務部長 石川徹夫  
財政部長 佐々木龍夫  
市民部長 小畑廣次  
福祉部長 田中昌治  
商工部長 米津正夫  
農林水産部長 黒田昭公  
環境部長 鶴飼滋  
都市計画部長 山田稔  
建設部長 西田喜大  
下水道部長 岡田幹夫  
消防長 島村隆彦  
消防次長 浜谷敏彦  
病院事務長 中村督  
水道事業管理者 奥山武助  
水道局次長 藤田高司

教育長 丹羽武  
教育次長 宮田勉

代表監査委員 樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長 長谷川昭彦

議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	福島和幸
議事係長	玉田耕士
主幹	井上紀久夫
主幹	水谷正昭

午前10時2分開議

○議長（川村幸善君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は41名であります。

本日の議事は一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（川村幸善君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 おはようございます。

通告に基づきまして2点ほど質問させていただきます。

冒頭お断りを申し上げておきますが、第1点目の問題で、建設委員会に関連するところが一部あるかと思いますが、その点よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

第1点目は、ニューメディアの普及と電波障害対策についてでございます。

高度情報化社会が進行する中で全国各地では、都市型CATV事業が活発化されて今日に至っております。四日市市においても昭和63年6月から都市型CATVの会社が設立をされ、平成2年1月から放送開始をされま

した。その反面本市においては、市街地において多数の中高層建築物などの建設によって複合障害が起き、今日大きな問題になっています。本市では加藤市長はじめ、関係職員の皆さん方のお力で電波障害対策に前向きに取り組んでいただきましたために、この4月から全国に先駆けて基金制度が発足することになり、おかげをもちまして私の地元橋北地区も今年度から対策をしていただくことになりました。住民の皆さんもとても喜んでおります。また、2万戸のエリア内の住民の方々もさぞかし喜んでいてと思います。本当にありがとうございました。

さて、全国に先駆けての基金制度の問題ではありますが、基金制度の発足により都市型CATVの普及、促進と一定効果があったと思いますが、今後は都市型CATVの普及にどのような方策を考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

また、特定地域内については3年間で対策を進められようとしています。また、その他の地域についても拡大ができないかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

また、特定地域内の基金制度における既存の建築主から協力金はどのように進められていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

第2点目は、萬古焼の里構想についてでございます。

萬古焼の里構想については、今年の6月議会でも発言をさせていただきました。6月議会の答弁は、63年度の基本構想を踏まえ、今後具体的な施設整備計画あるいは修景施設計画等は現在検討中の段階であり、今の段階で核施設をどの場所に設置をするかまで至っていないとの答弁でございました。私は、この萬古焼の里を考える場合に、いろんな焼き物の産地へ見学をさせていただきました。そういう中で四日市の萬古焼の里構想の場合は、現状分析なり課題といたしますと、やっぱり四日市の最大の地場産業であり、また四日市の萬古焼は、生産量に比較をして知名度は全国では10位と低い。その原因については、これまで多方面から指摘をされております

が、産地における小売の機能が少ないと言われております。現在販売施設としてあるものは、四日市萬古焼陶芸センターと二、三の個人の施設のみで、陶芸センターにしても、現在のところ小売機能が十分に稼働をしているとは言えない面があります。しかし、毎年5月に開かれる萬古まつりは、10万人を超える客があります。この四日市の萬古焼に対する消費者の潜在的なニーズは、十分にあると思われまゝ。また、近年陶芸に対する関心の高まりという背景があると聞いております。今後四日市の萬古焼の里を中心とした販売施設の充実は、大きな課題であろうかと思ひます。

そこで、全国的な焼き物産地を見ると、備前、越前、丹波、常滑、有田、信楽、美濃、瀬戸など、他府県の陶芸産地では、観光客また訪問客を対象として、それぞれの土地に合わせた施設、サービスを整備をしています。その上、販売のみではなく、産地に対するイメージの浸透、PRの効果を大きく上げています。四日市の萬古焼は生産高が全国で3位であり、問屋依存型の流通が主であり、消費者直結型の研究開発や市民交流が少なく、全般的に地場産業萬古焼、この焼き物がブランドへの執着が見られないのではないかと思います。生産高が3位であるにもかかわらず知名度が10位、このすぐれた生活陶器づくり、また新しい商品づくりなどを軸としたイメージづくりとPRが不足していると思ひます。萬古焼小売店が同地域にほとんど見られず、市民、来訪者の見学できる工場、窯元などの工房散策コースがないわけでありまゝ。陶器の町としての特色的なイメージに乏しい、老朽化した建物、施設が点在していると思ひます。また、海蔵川と桜並木を除いては自然環境に恵まれていないと思ひます。史跡各所の歴史的なストック、観光性にも乏しく、また案内、誘導などの掲示板が整備をされておらず、陶器工場や陶芸作家の工房などの所在地がわからないと思ひます。食べる、遊ぶ施設など、アメニティ性に欠けている、このような現状の中で、私は四日市の萬古焼の里構想は、単なる伝統工芸の振興だけじゃなくて、四日市萬古焼を産業、文化の両面からとらえ、その

振興をまちづくりに必要な四日市の地場産業の育成、魅力ある就業の場づくり等、社会教育、社会福祉と連携をされて推進しようとする構想だろうと私は思うわけでございませう。萬古焼の里構想の実現により、コンビナート都市のイメージから脱却をし、文化的都市、住んでよいまち、訪ねて楽しいまちと言えぬイメージの獲得を目的とした構想だろうと思ひます。

そこでお聞きいたしますが、昭和63年度の基本構想を踏まえて、施設整備計画、あるいは修景施設計画を検討されていると思ひますが、今日の場所にその核施設をつくれようとするのか、お伺いをいたしたいというふうに思ひます。

第1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） まず、私の方から、ニューメディアの普及に関する部分についてお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、この4月に発足いたしました電波障害対策の基金制度におきましては、これも先ほどお話ございましたように、約2万戸の電波障害対策の方法といたしまして、CTYによる都市型CATVを全面的に活用していくこととなっておりますが、それはテレトピア構想を推進している本市といたしましても、ニューメディアの普及促進を図るという観点から、適切な選択であったと考えております。そしてその特定地域内におきましては、難視対策といたしまして、CTYとの接続費用を基金制度の中で処理されることになり、結果として原因者の一人でございます建築主が負担することとなります。したがって、都市型CATVのモアチャンネルを見たい場合には、月々3,090円の利用料を支払うだけでCTYの自主放送を見ることが出来ます。現在までのCTYの都市型、いわゆる3,090円、コースへの加入状況を見ますと、基金制度の発足した4月から9月の

半年の間に、昨年度を上回る約 1,300世帯が加入いたしました。もちろん C T Y 独自の営業努力もございますが、都市型 C A T V 普及促進に対して、基金制度が一定の役割を果たしたものと考えております。それでお、この C T Y の現況を参考に申し上げますと、平成 2 年度末で 2,952 件でございましたが、本年 9 月で 9,044 件というふうに大幅に増加をいたしております。そのうち特定地域内のいわゆる難視対策のみの加入状況は、4,663 件というふうになっております。このように第三セクターの会社としての経営基盤も徐々に固まりつつあるものというふうに思っております。

また、現在 C T Y では 5 期に工期を分けまして、約 5 万 2,000 世帯を対象に拡張工事を推進中でありまして、平成 4 年度ですべてこの対象エリアの工事が完了する予定でございます。したがって、先ほど指摘ございましたようにこのエリアの地域拡大につきましても、5 期が終わった段階でさらに今後とも全市的な世帯を対象にさせていただくべく、C T Y に対してお願いをしていく予定をいたしております。そしてまた今後ともさらに都市型 C A T V の普及を図るためには、市民が料金を支払っても見なくなるような番組を充実していくことが肝要でありまして、地域のニュースや話題を盛り込んだ身近な情報番組、あるいは行政広報など、都市型 C A T V ならではの番組提供が必要であろうというふうに思っております。このため市といたしましても、エリアの拡大とあわせて情報の提供、あるいは番組制作の委託など、C T Y に対しまして積極的に協力しながら、市民にとりまして魅力あるものになるよう、今後とも努めてまいりたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 電波障害対策につきまして 2 点ほどご質問があったわけでございます。特定地域のエリアの拡大の問題と、それから基金制度における既存の建築主からの協力金の募金、これはどのように

進めていくのかといった 2 点の問題につきましてお答えさせていただきます。

電波障害対策の基金制度でございますけれども、ご承知のように中高層建築物等が多数林立することによる複合の電波障害に対応するために、財団法人の四日市市都市整備公社が、原因者である建築主と被害者である地域住民の皆さんの間に立って行っている制度でございます。そして基本的な対策財源としましては、各建築主からのご協力によりまして納入される電波障害対策費で賄われているものであります。本制度の対象地域といたしまして定めた特定地域として、当面今後中高層建築物の建設が当然相当見込まれ、複合の電波障害が発生している、または発生が予想される地域として、現在の地域に定めておるわけでございますけれども、しかし、今後の建築動向を予測するとき、ビル建設が特定地域の周辺に広がっていくことは、当然予想されるわけでございます。したがって、この動向を的確にとらえながら、先ほど市長公室長から答弁もございましたですけれども、必要に応じて特定地域を見直していくように、本制度の事業主体である財団法人四日市市都市整備公社とも十分協議しながら進めてまいりたい、かように考えております。

それから、2 点目でございますけれども、基金制度の開始前の建築主に対する建築要請の問題でございますけれども、同制度づくりに着手した当時、既に建築中の建築主には、制度に準じた形で電波障害対策を行うよう協力を呼びかけてまいりました。その結果、多数の建築主からご協力を得ておるわけでございます。しかし、それ以前の既存の建築物につきましては、その建築物が建てられた当時、電波障害対策を行い、周辺のお住まいの方々との民事的な和解が済まされておる、こういった見方もあり、そのことを踏まえつつ、公社としては本制度の趣旨に賛同いただく形で今後とも協力を要請してまいりたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目の萬古焼の里構想につきましてご答弁を申し上げます。

ご承知のとおり、萬古焼の里構想につきましては、昭和60年以降の円高に対応するために輸出依存度の高い萬古焼を、為替変動によるリスクの少ない内需主導型に転換するための事業でございます。この事業は、本事業推進のための組織づくりや活動のための拠点施設づくり、地域の環境、修景整備などを行い、萬古焼のPRとか、イメージの向上、萬古焼業界の活性化、特色あるまちづくりを目指そうとするものでございます。このため本年度は環境整備事業といたしまして、橋北通りの歩道の一部の舗装に着手することといたしております。現在、本事業の根幹をなす展示即売、実習、研修などの機能を持つ施設を陶栄町地内に建設をすべく、建設場所、用地、施設運営などにつきまして、萬古焼業界の方々と鋭意協議を行っているところでございます。業界内にも本年10月に萬古焼の里検討委員会が組織されたところでございまして、本事業実現に向けての機運は高まってきたところでございます。この協議を踏まえまして、施設の建設・運営主体となる団体の法人化を図り、着工時期につきましては、第六次基本計画の中で明らかにしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、あわせて来年度におきましては、ご提言の修景施設といたしまして、モニュメントの作成とか、マスコットキャラクターの作成等につきましても実施すべく、業界と検討を加えているところでございます。特に、この修景施設の基本的な考え方につきましては、産地の現状はご指摘のとおり、建物とか施設が点在し、混在した地域でございまして、陶器の町としての特色的なイメージに乏しい状況下にあります。したがって、修景施設の具体的な展開といたしましては、焼き物の産地、陶器の町としての環境、イメージの向上に主眼を置きまして、歴史的にも産業的にも地域

の文化を代表する萬古焼として、新たなる萬古のイメージアップを目指すものでございます。これら修景施設につきましては、住宅や工場、問屋の混在する地域でございまして、計画策定あるいは実施に当たりましては、市民の理解と協力が必要であり、市民、業界あるいは行政の協調体制のもとで、長期的展望に立って年次的、段階的に推進していく必要があると考えておるところでございます。いずれにいたしましても、三重県下最大の地場産業である萬古焼の新たな展開を促進すべく、今後ともより一層努力をいたす所存でございますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

○議長（川村幸善君） 佐藤晃久君。

○佐藤晃久君 答弁ありがとうございます。第1点目のニューメディアの促進と電波障害対策ということですが、これは電波障害対策だけ先ほどもご答弁をいただきましたけれども、最終的には全市をCTVでやっていくという方向ですが、ニューメディアの世界の中では確に対策はそうすけれども、この都市型のCATV、以前ではCATVという状況の中で、やはり情報化といいますとちょっとずれるかと思いますが、CATVと四日市市の行っておりますキャプテンシステム、先ほどもCATVの関係で数が9,045というふうに報告をされましたけれども、キャプテンシステムを実は市も投資をされて行われておるわけでございます。確かに今日キャプテンシステムというものは、普通のキャプテン、またハイキャプテン、スーパーキャプテンまでできておる状況とされておりまして、一番進んでおるのは藤沢市だと言われておりますが、そういう中でCATVの加入も先ほど報告されましたけれども、4月から9月まで1,300世帯というふうに報告もされましたけれども、私が言いたいのは、キャプテンシステムとCTVとの関係をやはりとっていかなければ、今後そういう形で進んでいくんじゃないかというふうに思います。そういう中でCTVの関係でいきますと、先ほども電波障害の対策も言いましたけれども、片一方は

情報提供が先ほども報告がありましたように、モアチャンネルなりコミュニティチャンネルという番組があります。しかし、現実対策上の中で2万户という形の中でありますと、既存の共聴施設、もっと具体的に言いますと、塩浜の共聴の組合、こういう方々も実は入りたいけれども、どうしたらいいんだ。しかし、私らはテレビは存外見えておるけれども、こういうのはどういう方法にしたら見えるんだという問い合わせもあります。そうなりますと先ほども報告がありましたように、第1期から第5期の関係では、来年の4月を5期でやっていくという情報ですが、一番問題になるのは、ずっとやっていってもJRの線から東というのは、それと一級河川をどうするかということになってきますと問題になろうかと思えます。その辺の話がどうつけられておるのかわかりませんが、わかっている範囲お聞かせ願いたいというふうに思います。

対策の関係で、今回の12月議会の中でも中森議員が補助金制度で質問されますけれども、私は余り触れないようにしたいと思いますが、こういう点の制度の関係も、今後これとの対策でどうしていくかということもお願いをいたしたい。もっと具体的に言いますと、今、確かに基金制度をつくっていただきましたけれども、現に3万5,000円、または私の地区にあるんですけれども、共聴施設で200円ないしは500円、800円というふうに入りをされています。そうなりますと片一方では300円という形の中で、一体その点がどういうふうになるかと、今後していかなきゃならぬかという考え方は聞かしていただきたいというふうに思います。

時間がありませんから、次の萬古焼の里構想です。先ほども核施設は陶栄町の地域につくっていくという方向と言われたんか、ちょっとこの辺聞き漏らしましたけれども、私が言いたいのは、今度研究開発、確かにおくれておりますから、この辺の開発の母体づくりを今後どうしていくのかということ、1点聞きたいということです。

それとPRが不足しておりますから、PRとイベント、この事業をほか

のサミットの段階では、年間毎月のようにイベントをされておる焼き物産地もあります。それですから今度の考え方として、PRとイベントの展開をどう考えているのか、お聞きをいたしたい。

以上の回答いただきまして、私の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

○市長公室長（栗本春樹君） CTYにつきましては、特定区域に関係なくエリアを拡大していく方向で考えていただくということになるわけですが、ただ、今ご指摘の、例えば塩浜地域の共聴組合の関連はどうかということですが、これは当然それぞれの当該の共聴組合との協議によってこれはクリアーできるのではないかとこのように考えております。今後ともその辺のご要望等がございましたら、CTYとも十分協議をいたしたいというふうに思います。

○議長（川村幸善君） 商工部長。

○商工部長（米津正夫君） まず、研究開発についてでございますが、現在地場産業振興センターの方におきまして、国のいわゆる基金等も活用しながら、支援事業といたしましていろいろ研究開発が進められておるところでございます。

なお、この萬古焼のPR、イベント等の考え方でございますが、特に先ほどご答弁申し上げましたとおり、マスコットキャラクターをつくりまして、例えば信楽のタヌキのような、万人が親しみ愛するようなそういうマスコットキャラクター等をつくりまして、より一層全国にPRをして、知名度の向上に今後も努力をいたしてまいり所存でございますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。なお、その他いろいろこういう宣伝活動についても努力をいたす所存でございます。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 特定地域内におきましては、既存の建築物によって設置されました施設によって受信されている住民の方々がたく

さんおみえになるわけでございます。それらの方々の費用負担につきましては、共聴施設の設置当時に原因者との話し合いによりまして決定されておるわけでございます。場合によりましてはご自身で実費を負担していらっしゃる、こういった方々も、いろんなケースがあるわけでございます。これらの既存の共聴施設の現状を見ても、十分な維持管理体制がとられないとか、施設の老朽化に伴う更改費用の負担について確定していないとか、さまざまな問題がございまして、将来紛争になる可能性があります。したがって、公社では既存の共聴施設に加入してみえる方も、ご理解とご了解のもとに都市型のCATVに切り替えを図ってまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時52分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 通告に従って質問をさせていただきますが、欲張りな時間もないのに大変多く質問させていただきますので、私も要点のみ質問させていただきますので、理事者の皆さん方も要点のみ答弁をいただきたいと思っております。

まず、中部新国際空港の建設推進の取り組みであります。このたびの航空審の答申が閣議決定されましたことは、いろいろ建設についての難問はあるとしても、決定され、建設が大きく前進を見たことは、本市の将来の発展に明るい希望の道が開かれたわけでございます。そこで田川三重県知事が談話で発表しておりますように、本県としての課題では、海上アクセスの拠点港選定で本年から伊勢湾沿岸7カ所の調査を進めているが、採

算性の問題もあり、おのずから絞られてくると述べられており、私の個人的な想像ではありますが、本市の四日市港かと思うところであります。しかし、県下各自治体では相当活発な誘致活動が展開されており、過日、松阪市でも海上アクセスの促進協議会が結成され、さらに先日、亀山、鈴鹿地区では広域市町村圏でと、鈴鹿市、亀山市、関、芸濃、安濃、河芸、伊賀、各町の7市町と各種団体63団体でアクセス促進協議会を結成し、県下各地で活動が大変活発化しておりますが、本市では他地区に比べ動きが今ちよつとという感がいたしますが、その点についてお伺いをいたします。

現状の他地域の動きに対する対応はどうなっておるか、本市が対外的に行っている活動について、また今後どう具体的に行動しようとしているのか、その姿勢についてお尋ねをいたします。

次に、通告一覧表の中では職場のと、こういうことで出させていただきましたけれども、職員のとということでご理解を賜りたいと思っております。

職員の完全週休二日制についてであります。人事院は、1991年8月に平成4年度のできるだけ早い時期に実施すべきだとした、事実上来年4月実施を想定した勧告を出したことは、皆様既に周知のとおりであります。しかし、政府は、導入時を来年9月とする方針を固めたようでございます。そういうことで法案の今臨時国会提出を見送ろうとしていますが、公務員の完全週休二日制実施のおくれは、中小企業など民間企業の実施のおくれにも影響を与えるとして、我々は4月実施を目指しております。そこで、本市の現在の準備状況と実施用途をいつにしているのか、実施の範囲はどこまでとするのか。不可能な部署も多々あると思っておりますけれども、これについての手立てはどうするか、具体的に説明をいただきたいと思っております。

次に、宮妻峡に温泉を掘ってとはと提案をするものでございます。私は以前から、宮妻峡に硫黄が噴き出ているとのことで非常に興味を持っていましたが、現実はその姿を目の当たりにして、何か多くの人々のために、市民のためにと感じておりましたが、この機会にと思いつち提案するもので

ございます。この機会と申しますと、このたびの市長の英断と関係者の非常な努力で、多額の子算を投入して宮妻峡の整備を着々と進めていただいておりますと同時に、あたかも鈴鹿山麓リサーチパークの着工、完成を控え、さらに拡大、飛躍する機会であり、その憩いの場としても、さらに高齢化社会が急速に進行する中で、最近坂部の西老人福祉センターも入浴者が多くパンク状態であるということから、お年寄りから、ほかに施設をとの強い声があるように伺っております。また、本市は勤労者の町と言われながら、これといった憩いの場所がないのが現実でございます。この機会に多目的の温泉を掘り、老若男女の全市民が憩える場をつくってはいかかかと提案するものでございます。ぜひ実現のためのご答弁をいただきたいと思っております。

最後に、空き缶等の廃品処理についてであります。その点について少々お尋ねします。

先月、廃品回収業者のところへ鉄くず等を運んでいったところ、11月1日から有料でないと受け取らないとのことでありましたので、帰って製鉄業界の報道を思い出し、大変なことになってきたなと思ひ、本市としても大きな影響が生じてくるのではないかと心配してお伺いをいたす次第でございます。経営が非常に悪化しているということで、以前平尾にある回収組合に補助金アップ問題で審議したように記憶しておりますが、当然また大きな問題になっているのではないかと思ひ、いかがですか、お伺いをいたします。

なお、この事態からと思ひますが、庁内広報の行事予定の中に、先日、2日に四日市市ごみ問題会議が開催されるということでありましたが、その会議の内容と今後の対策についてご説明をいただきたい。

さらに、こんな事態になりますと、空き缶等の家庭のごみが集中するのではないかと心配するものでございます。そこで、補助金等の問題、あるいは自治会の処理方法が変わるかどうか、この点も含めてお伺いをいたし、

第1回目の質問といたします。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第1点、中部新国際空港の問題に関連をいたしましてお答えを申し上げます。

先ほどお話がありましたように、去る11月29日に中部新国際空港が第6次空港整備5カ年計画の中で、調査対象空港として明確に位置づけられたわけでありますが、その中で中部新国際空港に関しましては、「現空港との関係を含めた整備の内容、採算性等費用負担、アクセス、空域等の諸問題について、地域の創意工夫を反映させつつ、関係者が連携して総合的な調査を始める」と、こういうふうにも明示をされておられるわけでありまして、運輸省の方では平成4年度予算要望では、調査費1億円が要求をされておるところであります。そこで、市といたしましては、3県1市と中部財界との取り組みと呼応いたしながら、海上アクセス拠点構想の具体化に向け、現在鋭意努力をいたしておるところでございます。

国際空港の問題といたしましては、空港旅客ターミナル、これはキャット、CATといいますが、空港旅客ターミナルや航空貨物ターミナル、ACCCTなどを立地させる必要があります。しかも海上アクセス拠点として整備をいたしていくという必要がありますので、目下四日市港管理組合の方でも、現在四日市港湾計画を改めるということですが、作業中でありまして、その中に今申し上げました海上アクセス拠点を整備をしていくということで検討をされている段階でございます。この管理組合の計画は、来年3月には港湾審議会にかけられるということでございます。拠点、海上アクセス、CATやACCCTをどこにするかということは、主として管理組合の方で作業を進めることとなりますが、空港アクセスということになりますと、海上問題だけでなしに、四日市地域あるいは北勢地域全般に影響が出てくる問題でもありますので、私どもの方は、陸上から見たCA

TやACCTのあり方というものを目下検討をいたしております。できるだけ早い機会に、と申しますのは、管理組合の港湾審議会が今年度いっぱいでは結論を出してほしいということでございますので、それに向けて目下作業中でございます。したがって、この問題は年明け1月の末ごろ、あるいは多少おくれたとしても2月の初めごろには議会にもはっきりお知らせを申し上げまして、ご協議をお願いをしておきたいというふうに考えておるところでございます。これらがまとまった段階で四日市地域総合開発整備構想というものを取りまとめるという予定にいたしておるわけがあります。したがって、整備開発構想の以前にこの問題を確定をいたしておきたい。今まで多少私どもの動きというものが、皆さんの方からごらんになられますと、鈍いんじゃないかというご批判があらうかということは、私も十分承知をいたしております、早く具体的な運動展開に入りたいというふうに思っておったわけですが、実は先ほども申し上げました調査といたしまして、海上アクセスをどうするか、あるいは採算性等費用負担、そういった問題がありましたので、採算性、費用負担等につきましては、なおまだかなり時間をかけて検討をする必要があると思うんですが、CATの位置、あるいは航空貨物ターミナルの位置などについては、どうしても早く確定をする必要があるということでもあります。これが確定した段階で、県あるいは国の方にそれなりの運動を展開いたしてまいりたいと、こう考えておられて、管理組合との調整を急いでおったのでございますが、ほぼその位置といたしましては、CATは四日市2号地、それからACCTは霞ヶ浦地区に立地をさせるという構想で進んでまいりたいということで、管理組合の方と目下最終調整の段階に入っております。これができました暁におきまして、それなりの運動展開を具体的に講じてまいりたい。これらは実は昨年度から、空港アクセスは四日市にということで、四日市の主要事業として国の方、あるいは県の方に既にお願いをしております。県の方では、こういうようなことをお考えになられまして、

既に三重県内どこに立地をするかということで、検討を始められておるといふふうにお聞きをいたしております。これに向かって各地域からいろいろな運動が展開をされておるといふふうに承知をいたしておりますが、私どもは今日、四日市が持っております地理的条件、あるいはその他の税関でありますとか、動植物検疫所でありますとか、そういった条件からいつて優位性があるというふうに思っております、その点は華々しく表面立って訴えたわけではありませんが、県の方にも重点事業としてお願いをしてきておるところでございます。したがって、今申し上げましたような港湾計画の整備とあわせて本格的な地域への働きかけ、あるいは財団法人中部新国際空港調査会の方にも働きかけをやってまいりたいと、かように考えておるところでございますので、年が明けましたら具体的に議会の方にお諮りを申し上げたいと、こう思っておる段階でございますので、ご了承を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） 職員の週休二日制の完全実施についてお答え申し上げます。

本市におきましては、完全週休二日制の実施につきまして、研究、検討するために、既に去る2月28日に土曜閉庁問題研究会を再開するとともに、6月には同研究会を、関係各課の課長等を委員といたします週休二日制推進検討委員会に改組いたしておられて、あわせて同委員会の下部組織といたしまして専門部会を設けまして、実施に向けての問題点の整理、実施方法等につきまして、現在鋭意研究、検討を進めているところでございます。

また、市立四日市病院、水道局、消防本部等におきましても、独自に研究会を設けておられて、実施に向けての検討を進めているところでございます。完全週休二日制の実施に当たりましては、4週7休制、4週8休

制等による勤務編成の差異はありますものの、制度導入につきましては、基本的に同時期の実施を目指しておるところでございます。また、国におきましては、自治省の中に地方公共団体の完全週休二日制に関する研究会を設けられ、研究結果の報告等につきましては、本年9月ごろに各地方公共団体にその内容が示される見通しでございましたんですが、現在もまだその結論が出ず、報告を示されるに至っていない状況でございます。本市におきましては、この報告書に示される内容と本市の実態等との整合を図りつつ検討を行っていく必要があると考えておるところでございます。いずれにいたしましても、労働時間の短縮は、いまや国家的に重要な政策課題でもございまして、本市におきましても住民生活への影響、さらには市民の皆様へのご理解等にも十分配慮いたしまして、導入における問題点の整理、国の動向の把握等も含めまして、完全週休二日制の試行、さらにはその実施に向けまして週休二日制推進検討委員会の中でさらに精力的に議論を行いまして、検討を重ねたいと思います。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 3点目の宮妻峡に温泉を掘ってはどうかというご提案に対しましてご答弁を申し上げたいと思います。

近年、新しいレジャースタイルの関心度調査におきましては、オートキャンプ場、あるいは自然環境に恵まれた場所でアウトドアライフを過ごす、こういった自然を志向する結果が出ておるわけでございます。こうした動向を踏まえまして、本市において最も自然に恵まれた宮妻峡には、10年前に比較をいたしますと倍増の10万人の方々が訪れ、特に夏のシーズンには大変にぎわっておるところでございます。市におきましても利用者の便益を図るため、平成元年度から案内板、道標、便所、水利場等の施設及び進入路の環境整備を年次的に進めておるところでございます。ご質問の宮妻

峡に温泉を掘ってはどうかということにつきましては、決算委員会でもご指摘をいただいておりますが、大変夢のある話だと存じております。ただ、宮妻峡のような溪谷、森、山など、純粹に自然の中で憩い楽しむ場所で温泉をどのように活用するかについても、今後十分検討が必要であろうと考えております。今後水沢地区の活性化はもとより、市民の魅力あるレクリエーション空間の創出を図るため、宮妻峡をはじめといたしまして、水沢地域の豊かな自然と、既存施設を活用した整備計画の中で温泉掘削について検討してまいりたいと考えております。

なお、参考まででございますが、専門業者に問い合わせましたところ、宮妻峡一体は表層が岩盤、いわゆる花崗岩に覆われておりまして、放射性物質が地表に出にくく、地下泉脈を発見するためには確率が低いと、このような困難な場所であるということも伺っております。しかしながら、この整備計画の中で十分掘削につきまして検討してまいる所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 第4点の問題についてお答えをさせていただきます。

先ほど森議員の方からもお話がございましたけれども、特に鉄くずの価格の問題でございますが、ご承知のとおり、バブル経済の崩壊によりまして建築向けの鋼材が不振である。さらにまた鉄鋼メーカーの減産から、鉄スクラップが大幅な供給の過剰となっておりますわけでございまして、先ほど来お話がございましたように、本年5月から急落の一途をたどっており、こういう実態になっておりまして、最近では処理料金を支払わなければ引き取らないという状況が、全国各地で生じておるわけでございます。現在四日市におきましては、ご承知のとおり、再生可能物につきましては、四日市再生資源協同組合が直接収集、再生をいたしておるわけでございます。

したがいまして、今申し上げました鉄くず価格の暴落、この問題につきましては、直接的には四日市再生資源協同組合に極めて大きな影響を与えておると、こういう実態が実はあるわけでございます。そこで、今後そういった事態にどう対応していくかという問題でございますけれども、私どもといたしましては、今後事態の推移を十分見きわめていかなきゃならぬということを考えておるわけでございますけれども、四日市再生資源協同組合の経営のあり方も含めまして、廃棄物の減量とリサイクル、そういったことを基本にしながら抜本的な対策を検討してまいりたい、このように思っているわけでございます。しかしながら、ご承知のとおり、こういった鉄くず価格の暴落問題というのは、なかなか地方自治体でその対策をとっていくということは、極めて難しい問題であるわけでございますから、今後私どもといたしましては、そういったことについて、国においてその措置を講じてもらいたい、こういった必要があるというふうに考えておりますので、今後全国市長会等を通じまして国等に働きかけていきたい、こう思っておるわけでございます。

それからなお、こういった状況の中から事業者の問題が一つあるわけございまして、ご承知のとおり、事業活動によって生ずる廃棄物につきましては、事業者の責任においてこれを処理をするということが基本であるわけでございますけれども、しかしながら、今申し上げたような実態があるわけでございますので、今後各地区の集積所等に事業者から大量に鉄くずが排出をされるという、こういったことが十分懸念をされるわけでございます。したがって、私どもといたしましては、現在、事業者に対しまして、そういったことについての啓発をいたしておりますと同時に、自治会にも回覧でございますとか、ポスターの掲示によりまして、ご理解をいただくための啓発を、今、盛んにやっておるわけでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、四日市ごみ問題会議についての内容と対策についてお尋ねが

あったわけでございますけれども、ご承知のとおり、今日までの廃棄物行政の基本と申しますのは、言ってみれば排出された廃棄物を迅速に衛生的に、いかに適正に処理をするかということが、廃棄物行政の基本であったわけでございますけれども、今後の廃棄物行政の基本は、ご承知のとおり、減量とリサイクル、同時にまた環境教育、そういったことが極めて重要であるわけでございます。したがって、四日市ごみ問題会議の目的といたしましては、減量とリサイクルと環境教育、そういった3本の柱を中心にいたしまして議論をいただいております。しかも、単にこれは行政とその消費者という関係だけではなくて、生産から流通、販売、消費、そういった一連の過程の中で、それぞれの立場で専門家にもご参加をいただきまして、今申し上げた生産あるいは流通、販売、消費、そういう立場で一体何ができるか。減量とリサイクル、そういった立場から何ができるか。そういったことについて、現在具体的に議論をいただいておりますのでございまして、それがまとも次第に市長に提言をいただくと、こういうことになっておるわけでございますので、できるだけ早く取りまとめをいたしまして、それらについて具体的に生産者、あるいはまた販売者、消費者、そういった方々に協力を求めていきたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 森 真寿朗君。

○森 真寿朗君 ご答弁ありがとうございます。中部新国際空港の問題につきましては、今日まで市長はじめ、努力をしていただいております、こういうことで理解をいたしましたが、ただ、今度亀山、鈴鹿がアクセスの促進協議会を発足させたと、こういうことは実は近隣の市町村にも理解を求めて、ともに強い行動を起こしていこうということがあったかと思います。そこで、私は、四日市港から新空港へと、こういうアクセスが一番有利だと思いますが、背後地のアクセスの整備促進の意味も含めて、こういった点についてももう少し大きな行動を起こしてはどうかと、こう考えるもので

ございますので、これについてご答弁がございましたらお願いをしたいと思えます。

次に、職員の週休二日制の完全実施でございますが、この中でいろいろと本市のっております今日の状況については、理解をいたしました。ただ、不可能な部署についてどう手立てをしていくんだ。今日、看護婦さんの不足の問題等々あります。こういった改善をしなくちゃならぬ。これをどう手立てをしていくかということの追加答弁をお願いをいたしたいと思えますし、参考までにお聞かせをいただきたいと思えますが、今日、地方公共団体の土曜日閉庁方式を導入している団体が何団体ぐらいあるか、またその実施の導入率についてはどのぐらいあるか、お教えをいただきたいと思えます。

次に、宮妻峡の温泉の関係でございますけれども、先日、白山町でもふるさと創生事業として温泉が掘られて、大変地元は喜んでおる。また多くの人たちが利用をする。昨晚もテレビを見ておりましたら、テレビでも宣伝しておる、こういうような状況でございます。そういったことから地域の活性化はもとより、市民の憩いの場所、これをぜひとも必要だと思えますので、先ほど答弁いただきました、大変条件の悪い、厳しいところだけでも検討はすると、こういうことでございます。これは了として、用地についても参考までに申し上げておきますと、市有林をそんなに荒らすこともなく、今現在荒れておるところを整備するだけでも相当な用地が確保できるわけでございますので、そういったことでご心配のならないように検討を加えていただきたい。

それからまた、このことによって東海自然歩道、あるいは本市が力を入れていただいております施設について、青少年野外活動センター、浄水場、多目的広場、茶業振興センター、市の牧場、アスレチック、こういったところを私どもは、過日、地元でも歩け歩け運動をやっておりましたし、報道でもされておりましたように、この前、自然歩道を歩いて片岡温泉で一

汗流してと、こういう報道もされておりました。こういうことから、そういった散策をしながら温泉につかっていると、こういう夢をひとつ市長さん、四日市市民のために考えてやっていただきたい、こういうことで私はお願いをするものでございます。どうかひとつ前向きにご検討をいただいて、私の質問を終わりたいと思えます。追加答弁については、よろしく願いいたします。

○議長（川村幸善君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 中部新国際空港についてでございますが、先ほど申しましたように、海上アクセスを具体的にどこへ持って行って、それに対する陸上からのアプローチをどう形づけていくかということが問題でございます。ただ、四日市へ四日市へということをおっしゃっていても、今日の段階では、もはや具体性がないことにはそれなりの効果を発揮できないということで、港のアクセスについては管理組合の専管事項のようでありますから、管理組合との連携を十分いたしながら、陸上からのアクセス等について具体的な計画をまとめる必要がある。それができた段階で実は各地域への働きかけをやりたい、こういうふうにご検討しておるところでございます。この1月には皆さん方にお諮りができるのではないだろうか。その上で大々的な運動を盛り上げていきたい、かように思っておりますので、ご了解を賜りたいというふうに思えます。

○議長（川村幸善君） 総務部長。時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○総務部長（石川徹夫君） 完全週休二日制の実施について困難な場所につきまして、先ほどご答弁で申し上げましたように、市立四日市病院あるいは水道局等、それぞれ個々にも研究会を設けておりますので、ここで問題点を洗い出しまして、そこそ十分協議を進めて方法を検討してまいりたいと思えます。

○議長（川村幸善君） 商工部長。

○商工部長（米津正夫君） 先ほどご答弁させていただきましたとおり、水沢地域一帯を市民のためのレクリエーションエリアとして、今後整備計画を策定いたしたく検討中でございます。その中で十分温泉掘削につきましても検討いたす所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時2分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私はまず最初に、農地への宅地並み課税が実施される点についてお尋ねをいたします。

今春の国会で地方税法と生産緑地法の二つの法が改悪をされ、三大都市圏内の市、三重県では桑名市と四日市市が該当いたしますが、その市街化区域内農地に関する長期営農継続農地制度の廃止と生産緑地制度への移行が決められました。これによって今後は少なくとも500㎡以上のまとまった農地と、30年以上という、自分の子供の世代にまで及ぶ長期の営農意思を持って生産緑地として指定されない限り、幾ら熱心に農業を続けても農地とは認められず、宅地として課税を強要されることになるのであります。この二つの法の改悪は、国会で日本共産党の反対を押し切り、自民、社会、公明、民社、連合の賛成で成立したものであり、その責任はまことに重大だと指摘しなければなりません。二つの法改悪によって四日市市内の該当する農家のうち、500㎡、30年の要件に満たない農家や、生産緑地を選択しない農家にとっては、宅地並み課税がかけられ、例えば、市内中心部、常磐地区内では、これまでの10倍から18倍もの固定資産税がかけられると

いう例も多く出ているほどであります。私が相談を受けましたAさん、この方は、東坂部の農家の方であります。こんなふうにおっしゃってみました。「意向調査にどう対応しようか悩んだ。私の農地は、一つは約870㎡ですが、そのまま生産緑地としようか、一部は、子供たちのために新家を建てられるように分離して宅地並みを受け入れようか。すぐに選択せよと言われ困っている。別に離れた農地約380㎡があるが、これは生産緑地の条件に満たないので、お隣と共同して申請したいが、うまく話が進むかどうか」と、不安、疑問を訴えてくれました。そしてAさんの例では、市の資産税課の試算で約870㎡の農地は、もし宅地化を選べば固定資産税は5年後に8倍、その間3年後に評価替えがあればさらに何倍にもはね上がる。そんな試算が示され、Aさんはびっくりしておみえになりました。Aさんのみならず、この11月には多くの対象農家の方々は、新制度への対応に苦慮しながら意向調査も進められました。11月30日には、その意向調査が締め切られましたが、市当局からまずその調査の結果概要をお示し願いたい。

私ども日本共産党は、11月26日にこの問題での緊急提言を発表し、関係各省に申し入れを行いました。あわせて関係地方自治体に対しても幾つかの提言を行っています。新生産緑地法第2条の2で明確にしているように、都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することは、我が四日市市も真剣に取り組まねばならない課題であります。四日市市独自の立場で市民に責任を負う創意ある対応、具体的に実効ある対策を求めて、以下何点かお尋ねをするものであります。

第1に、市は農家に十分に新制度の説明を行い、農家の意向、希望を尊重することを前提に、農家から申請のあった農地はすべて生産緑地に指定し、その際、不当な限定や干渉は行わないことを求めるものですが、いかが対処されるのでしょうか。

第2に、指定は1回限りとせずに、92年度、来年度以降も随時受け付け、

指定を図る旨を徹底させるよう取り組むべきであります、これもいかが対応されるのか。

第3に、生産緑地の指定申請をしている農地の92年度の固定資産税、都市計画税については、市として地方税法第15条に基づき、納税猶予の措置をとることを求めたいのですが、いかがでしょうか。

第4に、宅地化を選択した場合、農地によっては道路幅が4m未滿の農道であるため、宅地転売もできない、建物も建たないなどの不合理な実態が出てまいります。関係農家の方々から強い不満、意見が出されておりますが、この対策は緊急を要するものとして具体化して、ぜひとも農家の要望にこたえていただきたいのですが、どう対策をとられるのか、お聞きをいたします。

第5に、生産緑地の規模要件に満たない農地でも、営農意欲と意思のある農家には、四日市市独自で緑地補助金制度を設けるなど、負担軽減措置をとることが必要だと考えますが、市当局はいかが対処されるのでしょうか。

以上の諸点、明確にお答えをいただきたい。

次に、北勢バイパス建設に関しての市行政の対応についてお尋ねをいたします。

北勢バイパスは、国道1号と23号のバイパス機能を担う道路として計画されており、関連する生活道路網の整備充実とあわせて、四日市市内の南北の交通渋滞解消を図る上で一定の役割を果たすものとなり、その建設は必要なものだと考えます。この間、昨年12月には都市計画決定がなされましたが、多くの関係住民の方々から意見が出されているところであり、特に三滝台住民の方々からは、第一種住居専用地域をバイパスが横断するとは何事かと、ルート変更を強く求める意見が出されていることはご承知のとおりであります。私ども日本共産党市議団は、北勢バイパスのルート策定に当たっては、関係沿道住民の方々の意見をよく聞くこと、環境影響評

価にかかわる詳細なデータをすべて公開すること、そして騒音、振動、大気汚染等の公害に対する不安、批判に科学的にきちんと答え得る計画の見直しをすること等々、市民の納得を得られる行政の対応を一貫して主張してまいりました。そうであるからこそ、先の6月議会においては、北勢バイパスに関する決議が全会一致で採択されましたが、これを決める際に、私どもは原案になかった「関係住民の理解と協力を求めながら」という部分を明文化して盛り込み、行政がこの面で必要な対策をとっていくことを前提にして賛成をいたしました。

さて、北勢バイパス建設をめぐる最近の事態では、11月20日に市当局が三滝台自治会に限って、多くの職員を動員して大々的に個別訪問を展開しました。この事態、新聞報道では、市のとった行動に対して、自治会側からは、住民の計画の賛否を問う思想調査だと強い批判、反発が出されている旨が報じられています。さらに市当局は、事前に企業に協力を求め、その結果、企業では、訪問の際に門前払いをしないようにと上司から指示を受けたという従業員、住民がいることも報じられ、三滝台自治会の方々は、住民運動を圧殺するものだとさえ言っているのであります。その後自治会は、法務省に人権救済を申し立てており、それに基づいて人権擁護委員会が調査に乗り出したと聞いております。一連の事態について報道のとおりだとすれば、市行政の異常なやり方に自治会、住民の方々が反発されているのは当然だと言わねばなりません。市当局は、今もって正しく対処されたと考えておられるのか、事態の経過を踏まえて明確に答弁をしていただきたい。

次に、今後の北勢バイパス建設に関してであります、市としてルートの変更、見直し問題にはどう対処しようとしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） それでは、生産緑地の指定をするに当たっての都市計画部への担当内容につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

大都市地域を中心として住宅あるいは宅地供給が逼迫している現状等から、市街化区域内の農地を積極的に活用し、住宅あるいは宅地供給が促進されるよう、また一方、都市化の進展に伴って緑地機能のすぐれた農地が無秩序に市街化されることから、そのような農地などを計画的に保全し、その緑地機能を積極的に評価して、良好な都市環境の形成に役立てることを目的として、平成3年4月に改正され、この9月に施行されました生産緑地制度とあわせて、三大都市圏の特定市におきましては、農地関連税制が改正されたところでございます。したがって、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地は、宅地化する農地と保全する農地に区分されるわけでありまして、特に宅地化する農地においては、宅地化を促進する観点から具体的な宅地化の施策が望まれることになるわけでございます。宅地化促進のための施策につきましてご指摘いただきましたように、市街化区域内の農地の中には、道路施設あるいは下水、排水施設が乏しいために、従来から宅地化が進まない区域も見受けられ、課題となっております。これまで個人の建築行為や、あるいは民間による宅地開発、あるいは区画整理事業を中心として生活基盤の整備が図られてきたところでございます。今後におきましても、基本的には民間において整備されることを基本とするものの、三大都市圏内の他の特定市の対応を調査するとともに、地区特性に応じた手法のあり方を体系化し、官民の役割分担を明確にした上で、行政が支援できる整備手法の調査研究を行い、整備手法を確立したいと考えております。

また、国におきましては、農地所有者の土地利用を支援したり、公共団体に対しましては、計画の策定の手助けや基盤整備手法の活用のノウハウを提供する目的で、都市農地活用支援センターをこの10月に設置したとこ

ろでありまして、本市においても今後このセンターの生かし方も研究してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

次に、生産緑地法の指定の考え方についてでございますけれども、法に定められている条件を満たしている場合には、真に営農意欲と、それから営農の意思のある権利者のご意見を最大限に尊重させていただきまして、指定していく方針で作業を進めておるわけでございます。

また、生産緑地地区の随時の指定を行うという点につきましては、農地の計画的な開発、または保全という法の目的から判断しまして、追加の指定は行わない旨、国からの指導もなされているところでございまして、現在の市街化農地につきましての指定は、今回限りとする方針で考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

それから、制度の周知や意向の把握の問題でございますけれども、国において法施行に関する運用通達が9月に出されまして、広報その他でお知らせいたしまして、10月以降各所において説明会を開催いたしますとともに、都市計画課、資産税課、農林水産課、農業委員会等の関係窓口において、個別のご相談にも精力的に努めておるわけでございます。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） ご提案の宅地並み課税に対しまして徴収猶予制度を適用してはどうかと、こういうお話でございますが、本来的にこの制度は、災害その他、やむを得ない理由を持つ特定の納税義務者に対して適用されるものでございますので、地方税法の趣旨から考えまして、ちょっとなじまないものではないか、そういうふうに思っておりますし、今回の税制改正の趣旨とは相入れないものであろう、そういうふうに考えております。

○議長（川村幸善君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（黒田昭公君）登壇〕

○農林水産部長（黒田昭公君） 生産緑地法改正についてのご質問のうち、第5点目の質問についてお答えをいたします。

ご質問のありました、農家が生産緑地地区指定を希望しても、指定条件等から指定されなかった500㎡未満の農地についての、いわゆる負担軽減措置あるいは助成問題につきましては、現在集計中でございます農家の意向調査結果、並びに生産緑地地区指定についての都市計画法上の基本的な考え方等を検討の上、対処いたしたいと考えていますが、現在までの農家の意向調査から見ると、農業面からの施策の制度化の必要性は非常に少ないのではないかと考えております。しかしながら、この問題につきましては、今後とも関係部局と協議を重ねてまいりたいと考えていますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第2点目の北勢バイパスの建設につきましてお答えいたします。

北勢バイパスにつきましては、本市にとりまして必要不可欠な道路であるわけでございます。その早期事業促進につきましては、市議会におかれましても決議がなされております。また、各種団体など多くの方々から早期完成の要望をいただいております。市といたしましても、その早期実現に強く努力しているところでございます。こういった背景の中で三滝台におきましては、いまだ理解を得るに至っておられないわけでございます。その地域の約740世帯の方々に、北勢バイパスにつきましてより広く知っていただきたいと考えたところでございます。

また、この問題につきましては、去る11月13日の川島地区連合自治会、あるいは15日の三滝台自治会との話し合いの中で、広く住民に知らしめてほしいとのご意見もあったところでございます。戸別に北勢バイパスのイメージを各自の頭の中に描いていただくため、航空写真並びに完成予想図

を見ていただき、北勢バイパスの必要性の趣旨につきましてお話しさせていただいたところでございます。戸別訪問につきましては、11月18日付で三滝台自治会長さんより、個人のプライバシーの侵害になるという理由で中止するよう要請がございましたが、これは先にも申し上げましたように、個人の思想や信条の調査ではございません。北勢バイパスをわかっていたくための訪問でございまして、プライバシーを侵すものではないと考えております。このことをより配慮しながら進めてまいった次第でございます。市の施策決定事項の実現に向けまして、地域の方々にお話をすることにつきましては、行政といたしまして当然の努力であると判断いたしております。また、そういうことで実行させていただいたわけでございます。また企業も含めまして自動車を使用する方々にとりましては、道路状況によっては道路周辺住民に対しまして加害者であると同時に、また渋滞に巻き込まれるという被害者でもあるという二面性がございます。したがって、北勢バイパス実現につきましては、並み並みならぬ期待を抱いておるところでございます。こういった実情によりまして、各方面から促進の要望書なども以前からいただいております。各企業におきましても同調していただくことがより事業促進につながるものと思っております。

次に、ルート変更に関してでございますが、既に都市計画決定がされているルートでもございます。また、現ルートが最良のルートであることから、地元の皆さんに対しまして十分説明を尽くしてきたところでございますが、今後はいかに道路に対しまして環境面で配慮していくかを沿線住民の方々と話し合いながら、環境整備手法を設計段階におきまして検討し実施してまいるよう、建設省、三重県へ働きかけていくと同時に、市といたしましても何をなすべきかを検討し、市独自でできるものであれば実施していく気構えでおるところでございます。どうかよろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 生産緑地の問題に関して、四日市の意向調査取りまとめ中ということですので、ぜひ取りまとめ次第公表していただきたいと思いますが、私、5点にわたって提言も含めて問題提起をいたしました。中でも生産緑地すべて申請のあるもの、要件にかなっておるものは指定をする、これは本当に大事なことでございますし、追加の指定、これについても国に、法律私見てみましたら、これは期限明記しておりませんから、そういう点で強く、随時指定できるように働きかけていただきたい。わずかこの10月、11月、一、二カ月で30年にわたる農地の行方を決めるということを強いられてるわけですから、そういう面でいろんなご事情ある農家の立場に立っていただきたいと思うわけであります。

さらに、農業政策上、農地としての生産緑地は、管理の一層の援助が必要だと思うわけであります。都市農地が治水上、保水上重要な位置にあることから、用排水の整備、補償などに力を入れていただくよう強く要望しておきたいと思っております。

宅地化への道が開けたとして、不動産業者が暗躍しているという問題も聞いているところであります。私は、4点目に上げましたような農地、税金が高くかけられて直ちに宅地として機能しない、こういう問題、非常に深刻でありまして、説明会あるいは農協の関係の説明会などでも多く不満や強い意見が出たというふうに聞いているわけですが、この解決に向けて緊急な対策といったことが必要だと思うわけであります。この点だけ重ねて聞いておきたいと思っております。

北勢バイパスですが、答弁を聞いて非常に残念なのは、市のとった行動、三滝台では大変な事態を引き起こしているという認識に立っておみえにならない建設部長の答弁は、非常に残念であります。11月20日の事態について、地元の要請に基づいてとありましたけれども、部長おっしゃったように、18日付中止の要請がありまして、そこでは無用な混乱を招くから全住

民を対象とした説明会にしてほしいという率直な、20日以前に自治会の要望が出ているわけですから、そういう点で自治会の信頼を裏切るような行動をとったというのは、問題だと思っております。しかも、建設部以外の市職員を大量に動員して訪問を行ったわけで、住民からは、まともに説明できない職員の方に対する批判の声も出ているわけですね。動員された職員の方も、不本意な業務を強いられたことになるわけでしょう。こうしたやり方では、住民の理解も納得も得られないと思うわけであります。担当の道路課や建設部が、やはり専門職員が丁寧に時間をかけて対話をする、そうした方法、なぜとれなかったのか、これは非常に問題であります。この点を明らかにしていただきたい。

さらに、企業の労使関係を利用して、住民に、これは明確に圧力になったと思うわけですが、この点、私、地方公務員法を引くまでもなく、30条、「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し」と、これは言うまでもない、皆さんご存じのことですが、こういう道路建設にかかわって、生活道路やる場合でも、都市計画道路やる場合でも、幹線道路建設していくに当たって、こうした手法で、ある意味では企業内では上司の働きかけというのは、絶対的になることもあろうかと思っております。そういう点では行政にあるまじき対応だ、ルールを超えているというふうに私は判断をしているわけですが、そういう面で全体の奉仕者、公務をやっていく職員と住民との関係、これをはるかに逸脱した重大な問題だと思うわけですが、この点改めてどう受けとめてみえるのか。答弁をいただきたい。

ルート変更の問題ですが、現ルートが最良だという点ですが、それならば現ルートの中で住民の方々が不安や批判を持ってみえる環境公害といったような問題について、道路公害といった問題について、環境面での問題といった面で、どういう工法をとっていくのかということも当然問題になるかというふうに思うんですが、この三滝台へ行くまでのルートでは、

ゴルフ場の下は地下トンネルという工法もとられていることは、既に明らかにされているわけですね。こうしたトンネル工法とか、さまざまな手法がとられることを、これをも十分可能なわけですから、市独自の調査や追加研究をやって、県や国の下請ということになるんじゃないかと、積極的に住民に示していくために、やはり必要な調査研究をやるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、最近住民の方々が独自に環境評価をなさってみえまして、こうした取り組みに市として協力する用意はないのかどうか、この点もお聞きしておきたいと思います。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 基盤整備のことについてのご質問だったと理解したんですけれども、まだこの意向調査の集計の段階でございますのではっきりしたお答えはできないわけでございますけれども、いずれにいたしましても、それぞれの地区の特性や規模に応じた整備手法、これらを調査研究しなければならない、このように考えておるわけでございます。

また、宅地化農地の権利者には、まちづくりの整備手法の取り組みを促すために地区啓発を行う一方で、道路あるいは排水施設、こういった都市基盤の整備も大切である、こういうふうにご考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） まず、市の職員を多数動員して云々というご質問でございますが、この北勢バイパスにつきましては、実現の時期といたしましては大変大事な時期でございます。そういったことからまだ事業が決定されてない状況でございますが、早くこの事業を決定していただきまして、実施の段階で、いろいろ今おっしゃいましたようなことなどを考えていこうというお話し合いを進めておったところでございます。そういうことで一日も早くたくさんの方々に知っていただきたいということの説

明でございます。

次に、企業の問題でございますが、先ほどの答弁の中でもお答えしたわけでございますが、我々は機会あるごとに企業に対しまして、北勢バイパスの重要性等いろいろ協力をお願いしてきたところでございます。また、企業よりも、これらバイパスの促進につきましてのたくさんの要望をいただいております。決して企業を通じまして圧力をかけるというようなことでなく、いわゆる皆さんに理解を求めると、こういうことでの問題であろうかと思っております。

次に、ルートの問題でございますが、これは先ほどもお答えいたしましたように、既にルート決定につきましては決まっておるわけでございます。今後早く事業者を決めていただきまして、この事業をされる方々と市との間で、いろいろ皆さんの環境面等の協力をしていただく問題等につきまして、前向きに推進していく所存でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 生産緑地の問題、地区更新計画などを整えていくということですが、これも、時間がかかりますね。1年、2年、5年、10年ということでは困るわけで、ここ一、二年の間でとるべき手法、これ、生産緑地の新しい制度で対応が迫られておるわけです。特に宅地化を望まれる農家の方々にとっては死活問題であります。そういう意味で具体的な課税猶予とか、それから、建築指導法上のとるべき要綱等をつくってやるということも可能かと考えますが、その点はさらに突っ込んでお聞きしますが、いかがでしょうか。

さらに北勢バイパスの件ですが、建設部長、手法として今後も市の職員、部門外の職員も動員してやるとおっしゃいましたけれども、私、これ、行政の対応として問題があるというふうに先ほど指摘したとおりですから、やはり道路課を中心に粘り強く対話をして、専門的な見地での対応ができ

るといことは基本だというふうに考えます。

さらに、企業の協力、これは従業員に対して労使関係を悪用して、利用してということにつながるようなこと、これはもってのほかだと思います。これについてどうお考えかということ、答弁がなかった。この問題、企業そのものに理解を求める、法人である企業への協力を求めることとは全く別問題、それをやられたという重大性について、どう受けとめておられるのか。反省の一片もないということ、非常に遺憾で納得できません。この点きちんと答弁していただきたい。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

○財政部長（佐々木龍夫君） 先ほど来、税制面での徴収猶予の適用でございませうとか、それから課税猶予というようなお話が、あったわけですが、そもそも今度の生産緑地法の改正といえますのは、改めて申すまでもないと思っておりますけれども、土地というものが投機の対象に扱われてこれまで来たということを変更しようということで、63年度でしたか、総合土地政策推進要綱というものができまして以来の、続けざまにいろいろ政策が打ち出されてまいりました、その一環でございませうので、その実効をより高めるためにこういう税制改正も行われていると、そういうことをご理解いただきたいと思う次第でございませう。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） まず、先ほど、部外者を多数動員して今後もあるというふうには私はお答えしてないと思うわけですが、いわゆる自治会でいろいろ問題を解決する場合には、自治会そのものになかなかこちらの意思が伝わらなかったために、今回、こういうことに慣れてみえる職員をお願いいたしましてPRをやったわけですが、今後ともこういう問題につきましては、ケース・バイ・ケースで検討していくと、こう考えておるわけですが。

それと企業の問題でございませうが、これは先ほどから申し上げておると

おり、我々は企業に対して、「あせい、こうせい」というような圧力をかけた事実はございませうので、よろしくお願ひします。

○議長（川村幸善君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 職員の業務のあり方として、私、重要な問題を提起させていただいておると思ひます。専門の分野で職員が責任を持って、誇りを持って、そして明確に住民に説明ができる、そういう入り方をすべきではないかというようなことを提起しておるんですが、そういう手法で突き進んでいかれるべきだと思ひますが、その点きちんと答弁していただひてない。

さらに、企業の問題も、圧力をかけているというふうには、現地自治会内の住民の方々、関係の住民の方々から批判、苦情があつて、しかも法務省に人権擁護を求めて申し立てさえ出しているという事態は、どういうふうには受けとめておみえになるんですか。この点、重大な問題だ。今後も生活道路や都市計画道路をつくっていく場合には、こういう手法をずっと続けるんですか、その点もはっきりしてくださいよ。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） 今回のような例は余りないと、私は考えておるわけですが。三滝台の地域につきましては、自治会長さんそのものが、いわゆる北勢バイパスのルート変更委員の、前は委員長であられたというようなことで、この道路の問題につきましてはいろいろ反対活動をしていただひておったところですが。そういう意味から、自治会全体に我々の意思がなかなか伝わらないということもございませうして、何とかこういう道路であるということをおわかってほしいと、こういう意味合いでの行動であつたわけですが。

○議長（川村幸善君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 勇み足だった、軽率だったというふうにも私、受けとめたんですけれども、そういうような点で今後こういう手法は正常な手法ではないということをお受けとめておきたい。特に私、建設部長とのやりとりさ

せていただきましたけれども、公務員として、行政として、市の対応、随分まずいものがあった、この2点をきょう取り上げていただきましたけれども、やりとりお聞きになった市長の所見を求めたいと思います。

○議長（川村幸善君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） この問題は大変重要なバイパスでございますし、当然議会でのご決議もあるわけでありますから、恐らく担当部局としては、それに基づいて最善の努力をしたというふうに私は受け取っております。住民の方々によく知っていただくというための努力であったと。それがプライバシー侵害につながるというようなご意見は、私は当たらないというふうに考えております。ただ、こういうような事態はいつでもあるのかというと、こういうような事態は私はそんなにめったに起こる事態ではないというふうに思っておりますので、先ほどの建設部長の答弁になったというふうに理解をいたしております。

なお、今後この北勢バイパスの建設に当たりましては、もちろん住民の方々のご理解を深める努力は、それなりに続けていきたいというふうに思っておりますので、ご了承賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 住民の理解と納得を得る点では手法を間違えないように、やはり正しい、本当にこうした議会での質問をしないでもいいような行政のあり方をきちんと確立していただきたい。このことを強く申し上げて、私の質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 生産緑地の問題についてお尋ねをしたいと思います。

今、財政部長からは、課税猶予はできない、こんな話が出されておりますが、実は私ども日本共産党は、26日、この宅地並み課税の実施と生産緑地指定に関する緊急提案、これをもちまして、建設、自治、大蔵の各大臣

に申し出も行ったわけです。その中で自治大臣は、生産緑地として申請する農地でも、来年4月からさしあたり宅地として課税されることへの特別措置について検討させると述べて、早急な具体化を約束しております。あるいは東京都におきましても、経過的な税負担をお願いする道はないのか考えてきたということで、4月からの宅地並み課税を実施する意思のないことを明らかにしております。4項目ほど、長期営農継続農地並みの暫定課税とする、あるいは宅地並みの課税をするが徴収は猶予する、課税通知を出さない、この三つの方向で自治大臣には既に内容を伝えている。あるいは岸和田市、至るところでこの宅地並み課税については、徴収猶予が既に検討されている。先日も農協へ行って聞きました。常磐地域で18倍だ。4万円から5万円する農地です。そうすると70万円から90万円を一たん払っというて、そして12月に返してもらう、こんなばかげたことがありますか。やはりこれは徴収猶予をきちんと市長の判断でやるべきです。市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

それから、農協での部長さんのいろいろなお話を聞きますと、宅地化されても道路がないではないか。2mの農道しかない。これでは家も建たない。これ、どうしてくれるんだと。そういう点ではまさにこれはそういう宅地については、徴収を猶予するなどして、具体的に農地については道路ができて、宅地にもいつでも転用できる、こういう時期まで税を猶予したらどうかと思うわけです。

あるいは、工業専用地域に宅地並みの課税かけるってどうだ、こんな話も出ました。まさに今回の生産緑地法が農民から土地を取り上げていく、これをまず優先させていく。都市の農家を守る、こういう点では大変不十分です。そういう点で生産緑地指定後の農地振興についても、本当に考えていかなきゃならないと思います。

あるいは、この中で言われました、三大都市圏、中部圏の中に桑名市と四日市市が入っている。なぜだ、なぜ岐阜が入らないんだ。本当に中部圏

の中で指定のメリットがあったのかどうか、この点も明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

○財政部長（佐々木龍夫君） 確かに新しい税制によって課税標準額が上がるというのは、これは事実でございまして、そういったことで私どもの方も近隣の諸都市にそれぞれの対応を伺ってはおりますが、自治大臣からの話というのは、全然私の方は伺っておりませんので、これはわからないことではございますが、この問題については先ほどもお答え申し上げましたような、法の実効性を高めるということについては、土地の持つ意味というのはそれだけ非常に重いわけでございますから、そういう方向で考えていかざるを得ないのではないかな、そういうふうに思っておるわけでございます。

〔私語する者あり〕

いえいえ、先ほどお答え申し上げましたような方向で今のところ考えておる、こういうことではございます。

それから、三大都市圏に指定されたメリットというふうなお話もございますが、もともとこの三大都市圏の中の桑名市と四日市市はなぜか、こういうお話でございまして、これはさかのほれば、中部圏整備法の都市整備地域への指定を受けたと、こういうことから今回の地域指定が出てきておるわけでございまして、これまでの過程では一つの例として言えば、中部圏整備のための財政特例法の補助率のかさ上げ等の措置も受けてまいっております、そういったメリットは十分享受をしてきておると、そういうふうにご考えております。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 財政部長から、何にもしないという答弁を受けたわけですが、今お話ししましたように、自治大臣も考えていきたい、あるいは東京都をはじめとして岸和田市、至るところで税の猶予というのを検討

しているんですよ。にもかかわらず財政部長は、全然考えない。市長の判断はいかがですか。あるいはこの道路がきちっと整備されるまで税を猶予するとか、この政策的な課題をどう市長は考えてるのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 特に税金については、法の施行ということで守っていきたいというふうに私は考えております。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 法の施行って、じゃ、何のために地方税法第15条が掲げられているんですか。これも法じゃないですか。だからこれを適用すれば、農地については猶予しなさいということをおっしゃるんですよ。何も宅地まで猶予せよとは言っていないんです。農地として申請があったところについては、後からどうせ還元するんです。なぜ猶予できないのか。これこそあつたかい政治をするということじゃないですか。市長、どう考えるんですか。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

○財政部長（佐々木龍夫君） どうも出しゃばるようで恐縮でございますけれども、かなり専門的な部分に差しかかっておりますし、政策でも法にかかります詳細な部分につきましては私からお答えいたします。確かにおっしゃられる一部分一部分を取り上げれば、そういう話になるかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、今度の法律改正というのは、要するに今までの土地投機というものを解消しよう、そして優良な土地をできるだけ供給をしていただく、こういうことではございまして、こういうことは四日市市でなぜそういう適用を受けなきゃならぬかというお話がございましたけれども、やはり一面的にはそういう実態も四日市市では出ておるわけでございますから、そういうものをできるだけ円滑に進めるためにはこういう制度が必要と、こういうことです。したがって、税金はどうかということではございますが、これは今、都市計画部長がお答え申し上げ

げましたように、意向調査をやつとる段階でございまして、それが済まない段階で、ああだ、こうだというのは非常に軽々に過ぎると、そういうふうに判断しておるので、あくまで今の段階では法に定められたとおりのことを進めるとお答えする以外にないと、こういうことでございます。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○ 佐野光信君 法に基づいてやるのは当然でしょう。しかし、これは何も今出てくるとかいう問題じゃない。生産緑地として指定された用地については、税の猶予をなささいよというんです。

○議長（川村幸善君） 時間がまいりましたので、佐野光信君の関連質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時、休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時5分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、三重西小学校の教師死亡事故についてお尋ねをいたします。

去る9月22日に、三重西小学校の秋季大運動会終了後の後片づけの最中に、電柱の高所に取りつけてあった万国旗のロープを撤去するために、電柱へ登り作業をしていた市川太三郎先生が転落して負傷され、5日後の27日深夜に亡くなられた痛ましい事故に関してたずねさせていただきます。

まずもって、故市川先生とご遺族に対し、心から弔意の気持ちをあらわしたいと思います。

さて私は、故市川先生とは一面識もありませんでしたから、先生に関して何も知りませんでしたが、事故後、三重西小学校で先生が担任された生

徒の父兄の方々や、先生と交際のあった方々から、異口同音に先生が立派な教育者であったことを聞かせていただきました。それだけに皆さんの悲しみは深く、どうしてこのような痛ましく悲しい事故になったのか、先生の死をむだにしないでだけでなく、二度と再びこのような事故を起こさないために、問題点を徹底解明してほしい。先生の死に対する償いや遺族に対する処遇を十分にしてほしいという切々たる訴えが私のところに寄せられたのであります。

こうした訴えをもとに、私なりに調べてみますと、事故前後の当該の学校や教育委員会、市の対応、措置に種々の疑問や問題点があることを知らされ、どうしてもたざさなければならぬとの思いにかられた次第であります。

なお、それらの問題や疑問点を、今、この市議会壇上でたずねることについては、ご遺族のご了解を全くいただいていませんので、ご遺族のご意思に反し、非礼なこととおしかりをいただくやもしれませんが、単に故市川先生の問題だけにとどまりませんので、あえて取り上げますこととお許しくださるよう念じまして質問に入りたいと思います。

一番問題なのは、今回の事故がなぜ起きたのか、事故が起きるに至った経緯を含め、事故の因果関係や原因、責任の所在について、教育長、教育委員会、当該の学校長等がどのように認識しておられるかということでもあります。

あるいは、私ども同僚の議員たちで、これまでに市教育長、教育委員会関係者、あるいは当該学校長と、その他の文書等を通して接しました中で、例えば市の教育長とは9月30日に宮田教育次長も交えて会談をいたしましたけれども、丹羽教育長は「盲点をつかれた事故である」、宮田教育次長は「亡くなられた先生にはお気の毒だが、ふだんに生徒を教育し、指導する立場にある先生が、登ってはならないところに登ったために起きた事故であり、残念である」、こんな認識を披瀝されました。

また、10月1日付で、各校の長にあてた教育長の学校事故の防止についての通知の中におきましても、安全面から学校教育活動を中心に教育活動全般について、なれによる盲点等がないかなど云々と、今回の事故をなれによる盲点をつかれたものとする観点からのものが根底になっております。

事故から1カ月半を経過した11月6日の市議会教育民生委員会における市教育委員会の報告を見ましても、事故の概要は極めて局部的、事務的に書かれているに過ぎません。11月13日に、臨時市議会最終本会議が開かれ、丹羽教育長の教育委員再任案が提案されましたが、これに反対して、我が党の代表として橋本茂議員が討論でこの問題についての教育長と教育委員会の対応についての批判を反対理由の一つに挙げたのでございますが、丹羽教育長は再任案の議決直後のあいさつで、これまでの任期内に起きたこの事故についていささかの釈明をすることもなく、逆に任期内を大過なく過ごしたと自賛されたので、驚いた次第であります。果たして教育長はこの事故の重みを感じておられるのか、こう思ったのであります。

また、当該学校長については、11月22日に、私を初め我が党議員団がお会いさせていただきました。当該学校長いわく、「今にして思えば、慣習の恐ろしさ、落とし穴というか、盲点が露呈した事故と思っている」、こういうことではございません。

故市川先生が担任した三重西小学校2年1組の生徒と、その母親たちがつづったご遺族への文集、これは11月9日にご遺族に届けられたそうではありますが、「太陽の子」の巻頭に記載された「悲しみを超えて」と題する同校校長の文章には、故市川先生がすぐれた教育者であったこと、その遺徳、功績をたたえる言葉が面々とつづられておりますが、しかし事故については、思いだにできなかった突然の出来事、凶らずも不慮の事故で帰らぬ人となられたなどと述べられているだけであります。文集「太陽の子」の中で、ある母親は「なぜ、あのような事故が起きたのか悔やまれてなりません」、また別の母親は「先生が事故に遭われて意識のないことを子供に

話すと、僕が太三郎先生の意識を学校へ行って拾ってきたと言いました。子供なりの純粋な考えに胸が熱くなりました。そんな子供の心、先生の死、決してむだにできません。事故の原因となった電柱は撤去すべきだと思います。こんな悲しい事故を二度と繰り返すことのないように」と書いております。学校長はこれらを読んだ上で巻頭文を書いたことになっております。

かつて、三重西小学校の教頭であったある先生が、事故の後、同校関係者に、「私としても万国旗張りについても特に留意せず、先生方の好意にすがってやってきていた一員であり、そのことに危険のあることに気づかぬまま過ごしてしまったことに大きな後悔と責任を感じ、その責任をどのようにすべきかわからない状態です」というような心情を吐露されたと聞いておりますが、文集「太陽の子」の校長の文章にそのような文言は一つもありません。学校長は盲点が露呈した事故という認識だけで、今回の事故とみずからのかかわりやその責任について思いをめぐらし、その結果感じ取ったものを巻頭文にあらわす必要を認めなかったというのでしょうか。

今、幾つか例を挙げてまいりましたが、果たして今回の事故について、教育長や当該の学校長が言われたような、なれによる盲点をつかれた事故、あるいはまた教育次長が言われたような、登ってはならないところへ登って起きた事故というような単純な認識だけで済まされてよいものでしょうか。それでは余りにも故市川先生があわれではないかと思うのであります。事故以来既に2カ月半余りを経過しても、いまだ教育長初め関係当局者から事故が起こるに至った経緯や因果関係、原因等について全面的な解明を行ったのかどうかさえ明らかにされておられません、この点一体どうなっているのでしょうか。本当に人命を重んじ、故市川先生の死を悼み、むだにしない、また事故の再発を防止するというのであれば、事故が起こるに至った経緯を含め、因果関係や原因等について解明を全面的に行い、その結果必要な対策や措置を講ずるのが当然であると思うのであります、い

かがでしょうか。それとも、それをすると責任者の処分や賠償責任をも問われることになりかねないというような思惑でもあって、ほおかぶりをし、なれによる盲点をつかれた事故云々というような認識や見地に固執しておられるのでしょうか。

なぜ、今回の事故が起こったのか、その経緯を含め、因果関係や原因、責任の所在等についての認識、見解、さらに遺族への補償や事故の再発防止策を初め、事故後講じた、あるいは今後講じる対策や措置について教育長から伺いたいのでよろしく申し上げます。

なお、遺族への補償等につきまして若干触れたいと思います。市川先生の死亡を公務遂行上の災害として、地方公務員災害補償法による公務災害の認定を受けたことにより、ご遺族は公務災害の遺族補償を受けられることとなりましたが、これは当然のことです。しかし、その認定までの過程で、教育委員会等の関係者から、「公務災害が認定されるように、一生懸命努力している」との説明を受けた経緯があります。果たして今回の場合、公務災害として認定されるために、一生懸命努力する必要があったのでしょうか。市川先生の死亡は、明らかに公務遂行上起きたものであり、必要な手続をするだけで、公務災害に認定されるのであって、何も特別の努力を必要としないと思うのでありますが、いかがでしょう。にもかかわらず、一生懸命努力しているなどというのを聞いて、奇異に感じたのは私だけではないはずです。それとも何か特別の努力をしなければならなかった事情や理由があったのか。故市川先生とご遺族のために、特別の努力をしたから認定されたものであるというふうな恩恵的な認定なのでございましょうか。お答えをいただきたいと思います。

故市川先生とそのご遺族に対する補償は公務災害の遺族補償だけでよいと考えておられるのでしょうか。公務災害補償では、危険物である 6,600 ボルトの高圧電線と、その支柱である電柱を問題の場所に設置し、ほとんど何も事故防止対策をとっていなかった教育委員会、市の責任、万国旗の

ロープをその電柱に取りつけたり、撤去させたり、あるいはそれを容認してきた学校長、あるいは教育委員会の責任まで詰めるようになっていないのではないのでしょうか。

富洲原中学校生徒の水泳プール事故にかかる損害賠償請求事件等、数多くの事例が示すように、今回の場合でもそうした賠償が問題となり得るのであって、仮にご遺族にその請求意思がないという場合でも、だからといって何もしないということは道義的にもまた、今後の公務員の職務遂行意欲に与える影響等からも許されないと思うのでございますが、いかがでしょうか。

さらに、公務災害見舞金との関連でお尋ねをいたします。四日市市立小学校の市費支弁の市職員の公務災害による死亡の場合は、四日市市職員の公務災害見舞金支給要項により、殉職者見舞金 1,500万円が支給されます。これは来年 4 月からは 2,000万円に引き上げられるそうであります。しかし、同じ市立小学校に在籍していても、県費支弁の教職員や県職員の場合は同じ公務災害による死亡であっても、市職員の場合のような殉職者見舞金は 1 円も支給されないことになっているというのであります。したがって、故市川先生の場合も支給対象外というのだそうであります。この公務災害見舞金支給は職務遂行に対する意欲の高揚を図ることを目的としているとのことであり、四日市市立の小中学校に在職していながら、市費支弁か、県費支弁かによって差があるというのは納得できません。幸か不幸か、四日市市職員の公務災害見舞金支給要項においては、職員について何ら定義もしておりません。また、単にこの小中学校の教職員の問題のみならず、一部事務組合等への市から派遣された市職員にも及ぶ問題でもあります。この際、四日市市職員の公務災害見舞金支給要項を改めて、故市川先生にも支給できるようにするなど、何らかの措置を講じられる考えはないか、お尋ねをいたします。

また、故市川先生の慰霊碑を建立する考えはないかお尋ねをいたします。

私たちが11月22日に三重西小学校へ参りまして、事故現場に黙禱を捧げたわけですが、そこに生花が手向けられてありましたが、水差しもなく、ただ置いてあるだけでありました。先生の遺徳、功績をたたえ、そしてまた霊を慰めるために慰霊碑をぜひ教育委員会の指導で建設できるようにしていただきたいと思います。

なお、最後に、学校事故の再発防止策と関連いたしまして、特にこの三重西小学校の問題でございますが、高压電線の地中化を早急に実施するようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、学校長の人事異動時に赴任校の個別的、あるいは特殊事情を含めた全般的な安全管理に関する研修指導を行うようにするお考えはないか、お尋ねをしたいと思います。

以上について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま小井議員の方から、三重西小学校の市川太三郎先生の死亡事故に関して、種々ご質問がございました。私も、冒頭に市川先生のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、残された遺族の方々の今後の生活、あるいは人生が、こういった大きな事故で大変だろうと思いますが、少しでもそういった悼みがいやされるような、そういった人生を送られることを心から祈念しておりますのでございます。

この痛ましい事故が起こったわけですが、ただいまもなぜ起こったのかということがございます。これにつきまして、この事故が起こって以後、校長先生初め先生方からもいろいろ事情をお聞きしておるところでございますが、ただいまお話にございましたように、運動会における万国旗を取りつける、これは四日市の全小学校、それから中学校の半分以上の学校で、そういった運動会を盛り上げるための手段として万国旗を掲揚しておるのでございます。

こういったことを初めとした運動会の行事、すなわちこういった種目をするか、当日どういう運営をするか、後片づけまでを含めたそういった計画は学校において全部立案され、職員会議等を通じて最終決定をされるわけですが、これらの仕事に関しては、すべて校長の権限下で行われておる仕事でございます。

今回の事故につきましても、この万国旗を、校舎の少し手前にある、そこに外線から引き込んでおる電線があって、それを受けるために3本の電柱が来ておる、そのもとでキュービクルで100ボルトにおとしておるといふ、こういう施設になっていたわけでございます。ちょうど運動場の真ん中あたりにその電信棒があったということから、これは後でお聞きして、我々も知った事実でございますが、この学校は、昭和50年に三重小学校から分離して、三重西小学校として設立されて15年ばかりたつ学校でございますが、今日になって、子どもは初めて知ったことでございますが、創立以来、ここの運動会は、全部万国旗の設置は電信棒へつけていたということであったのでございます。

これにつきましては、したがって、校務分掌の中でも、だれがこの万国旗をするかということになりますと、ご承知のように、万国旗はたくさんの旗をつけております。人手が要るということで、職員全員の仕事というふうには、これは割り振られていたようでございます。市川先生の個人的な仕事としては、放送係になっておられたようでございます。そのほか、演技係であるとか、あるいは運動場の整備係であるとか、いろいろあるわけですが、そういう中で、万国旗については全員という話のようでございました。しかも、これが今日まで、毎年電信棒に15年間つけられて、事故が起こっていなかったということが、結局皆さんの心の中に、危険なことなんです、電信棒に登ってはいけないというのは。中電も年末になると盛んに、たこがひっかかった場合とか、いろいろの注意を促しておるわけですが、そのほかにも、休み前にはよくそういった学校でも危険防止の注意を

しておるわけなんです、そういったいわゆる危険なところにつけているということが、やはり事故が起こらなかつたということのために、十何年間、それが安全なような錯覚に皆が陥っておつた。私もそういったようなことにやはり人間としてなつていく、そういったところに一つの大きな盲点があつたのではないかと。そういうような意味合いで、私たちがふだん安全を考えているにもかかわらず、起こつた事故としてそういった考えを述べておつたようなこととございます。決して市川先生が勝手に登つたとか、そういったようなことではなしに、やはりそういった点、我々も今後十分気をつけなければいけないということを、今も反省もしておるところとございます。

それから、公務災害に関することとございますが、市川先生の場合は、そういった明らかに運動会という学校行事の中で起こつた事故であるので、我々も公務災害は当然これは受けられる範囲のものだという判断はしておりますが、往々にして、公務災害というのは因果関係等もあつて、よく新聞にもあるように、認定まで非常に時間がかかつたり、認定そのものも難しい事例もいろいろ出ておりました。そういったようなことから、当然受けられる範疇の事故であると解釈しながらも、なお少しでも早く認定がされて、遺族の方へ補償金を届けることができるようにという意味合いも含めまして、事故以後、この手続等につきましては、ただ郵送するとか、そういうことでなしに、係が基金の方へ持つていって、なお口頭でお願いするとか、そういったようなことでの一生懸命に努めたということとございます。

それから、電柱の設置については、小井議員が見えたときにも、こういうところへ置いておくのはけしからぬというおしかりを受けたわけとございますが、あの学校ができた当時の状況からいって、ああいった電信棒を建てるといふことはやむを得なかつた当時の措置であり、また中部電力、または保安協会も、電柱があのように設置され、それから足どめの金具と

いいですか、横の小さい棒ですが、そういったようなものも、普通であれば、子供たちがふつとした興味で登つたりすることのないようにということで、下からつけずに、普通は 1.8m のところから初めてつける。それまでは登れないように横金具はつけないという規定になっておるといふこととございます。この三重西小の場合は、学校の校庭の一番端っことですが、通つておるといふことで、これをさらに 2.5m まで保安協会も横金具をつけないようにしておつたわけとございますが、そういったようなことで、中部電力の方としては違法な設置物ではないという考えでおられるのでございます。

我々もそういったような意味で、電信棒には普通であれば、登れないのではないかとといったような判断もしておつたわけで、しかも電柱に登つたり、あるいはそこにキュービクルがあるわけですが、「高圧で危険」という標示をするなどして、そういったことのないような、安全のための設備といひますか、そういう掲示もしておつたようなところとございます。

この公務災害見舞金の適用について、市の規定があるので、そういったものは適用できないのかというお話とございますが、ご承知のように、教員はいわゆる県費負担教職員という名称を使つております。これは義務教育費国庫負担法によりまして、教員の給与につきましては、2分1が国、2分の1が県ということで、それを設置しておるいわゆる市町村に対して、これはいろんな市町村がございまして、そういう義務教育の平等性のために、教員の給与に関しては、全部国ないし県で持つというシステムになっておるわけとございます。

したがいまして、いわゆる今言つたような県費負担教職員という名称を使つておるところとございますが、そういうような関係から、任命権は県の教育委員会が持つておるといふ形をとるわけとございます。

そういったようなことで、教員の身分につきましては、そういうふうで考えていきますと、非常に難しいものがございまして、今言つたように、

身分的には県教委の任命のもとで置かれておる職員であります、現実には四日市市が設置した学校に勤めているということになるわけでございます。したがって、今四日市市の学校に勤めておるということにおいて、そこにおける教育事務をつかさどっておるという意味においては、市の公務員であるという法解釈がなされておるわけでございます。そういう意味では市の公務員という身分ですが、それをきちっと規定した法令は私もまだ見ておらないのです。法の解釈法から今言ったようなことでしておるところがでございます。

したがって、市の災害見舞金が直ちに適用できるかどうか、いわゆる市職員とあそこにはなっておるということから、そういう意味合いからいくと、市職員という名称がどうかということにもなりますが、いずれにいたしましても、そういう性格のものでございますし、また今、小井議員はご質問の中で、そういうような適用について考えはないかというご質問でございましたが、このことにつきまして、既に複数の議員の方々から私の方へ何とかそういったような補償はできないのかというご発言も聞いておりますので、これは非常に今言ったような点があって、今私が適用の云々についてはここで発言はできませんが、そういったことがなるべくできますよう、総務課の方に向かいますが、早急に研究をしていただきたいことを申し入れており、今後それを研究をしていただく。もちろんこれにつきましては、県費負担職員ですので、県の方へもそういった適用の条項なり、何らかの補償はできないかを言っておるわけですが、現在のところ直ちにこれに対する補償の方法はないという回答ですが、なお何とかならないかということは今申し入れて、一度研究してみようということ、どう展開していきますか、これにつきまして、県並びに市の方に対して、その適用方をお願いしていきたいという意向をここで表明しておきたいと思っております。

それから最後に、慰霊碑の建設につきましては、そういったお話が、こ

ういった心ある方々の気持ちがあらわれたものが、そういった慰霊碑になるかと思いますが、そういったときには、私といたしましても、市費の適用は別として、そういった趣旨には大いに賛成もしていきたい、何とかしてこういった先生の痛ましい事故が今後起こらないためにも、そういった顕彰の方法があれば、考えていきたいと思っております。

それから、高圧電線を地下ケーブルにできないかということでございますが、これにつきましても、この事故が起こりまして、先ほども申しましたように、従来の電柱そのものが違法なものじゃございませんが、こういった事故が起こっておりますので、やはりそれを完全に防ぐためには地下ケーブルという方法もあろうかと存じます。したがって、早急にこれについては検討を進めておるところでございます。

なお今日、これをまだ実施しておらない一つの理由としては、警察の方にも問い合わせをしたところ、警察の方もこの事件につきまして、この現場検証を事故直後に一度なされておりますが、再度行いたいというので、電柱を撤去してもらっては困る、いわゆる現状保存をしてほしいという申し出がありましたので、今日もまだいじってはおりませんが、これも学校からの報告によりますと、先週の土曜日に警察の方が現場検証をしたようでございますので、今後そういった変更については、警察と連絡をとって、できるだけ早い時期に、そういったより安全な方策をとっていきたいというふうにも思っておるところでございます。

それから最後に、校長の研修についてでございますが、この校長並びに教職員の研修については、教育委員会としてもいろんな面で考慮しているところでございますが、特に来年度におきましては、そういった予算も今お願いしているところでございますが、特に校長、教頭といった管理職の学校管理運営に関する研修を行いたい。これはこの事故が起こったからでなしに、それ以前から企画しているところでございますが、そういった機会をとらえまして、安全な学校運営等に、あるいは創意工夫に満ちた学校

運営がなされるよう、そういった研修にも力を入れてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、順序が多少前後いたしましたかもわかりませんが、お答えとさせていただきます。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

○小井道夫君 ご答弁ありがとうございました。

今、いろいろとお尋ねをいたしました。なぜこの事故が起こったのか、事故の性質、それについての認識、やはり盲点、なれ、そうしたことが基調になっているような印象を改めて受けたわけでございます。電柱も違法物ではないと、こういうことでございます。また、学校長の責任のもとで張りつけることを決めたと、こういうこともお認めになりましたけれども、それではどういう責任があるのか、この事故とのかかわりはどうなのか、そこのところまで立ち入ってお答えがございませんでした。

私なりに、今回の事故はなぜ起こったのか、その責任はどこにあるのか、こういうことで二、三拾ってみたわけでございますが、危険な 6,600ボルトの高圧配電線と、その支柱の電柱が何らの事故防止設備もなしに設置されておった、違法物ではない、電柱に登るためのステップは三重西小学校の場合、今 2.5mと言われましたけれども、私が調べたのでは 2.3m余りですね。以上しかつけてないと、だからいいんだとおっしゃるんですけども、実はあの電柱にはステップをつけるために、地上60cm、それから45cm右左交互になっているんです。棒さえ突っ込めば、だれでもいつでも登れるようになっています。しかも、「危険 高圧線」と、こういうのは、22cm、30cmの標示は、この事故後しばらくしてから電柱に張られた。それまでは何の標示もない。この電柱がなかったならば、今回の事故は全く起こそうにも起こせなかったわけですね。これを設置して、危険な状態のままにして適切な管理をしてこなかったという点で、この事故における教育委員会、市の責任は大きいではありませんか。こうした点について率直に

なぜ問題を皆に提起しないのですか。

また、当該学校長は私たちの問いに対して、この電柱にかかっていた電線に 6,600ボルトの高圧電気が通電していることは、事故が起こるまで知らなかったと言われているのです。当該学校長に赴任したときに、前任者や教育委員会からの説明や指導もなかったということです。実際にこれまでに教育委員会、学校管理者である学校長の人事異動の際に、新しい任地における個別特殊事情を含めた学校施設の安全等の管理上の指導を常時行ってきましたか。全くしていませんね。今研修をやってきましたし、これからもより内容を充実してやりたいとおっしゃったけれども、この面ではやってなかったんですよ。そのことを率直に認められたらいかがですか。人の異動をするだけで、そうした当然なすべきことを怠ってきたのではありませんか。だとすれば、この面でも教育委員会の責任が問われなけりゃならないと思いますよ。

また、当該学校長も指導がなかった、知らなかったで済むことではないと思います。学校管理者である学校長として赴任した以上は、みずからの学校施設を把握し、安全等の管理に万全を期するのが職責の基本の一つであり、これを果たし得ず尊い人命を亡くする要因にもなっていることの責任は逃れることはできないのではありませんか。

万国旗のロープを当の電柱に取りつけることは、当該学校長のもとで決めたことでありますね。今おっしゃったとおりです。どうして市川先生が取りつけることになったんですか。こういう点も余りはっきりしていませんね。学校長のもとで決めた運動会の後片づけの任務分担では、万国旗の後片づけは6人の女の先生と1人の男の先生、市川先生は別陣でやることになっていましたね。そういう流れから見て、市川先生が取りつける役になるなんていうことは考えられなかった。それが、なぜ市川先生になったのか。取り外しもですね。なぜなったのか。校長か、あるいはだれかが指名したのですか。それとも別の事情があったんですか。教育委員会はこの

あたりの事情を聞いていないんですか。学校長は、私たちに万国旗のロープを電柱に取りつけることは以前から行われてきたと、今教育長自身も言われましたが、この取りつけたこと、撤去したことが事故の決定的な要因となっておるわけですね。これを取りついたり、撤去させ、実行させた学校長の責任は非常に重いし、避けて通ることはできませんね。これについて一体どういう対応をしているんですか。何ほどの説明もないじゃありませんか。

また、私たちが知り得たところによりますと、運動会当日、学校長は運動会会場に来て、万国旗が6,600ボルトの高圧電線を支える電柱に取りつけてあるのを見た人から、「よくあんなところにつけたね、危ないですよ」というふうな意味の指摘を受けて、来年は「学校舎につけます」と校長先生自身が語ったと聞いておるんです。それらしき会話をしたということは、校長自身も認めてみえます。せっかくそういういわば忠告を、来年とかわず、撤去のときに生かしておったということであればまだしも、これを生かし切れなかった、そして思いだにできなかった事故や、不慮の事故などということによって済まされる問題じゃないと思います。

ほかにもいろいろとありますが、時間の制約がございます。ぜひこの際、なぜこの事故が起こったか、これまでの経緯、因果関係、原因、そしてそこにおける責任の所在を明らかにして、きちんとした対応をしていただきたいし、それから遺族の補償についても、先ほど指摘しました問題について、その責任にかかわる、賠償にかかわる問題は何事もお答えございませんでした。その問題も研究していただきたいと思ひますし、さらには先ほどご答弁がありましたように、見舞金の問題、これは教育長は努力するとおっしゃったんで、ぜひ実現するようにしていただきたいと思ひますが、市長においても、これは市立小中学校の教職員だけの問題にとどまらず、一部事務組合の方に派遣している市職員の問題にもかかわることでございまして、職員の定義の範囲を広めて、この際、市長自身でできる要綱改

正をなさって対象にさせていただくことを期待したいと思います。

なお、電柱地下ケーブル化の問題ですが、四日市北警察署からの話で、現場検証で待ってくれということだということだったんですが、それで2カ月半も放置してあったんですね。なぜこの事故後でももっと対応を早くせぬのですか。6日に私、四日市北警察署へ行きました、「もっと早くしてもらわな困る、そんなに時間がかかるのですか、もっと早くしてくれなきゃ困る」と申し入れまして、そして土曜日になったんですよ。学校長からこういうことを言われている、そのまま2カ月半もなぜ経過していくんですか。いつでもだれでも登るようになっているものを、何の防止策もとらないまま、地中化工事をするのは結構だが、そういう警察の話もただ単純に聞き受けて、日をかせいでいくやり方、本当に真剣に反省したことになっていないじゃないかと思うんですが、いかがですか。私は時間がないので、答弁をこれ以上得られませんかわかりませんが、また別の機会にこの問題を引き続き、今申し上げましたことを明らかにしていただけるまで問題にしたいと思います。

○議長（川村幸善君） 時間が参りましたので、小井道夫君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時56分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

瀬川憲生君。

〔瀬川憲生君登壇〕

○瀬川憲生君 通告に従い、まず環境行政と環境問題について質問させていただきます。

今、私たちが生活を営む中で考えなければならない最重要課題は何かと

言えば、福祉問題と環境問題とと思います。その環境問題を取り上げ、行政のあり方についてでございます。

今日の工業化と人口過剰が、世界の自然資源及び環境に壊滅的な打撃を及ぼし、地球環境の悪化は砂漠の拡大、森林の喪失、土壌の浸食、生態系の消耗、廃棄物の蓄積、そして地球の物質、エネルギー循環の変動を含み、地球の生物圏の生物維持系全体まで及んでおります。このまま環境悪化が進めば、あと30年で、生物の存在は危機的状態に陥ると警告されております。

環境保全への国際的認識は、国連を中心に各政府機関に浸透しつつ、環境をめぐる国際外交の動きが動き始めております。1992年に開催される地球サミットはさまざまな角度から議論され、地球環境問題が国際的な安全保障として確立することを期待するものです。また、日本の役割を考えたとき、四日市市に設立した国際環境技術移転研究センターで、環境保全技術が十二分に研究され、その効果が国際的に貢献していくものと理解しております。

さて、あと30年で私たちの生存が難しくなるという警告を真剣に受けとめ、具体的な対策を講じないと手おくれになるのではないかと心配されます。過去に公害の原点と言われる足尾鉍毒公害事件がありました。この公害事件は栃木県足尾銅山の鉍毒水により、渡良瀬川の魚の絶滅や森林破壊などで甚大な被害をもたらしました。一方、そばの松木川沿いの豊かな自然を鉛害によって滅ぼされ、40戸、270人住まいする松木村は廃村に追い込まれました。精錬所が明治17年にできて、わずかに数十年の出来事です。この間、住民の間に、病人、死亡者が続出しております。この公害問題を当時の衆議院議員田中正造氏が、明治24年に国会で取り上げ、追及しましたが、銅の精錬事業が国家事業の一環であることから、公害事件が抹殺されております。以来、昭和48年に閉山するまで、精錬所の水や噴煙が鉍毒となり、魚や草木や人を襲い続けておったのです。現在も荒れた山肌はそ

のまま、汚染のひどさ、悲惨さを押しとどめているとのことです。環境は一度汚染してしまうと、なかなかもとへ戻らないものです。明治24年、田中正造氏の警告を無視したことが、生物が存在することのできない荒地をつくってしまったといえます。

このことは一地方のことではありますが、現在の警告は地球的規模の警告と認識しなければなりません。このまま環境汚染が続けば、あと30年で地球上の動植物が存在しなくなる、このことは先ほどの足尾公害事件からも裏づけられるものと思われまます。

このように、環境問題が危機的状態と社会では言われておりますが、環境政策は消極的で、環境保全より開発が優先されているのが現実です。このため、住民が環境を保全し、公害から自然と生活を守るためには、公害裁判という手段をとらなければなりません。四日市公害裁判を初め、水俣病公害裁判、大阪空港公害裁判、名古屋新幹線公害裁判など、環境政策の後退がこのような結果を招いております。住民の意見が裁判で争わなければ答えが出ない、このため多くの時間とお金を使わなければならないのが現状です。行政はこの現実をどう見ているのか疑問を持たざるを得ません。環境行政はいつも後退で、行政の中でも最も弱い立場にあるように思われますが、いかがなものでしょう。もっと強くなっていただきたいと希望いたします。

特に、開発行為には計画時点から環境行政は強い立場で指導していただき、また開発当事者は率直に聞いて、変更並びに見直しを勇気を持って行っていただきたいと思っております。あと30年の地球環境の危機を脱するには、思い切った環境政策と環境行政の改革が必要ではないかと思われまます。私たちが地方に行ったとき、旅先で、四日市から来たと言えば、「公害の」と言われまます。過去に起こした公害イメージがまだまだ消えておりまません。四日市の現状を見れば、西部丘陵地の緑が徐々に削り取られ、開発の名のもとに環境悪化につながるのではないかと心配されまます。

公害問題は二度と起こさないという強い信念で環境保全対策を行っていただきたい。そして、公害イメージをぬぐい去り、全国にクリーンな四日市を自慢できるような環境行政を期待いたします。

以上、総論的に申し上げましたが、これらの環境行政についてのご所見をお願いいたします。

次に、環境に関連した個々の問題についてご質問いたします。

まず、水道水についてお尋ねいたします。飲み水が危ないと題した図書が多く出回っております。そのため、水道水に対して不安を持たざるを得ない状態です。しかし、四日市の水道事業での水質検査は、厚生省の指導指針並びに水道局独自の検査で万全を期していただいているということで、おいしい飲料水が供給され、その努力に感謝申し上げます。

しかし、次の水処理方法に不安が残りますので、ご説明をお願いいたします。水の処理に、塩素ガスを吹き込んで有機物などを取り除く処理方法が行われていると思いますが、その消毒殺菌に使用される塩素が原水に含まれている有機物と化学反応を起こして、発がん性物質のクロロホルムがつくられると言われております。このクロロホルムはトリハロメタンの一つで、厚生省はトリハロメタンの制御目標値を100ppbとしておりますが、この数値はかなり高い数値ではないかと思えます。そこで、現在の四日市の数値はどの程度保持しているのか、お尋ねいたします。

次に、廃乾電池の処理についてお尋ねいたします。私たちの生活の中で、乾電池を利用した製品があふれております。ラジカセやポータブルテレビ、時計やカメラ、計算機からおもちゃまで乾電池の需要は増える一方です。この電池が切れたら取りかえ、捨てられ、ごみとなるわけです。しかし、電池には水銀カドミウムといった有害物が含まれているため、ごみ処理方法によっては環境汚染につながるおそれがあるため、四日市市では廃乾電池のみ分別収集で年1回、回収を行っていただいておりますが、これで完全に回収ができているのか、また回収した廃乾電池はどのような処理で処

分されているのか、お尋ねいたします。

続いて、自動車の排気ガスによる大気汚染についてお尋ねいたします。1988年7月に、環境庁が全国1,500人の環境モニターに、道路交通公害についてのアンケート調査を行いました。この中で60%近くの人が最も深刻な道路交通公害は大気汚染だと答えております。これまでの調査は、交通事故が常にトップを占めておりました。年間70万人が傷つき、1万人が死亡する交通事故を抜いて、大気汚染がトップになったことは、自動車の排気ガスによる大気汚染がいかに深刻な状態であるかを物語っております。日本の自動車保有台数は、1990年10月で6,000万台を突破しております。最近では、1年に400万台の割で増え続けて、赤ちゃんからお年寄りまで、国民2人に1台の自動車を持つまでになっております。しかし自動車は、騒音を出し、排気ガスをまき散らしながら、猛スピードで走り回ります。交通量の少なかった時代には、自動車の排気ガスが大気に与える影響は小さかったものですが、6,000万台ともなると、その影響は甚大です。いまや自動車は社会的欠陥商品とまで言われております。今、大気汚染の主役は、工場排煙型から自動車排気ガス型に変わっております。そして、自動車による大気汚染は拡大する一方で、その対策は一向に進んでおりません。それには1978年に、大気中の二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )濃度の環境基準を大幅に緩和した行政の大きな後退が原因と思われる。これは1973年に、環境庁が大気中の $\text{NO}_2$ が0.02ppm以下と決めましたが、5年後の1978年7月に、環境庁は $\text{NO}_2$ の環境基準を0.04ppmから0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下と、2ないし3倍に緩めてしまいました。このように環境行政が後退したため、対策が進まないままになっております。しかし、三重県の $\text{NO}_2$ の環境保全目標は、年平均0.02ppmと定められております。四日市市はこの基準を守らなければなりません。現状では市内の自動車排気ガス測定局の納屋小学校と東名阪の測定結果は、ともに県の基準が守られておらず、オーバーしたまま数年が過ぎております。保全対策はどのよう

になっているのか、県の基準を守る努力をなされているのか、お伺いいたします。

また、大型道路の沿道住民の健康状況についてお尋ねいたします。大気汚染で影響する健康被害は、血圧の高い低い、頭痛、疲れやすいなどから、風邪を引きやすく治りにくい、喉が痛む、せきが続く、たん、くしゃみなど、呼吸器系に特有の症状を訴える人が多いと聞いております。即、公害患者とは言いがたいですが、沿道住民に与える健康への影響は深刻なものではないかと思われまます。

そこで、四日市市では、国道1号、23号などの沿道住民の健康調査は行われているのか。もし調査データがありましたら、内容の説明をお願いいたします。今後のこのような地域の方々への予防措置等対応はどのようになっているのかお伺いをいたします。

以上の環境行政と環境問題についてでございました。

次に、北勢バイパス建設計画の説明のための三滝台自治会員宅の戸別訪問の件でございます。

この件につきましては、先ほど橋本茂議員からもご質問がありましたので、若干ダブる点があるかと思えますけれども、原稿ができておりますので、このまま質問させていただきます。

これはことし11月20日の市の職員が行った行為ですが、結果、プライバシーを含む基本的人権を侵す不測の事態が発生しておりますので、あえて質問いたします。

まず、1点目は、130名もの多くの職員の方を動員して行われたこの事業は市として重要な事業と思われまますが、この事業名はどのように名づけられ、準備期間はどれほどとられ、また職員の方々への趣旨徹底のための勉強会や研修会は何回ほど開催されましたか、お尋ねいたします。

次に、2点目は事前に会員が勤める企業に協力を依頼しておりますが、依頼した企業は何社なのか、その企業名を明らかにしていただきたいと思

います。

また、依頼したときに、会員の名簿が渡され、その名簿は過去に行った署名簿から抜粋したものではないかと言われておりますが、その事実についてご説明をお願いいたします。

この依頼は、どのような趣旨で行われたのか、そのとき次のようなリスクを予測できなかったのでしょうか。

1番目、事業主または上司から、従業員へ事項が流れれば、事態によっては圧力になる。2番目、従業員は職場での評価が悪くなるのを恐れ、自分の意思表示をせず、言論や表現の自由の権利を侵す。3番目、名簿を渡したとすれば、プライバシーの侵害であり、また反対者と位置づけられ、思想の自由を抑圧することになり、以後心理的苦痛に耐えなければならない。

以上のような危険な事態を事前に予測できなかったとすれば、基本的人権を侵す大変大きな過ちを起こしたことになります。今後の対応を含め、ご説明をお願いいたします。

また、人権の尊重の精神を欠落し、人権を無視した危険な行為であることを気づかなかった130名の職員の方々、この無関心な事実について、指導的立場にある職員研修所のご所見をお願いいたします。

第3点目は、この行為が三滝台自治会に対して事前に通告されていなかった点ですが、自治会側はある企業から事前に知らされ、危険な行為であることを察知し、中止するよう市長に申し入れております。この申し出を無視して、強行に実行されました。自治会とは市の要請で組織されており、年間を通じて、回覧板や配布物等、多くの業務が委託され、その役を果たしております。住民の意見は自治会がまとめて市へ、市の連絡事項は自治会を通じて住民へ流れ、問題を起こしたことはなかったと思いますが、今回のこのような自治会を無視した横暴な行為が許されていいものか、ご意見をお伺いいたします。

第4点目は、11月26日に行われた記者会見で、片岡助役は、今回の戸別訪問について、これまで行政側は住民にきめ細かな説明をしてこなかったと言われております。今まで再三三滝台自治会は説明不足の点があるので、再度説明するように要請しておりましたが、行政側は一貫して説明は終わったと言われておりました。しかし、この発言は説明不足を肯定したものと理解をいたしますが、間違いがないか、確認をいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） 水道水の塩素数値につきまして、水道局の方からご答弁を申し上げます。

水道事業の使命といたしましては、日常の市民生活に欠かすことのできない飲料水を供給するために、需要に適應した水量の確保にあわせまして、安心して飲める正常な水質の確保が、当然ながら重要な責務であり、万全を期しているところでございます。ご指摘の水処理方法についてでございますが、本市の水道水源は、そのおおむね80%を地下水に依存しており、地下水は原水そのものが正常で、有機物を除く浄水処理を行わなくても、水道法の水質基準にすべてが適合しております。

しかもご承知のように、炭酸成分を含んだ弱酸性の水で、厚生省からも、おいしい水の要件を満たした水道として選ばれた良質な水源であります。そのため、少量の塩素消毒のみで処理しており、クロロホルム等総トリハロメタン濃度は低く、厚生省の制御目標値は0.1ppmであります。本市では給水栓管末で、平均0.006ppmで、極めて少ない状況であります。

今後とも安全でおいしい水の供給に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 先ほど来、環境問題について総論的なお話があったわけですが、市といたしましては、これまでも特に開発行為に対しましては、環境保全に万全を期すと、そういった立場から、極めて具体的に指導してまいりましたけれども、今後とも開発と保全とがうまく調和のとれた、そういったことについてなお一層努力をしてまいりたい、こう思っておるわけでございますので、まずご理解をいただいております。と思います。

そこで、ご質問の廃乾電池の問題についてお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

ご承知のとおり、廃乾電池についてでございますが、廃乾電池につきましては、他の廃棄物とあわせて処分をしても有害ではないという、そういった国の見解も実はあるわけでございます。これは乾電池1個を取り上げてみますと、そのこと自体は実態に影響を及ぼさない、そういったことで、言ってみれば国の安全宣言みたいなものが出されておるわけでございますけれども、ところがこれを市で処分をいたそうといたしますと、市内から発生をいたします廃乾電池が埋立処分場という1カ所に集中をすることになるわけございまして、したがってご指摘のとおり、環境汚染につながるという、そういったおそれも否定ができないではないかというふうに私どもも考えているところでございます。

そこで、市といたしましては、昭和59年度から有害ごみといたしまして、先ほどお話がございましたように、廃乾電池についての分別収集を開始したわけでございます。現在、各戸に乾電池の保管収集袋を配布いたしまして、家庭で保管をいただいておりますので、先ほどお話がございましたように、年1回、9月に回収を行っているわけでございます。と同時に、何らかの事情で収集日まで待てないという、そういった住民の方々もいらっしゃるわけでございますので、私どもといたしましては、そういったことについて現在、市役所1階の市民課のロビーでございますとか、

あるいは各地区市民センターに乾電池入れを設置いたしまして、常時廃乾電池を受け入れておるわけでございますので、そういったことについてひとつご理解をいただきたいと思ひます。

また、日本乾電池工業会というのがございまして、ここにおきましても、小売店の店頭回収箱を設置をされまして、廃乾電池の回収が行われておるわけでございますので、そのことにつきましてもご理解をいただきたいと思ひます。

そこで、この回収いたしました廃乾電池の処分の問題でございますけれども、現在私どもといたしましては、収集いたしました廃乾電池につきましては、南部の埋立処分場でドラム缶に収納いたしまして、これを保管をいたしまして、毎年1回、北海道の広域回収処理センターへ運びまして、これを資源化をいたしておるわけでございます。なお、この処理につきましても、全国都市清掃会議というものが社団法人で設置をされておるわけございまして、この全国都市清掃会議が、使用済み乾電池の広域回収、処理計画を策定をいたしておるわけございまして、統一的な取り扱いによって、市としてもそれに乗っかって進めておるわけでございます。ちなみに、本市におきましても、今年度でございますけれども、廃乾電池約56トンを広域回収に乗せまして処理をいたしたところでございます。

また、こういった有害物の啓発の問題につきましては、常にその広報でございますとか、あるいはまた収集日程、あるいは各種のパンフレットによって市民の方々に啓発をさせていただいておるわけございまして、同時にまた各地区で実施をいたしておりますごみ出しの説明会でございますとか、あるいはまた、生活環境フェアを開催いたしております、そういった機会を通して努力をしておるわけでございますけれども、今後ともさらにきめ細かくそういったことについて啓発ができるように努力をしてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

続きまして、自動車の排出ガスによる大気汚染の問題についてお答えをさせていただきます。

本市におきましても、この窒素酸化物につきましては、ここ数年、確かに上昇の傾向にあるわけございまして、私どもといたしましては、特に自動車の排出ガスによる影響が大きいのではないかと、そんなふうには思っておるわけでございます。そこで、こういった窒素酸化物に対する抜本的な対策についてでございますけれども、私どもはこういった窒素酸化物対策についての基本的な問題の解決というものは、国において講じられるべきものである、そのように考えておるわけでございますが、市といたしましても、こういった現在の状況を踏まえまして、県と協議をいたしまして、四日市地域における窒素酸化物、大気汚染対策のあり方についてと、こういうことで、実は県の公害対策審議会に11月19日に、知事が、県の公害対策審議会に諮問をしたところでございまして、そうした中で、窒素酸化物対策について検討をいただくことになったわけでございます。

今回諮問をされました内容は、5項目から実はなっておるわけございまして、その一つは、環境保全目標値達成のための方途についてと、これが一つでございます。二つ目には、自動車に係る窒素酸化物大気汚染対策について、これが二つ目でございます。三つ目には、窒素酸化物に係る総排出量規制についてと、これが三つ目でございます。第4に、中小規模の工場、あるいは事業場に対する窒素酸化物排出量削減に係る規制指導について。5項目目に、群小発生源等に係る窒素酸化物大気汚染対策についてと、こういった5項目について、今申し上げましたように、11月19日に、知事が県の公害対策審議会に諮問をしたところでございます。

したがって、今後県におきまして、これらの問題について具体的に専門家を含めて審議がされることになるわけございまして、したがって県といたしましては、その審議がまとまり次第、答申を経て、具体的な対策を進めていくと、こういうことになるわけでございますので、そういっ

たことについてもひとつご理解をいただきたいと思います。

また、市についてでございますけれども、市におきましては、自動車排出ガスに対する啓発といたしまして、ご承知のとおり、本年度、県下で先駆けて電気自動車を導入いたしましたわけでございます。去る9月には、生活環境フェアを開催いたしました。この電気自動車とともに、メタノール車等を加えた低公害車フェア、そういったものもあわせて開催をいたしまして、啓発に努めているところでございます。

次に、道路沿線住民への大気汚染にかかる健康調査について、やっているのかという、やっておれば、その実態はどうかという、そういうお尋ねでございます。現在、本市では、そうした調査は実施をいたしておりませんが、本市では、ご承知のとおり、慢性閉塞性呼吸器系疾患の新規の発生率の調査というものを経年的に、全市的にやっておるわけでございます。少なくともその結果を見る限りにおきましては、地域間での新規発生率についての有意差はないと、こういうことでございますので、その点についてもひとつご理解をいただきたいと思います。

また現在、環境庁におきましては、自動車排出ガスによります大気汚染の影響が大きい大都市での気管支ぜんそく等に関する研究、あるいは大気汚染による健康影響に関する総合的な調査研究などが、現在環境庁で行われておるわけでございます。私どもといたしましては、今後、そういったことについての調査研究の知見の収集に努めてまいりたい、こう思っておるわけでございますので、その点についてもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第2点目の北勢バイパスの問題につきましてお答えいたします。

北勢バイパスの建設につきましては、国道1号、あるいは23号の交通対

策のみならず、広域幹線といたしまして、関係地域発展のために大きな期待をしておるところでございます。市議会でもその早期事業実施に関する決議が全会一致でされており、また市内各連合自治会、並びに各種団体などからも数多くの方々から早期実現の要望をいただいております。北勢バイパスの建設は市民の切実な願いであると考えておるところでございます。この市民の願いを実施するため、機会あるごとに建設省を初め、関係機関に働きかけまして、また企業、各種諸団体などにも協力をお願いし、理解をいただいております。

しかしながら、三滝台におきましては、いまだ理解が得られず、機会をとらえ、説明、話し合いを行い、理解を得よう努めてまいったところでございますが、出席者は限られております。そこでこの地域の方々に、より広く北勢バイパスについて知っていただきたいと考え、11月13日の川島地区連合自治会、並びに15日の三滝台自治会との話し合いを踏まえ、戸別に当地域の航空写真、完成予想図を見ていただき、北勢バイパス建設の市の趣旨をお話しさせていただいたところであります。このことにつきましては、橋本茂議員にもお答えさせていただいたとおりでございます。決定されました施策の推進のため、行政が行う最大限の努力であると考えておるわけでございます。

したがって、先ほどの一連のご指摘のございましたプライバシーに関しましては、侵害することがないように十分配慮しながら進めてまいったところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。また、これによりまして、この地域の多くの方々に北勢バイパスの必要性などにつきまして知っていただいたものと思っております。

また、最後に、記者会見のご質問がございましたが、当地域におきましては、ご存じのとおり、説明会、補足説明会、話し合いなどを重ねて、行政としてでき得る説明をしてまいったところでございますが、より一層広くこの地域の方々に、北勢バイパスについて知っていただくための

意味でございまして、説明会における説明不足という意味ではございません。北勢バイパスの促進につきましては、本市の最重要施策といたしまして、今後とも環境整備並びに関連する諸問題につきまして、十分配慮しながら事業促進につきまして、鋭意努力してまいり所存でございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） 大きな問題の2番目でございますが、北勢バイパス建設計画の件に関しまして、人権の尊重、プライバシーの問題等どのような研修をということで、この問題につきましてお答え申し上げたいと思います。

本市におきましては、昭和43年度から独自の職員研修制度を設けておりまして、本市の目指す都市像を確実かつ効果的に実現させるべく、職員の育成に努めてまいったところでございますが、申すまでもなく、市行政の目的は、住民福祉を向上すること、すなわち市民本意で物事を考え、実行していくことであるとの認識に立っておりまして、その線で人材の育成に努めてきたところでございます。

基本的人権の尊重はすべての根幹でございまして、職員研修でも特に意を配して取り組んでおりまして、プライバシーの保護に関しても重要な事柄でございますので、厳正に取り扱うよう研修を繰り返してきたところでございます。

今後とも、「行政は人なり」という理解のもとに、日常業務に関する知識はもとより、豊かな人間性、感性を備えた職員の育成を目指して、より一層の努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 瀬川憲生君。

○瀬川憲生君 ご答弁ありがとうございます。

水道水につきまして、いろいろとご苦労いただいているということで、非常にありがたいと思います。水は命でもあると思いますので、ひとつ今後とも慎重にお願いしたい。

ただ、もしわかりましたら、私の原稿のその後に私自身も気がついたことで、MXという突然変異を起こす、これも発がん物質だということで、去年ぐらいからいろいろ研究段階に入って、調査段階に入っているということを知っておりますので、もし資料がありましたら、これについてもひとつご説明をお願いしたいと思います。

それから、廃乾電池の問題、いろいろとご苦労いただいていることなんですけれども、粗大ごみには絶対にならないようにひとつ気をつけていただきたいと思います。そういうふうなことで、皆さん方にPRもよろしくお願いしたいと思います。

先ほどの水道水の原水がほとんどが地下水だということでございますので、地下資源を汚さないように我々は気をつけなきゃいかぬと思いますので、その点について、廃乾電池なんかは非常に怖いものと私は認識しておりますので。国の方では安全宣言をしているようでございますけれども、これはちょっと理解できない。こういうふうなことから、環境行政がなかなか進まないということにもなると思いますので、国が当てにならない状況が環境行政ですので、地方行政としてひとつよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、自動車の排気ガス汚染なんですけれども、これはNO<sub>2</sub>対策を中心にちょっとご質問させていただきましたけれども、現在の名四国道とか国道1号、それから東名阪での測定結果が、非常にいい結果が出ていない。環境基準はいつも破った結果で記録が出ているわけなんですけれども、何ら対策が行われていないと思います。今から、公害対策審議会に諮問するんだというふうな、先ほどのご説明でございますけれども、これは全く手の打ちようがないものかどうか。もしこういうふうな手はあるのだけど、

構造とか、予算とか、そういったいろんな諸条件でできないということになれば、それはそれで結構なんですけれども、全然ないのかあるのか、これ大変な問題ですから、ひとつもう一度この点についてお答えをいただきたいと思います。

実は、私は先日、会派の方で、東京の田無市というところで、ちょうど第一住専にバイパスが通るということで、17年間ほどいろんな住民と市との駆け引きがあったということで、これも裁判闘争まで行ったのですけれども、裁判を行わずに和解勧告をいただいて、それを受け入れて話し合いで終わったということなんですけれども、そこを見てきましたけれども、いろんな施策の中で、住民との和解の一つには、交通規制をするというようなことが織り込まれておりました。全国で交通規制を明確にしたのは初めてではないかなと思うわけなんです。交通をとめるというわけじゃないんですけれども、やはり発生源を抑えなきゃどうしようもないような事態になってきたと思います。固定発生源の場合は、工場に対してちょっと燃料を抑えてくれで済むわけなんですけれども、移動発生源の場合は、今までまず抑えたことがない。ないから、だんだん自動車も台数が増え、NO<sub>2</sub>初め、大気汚染がかなりひどいものになっているということですから、法律的にはこれは可能だと思いますので、今後四日市市として、知事または公安委員会へ交通規制の申し出をするような方向で、ひとつご検討いただけないものか、この辺、将来の展望で結構ですから、ひとつご意見をお聞かせをいただきたいと思います。

戸別訪問の件でございますけれども、かなり粗削りなご答弁で、お聞きしたことが全く抜けておるわけなんですけれども、改めてもう一度質問させていただきたいのです。職員に対しての研修会というか、説明会といいますか、これは一体何回ぐらい行われたのかということですね。こういう重大な問題をかかなり慎重に行われたとは思いますが、全くこれお答えいただけないものですから、全然なかったのかなと思います。

なかったということであれば、大変な問題でございますので、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

それから、企業名等はお聞かせいただけないものかどうかということですね。それから、名簿は署名簿から抜粋したということで、かなりそういうことでの認識をされておりますけれども、これも抜粋したかどうか、これは正確にひとつお答えをいただきたいと思います。

それから、人権教育、同和教育について、研修所の方からの一生懸命やっておるといふようなご回答があったわけなんですけれども、事実においては、一生懸命やっていたんですけれども、結果においてはプライバシーの侵害になり、人権を侵す結果になっているということはひとつ認識していただきたいと思います。これははっきりと苦情として出ておりますし、私の方でもそれなりの資料を持っておりますので、責任を追及する意味じゃないんですけれども、やっぱり失敗は失敗として認めていただいて、二度とないようにしていただかないといかぬですから、その辺ももう一度ご答弁をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

○環境部長（鶴飼 滋君） まず、環境基準の問題についてでございますが、環境基準をオーバーしておるといようなご発言がございましたけれども、たしか県が目標として設定をいたしております0.02ppm、これについては、特に自動車排出ガス監視局におきましては、上回っておるわけでございますが、国のNO<sub>2</sub>に対する環境基準は、ご承知のとおり0.04から0.06ppmのゾーンと、こうなっておるわけですね。したがって、そういう意味では四日市におきましては、すべての環境測定局で環境基準をクリアしておると、こういうことでございますので、その点についてご理解を得たいと思います。

それから、NO<sub>2</sub>対策の問題についてお話がございましたけれども、先ほどご答弁申し上げたように、私はそういった抜本的な対策というのは、

国において講じていかなきゃならぬ。そうしないと、なかなか地方自治体でそういった抜本的対策をとるとするのは非常に難しいというふうに思っておるわけでございます。したがって、今申し上げたように、そういったことについても積極的に国の方にも要望してまいりますし、同時に今申し上げたように、県の方でも具体的に審議会の中でご議論をしていただいております、こういうことでございますので、そういったことについてもご理解を得たい。

ただ、私どもといたしまして、市としてそれじゃ何ができるかという問題について、さっきお話を申し上げたわけでございますが、特に私は、今日の環境問題というのは、特に都市生活型の環境問題、そういうことになるわけでございまして、そういう意味で言えば、住民自身が被害者であるけれども、ある面では同時に加害者になっているという、そういう関係にあるわけでございますから、住民に対する啓発ということが、私は、市町村としては極めて大事な部分であろうと、そういう意味で、今後そういった問題についての啓発という側面から市としては努力をしてまいりたい、こう思っておるわけでございます。

それから、最後に、交通規制のお話があったわけでございますが、確かに大気汚染防止法の中では、人の健康、または生活環境を守るという、そういった観点から、自動車の排出ガスによる一定以上の窒素酸化物濃度等になった場合に、知事が県公安委員会に対しまして、道路交通法の規定によりまして、この措置をとることを要請するものであると、こういった規定が実はあるわけです。そういう意味で言えば、ご指摘のとおり、通行の規制というものは可能であるわけでございますけれども、私どもといたしましては、そういった事態にならないように、交通量の分散等について総合的な対策として取り組んでまいりたい、こう思っておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 水道事業管理者。

○水道事業管理者（奥山武助君） この新聞報道でされましたMXでございますけれども、これは先ほど申し上げました有機物と消毒に利用いたします塩素によりまして反応して生成した新しい物質ということで、最近このような報道がされたところでございますが、現在、学術的な調査研究の段階でございまして、水道事業体といたしましては、非常に関心を持っておるところでございます。今後の問題といたしまして、世界保健機構や厚生省の動向を見ながら対応をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） 職員の説明会に対するその説明は何回かというようなご質問だったと思っておりますが、北勢バイパスの建設につきまして、私どもは常々より広く三滝台の方々に知っていただきたいということを考えておったわけでございますが、ご答弁でも申し上げましたように、11月13日の川島地区連合自治会、並びに15日の三滝台自治会との話し合いの中から、地元へ広く説明をしてほしいという申し出もございました。そういう申し出を受けまして、戸別に航空写真、あるいはパースを見ていただきまして、市の趣旨を話すという目的でございました。

この北勢バイパスにつきましては、まだ事業化されていないということで、詳しい内容につきましては、実施の段階で検討されるべきこととございまして、特に私どもといたしましては、プライバシーに気をつけるという意味合いをもちまして、職員へ説明をしたわけでございます。2日にわたりまして、延べ3回やっております。

また、企業への問題のことでございますが、この北勢バイパスの促進につきましては、関係自治会初め、企業からも促進の陳情を受けておるところでございます。そういうことで、事あるごとに、このバイパスの必要性につきましては、ご協力をお願いしておりました。そういうことでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、署名簿につきましては、一切外へ出しておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 瀬川憲生君。

○瀬川憲生君 水道局の方のご説明ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、排気ガス規制について、国の方で何とかしなきゃということですから、四日市市としては一応現在のところこれという根本的な対策方法はないと理解いたしますので、これでいいと思いますが、そういうふうなことでお聞きさせていただきます。

それから、戸別訪問の件で、先ほど建設部長から、3回ほどということでご説明いただきましたが、実は、こういうふうな事態が起きているわけなんです。訪問された職員の方に、住民の方が名刺をくださいと言ったら、何もせずにそのまま帰った。身分証明書提示を求めたら帰ってしまった。一体これどういうことか。一般社会、民間レベルでは、訪問販売をするときには、必ず身分証明書を提示するよというところが現在常識化されております。それで、過去には、消防署の方から来たと言って、消火器を売りつけたり、税務署の方から来たと言って、経済雑誌を売りつけたりというようなことがあって、その後そういうふうな誤解がないよというところで、訪問する場合は、身分証明書を提示することは、これは当たり前になっていますし、住民の方も信用を得るためには提示を求めるとあります。だから、今後ともそうなんですけれども、別にこの問題だけじゃないんですが、市の職員の方が、今後いろんな形で訪問されると思いますけれども、市の職員に対しての身分証明書はどのような形になって、どのような説明をされているのか、それをちょっと後でどなたかご説明をいただきたいと思います。これは北勢バイパスの問題とは関係ございませんので。

だから、3回ほど説明会か、勉強会かやっていただいたといえますけれ

ども、こういった点は全然教育されていないわけですし、身分証明書や名刺を持たなかったという方は、本当に市の職員を使ったのかどうかというふうなことで疑わざるを得ないんですね。130名の方が動いたと、相当な数字になるんです。その中にはかなりアルバイト的な方を適当に使ったんじゃないかなと、非常にずさんな形でやられたんじゃないかなということも疑われても仕方のないような結果が出ているということなんです。

それから、プライバシーには十分気をつけたと言われておりますけれども、これ現実には、プライバシーに完全に触れている事実があるから言うているわけなんですから、その辺はひとつお認めをいただきたいと思ひます。そうでないと、これちょっと納得いかない事件になっておりますので。

それから、自治会のあり方、これはちょっと最初の点で抜けて、ご説明がいただいておりますけれども、自治会の組織と市の対応ということについて、非常に疑問になるわけなんです。先ほど、橋本茂議員へのご説明の中にも、自治会長が反対しているから、話にならぬのだというふうなご説明がありましたけれども、この三滝台の対応は、別に北勢バイパス問題にかかわらず、一応総会とか、臨時総会等を開いて、大きな問題はそこで審議され、可決されたものを自治会の役員が対応しているということですので、役員が反対者だと位置づけられると、これ困るわけなんです。昨年までは私が自治会長として対応してきたわけですし、今度の自治会長といえど、北勢バイパスに対応しておったからと言われて、反対者と位置づけるのはちょっと尚早でありまして、これはだれが自治会長になられても、三滝台の場合は、大きな問題は総会で決議をして決めると、それに対して対応するよという、議会制民主主義を守ってやっておりますので、それを認めないよという市の対応ですと、ちょっとこれは私も納得いかないものですから、もう一度ご説明をお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） まず、身分証明書の問題でございますが、我

々、皆さんのお宅へお邪魔いたしますのに、必ず身分証明書は持つようには指導したところでございます。

しかしながら、自治会の方から、いろいろこういう質問をせいというような回覧も回っていたようでございまして、中には大変難しい問題も含まれていたようでございますので、若干の混乱はあったと聞いております。

また、先ほどの自治会長さんの問題でございしますが、三滝台地域におきましては、北勢バイパスの道路問題につきましては、あくまでも北勢バイパスのルート変更対策委員が窓口であるというようなことを常々おっしゃっておみえになりまして、この中に自治会長さんもお見えになる。そういうことで、必然的に我々と意見の相違もあろうかと思えます。その辺で、今回特別な説明をさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（川村幸善君） 瀬川憲生君。

○瀬川憲生君 切りのないことでございますので、適当におさめたいと思えますけれども、この問題、非常に接点が見つけない問題ですけれども、やはり根気よくお互いに話し合って、やはり行政不信が一つの大きなネックになっていると思えます。こういうふうな信用されない方法でどんどんと行政が進めていかれると、余計かたくなになっていくというふうなことでございまして、やはりお互いが信頼されるような状況をまずつくっていかないと、なかなか話の合致点がかめないのじゃないかなと思えますので、いろんな諸問題を起こす前に、とにかくひざ詰めで話しする方向でひとつお願いしたい。

それから、先ほど対策委員というのは、自治会の役員でございまして、自治会の中に対策委員という特別専門部会があるわけでございますので、自治会とは別じゃないということでご認識いただかないと、話が進まないと思えますので、その点よろしく願いたいしまして、私の質問は終わります。

○議長（川村幸善君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 51 分休憩

午後 4 時 3 分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

青山弘忠君。

〔青山弘忠君登壇〕

○青山弘忠君 本日、最後の質問者になりました。大変お疲れかと思えますけれども、もうしばらくご辛抱いただきたいと思えます。

第 1 点目の 3 歳児の就園奨励費についてお尋ねいたします。

四日市市内には、本年 5 月 1 日現在で、公立幼稚園の園児 1,540 名、私立幼稚園の園児 3,355 名、合計 4,895 名在籍をいたしております。教育委員会におかれましては、あすを担う子供たちの幼児教育に日ごろから熱心に取り組んでいただいておりますことを、まずもって敬意を表する次第でございます。

さて、近年出生率が著しく低下をいたしまして、子育て環境の充実が国レベルから市町村に至るまで、真剣に取り上げられておりますが、幼児教育にかかる父兄負担を軽減していくということも、その前向きな施策の一つであろうと考えます。

そこで、本市の状況を見てみますと、4 歳、5 歳児の父兄に対しましては、従来より就園奨励費がその所得額に応じまして、年額で最高 11 万

1,000 円まで支給されております。公立と私立の保育料の格差が 2 倍以上ある中で、特に本市の幼稚園児の 70% 近くが通います私立の幼稚園児の父兄にとりましては、大変大きな助けになっておるわけであります。文部省は四、五歳児にしか認められていない就園奨励費を 3 歳児にも認めるようにと、ここ数年強く大蔵省へ働きかけをしておりましたが、ようやくこれが認められまして、平成 3 年度当初予算の中に、3 歳児用の新規予算とし

て6億400万円が計上されるに至ったわけであります。

この国の方針にあわせて、本年度から3歳児の就園奨励費を予算化して、既に実施している市町村が数多くあるわけですが、四日市はいまだに実施をいたしておりません。四日市を除く県内12市の状況ですが、鳥羽、尾鷲、亀山の3市は、これは3歳児がいないということで除外いたしまして、残り9市で見えますと、津市を除くすべての市で、本年度から実施されております。しかも、津市は来年度から実施するというところでございますので、四日市を除くすべての市が平成4年度の段階では実施されるという見込みになっております。

四日市の教育委員会は、本年度予算査定段階で、これを要求したものの、結果的には急なことでもあるし、しばらく様子を見ようということで、ことは見送りになったというふう聞いております。急なことでやむを得ない面もあるといたしまして、来年度についてどうなのか、先般11月に教育委員会の総務課の方へ問い合わせましたところ、まだどうするかわからない、こういう返事でした。昨年、予算要求したから、よほどの事態がない限り、引き続き要求するというのが筋だと考えます。11月の段階でまだはっきりわからないということは、明らかに昨年よりこの問題に対する姿勢が後退しているのではないかと、大変危惧を抱くところでございます。3歳児の就園奨励費に国の予算をつけるための運動には長い長い20年に及ぶ歴史があります。文部省が理解を示しても、金庫番の大蔵省がなかなかうんと言わない時代が続きました。保育園との競合の中で、厚生省サイドからの抵抗もあったと聞いております。PTAの連絡協議会を初め関係各位が、全国から草の根の葉書陳情を行ったり、あるいは自民党の若手文教族議員の有志二十数名が集まって、幼児教育を考える国会議員の会を組織し、渋る大蔵省に対して強い働きかけを行ってきたわけでありまして。それでも、昨年12月24日、深夜の大蔵省原案には、一次内示には盛り込まれなかったわけでありまして。その後、粘り強く復活折衝が行われま

して、12月28日昼過ぎの堀文部大臣と橋本大蔵大臣、いずれも当時でございますが、この閣僚折衝によって、最後の最後ようやく認められた予算でございます。この血のにじむような苦勞の結果認められた3歳児就園奨励費を三重県下最大の都市、また最大の園児数を抱える四日市市が実施していないということは、子育てに取り組む若いお父さん、お母さんの立場から見れば、あまりに悲しい現実でございます。この問題に対するお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2点目のミルクロードについてお尋ねをいたします。

ミルクロードは農林水産省が広域農道として建設したもので、四日市の内陸部を南北、あるいは東西に走る道路として、昭和55年から供用が開始をされました。しかしながら、5年ほど前に菰野の竹永、小島部分が土地改良の完成とともに開通いたしまして、それ以来、鈴鹿方面から四日市、菰野、大安町を経て、藤原町、員弁町へつながる大変便利な道路として、交通量がウナギ登りに増えてまいりました。信号が少ない道路であるにもかかわらず、朝夕の通勤ラッシュ時には車が数珠つなぎになることも珍しくなくなってまいりました。農道を前提とした舗装の厚みでは、当初の予想をはるかに上回る現在の交通量に耐えられるはずもなく、各所にひび割れ現象が生じまして、その維持、補修にかかる経費も近年増大の一途をたどっております。

これらの経費は、市町村の負担ということで県は一切タッチをいたしておりませんが、北勢の1市2町を広域的に結ぶ交通量の多いこの道路は、当然県道としての性格を持っておるわけでありまして。他市や他町村の車が数多く通る道路を、その市なり、その町の単費で補修をしていくということは、受益者負担の原則にも反するものであり、県道として広域的視点に立った整備が必要だというふうに考えます。

国道昇格という言葉はよく聞きますが、県道昇格というのは余り聞いたことがありません。四日市市でも現在この種の要望は余りないというふう

に聞いておりますけれども、地域住民の身近な生活に影響を及ぼす点から考えれば、国道昇格に匹敵するほどの重要性を持っておると思います。

菰野町が数年前から熱心に県に対し要望いたしておりますが、個別に運動しても大きな成果は期待できません。国道昇格の期成同盟会のような形で、四日市市が菰野町、大安町に働きかけ、何らかの共同組織をつくり、粘り強く県道昇格を訴えていただきたいと思います。こういう面にこそ、日ごろの広域行政の成果を大いに発揮していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、第3点目の四日市スポーツランドと周辺整備についてお尋ねいたします。

四日市スポーツランドは財団法人四日市市レジャー施設協会が桜財産区から土地を借り入れまして、市民のレジャー、健康増進を図る目的で、昭和54年からオープンしている施設でございます。オープン当初は珍しさも手伝って大変にぎわいましたが、その後客足が遠のき、最近では土日以外余り人がいないというのが現実でございます。この3年間の推移を見ますと、入場者数で昭和63年度が約6万2,000人、平成元年度5万6,000人、平成2年度5万3,000人でありまして、また使用料収入で見ても、昭和63年度が約1,860万円、平成元年度が1,670万円、平成2年度が1,540万円ということで、毎年毎年いろいろ施設充実のご努力はいただいております。入場者数、収入ともに減少の一途をたどっております。

そんな中で、この施設の周辺の環境がここ数年大きく変わってまいりました。従来は桜財産区として周辺に広大な自然があったわけですが、このスポーツランドの用地8ha以外は市へ移管をされまして、現在鈴鹿山麓研究学園都市構想の中核用地として造成工事が進められております。さらには、ご承知のとおり、財団法人国際環境技術移転研究センターの建設がこの10月から始まり、またその隣には三重北勢ソフトウェアセンターが年明けにも着工される予定になっております。今後、研究機関等々が数

多く立地してくれば、当然そこに勤務する人々や家族が住む場所、あるいは余暇を楽しむレジャー施設なども必要になってくると思われます。しかも、国際環境技術移転研究センターへ世界各国からやってくる研究者の人々にとっても魅力のある地域にしていかなければなりません。民間では、将来を見越して、大規模な住宅団地の開発構想や、また幾つかのゴルフ場の開発などの計画が進んでいるようでございます。

今まで、四日市の一番不便なところにあったスポーツランドが、あつと言う間に、これらの地域の中心部に変身をするわけでありまして。逆に考えれば、現状じり貧状態で打つ手がないスポーツランドにとって、まさに起死回生、天から恵まれた環境が降ってわいてきたようなもので、大変ありがたいことかと思っております。今後は、周辺の著しい状況変化をうまく取り入れて、新しい発想で経営を考えていただきたいと思っております。第3セクターで、民間企業からも出資をいただいております以上、補助金に頼らない、自立した経営を目指していただきたいと思っておりますが、今後の展開なり、何らかの新しいプランをお持ちかどうか、お尋ねをしたいと思います。

さて、その場合に、現在のスポーツランドの枠の中だけで考えようとしたとしても、どうしてもアスレチックの性格上、崖といえますか、斜面ばかりの地形でありまして、なかなか新しい発想というのは浮かんできにくいわけでありまして。そこで本日森議員もおっしゃられましたように、この地域を広域的にとらえて考えてみたらどうかということをご提案するわけでありまして。スポーツランドの周辺には、近年着実に整備をいただいております宮妻峽初め青少年野外活動センター、少年自然の家、四日市市茶業振興センター、あるいは市の牧場、あるいは夜景の大変きれいな企業庁の水沢浄水場などがあります。さらに、本年度から教育委員会の方で工事にかかっていたいただいております多目的広場は、1万㎡の真っ平な芝生の広場でありまして、四日市市には今までになかった新しいタイプの、だれでも楽しめる場所になることが期待をされております。

従来、これらを結ぶアクセスがほとんどなくて、スポーツランド周辺は陸の孤島のような状況でございましたが、最近、市、県、あるいは企業庁などのご努力によって、道路が大変よくなってまいりました。そこで、今後これらの幾つかの施設を、この道路で有機的に結んで、自然との触れ合いゾーンとして広域的な整備を考えていただいたらどうかと思うわけでございます。

そのためには、もう一步、この地域のアクセスといいますか、道路の整備を総仕上げとしてお願いをしたいわけでありまして。県道宮妻峡線から茶業振興センター、青少年野外活動センターを経て、県道の茶屋町湯の山停車場線につながる道が、従来細い道でありましたが、野外活動センターまでは大変立派な道に拡幅をしていただきました。しかし、その先が従来どおりの本当に狭い道でございます。また、県道茶屋町湯の山停車場線の方も、東急のゴルフ場の関係で、ゴルフ場のところまでは大変立派な道になったわけでありまして、その奥が従来どおりの狭い道のままになっております。せめてこの県道と、野外活動センターからの市道との交差点まで、あと数十mのことです。何とか早急にここまでを拡幅していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、現在スポーツランドの周辺から、湯の山街道へ抜けるためには、三重用水の孤野調整池の周りの道を通して大羽根園に出るというルートがあるわけでありまして、この孤野調整池の道路については危険であるということで、水資源開発公団によって、原則立ち入り禁止になっております。したがって、特に夜間などにつきましては、全く抜けられない状態でございます。現状では余り大きな問題にはなりませんけれども、将来、学園都市構想が具体化をいたしまして、人や物の往来が激しくなってきた段階では必ず大きな問題になるような気がいたします。将来の第2名神のインターが大羽根園の西あたりに立地することが予想されているだけに、この方面への幹線道路が1本どうしても必要になると考えますけれども、湯

の山街道の4車線化との兼ね合いの中で、何らかの計画を立てておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

さらに、県道平尾茶屋町線の名阪自動車道をまたぐ部分の拡幅につきましては、地元から4年越しの要望が出ておりますが、今後の見通しはどうか、また国道306号のバイパス工事についても、その進捗状況と、またどの部分から着工を進めていくのか、教えていただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま青山議員からご質問の最初にございました3歳児に対する就園奨励費についてお答えを申し上げたいと存じます。

ご指摘のように、近年はだんだんと核家族化、あるいは少子化、都市化が進んでまいりました。したがって、子供を取り巻く環境も大きく変化してまいりました。すなわち家庭や地域社会における集団での遊びや、あるいは自然との触れ合いを初めといたしました直接体験と、幼児期において最も大切とされておる場や、あるいはそういった機会の多くが得られなくなってまいりましたのでございます。そうした意味におきましても、幼稚園教育の果たす役割はますます重要になってきていると認識しているところでございます。

ご質問の就園奨励費の3歳児への拡大についてでございますが、ご指摘のございましたように、文部省におきましても、本年3月に幼稚園教育振興計画が策定されまして、その中で就園奨励費の対象を3歳児まで拡大する案が図られたところでございます。

本市におきましては、国、県などの指導も踏まえまして、保護者の経済的負担の軽減を図るべく従来の4歳、5歳児に加えて、3歳児も対象といたすべく幼稚園の関係者の理解を得る中で、その実施に向けまして、教育委員会としても最大限の努力をしてみたいと存じておりますので、よ

ろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第2点目のミルクロードについてと、第3点目の四日市スポーツランド周辺の整備の中で、道路整備につきましてお答えいたします。

ご質問のミルクロードでございますけれども、四日市市内では市道内部小山田桜線、並びに県道水沢本町采女線を、合わせましてミルクロードと呼ばれておるわけでございます。本道路は、四日市市、菰野町、大安町にまたがりまして、昭和46年から三重県耕地課によりまして、延長約22kmを広域営農団地基幹農道整備事業といたしまして着手され、四日市市内は昭和56年に完成し、同12月に市道認定を行い、また、供用開始をしておるところでございます。その後、昭和61年に、菰野町、大安町地域も完成いたしました、それぞれ町道として全線開通したところでございます。

本事業は申すまでもなく、本地域の農業を発展させるための、米あるいは酪農等の畜産、近郊野菜を主要作物として、広域営農団地を設定し、地域を有機的に結合させるための道路網整備を目的といたしまして、完成後は各市、町に移管されまして、維持管理をしておるところでございます。

昨今の内陸部の開発並びに近隣市町の産業の発展に伴いまして、交通量が増加し、路面等の損傷が著しく、関係市町は大規模な改修工事を余儀なくされておるところでございます。財政的にも大きな負担となっております。こういったことから、この道路の広域性、重要性にかんがみ、四日市市、菰野町、大安町がともども平成3年度から県道昇格につきまして働きかけておるところでございますが、今後とも1市2町が協力して強く県当局に要望してまいる所存でありますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、四日市スポーツランド周辺の道路整備についてでございますが、

まず国道306号でございますが、県道平尾茶屋町線から菰野町との間の桜工区、延長1,900mにつきましては、平成2年度に用地買収などを終えまして、現在までに約60%の用地取得のご協力を得ておるところでございます。

また、県道宮妻峡線を挟みました水沢美里工区延長500mの区間につきましては、平成3年度、4年度で家屋移転、用地取得を終えまして、平成5年度完成をめどに取り組んでおるところでございます。

また、県道平尾茶屋町線のミルクロードから国道306号の間の整備につきましては、平成5年度のICETTの開所に合わせまして完成できるよう、用地取得、家屋移転等に鋭意努力していただいております。

県道茶屋町湯の山停車場線につきましては、現在四日市スポーツランドから東急ゴルフ場のまでの間、延長約900mで整備が進められておりまして、本年度完成が予定されております。

また、東急ゴルフ場以西の整備につきましては、青少年野外活動センターへの進入路でございます、市道水沢谷町12号線までの間、約100mの未整備区間につきましても、平成4年度事業でできるよう、県当局へ要望するとともに、あわせまして市道水沢谷町12号線の残り部分の整備を図ってまいる所存でございます。

また、当地区と菰野町をつなぎます道路につきましては、現在のところ菰野調整池周辺を通ります林道があるものの、当地区の将来の姿を考えると、一般道路として整備が必要かと考えられます。このことにつきましては、行政区域が異なることもございまして、今後菰野町に予想されます第2名神自動車道のインターチェンジのアクセス道路とあわせまして、菰野町と十分な協議を重ね、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本地域は、四日市スポーツランドを初めICETT、青少年野外活動センター、あるいは宮妻峡、湯の山温泉等もござ

いまして、これらを有機的に結びます道路網づくりを図ってまいる所存でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 3点目の四日市スポーツランドとその周辺整備につきまして、ご答弁を申し上げます。

ご指摘のとおり、四日市スポーツランドは、昭和54年にフィールドアスレチックコースだけでスタートしたわけですが、その後、スーパースライダー、ローラースケート場、デイキャンプ場、幼児プールを建設し、施設の整備充実に努めてまいったわけでございます。さらに、本年度におきましては、バッテリーカーの導入、小動物園との触れ合い広場の設置をいたしましたところでございます。

利用者につきましては、ご指摘のとおり、昭和59年の8万7,000人を最高に、年々減少しておるわけですが、本年度は週休2日制の普及とあわせ、セールス活動とかイベントの開催等の営業努力によりまして、利用者が急激に増加いたしましたして、11月現在で7万2,000人に達し、昨年の同時期と比較いたしますと、71.7%の増となっております。またこのままいりますと、8万人をオーバーするものと思っておるわけでございます。

また、収入面につきましても、11月末現在の利用率収入が1,680万円ほどでございます。これも前年の同時期と比較いたしますと、約31%の増となっております。

しかしながら、今後鈴鹿山麓リサーチパークの計画等、いろいろ大変重要なところでもあり、今後の施設整備につきましては、既存施設の有効利用を図るとともに、周辺の開発計画との関連を考慮して、自然環境になじむような施設整備を今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、四日市スポーツランド周辺におきましては、これもご指摘があり

ましたように、既存の観光地レクリエーション施設として、宮妻峡、もみじ谷、東海自然歩道や、少年自然の家、昭和幸福村公園や、現在整備中の多目的広場などがございます。

また一方、産業面におきましても、茶畑や茶業振興センター、乳牛育成場などがあり、こうした施設と、豊かな自然環境を適切に結びつけ、ネットワーク化を図り、当地域の観光地としての魅力アップを図るため、先般、森議員にもご答弁申し上げましたとおり、今後、地元関係者、民間事業者等も含めた振興整備計画を検討してまいる所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 青山弘忠君。

○青山弘忠君 ご答弁ありがとうございました。

1点目の3歳児就園奨励費につきましては、教育長から大変前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ひとつ教育委員会のご意向を財政当局なり、市長部局の方で十分ご検討をいただきまして、来年度において、四日市だけが3歳児の奨励費がつかない、県内においてそういう状態にならないように、ひとつよろしくご要望申し上げる次第でございます。

第2点目のミルクロードについてでございますが、先ほど建設部長の方から、菰野町や大安町と一緒に県道昇格を要望しておるというご答弁をいただきました。しかしながら、菰野町が熱心にやっているということは耳に入ってくるのですが、四日市がやっただけでいるということは、私、地元におりますけれども、余り聞いたことがないわけでございます。菰野町の中を通る距離と四日市の中を通る距離はほとんど差がないぐらいでございますので、四日市としても菰野町に負けないぐらいに強く要望していただいても十分なことだと思います。今後ひとつ四日市も先頭に立って、ミルクロードを県道として昇格していただけるように、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

3点目のスポーツランドについてでございますが、先ほど周辺の幾つかの施設を結ぶための振興整備計画を考えているというご答弁をいただきまして、大変ありがたいことだと思います。また、本年度はスポーツランドの入場者、収入が大変調子がいいという話も聞きました。初めて聞きまして、びっくりしたところでございますけれども、日ごろのご努力の成果が出たものだと思います。今後これらのいろんな施設との関連の中で、この地域全体が鈴鹿山麓研究学園都市の中の、本当に自然に親しめる地域として整備できるように、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、アクセスにつきましても、いろいろ細かくご答弁をいただきましてありがとうございます。特に、ゴルフ場の関係で立派過ぎるような道ができて、その先が余計に貧弱に見えるわけでありまして、したがって、どうかこのゴルフ場の奥と、そしてこの青少年野外活動センターを結ぶ道につきましては、それほど距離の長い道ではございませんので、どうか早急に取り組んでいただきますように、県の方へもご要望いただきますよう、お願い申し上げます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

---

○議長（川村幸善君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時35分散会

## 会 議 録

第 3 日

（平成3年12月10日）

○議 事 日 程 第 3 号

平成 3 年12月10日（火） 午前10時開議

第 1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（40名）

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
伊 藤 正 巳  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
小 川 政 人  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
桑 原 勇  
小 林 博 次  
佐 藤 晃 久  
佐 野 光 信

瀬川憲生  
田中武行  
田中俊行  
谷口廣陸  
土井数馬  
豊田忠正  
中森慎二  
野崎洋  
野呂平和  
橋本茂藏  
橋本増藏  
長谷川昭雄  
日置紀平  
藤井浩治  
古市元一  
堀内弘士  
益田力子  
水野和子  
水野幹郎  
毛利道哉  
森真寿朗

○欠席議員（1名）

坂口正次

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣  
市助 加藤宣雄

収入役 毛利道男  
調整監 鈴木一美  
市長公室長 栗本春樹  
計画推進部長 馬淵則昭  
総務部長 石川徹夫  
財政部長 佐々木龍夫  
市民部長 小畑廣次  
福祉部長 田中昌治  
商工部長 米津正夫  
農林水産部長 黒田昭公  
環境部長 鶴飼滋  
都市計画部長 山田稔  
建設部長 西田喜大  
下水道部長 岡田幹夫  
消防長 島村隆彦  
消防次長 浜谷敏彦  
病院事務長 中村督  
水道事業管理者 奥山武助  
水道局次長 藤田高司

教育長 丹羽武  
教育次長 宮田勉

代表監査委員 樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長 長谷川昭彦

議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	福島和幸
議事係長	玉田耕士
主幹	井上紀久夫
主幹	水谷正昭

午前10時1分開議

○副議長（毛利道哉君） おはようございます。川村議長にかわりまして議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、37名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○副議長（毛利道哉君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 おはようございます。質問に入ります前に一言お断りを申し上げます。私、風邪を引いてしましまして、また声帯が少し悪くなつてまいりました。したがって、発音が悪いので、皆さんには非常に聞きにくいということがございますが、何とぞお許しのほどをお願いを申し上げます。質問に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、地震対策について。私は、去る昭和54年12月議会におきまして、市の地震対策についてお尋ね申し上げましたところありますが、理事者は市長を除きまして当時の担当者の方は1人もお見えになりませんし、ま

た議員各位もお見えになる方は非常に少なくなっておりますので、当時を思い出しながら、あえてもう一度地震対策についてお伺いをしながら進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、ことしは国内では最大級と言われております被害を受けました愛知、長野各地におきましては、研究や討論会が行われております。これは美濃大地震のことで、ちょうど本年で100年目でございます。当地におきましても、昭和19年12月7日に熊野灘を震源としたマグニチュード8.3というA級の東南海大地震が発生し、三重県を初め静岡、愛知県等に大きな被害をもたらしてから47年が過ぎたところであります。また、現在、地震に関しましては、昭和51年当時、東京大学の石橋教授が駿河湾の駿河トラフを震源地とする東海大地震の発生説を提唱されて以来、国を初め関係の県及び市町村では、にわかには地震対策について積極的に取り組み、昭和53年には大規模地震対策特別措置法が制定されたところであります。本市においては、その法律による地震対策強化地域の指定からは外されましたものの、行政当局においては、耐震性防火水槽の設置を初め自主防災組織の強化等地震対策事業が講じられているところであります。それから15年の歳月が過ぎましたが、幸いにも今日までは大地震の発生を見ていないところであります。

先般11月3日の総理府の防災に関する世論調査によりますと、国民の約6割が今後10年間に大地震が起こることは考えておらず、また、地震に対する備えについても「何もしていない」という人が約4割という、前回の調査に比べ、防災意識が低下し、大地震に対する危機感が薄らいできていると言われております。また、防災訓練などの訓練活動についても、「行った方がよい」と、必要性を認める人が減少し、逆に「災害の発生する可能性は少ない」あるいは「実際の災害に役に立たない」などと、必要がないという人が増加し、地震への楽観視から、準備を怠る傾向が出ていると言われております。

そこで、まず1番からお尋ねいたします。市民防災隊に対する防火資機材の支給について。

私は、12月が来ると、あの47年前の東南海大地震を思い起こさざるを得ないのであります。また、防災訓練の日には、こんなことで人命が救助できるかと思ひながら、長い年月を過ごしてまいりました。と申しますのは、私は地震災害の体験者なのであります。その体験から、今後地震が発生すれば、必ず起こるだろう問題をどのように解決するのか、皆様にご検討を願った方がいいと判断をいたしまして、私事で恐縮ですが、申し上げる次第でございます。

当時私は徴兵されまして、朝鮮で兵役中でありましたが、朝鮮でも日本での大地震の報が入り、家族のことを案じたところでありました。戦後、復員し、自分の家その地震によって全壊し、しかも、家の子供3人が建物の下敷きとなり、救出された様子を近所の旅館の奥様より詳しく聞かされ、それ以来、地震災害について非常に関心を持つようになりました。子供を救出してくれましたのは、その旅館に宿泊しておりました2人の海軍兵だったそうです。隣の方にもお手伝いをしていただきましたが、その方々は老人、婦人で、救助用の道具や、まして機械などなく、非常に苦労されたそうです。災害時に期待する消防や警察はだれ一人来てくれなかったそうです。それは、東洋紡績の女子従業員が倒壊した塀の下敷きになり、多数の負傷者が出たため、そちらの方へ救助活動に出動していたためだったとのことでありました。災害時には、消防あるいは警察といった機関に頼るほかはないと思いますが、それぞれ一定の限度があると思います。消防には救助工作車を初め各消防車にそれなりの救助資機材が配備されていると言われておりますが、多数の箇所被害が発生した場合、消防はどのように対応されるのか、お伺いいたしたいと思ひます。

災害時の被害の軽減は初期活動にあると思ひます。近隣の人あるいは地域の住民の協力、すなわち助け合いが極めて大切であると考えます。市も

地震対策の一環として、自主防災組織の結成を促進し、その結果、状況は県下では最も高い組織率と言われておりますが、結成当時11万円の補助金が支給されたのみで、これでは何の防災機材も購入できないのが現状であります。消火機材に加え、軽易な救助機材、例えばバール、のこぎり、クリッパーなど必要なものを取りそろえ、各地区2組か3組でも支給し、いつ何どき、どこでもだれでも簡単に使えるようにし、一朝有事の際の防災隊の充実を図り、初期救助活動が円滑にできるよう出資をされてはいかがかとお伺い申し上げます。

次は、防災訓練、特に地区訓練についてお伺いをいたします。

ことしの訓練は市北部で災害が発生したと想定して、富田・富洲原地区の木造家屋の密集地域と三岐鉄道構内において訓練が盛大に行われました。今回は、地域の特性を十分に生かされ、地域の住民に対し1人でも多くの人に防災の知識と体験をしてもらおうとの計画には深く感銘いたしましたところですが、訓練に参加されました住民は、「ことしの訓練は非常に参考になった。極めて有意義な訓練であった」と喜んでおられました。

しかし、一方、同じ市内、23地区、45カ所に1万1,400人を集め、地区訓練と称し防災訓練が行われましたが、いずれの会場も旧態依然と、毎年同じ内容のものであり、特に北部地域の会場では消防団が特別訓練会場に動員され、ほとんどが自治会任せといったところがあります。参加者の中には、こんな訓練でいざというときに間に合うのかと、訓練のマンネリ化に飽き飽きしているのが現状であります。今回の防災訓練実施要綱によれば、富田一色地区は多数の家屋が倒壊し、火災が発生し、負傷者も多く発生している模様であるとのことでした。私が最も重点として質問いたしますことは、もし本当の地震があったとき、この地域と隣接する富田、大矢知、八郷、羽津地区などは各地区ともに大なり小なり家屋の倒壊があるはずでありますし、また、その家屋の下敷きになる人や火災の発生も当然考えられます。私は、この住民単位の訓練こそ、災害時の初期活動を効果的

にする最も重要なものであると考えています。防災機関の訓練はもとより必要であります、同じ日に行くから、最も重要な地区訓練が阻害されてしまうのではないかと考えます。理事者のご見解をお伺いいたします。

なお、市より配付の訓練実施ガイドには、市民総ぐるみ総合防災訓練と書いてあります。これが市民総ぐるみかと言いたくなります。私が先ほど市に支給を要望いたしました救助資機材を訓練日に保管場所より会場へ移動することも、この機会にこの機材で人命を救うという気持ちを植えつけることにつながるのではないのでしょうか。防災隊のポンプも同じであります。集まった市民防災隊を複数の被害場所に急行する体制をつくり、参加者を割り当てるようにすることも訓練の一つと思いますが、いかがでしょうか。自分の地区は自分で守るということを基本とし、地震の場合は消防だけでは手が足りないの、地区住民もともに協力することが肝要かと思っておりますが、いかがでしょうか。

次は、夜間及び休日における地区市民センターの対応についてであります。

地震は昼間に発生するとは限りません。昼間であれば地区市民センターを中心に情報が得られますが、夜間となりますと、その対応に苦慮することは明白であります。災害時には電話はパニックとなり、あるいは不通になるのが常であります。また、地区市民センターの職員が非常招集をされて短時間内に集まることは不可能であります。突然地震が発生し、全壊家屋の連絡が多く、初動活動こそ最も重要なとき、市民防災隊の出動を要請しようとしても、地区市民センターが対策本部として機能ができるまでの時間がかかります。それまでの対応はいかがされるおつもりか、お伺いをいたします。

地区市民センターには行政無線が設置されておりますが、職員でなければ取り扱うことができません。情報収集には極めて困難が予想されます。夜間における対策あるいは通信施設が使用不能な場合の対策はどのように

行われるのか、お伺いをいたします。

なお、昼間に夜間の地震を想定した地区訓練を実施してはいかがでしょうか、あわせてお伺いいたします。

富田地区においては、自治会の役員改選の年度初めに、緊急時の体制として緊急連絡網を作成し、行政、連合自治会長、単位自治会長、組長、一般住民への周知連絡を図るとされております。他の地区も似たような体制がとられていると思いますが、自治会に未加入の人たちの対応をいかにするのかという問題があると思いますが、いかがでしょうか。

次は、防災教育の必要性についてであります。

行政機関が将来を見通して防災対策を着実に推進し、あらゆる機会を通じて防災意識の啓発を行わなければならないことは言うまでもありませんが、社会がますます複雑化する中で、住民の共同体意識が希薄になり、あるいは災害を大きくしかねない状況にあります。学校教育や社会教育を含めた、あらゆる機会をとらえて系統的に災害教育を実施する必要があると考えますが、いかがでしょうか。学校での訓練には、火の元の安全確認や初期消火の方法、避難場所の確認、避難の方法などについて徹底した教育を施してはいかがでしょうか。お伺いをいたしまして第1回目の質問を終わります。

○副議長（毛利道哉君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） 大変なご苦勞の経験の中から得られた貴重なご提言ありがとうございました。まず私の方から、市民防災隊に対する防災資機材の支給についてのご質問にお答えをいたします。

その内容の第1点であります、地震等の発生時における消防としての対応についてでございます。大地震災害につきましては、当然、広範囲かつ同時多発的に被害が発生することになりますので、過去の事例にかんがみましても、その対応は極めて困難であるというように考えております。

消防対応の基本として、大震災対策の中では、警戒制限の発令と同時に、各消防署が管内主要地点に消防車を重点配備することになっております。このことは、消火、救助活動など即座に対処できるように、あらかじめ消防車両を分散配置しておくというところでございます。また、災害出動に際しましては、警察など防災関係機関と連携をとりながら、被害が大きくなるであろう不特定多数の出入りがある百貨店であるとか商店街、鉄道、汽車など、さらには木造住宅密集地などの現場を重点的に活動することにならざるを得ないというふうに考えております。

この種の大きな災害時におきましては、常備消防としては迅速、的確な対応、活動を進めていくのは当然でございますけれども、それだけでは十分な対応はできないわけでありまして、地区消防団の皆さんの活動、あるいは防災隊の活動をぜひともお願いしなければならないところでございます。基本的には、地域住民の皆さんとの協力体制、一体的な活動が何よりも必要かというふうに考えております。

2点目でございますが、防災隊には軽易な救助資機材を支給をして救助活動が円滑に図られるようにとのご提言、ご指摘でございますが、四日市市が大震災対策事業の一環として、昭和53年以来、結成を進めてまいりました自主防災隊は12月1日現在、377隊になりました。その結成率は、所帯数に応じた比率から申しますと約70%であります。そして、各防災隊に対して今までに配備してきた資機材というのは、ご指摘のように、ヘルメット、長靴、消化器などでありまして、隊員が安全に活動できるような服装であるとか、消火に必要な装備品が主でありまして、直接救助活動に必要な資機材は配備していないのが実情であります。ご指摘のように、救助資機材の必要性が十分認められますので、今後は必要な資機材の選定、既に一応どんなものが必要であるかということは選定は終わっておりますけれども、それをどの程度の数量をどこへ配備していったらよいかといった具体的な検討をこれから早急に進めてまいりたいというふうに考えておりま

す。そして配分をしていきたいと考えております。

○副議長（毛利道哉君） 総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） 防災訓練等につきまして、いろいろご提言いただきまして、ありがとうございました。まず、防災訓練、特に地区訓練につきましてご答弁申し上げたいと思います。

特別会場訓練につきましては、防災関係機関等の連携のもとに、地区住民の皆様方の参加を得まして、防災の日であります9月1日に実施しておるところでございます。

また、地区訓練につきましては、自治会主体の訓練で、これに地区市民センター及び消防が技術的な面でアドバイスをしながら、防災週間中の日曜日に実施してまいったところでございます。特に、特別会場訓練につきましては、毎年会場を移動いたしまして、市民の皆様に参加していただくよう計画しておるところでございます。本年の特別会場訓練につきましては、先ほどお話のございましたように、富田・富洲原地区の実態に応じた訓練を主眼として実施したところでございます。

しかしながら、本年につきましては、9月1日がたまたま日曜日と重なりました。富田・富洲原地区訓練は特別会場訓練と重なるようなことになり、消防団の参加が制限されまして、迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げたいと思います。今後は、消防団が地区の防災に活動する原則を踏まえまして、実施日、実施方法、それから実施内容等を十分に検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じております。

次に、地区訓練のあり方についてでございますが、地震災害は広域に及ぶことはご指摘のとおりでございます。地区訓練の意義も住民一人一人が自己を守り、地区を守ることを基本としてまいっておるところでございます。

こういった観点から、訓練は反復によって身につけていただくことが重

要であると考えておりました、また、参加者の方も数多く、また順番にかわっていただくということも効果があるのではないかと考えておるところでございます。さらに、地区社会で生活していただく上で、住民の方々の防災上の役割も理解していただきたいという体験と、意識の啓発を重点として実施しておるところでございますが、ご指摘のように、訓練がマンネリ化を来すようなことがあってはならず、これからも自治会、関係部局ともよく協議をいたしまして、創意工夫を図って地域の実情に合った訓練となるように検討してまいりたいと思います。災害に強い地域社会づくりに努力をいたしますので、今後ともひとつよろしくご指導のほどをお願いいたします。

続きまして、夜間及び休日におけます地区市民センターでの対応につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。

ご質問のございました夜間及び休日における地区市民センターの対応についてでございますが、まず、災害発生あるいは東海地震における判定会が招集され、それが発表された後に、センター職員の非常招集を行うことは申すまでもございませんが、例えば、夜間、休日等に緊急事態が発生した場合には、地区市民センターの一番近い者、至近距離に居住する者をもって、あらかじめ緊急分隊を編成しておるところでございますが、いつとも早く地区市民センターが防災拠点として機能できるように体制を整えておるところでございます。また、総合的に防災活動が迅速に行えるように、中部電力あるいは警察並びに消防団等、防災関係機関へは常時体制にあります消防本部から連絡されることとなっております。このようにして、地区におきまして体制を整えておるところでございます。

次に、通信施設でございますが、有線による伝達方法が不能となった場合におきましては、それに対処するために、無線による伝達の方法を考えておるところでございますが、行政無線の取り扱いにつきましては、先ほど申し上げましたように、緊急分隊の配備により対応できるものと考えて

おりますので、ご理解いただきたいと存じます。

また、通信施設の使用不能時にあります、消防等の業務用無線の活用あるいは警察の通信施設の協力等をお願いするほか、広報活動や住民の方々のご協力を得ながら、情報を収集いたしたいと考えておるところでございます。

また、夜間発生を想定した訓練につきましては、現在、特別会場訓練で電力の復旧、照明機器の仮設等を盛り込みながら実施しておるところでございますが、地区訓練につきましても、そういったことを想定して研究をしていきたいと考えております。

続きまして、自治会未加入者の対応でございますが、防火活動につきましても、自治会組織を通じて連絡体制をとられている現状から見まして、未加入の方の増加は地区連合会自治会にとっても、住民活動上の課題となっております。市といたしましても、包括的な住民組織であります自治会とは行政上深いかかわりがあり、加入促進に努めているところでございますが、今後ともそういった努力もしてまいりたいと思いません。

こういった状況から、当面する対応といたしましては、広報活動の充実によって広く周知いたしたいと存じますが、今後とも、防災上重要な問題として検討してまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、最後の防災教育の必要性についてでございますが、防災教育はご承知のとおり、また、いろいろとお話もありましたとおり、大変重要なことと考えております。消防本部が昭和56年より教育委員会の協力を得まして、市内の小学校の5年生を対象に消防職員を派遣し、少年防火教室を実施しておるところでございます。これまでの実績は、平成3年度12月現在、3万9,625人というような状況になっております。また、保育園、幼稚園から小中学校を対象にいたしまして、防火ポスター、防火習字等を

募集いたしまして、防火意識の啓発をいたしておるところでございます。

一方、教育委員会におきましても、幼児期の早い段階から日常生活の中に存在する危機を的確に判断し、人命を守ることを第1に、実践的行動や能力の育成を図るとともに、防災週間中には消防等の指導を得ながら、訓練を実施いたしまして、積極的に取り組んでおるところでございます。これらについては、幼少年期の防災教育の重要性を認識し、現在、積極的にやっているところでございます。このような実施状況のほか、消防本部では、市内のすべての幼稚園、保育園を対象に、幼年消防クラブを結成して、幼な心に火災予防意識を訴えているところでもございます。

いずれにいたしまして、将来、社会生活を営む上で、この時期における基礎的な知識、技術の習得は極めて重要であると認識いたしておりまして、今後とも広く防災という観点から、学校教育につきましても、教育委員会と、また一般住民教育につきましても、消防本部と十分に連携を図りながら、一体感のある防災教育の充実に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 橋本増蔵君。

○橋本増蔵君 災害はいつ起こるかもしれませんし、また、東海大地震がいつ起こっても不思議ではないと言われておりますが、近年、これといった災害もなく、非常に平穏な時代であります。この際、このようなときに十分備えられておかなければならないと考える次第であります。本日はまことに素朴な質問をいたしました。防災関係の部局はもちろんのこと、それ以外の部局におかれましても、意を配して防災対策を講じられ、市民防災隊に対し強い関心を持ち、安心して暮らせるよう、一層のご尽力を賜るようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（毛利道哉君） 暫時、休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時54分再開

○副議長（毛利道哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中俊行君。

〔田中俊行君登壇〕

○田中俊行君 それでは早速、通告いたしましたテーマについて質問をさせていただきますが、大分盛りだくさんのテーマですので、答弁の方も簡潔をお願いをいたしておきたいと存じます。

まず第1点目は、平成4年度予算編成についてであります。

来年度の予算編成作業の進んでいるこの時期に当たって、その基本方針についてお伺いをいたしたいと思えます。市長は、来年度が現任期における最後の年であり、次期市長選に出馬されるかどうかは別として、一応けじめの年度になるわけですので、どういう姿勢で平成4年度の予算編成に臨んでおられるのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。すなわち、日本経済の景気の陰り、いわゆるバブルの崩壊等により、法人市民税の減収を初めとして、平成4年度の市の財政も相当苦しい状況が考えられますが、その歳入の見通しとともに、市長は来年度の重点施策として何を取り上げようとお考えになっておられるのか、具体的にお伺いしていきたいと思えます。

過去における一般会計決算ベースの普通建設事業費の伸びは、まとまった建設事業が完了するとマイナスに転じるというような傾向があり、また、普通会計、これも決算ベースの投資的経費の額は、平成2年度を例にとりますと、約198億円、歳出総額に占める割合は25.8%であり、同格他都市との比較においても、豊田市の42.5%は別として、岡崎市34.5%、豊橋市34.1%と比べて、大きいとは言えない状況にあります。こうした状況を踏まえた上で、市民の生活基盤整備の着実な推進とともに、四日市にとって大変重要な時期に当たりまして、ハード、ソフト両面における思い切った

投資、決断と実行力ある事業の展開が求められていると考えますが、いかがでしょうか。もちろん、対外的要因、あるいは内部事情の変化に対応して、基本計画をローリングしながら、その基本計画に沿って予算を組んでいくということでありましょうが、数多くの国家的プロジェクトを抱えて、21世紀における四日市の町の大きな飛躍を展望しようとするとき、今何をなすべきか、市長は各地区での交流懇談会で市民のニーズも的確に把握されていると思いますので、その点についてお考えを、ある意味で締めくくりに年である来年度の予算編成にどのように反映されようとしておられるのか、こういった趣旨の質問でありますので、ひとつ積極的なご答弁を期待を申し上げたいと思います。

また、思い切った施策、事業を予算化していくためには、財源対策にさまざまな工夫と努力を要するわけですが、一般会計の起債残高、加えて公共下水道特別会計の起債残高が増えて、財政を圧迫していること等も考慮しながら、どのような財源対策をお考えか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

次に、21世紀を展望して、今何をなすべきかを考える上で重要な課題について質問をいたします。

まず、鈴鹿山麓リサーチパークについてであります。この問題は再三議会でも取り上げられておりますので、前置きは省きまして、ずばりお尋ねをいたしたいと思います。中核施設として、平成2年3月に設立をされました財団法人国際環境技術移転研究センター、以下、ICETTと呼びますが、これについて1年8カ月経過した現時点における成果と問題点、さらに今後は、研修だけではなく、研究活動にも重点を置いていかなければならないと思いますけれども、この点も含めて、これからの取り組み方について、具体的にお聞かせをいただきたい。

現在、造成工事の進んでおりますこの中核施設用地には、ICETTのほか、県の（仮称）環境総合センター、開放型試験研究施設、学園都市セ

ンター、隣接して株式会社三重北勢ソウトウェアセンター、さらに、民間試験研究施設等の立地が予定されていると聞いておりますが、最終的にこの中核施設群及び民間研究施設がそれぞれどのような機能を分担し、どのように相互の連携を図っていくのか。また、東ソーほか、進出を希望している民間企業について、その見通しを差し支えない範囲でお聞かせ願いたいと思います。その上で、1期工事、2期工事の敷地、そしてスポーツランド、さらにその東側にある約100haの民有地の活用構想及び菰野町地内になる部分の構想についてどのようなお考えをお持ちか、伺っておきたいと思います。特に、菰野地については、（仮称）湯の山会議場等も計画されていることから、将来、環境等に関する国際的な会議など、一大イベントのできる体制に持っていくという考え方も含めて、総合的に広域行政の一環として菰野町と連絡調整あるいは検討を重ねていく必要があると考えておりますが、いかががお考えか、ご所見をお尋ねいたします。

次に、駅西、駅東のバランスのとれた活性化というテーマで質問をいたします。

まず、アムスクエアオープン後の状況についてであります。去る11月3日、東海地区最大級の複合商業施設としてアムスクエアがオープンして1カ月以上経過をいたしました。客数、売り上げ等、順調に推移しているのかどうか。また、駅東への影響等、まだ評価するには早いかもかもしれませんけれども、今の時点における状況を市当局としてどのようにとらえているのか、お尋ねしたいと思います。

と申しますのは、幸か不幸か、大幅な交通麻痺は起こっていないようですし、聞くところによりますと、オープン間もないころに比べまして、専門店の方で特に客入りの悪さが目立つということですが、もしそれが本当であれば、商圈拡大、集客、町の活性化、こういう所期の目的に照らして、営業努力以外に何か周辺整備も含めて、予期せざるネックがあったのかどうか、なかなか分析することは難しいと思いますけれども、推測できるこ

とがあれば、この点についても伺っておきたいと思います。

2点目は、中央通り地下駐車場についてであります。駅東の活性化の一環として昨年、四日市駐車場整備計画事業推進調査報告書の中で、中央通り地下北側部分に、地下3層、斜め駐車方式で約600台を配置するという構想が打ち出され、それを受けまして、現在、近鉄四日市駅周辺整備計画推進委員会、以下、推進委員会と呼ばせていただきます。この推進委員会で検討中であり、今年度末には答申が出されるやに聞いております。また、諏訪栄地区まちづくり協議会からも、ことし中央通り地下駐車場基本計画報告書が出されております。

一方、建設省の中部地建の方が、国道1号の地下に国営で約200台の駐車場を建設する計画を立て、既に今年度、調査測量を行い、設計を経て、来年度にも着手かと聞いておりますが、この計画との一体性を保つ上で、中央通り地下駐車場計画もテンポを早めて推進する必要があると考えます。国、県、市、地元自治会、商店街、商工会議所などで構成される国道1号路外駐車場整備連絡協議会における協議も踏まえながら、現在の、先ほど申し上げた推進委員会でどのような検討がなされているのか、特に、事業主体となるべき第3セクターがいつどのような形で発足する見通しなのか、また、前提となる駅東地区の再開発事業計画が具体化しなければならないわけですが、その見通しはどうか、差し支えない範囲で示していただきたいと思います。

3点目は、諏訪公園復元時の形態についてであります。ご承知のとおり、現在、諏訪公園の下に大規模な貯水槽を建設中ですが、この工事が平成5年に竣工した時点で、諏訪公園がどのように改造されるか、今市民の注目を浴びているところであります。ことしの8月には、地元の自治会、商店街から、4点の要望が出ておりまして、1、都市公園としての機能と景観の充実。2、繁華街の防犯、治安上の諏訪派出所の機能の充実。3、公衆便所の近代的な都心部にふさわしい設備。4、駅東地区の核としての

存在価値を考慮する。以上の4点についての要望書が市長あてに提出をされております。市中心部の中核的な公園でもあり、また、駅東活性化の起爆剤ともなり得ることから、この貯水槽の工事を一つのチャンスにとらえ、ぜひともできる限りの予算を投入して、市民が本当に親しみ、遊び、憩える公園として、全国に誇れるようなセンスと個性あふれる都市公園として再生をさせていただきたいわけですが、この点についての市当局のお考えと、現時点である程度煮詰まっている構想があれば、お示しをいただきたいと思います。

次に、直面する重要課題の一つとして、中部新国際空港と四日市港の整備についてお尋ねする予定でしたけれども、昨日の森議員の質問に対し、市長から港管理組合で現在、改定作業中の港湾計画の中で、旅客ターミナル、貨物ターミナルの位置づけがなされ、その結果を踏まえた上で、そこに至る陸上からのアクセス、後背地の整備等について十分検討し、四日市港の整備開発構想を取りまとめていく。また、年明けには議会に諮りながら対外的運動も本格化していく旨の答弁がありましたので、ここでは割愛をさせていただきます。

ただ、今後の四日市港のあり方について、観点の違いから、県側の考えと市の考えておりますランドデザインとの間にずれが生ずるおそれがありますので、中部新国際空港へのアクセス拠点の整備とあわせて、四日市港を再開発し、まちづくりの一環として親しまれる港づくりを目指すという基本的な市のスタンスが港湾計画の中にしっかりと反映されるよう、市として格段のご努力をいただくように要望しておきたいと思います。

最後に、スポーツ振興対策について取り上げたいと思います。

まず、中央緑地の体育施設とその管理についてであります。私の地元ということもあり、中央緑地には時々出かけるわけですが、そのとき感じるのは、立派な陸上競技場をつくっていただきながら、その西隣の管理事務所が余りにもそれにそぐわない貧弱なものだということでもあります。

西側の正面玄関を入りますと、自動販売機が2台ありまして、大変狭い上に、いろいろな資材が置いてありまして、何か雑然とした印象を与えます。そして、事務所にはテーブルと電話が1台置いてあるだけで、ふだんはだれもいないという状況であります。役員控室というのも名ばかりで、応接セットもなく、コンクリートの上にテーブルが置いてあるだけであって、とてもゆっくり落ちつける状態ではありませんし、対外的な招待者を接遇することもできない状態でございます。

一方、体育館の事務所にはシルバー人材センターの方が詰めておられますが、スポーツ関係の知識を必要とすることも数多くあり、適切な対応に困られるというようなこともあるやに聞いております。また、2階のレストランについても、現在、閉鎖されたままでありますけれども、業者の採算性の問題はあるものの、何らかの形で、せめて大会やイベントのときだけでもオープンできないもののでしょうか。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、生涯スポーツの重要性が叫ばれ、今後ますます市民の余暇時間が増えていくことにかんがみまして、ぜひハード面での改善とスポーツ関係の有識者を事務所に配置することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。そうすることによって、いまひとつ体育施設の利用度が低い理由として考えられます利用の不便さ、あるいはどうもぱっとしない、魅力に欠ける、こういった状況を打開して、対外的にも本当に誇ることのできる施設にすることが可能だと思いますので、ひとつ前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

二つ目は、市体育協会を財団法人化する考えはないか、お尋ねしたいと思います。

既に体育協会の内部では、その動きがあるようですが、市体育協会を財団法人化することによって、いろいろなメリットも生まれてまいります。すなわち、大会やイベントなどの収益事業が可能になり、民間活力を導入できる点、市から事業を委託することができる点、それから一つ目の質問

の中で申し上げました、市の体育施設へのスポーツの専門知識を持った人を派遣できる点、法人格を持つことで市の補助がやりやすくなる点、あるいは市としてはやりにくい事業であっても、財団で行うことによって、それに対して市が助成する、こういう形がとれること等、いろいろとメリットがございます。スポーツ課の職員の皆さんも少人数ながら、大会、イベントのたびに出勤をしていただき、大変よくやっただいておりますけれども、その負担の軽減、あるいはもう1歩進めれば行政改革といった視点からも、財団法人化を推進する時期が来たと、こう考えまして、(仮称)四日市市スポーツ振興財団の設立を提言申し上げる次第であります。市当局のご見解を伺いたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○副議長(毛利道哉君) 市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長(加藤寛嗣君) 第1点について私からお答えを申し上げます。

冒頭に申し上げておきたいと思うのですが、先ほどご質問の中で、来年度の事業の目玉は何かということもございましたが、現段階では、私は、来年度の予算編成につきまして、これを重点事業にしてどうしてもやるんだということを申し上げるまでに至ってないということでございます。ご承知のように、景気の動向を見てみますと、国の方では、新聞紙上あるいは市長会等で得た資料でございますが、本年度の国の予算は2兆円ぐらい財源不足になるだろう。したがって、財源確保のために徹底的な経費の節減を図るということと同時に、一方で、地方交付税の交付率、税率引き下げでありますとか、特例減額などを考えているようでございまして、これに対しては、もちろん市長会としては、国に対してそういうことのないようにという要望をやっておるわけですが、そんなことから、特に財政富裕団体というものに対する風当たりが大分きつくなってまいっておるとい実情が一方であるわけがあります。

そこで、私どもが今、来年度の予算編成の準備のために、各部の事業予定というものを聞き取りをやっておる段階でありますし、まだそれが終わってない。さらに、今日の景気の動向を見ても、最近では、かつては中央で景気が上がってきた、あるいは下がってきたという地方に対する影響は半年ぐらいのタイムラグがございましたが、今日では、もはやそういったタイムラグは感じられないというような状況でありますので、景気の動向が非常に心配をされるわけでありまして、おおむね本年度の税収についても、昨年度同様程度は確保できるというふうには私は踏んでおるところでございます。新年度税収はじゃどうなのかということでございますけれども、余り伸びを期待をすることは困難であろう。そういうような経済状況の中で、来年度の予算編成をどうつくり上げていくかということでございますので、私も現段階では慎重に検討させていただいておるという状況でございますので、その点をご了承を賜っておきたい。

ただ、私は、地方自治体の行政内容というのは景気の動向によって極めて左右されると、大きな影響を受けるということであってはよくないというふうに考えておりますので、従来、基本計画で予定をされた事業、さらには、国家的なプロジェクトによります新たな行政需要、そういったものは先行的な施策を含めまして、迅速かつ適切に対応を図っていくと、そうすることによって、行政水準を前年度より落とすことがないような配慮ができるのではないだろうか。平成2年度の投資的経費のことについてご指摘がございました。3年度は対前年度を上回っておりますし、単年度の分をもさらに上回っておるという傾向にあります。大体200億円を超えていくのではないだろうか、新年度はその程度になるのではないかなというふうには私は考えておりますが、これも今明確にお答えができるという状況ではありませんので、財源の確保を多面的に検討しながら、行政水準を落とさないような努力をしてまいりたいというふうな考えでおる段階でございますので、ご了解をいただきまして、今後一生懸命努力をしてまい

りたいと、かように考えております。

○副議長（毛利道哉君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） それでは、ご質問の鈴鹿山麓リサーチパークにつきましてお答えさせていただきます。

国際環境技術移転研究センターの主な事業でございますけれども、特に研修指導と研究開発、調査、この3本の柱を事業として実施してきております。研修指導事業につきましては、ご高承のとおりでございますけれども、これまで、メキシコ、ポーランド、ハンガリー、タイなどの9カ国から、4コース36名の研修員に対して国内受け入れ研修を実施してまいりました。また、中国、タイの2カ国に出向きまして、延べ4回、約200名の研修員に対して海外研修を実施してきております。また、研究開発事業といたしましては、平成2年度より通産省の補助事業であります地球環境保全関係技術開発促進事業ということで、企業と協力いたしまして、二酸化炭素の固定化技術などの研究開発を積極的に実施しております。また、本年度は5テーマで約7億8,000万円という事業を行っております。また、本市と三重県との共同委託によります地球環境産業技術研究開発、これにつきましても、平成2年度より継続して実施してきております。

次に、調査事業でございますけれども、平成2年度にはタイ、マレーシア、平成3年度にはインドネシア、中国、タイ、マレーシアというところに出向きまして、環境保全総合開発計画調査というものを実施しております。こういったいろいろの事業を通じまして、ICE T Tが地球環境問題の解決に貢献する世界的な機関の一つとして最近注目されてきておまして、内外からもその活動に寄せられる期待は非常に大きいものがございます。ひいては、それは立地場所でございます本市のイメージアップと国際化の推進につながるものというふうな考えをしております。

また、今後につきまして、事業の一層の充実に努めてまいりますことは

もちろんでございますけれども、特に研究開発事業につきましては、先端的な環境保全技術中心から、開発途上国の技術レベルに応じた適用可能な環境保全技術の開発とその普及、これに努めるべきではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、まだICE T Tは発足して間もないことでもございますし、今後検討すべき諸課題がございますが、今後につきまして、通産省の支援のもと、関係方面とも十分緊密な連携を図りながら、期待にこたえることができるように努めてまいりたいというふうに思っております。

それと、ICE T Tと周辺に立地する民間研究所とのかかわりにつきましてでございますが、ICE T Tが民間研究所の施設、技術、研究者を研修や研究に活用することによりまして、研修員との交流の場を与えることとなります。また、そのことが民間企業の国際交流への窓口としてICE T Tが一翼を担うということになるのではないかというふうにも考えております。

鈴鹿山麓研究学園都市の中核施設用地につきましては、ICE T Tと三重県環境総合センター、この立地が予定されておりますが、学園都市センターなどの他の中核施設につきましては、目下三重県と十分な協議を重ねておりまして、この研究学園都市にふさわして施設として整備していきたいというふうに考えております。

なお、三重北勢ソフトウェアセンターにつきましては、隣接する民間研究施設用地に立地する予定となっております。

それと、環境保護技術、バイオ、新素材に関する民間研究所の誘致でございますけれども、現在各方面へ積極的なPR活動を行っております。現在のところ、一部コンビナート系の企業から進出の意向、引き合いが出てきております。今後、造成工事のスケジュールもございますので、その進捗を見ながら、具体的な内容についてのヒヤリングを受けると同時に、他

の民間研究所の誘致につきましても積極的に推進していきたいというふうに考えております。

最後に、多極分散型国土形成法に基づきます三重ハイテクプラネット21構想、この重点整備地区でございます鈴鹿山麓リサーチパーク、この重点整備地区として一体的、総合的に整備していくという位置づけになっておるわけございまして、現在、開発中の部分を含みます本市桜地区の北西部、これと隣接する菰野町の約1,600haに及んでおります。広域的な見地から、地域活性化、それと地域の発展、こういうことを目指して整備をしていくということになっております。学園都市という一つのまちづくりという視点に立って、今後とも取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、引き続き、ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目のご質問の中央通り地下駐車場の点についてお答えさせていただきます。

近鉄四日市駅東の駐車場整備ということにつきましては、6月、9月の議会でもご説明させていただきましたとおりでございますけれども、都市交通の円滑化とか、あるいは活力のある商店街の形成、これのための基盤整備問題として非常に重要な課題でございます。そこで、一般公共駐車場の整備に向けまして、現在、近鉄四日市駅周辺整備計画推進委員会におきまして、近鉄四日市駅前広場などの関連計画との整合のとれた駅周辺整備を推進するために、鋭意検討を進めているところでございます。そうした状況の中で、国道1号の地下利用につきましては、平成3年の9月、今年の9月ですが、本市の国道1号に建設省直轄事業といたしまして、地下駐車場整備が認められました。10月29日には事業推進のための建設省の四日市路外駐車場整備連絡協議会が開催されまして、中央通り交差点から国道1号北側に2層式200台収容の地下駐車場を整備しようということが位置づけられております。

ご質問の中央通り地下駐車場の進捗状況でございますけれども、本年の

11月ですが、地元代表者との協議会を開きました。また、近鉄四日市周辺整備計画推進委員会、これの幹事会が開かれまして、中央通り北側に2層式、おおむね400台収容の地下駐車場を国道1号の駐車場と機能的にも一体化させて整備する必要があると、こういう意見でまとまっているところでございます。これらの意見を踏まえまして、先ほど申しました推進委員会におきまして、来年3月末をめどに、周辺の再開発計画の問題もございまして、これとの整合も図りながら、駅前広場駐車場の整備実現を目指した周辺整備計画というものを取りまとめていきたいというふうに考えております。

なお、中央通り地下駐車場の整備につきましては、商工会議所におきまして、10月29日ですが、駐車場整備のための第3セクター設立準備委員会設置ということの発表がなされまして、以後、準備組織づくりが進められております。近く発足する運びとなっております。

市といたしましては、いずれにしましても、関係方面の意見を十分に拝聴いたしまして、推進委員会において実現化に向けた整備計画を取りまとめていくということとともに、国道1号、中央通りの両地下駐車場が一体的でかつ市民に利便の高い施設となるように建設省を初め関係行政機関とも緊密な連携をとりながら、その実現に向けて努力してまいり所存でございます。どうかご理解いただきまして、今後とも引き続きご支援のほど、よろしく願いいたします。

○副議長（毛利道哉君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目のうち、アムスクエアオープン後の状況についてご答弁を申し上げます。

アムスクエアが去る11月3日にオープンいたしましたわけですが、オープン初日には約15万人、2日目には約10万人の入場者があったと聞き及んでおります。その後、平日におきましては、約1万5,000人、日曜日

には4万から5万人の入場者がございます、11月中の入場者総数は100万人弱と聞いておるわけでございます、商圈も予想以上に広がったという感触を持っておるわけでございます。松坂屋の売り上げにつきましても、当初の見込みどおりで、順調に滑り出したものと考えております。

なお、アムスクエアの専門店につきましては、取り扱い品目によって差があり、売り上げが目標に達してないテナントもあるやに聞いておりますが、一般的に専門店の扱う高級ブランド品につきましては、固定客をつかむのに時間がかかると言われておるわけですが、専門店全体といたしましては、目標どおりの売り上げがあったようであります。

このアムスクエアオープンに伴います駅東地区商店街への影響についてでございますが、商業関係者の話や市で実施いたしました歩行者等流量調査の結果によりますと、オープン当初はシャワー効果やイベント開催等によりまして、11月3日は100%増、4日は20%増となり、大型店も含め、飲食を中心として売り上げも伸びたようでございます。その後、11月中旬を過ぎまして、来街者も落ちつきを見せており、売り上げも業種により差はありますものの、全体としては相乗効果があったと考えております。

しかしながら、アムスクエアが開業して1カ月余りというところであり、先行きにつきましては、不透明ではありますが、これを機会に、商業者におかれましても、消費者ニーズに的確に対応した魅力ある店づくり、商店街の形成に努力されるとともに、市といたしましても、駅東西のバランスのとれた活性化に努めてまいりたいと存じておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（毛利道哉君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 諏訪公園復元時の整備につきましてご答弁申し上げます。

諏訪公園につきましては、まちづくり特別対策事業によりまして、計画

的に再整備を進めておったところでございますが、平成元年度に住民の生命、財産を守るために浸水対策雨水調整池が諏訪公園に設置されることになりまして、平成2年8月からその工事が始まりまして、現在、公園の整備は中断しておるわけでございます。雨水調整池の工事に伴い、新たに電気室を地上に設ける必要もあり、諏訪公園の駅東地域に占める重要性を考慮して地域に見合ったグレードの高い公園になるように整備計画を見直してまいりまして、雨水調整池の竣工後、まちづくり特別対策事業により整備を再開する予定になっております。ご質問の中にもございましたとおり、平成3年8月でございますけれども、地元関係者から諏訪公園整備に関する要望書が提出されております。その内容は、水、光、音の機能と景観を充実されるような公園整備といった点ほか、3点にわたりましての要望を承っておるわけでございます。このために、極力地元の皆さんのご意向に沿うように、また先進地の事例を取り入れまして、整備計画の素案を今年度中に作成したいと思っております。この案をたたき台にしながら、地元及び周辺商店街の関係者とも協議を重ねるとともに、中心市街地活性化に取り組んでおります計画推進部、商工部とも十分連携を保ちながら、駅東地区の核としての存在価値を有する公園となるよう整備を図ってまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（毛利道哉君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） スポーツの振興策についてお答えを申し上げたいと存じます。

まず最初に、中央緑地における体育館の設備、管理についてでございます。中央緑地の運動場の設備については、まず陸上競技場につきましては、先ほどお話もございましたように、総工費4億円を投じまして、平成2年度に全天候型の走路に改修を行ったところでございます。北勢随一の施設として、面目を新たにしたところでございます。しかし、ご指摘のござい

ましたように、事務所であるとか、あるいは役員控室等の建物につきましては、建設以来、大きな手を加えていないために、新しい競技場部分とマッチしない点多々ございますとともに、十分に機能を発揮していない面もあろうかと存じます。そういったご指摘の点を踏まえまして、それらの設備につきましても、今後計画的に整備を進めてまいりよう検討をいたしたいと存じております。

また、体育館の食堂につきましてでございますが、この食堂は現在、社会福祉協議会に貸しつけているわけでございますが、採算性等の問題もございまして、現在は使用をされておらない実情でございます。しかし、体育館の利用者の方々から、レストランの利用を要望する声もございまして、現在進めておりますサブ体育館の建設に合わせまして、管理棟の整備も行いたいと考えておりますので、その中で検討をしてみたいと存じます。

また、中央緑地の管理についてでございますが、昭和63年度からシルバー人材センターにこの管理を委託しておるところでございます。清掃を初め設備の維持あるいは管理面につきましては、特に大きな問題はないと存じております。しかしながら、各種大会が開催されますときには、それぞれの競技種目の内容等にシルバー人材センターの方々がふなれなこともございまして、利用者の皆さん方に迷惑をおかけしている面も生じているようでございます。したがって、当面の措置といたしましては、シルバー人材センターと十分協議をする中で、スポーツの知識を持ってみえる人材を配置していただけるよう、極力努めていきたいと存じております。

また、将来的には、ただいまも申し上げましたサブ体育館の建設と施設面の整備と合わせまして、スポーツ相談員を配置するなどのソフト面での充実強化にも努めてまいりたいと存じている次第でございます。

最後に、体育協会の財団法人化につきましてでございますが、四日市体育協会の幹部の方々からも、財団法人化への要望についてのご意向を伺っ

ているところでございます。市といたしましても、この体育協会の組織等の強化を図っていく中で、この財団法人化への実現に向けまして、体育協会の方々ともども、先進都市の状況を調査するなどして、現在、調査研究を行っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（毛利道哉君） 田中俊行君。

○田中俊行君 ご答弁ありがとうございます。最初の平成4年度予算編成についてでありますけれども、そもそも予算編成のあり方として、初めに収入ありきという、そういうスタンスではなくて、初めにやるべき政策、事業ありと、その後で、そのための財源をどうするか、こういう順番の論理、姿勢がこれからの厳しい都市間競争に打ちかかっていくためには必要であると考えますし、収入に合わせて施策を考えるということでは基本的にあってはならないと思っておりますが、今何をやるべきか、こういう観点での市長のご英断を重ねてお願いをしておきたいと思っております。

財源手当てについてでありますけれども、例えば、財政調整基金について、平成2年度末で56億8,000万円と記憶しておりますけれども、ためるばかりが能ではないと思っておりますし、これを活用して積極的な予算編成にそろそろ充当する時期だと私はそういうふうに考えております。市長のご答弁にありました多面的な財源確保という言葉の中に、財政調整基金の活用ということも場合によっては考えると、そういうお考えなのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、これはまた別の視点ですけれども、市長は各地区の交流懇談会を毎年開催をされてご出席をいただいておりますけれども、市民の方に予算、財政を知っていただくという意味も含めて、市民の方にそういった情報を与え、市民が何を今求めているかを的確に把握するということも非常に大事だと思います。場合によっては、選択肢を示して、アンケート調査をするなどのことも考えてはどうかと思っておりますが、そういう予算編成の考え方については強くご要望をしておきたいと思っております。

次に、鈴鹿山麓リサーチパークについてですけれども、各施設の機能の連携方法について、技術者の交流等のお答えがありましたけれども、いまひとつ何かははっきりしないものがございまして、将来も含めて、もう一度各施設の機能の連携について、もう少し突っ込んだお答えをちょうだいできればと思います。

それから、中央通りの地下駐車場につきましては、その前提となる駅東の再開発計画、これの具体化についてでありますけれども、駅東商店街の再開発ビルの地下駐車場の構想もありまして、今回の中央通り地下駐車場との関係で、駅東再開発計画の具体化をより一層早める必要もあると思っておりますが、果たして今の状況で大丈夫なのかどうか、その点について、多少懸念を持っておりますので、お伺いをしたいと思います。

それから、諏訪公園につきましては、今年度中に案をつくるというお答えでありましたし、整備が終わった時点で大したことがなかったと言われないように、まちづくりの一環として、本当に都市計画部長が言われるように、ハイグレードな公園にぜひしていただきたいと思っております。

最後に、スポーツ振興についてでありますけれども、教育長の方から、ハード面での整備、これは大変多くの方から要望を聞いておられるわけですが、このハード面での整備と、それからソフト面でスポーツ相談員配置についても十分前向きに検討しておるということでございますので、これも重ねてお願いを申し上げるとともに、財団法人化につきましても、体育協会の方と協議をしながら、ぜひこれは積極的に進めていただいて、早い時期での財団法人化を実現していただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わりますけれども、先ほど申し上げた点について再度ご答弁をお願いいたします。

○副議長（毛利道哉君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 先に財源を見て、そこからやる事業を決めていく

と、総合的に見れば、入るをはかって出ざるを制するというのは私どもが覚えた財政運営でありますけれども、今日の時点ではなかなかそういうわけにはいかないという面がございます、目玉は何かというのは、実は私は予算審議の中でご議論をちょうだいをいたしたい。私自身の考えを今ここで申し上げるのはお許しをいただきたいということを申し上げたのでございまして、この点ご理解を賜っておきたい。行政水準を落とさない、私は数字的なことに若干触れましたが、少し先走ったような感もありますが、そういった意味で考えておるわけでありまして、入るをはかるのは実は大変難しい状況にあるということをお願いいたします。したがって、いろんな財源を駆使しなければ、来年度の予算編成は難しくなるのかなということをお願いいたします。その点をご理解を賜っておきたいというふうに思います。

○副議長（毛利道哉君） 計画推進部長。

○計画推進部長（馬淵則昭君） それでは、鈴鹿山麓リサーチパークの点でございますけれども、中に立地します民間研究所あるいは中核施設、この相互の連携のあり方、これも当初から調査研究しておるわけでございますけれども、まずもって、ICETTを中心に考えますと、先ほどご説明申し上げましたとおり、交流の場、それと同時に、また民間研究所の技術者の方々の交流の場というのが研究所相互に発生するというふうに考えております。

いずれにしましても、現在、県で設置しておりますイノベーションセンターの委員会におきまして、そこに立地する研究所の技術者の方々の共同研究といいますか、そういったものがどういう方向があるのかというようなことを今検討しておる最中でございまして、これも来年の3月末までには結論が出ると思います。今そういうことも全体の中で含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、中央通りの地下駐車場でございますけれども、議員ご指摘のと

おり、やはり再開発事業の問題が一つ大きな問題としてございます。この中央通りの地下駐車場の整備が再開発事業の推進に与えるインパクトとなれば、非常にその点を期待もしておるわけでございますけれども、目下、駅東地区におきましては、地区更新という再開発の手法でもちまして、現在、地元の方々が一生懸命に勉強をしておられます。それと同時に、この5月に法施行になりました特定商業集積法という法律がございますけれども、やはり駅東地区ほとんどが商店街でございます。その商店街を活性化するというところから、別の視点から、特定商業集積法のスキームの中で再開発に結びついた商店街の活性化というものがないのかということも並行して検討を重ねております。一朝一夕にできることではございませんけれども、関係者の方々と十分に協議をしながら、実現していきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

○副議長（毛利道哉君） 暫時、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時2分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 それでは、通告の順に質問いたします。

まず、1番目は教育行政についてであります。

教育委員会に望むことは、それぞれの学校が特色ある学校づくりに取り組むこととでございます。特色ある学校とは、1、施設、すなわち建物の特色。2、学校運営の特色。3、教育面の特色と大きく三つが挙げられると思います。

まず、一つ目の施設の特色ですが、ことし改築された三浜小学校と中部中学校については、今までの学校のイメージとは大きく変わり、特にワー

クススペース及び多目的広場を設けたことは、大変すばらしいことだと思います。そこで、一つぜひいたくな注文をつけるとすれば、小学校にはこれからはランチスペースをぜひ設けてほしいと思いますが、いかがですか、お伺いします。

二つ目の学校運営の特色ですが、各学校はそれぞれの自然環境や社会環境、その地域の産業や文化の上に立っているのですから、その点を十分考慮した運営を行ってほしいと思います。それにはとにかく学校というところは閉鎖的になりがちであるが、特に教師は地域の人々と積極的にかかわるように努め、地域に根ざした伝統をつくる教育活動を目指してほしいと考えます。

三つ目には、教育面の特色を育てるべきだということです。例えば、ある学校では、道徳教育を通じて豊かな心をはぐくむ。ある学校では、健康教育を取り上げ、健やかな体づくりの教育に力を入れる。また、別の学校では、生徒指導に重点を置き、非行をなくし人権尊重の精神を養うというぐあいに、それぞれの学校が独自の教育方針を持ってほしいということです。

以上、素人である私の考えですが、教育者としてのプロであり、四日市の教育の責任者である教育長のご批判を賜りたいと思います。

今まで述べてまいりましたように、特色ある学校をつくるには、まずリーダーである学校長の在職期間が問題になります。これは私の持論ですが、本当に信念を持って学校運営をしようとするなら、少なくとも3年で、できるなら5年間は同じ学校に在職するのが望ましいと考えます。わずか1年や2年で転勤させられないよう取り計らってほしいと思います。

また、直接学校運営に携わる教師の適正配置についてですが、せっかく伝統をつくり上げてきたクラブが、指導教師の転校によりその伝統が崩れてしまったという事例をしばしば聞きますが、人事の異動について、現場

の状況を十分把握した上で行うべきだと思うのですが、いかがお考えか、お尋ねします。

次は、2番目の学校施設の充実についてです。

日本の建物は、南向き東へ10度ぐらい振った方向に建てるのが最適だとされております。夏は涼しく、冬は温かいのがこの方向でございます。しかし、与えられた敷地によっては、理想どおりに建てられないこともあります。笹川西小学校の管理教室棟がその例であります。一番避けなければならぬ西向きの建て方なのです。年じゅう朝日が入らないため冬は寒く、夏は夏で西日が入るので暑苦しくて教室におられない状態だということです。ぜひ実情を調べて善処していただきたいと思います。

また、笹川西小学校のような場合だけでなく、これからは職員室、保健室、校長室ぐらいには冷暖房設備を施すべきだと思いますが、いかがお考えか、お尋ねします。

市内の中学校にはパソコンが配備され、あと二、三年で完了すると聞いていますが、今までに配備された学校の実態はどうなっているのですか。パソコンを指導する適正な教師がおられるのでしょうか、心配です。また、ある中学校で聞いたのですが、せっかくパソコンを入れてもらったものの、そのために視聴覚教室がつぶれて困っているということでした。教育委員会は、そのような現場の声をどう受けとめておられるのかをお聞かせください。

最近空き教室もあるように聞いています。既存の視聴覚教室をつぶすことなく、空き教室を活用してパソコンを取り入れたらよいと思うのですが、いかがでしょうか。せっかく施設や機器が整っていても、またそれを操作する教育者を整えずして、どうして立派な教育ができると思いますか。教育はあくまでも人が行うのであって、施設や機材が行うのではないということは、私が改めて言うまでもありません。もっと現場と教育委員会とが十分に話し合って進めていかなければ、教育効果を上げることはできな

と思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

次は、2番目の質問ですが、新生産緑地法に伴う緊急課題について行政の意見をお聞きします。

今回の法改正は、大都市地域における地価の高騰に伴い、一般サラリーマンでは一生働いても持ち家住宅が望めない厳しい現状を踏まえ、住宅宅地の供給を円滑に行うため制定されたと受けとめますが、はたして四日市市がその法改正の精神にのっとった地域に該当するのでしょうか。行政の説明によりますと、本市は中部圏の特定市だからと言われるだけで、素直に納得できません。日本経済の高度成長が地価高騰をもたらしたことは十分承知しておりますが、それは大都市周辺に限られることではないでしょうか。私が納得できないというのは、今回の改正の該当都市から、100万都市や、同じ中部圏でも四日市市と比較すれば地価抑制をもっと急がなければならないと思われる岐阜市、浜松市等が除かれているという点であります。行政サイドは、今回の制度に組み入れられたことで宅地供給が促進でき、思わぬ増税により財源が確保できるというメリットはあるでしょうが、その反面、先祖から受け継いだ大切な農地を、計画なしにはき出さなければならなくなる犠牲者の生ずることを考えてもらわなければなりません。そこでお尋ねいたしますのは、この制度は急に決まったことではないと思いますが、その辺の経過をお聞きしたいと思います。

また、少なくとも行政当局においてはそれなりの情報等を得ておられたことと思いますが、その時点で四日市市は、中央官庁に対してどのような働きかけをなされたのか、あるいはしなかったのか、農家の皆様方にわかりやすくご説明を願います。

二つ目は、宅地化農地の受け入れに対する行政機構についてであります。残念なことに宅地並み課税に至る経過がどうあれ、本市では来年度から実施されるということでもあります。農業を続けたいという農家については、生産緑地の指定を受けることにより安い税金で農業継続ができるとい

うことですが、30年という気の遠くなるような将来にわたり農業を続けるということに、農家の皆さんは大変不安を抱かれていると聞いております。家族構成の変動などにより住宅を建設する必要が出てくるなど、将来農地を手放さなくてはならない不測の事態に備えて、今回の選択でやむなく宅地化を選ばれた方も数多くあるのではないかと想像しております。このように行政として農家に対し、大変苛酷な選択をさせている一方で、農地を宅地化しようとしても、道路や排水路がないために宅地化できない農地が多くあるという現状は、都市計画としての大変な大きな課題であると考えられます。このような問題は従来から指摘されてきたことであり、依然として抜本的な解決が見られないようですが、宅地並み課税が本格的に導入されるにあたり、理事者としてのお考えをお尋ねするものであり、特に今回は行政の機構面について質問します。

まず、建築指導課の業務についてであります。建築指導課においては、建物を建てるについて建築の道路に関する指導業務が行われておりますが、道路の指導ということに関しては、ただ道路がないから建築ができないという判定だけで、それならどうやって道路を整備していくかという点については、親切的な指導は受けられないのが現状であります。建築主としては、いざ、建築しようという段階でこのような判定だけをなされたのでは、行政に対して著しい不満を抱く結果となってしまいます。このことは狭隘な道路の拡幅整備に対する施策がないことが原因ではないでしょうか。住民の不満をわかりながら、窓口の業務では対応できない体制に行政としての矛盾点があると思われまます。そのために現在、道路後退用地の整備について検討されているようですが、このような問題も建築基準法に定められた4mの道路の確保といった目的だけでなく、もっと広い視点に立ったまちづくりの観点から取り組むべきだと考えます。このためには建築指導課本来の建物の許認可業務と切り離して対応することが、市民感情からしても好ましいのではないかと思います。

次に、都市計画においては、現在地区計画などの推進を行っているようですが、今後宅地並み課税の実施に伴って市民のまちづくりの要請が高まってくる中で、現体制のまま市民の声を十分に反映した計画の立案ができるのでしょうか。また、小林町では、昭和60年に地区計画が策定されて相当の年月が経過しておりますが、せっかく地権者から用地の提供の申し入れがありながら、あとの整備は道路課で行う体制であるため、道路の整備がほとんど進んでいないように聞いております。形ばかりの計画づくりではなく、整備まで責任のある行政をお願いしたいところです。

一方、区画整理課においては、現在、5地区において組合区画整理事業として工事着工中であり、十数地区においては準備組合などが事業に向けて動きつつある中で、宅地並み課税の問題がクローズアップされたことで、さらに幾つかの組合区画整理事業による土地利用計画の機運があるということも伺っております。したがって、本市の実情や今回の税制改正を踏まえた地域の要請にこたえられる組織体制を、早急に整える必要があると思われれます。このように道路の整備に関するまちづくりについては、それぞれの手法が別々の部局で行われていますが、今申しましたようにそれぞれ課題を抱えているようであります。この際、各部門を統合し、他都市に見られるようなまちづくり課、あるいは住環境整備課といった機構を整備されることをご提案いたします。本来、地域の住環境の整備やまちづくりといった課題に対しては、市民の声を十分に反映し、それを計画、立案、具体化に向けて一貫して行えるような組織体制が必要であり、実現に向けてのお考えをお聞きいたします。

以上、道路の整備に関する住環境整備の機構面について提言しましたが、何といたっても先立つものはお金であります。例えば、狭隘道路の拡幅にしても、地区計画の行政責任にしても、また組合施行による区画整理事業の助成にしても、裏づけ予算がなくてはどれ一つ促進できない事業ばかりであります。そこで、今回の税法改正に伴って宅地並み課税をした場合、2

年ないし5年後にはかなりの固定資産税の増税になることは必然であります。今回の法改正の主たる目的は、市街化区域内農地の住宅地の供給の推進であることは、皆様ご承知のことと存じます。その目的に沿う施策に必要な財源は、その増収分全部とは言わないまでも、せめて2分の1か3分の1相当額を住環境整備の事業費に特定財源として位置づけ、計画的なまちづくりを推進すべきだと思います。このように農家の皆様に約束していただければ、宅地並み課税をされても納得して納税に協力していただきたいと思います。当局のお考えをお聞かせください。

最後の質問の一つ目は、各地区に残されている火の見やぐらの処理についてです。

火の見やぐらは、かつては村の消防施設としてなくてはならないものでした。いざ火事があれば、真っ先に住民の方に知らせるため、やぐらの半鐘をたたき消防団員がかけ登ったものでございます。その後四日市市に合併し常備消防に守られるようになり、通報方法もサイレン等に変ったため、今では火の見やぐらは使用されることもなく、無用の長物と化しております。中には半鐘のかわりに警報機をつけて利用しているところもあります。たまたま西日野町の火の見やぐらは、3年前の台風で半鐘の屋根が半分はがれて、近所の方に迷惑をかけたので、修理をするために地元の人が登ろうとしたが、やぐら自体が腐食していて危険を感じ、修理もせずそのままになっております。あと半分の屋根もはがれる心配があるので、自治会が業者に解体の見積もりをとったところ、二十数万円かかることがわかりました。とても自治会では負担しかねるというので、行政で何とか処理を願いたいとの相談を受けましたので、私はもともと消防施設として建てられたのだから、消防署でお世話になろうと思いお願いに行きました。すると、「消防の施設台帳に載っていないから、これは自治会のことなので市民部へ行ってくれ」と言われました。ところが、市民部へ行ったら行ったで、「消防施設ではないかな」と言われて、一向にらちがあかず困って

おる次第です。幸いことしは屋根をはがすような台風が来なかったので助かりましたが、いずれにしても用のなくなった施設でございます。私は消防署で何とか処理をしていただくのが筋道だと思うのですが、消防長はいかが思われますか、お伺いします。

二つ目ですが、近鉄名阪特急、愛称アーバンライナーの四日市駅停車について提案します。

ご存じのように、JR東海が来春より、スーパーひかり、愛称のぞみ号を、東京大阪間ノンストップで走らせることになりました。そうすると黙っていないのが愛知県知事であり、名古屋市長さんであります。東京名古屋間は、5分～10分おきのひかり号が走っているのだから、何もそんなにむきにならなくてもよいのではないかなと、私は対岸の火のように眺めておりましたが、知事さんも市長さんも、我が郷土を愛する心で、のぞみ号の名古屋駅停車を真剣に訴えておられるのだなということが感じるようになってまいりました。

さて、我が四日市市はと振り返ってみましたら、さすが近鉄さんははるか昔から、名古屋大阪間をノンストップでアーバンライナーを走らせております。名阪直通特急は、行き、帰りも毎時ジャスト発で、1日15往復運転しているそうです。友人に、「アーバンライナーを知っているか」と尋ねたところ、「知っているどころか、子供にせがまれてわざわざ名古屋まで出て二度も乗りに入った。あのアーバンライナーが四日市駅に停車してもらおうと本当に助かるのだがな」という話でした。アーバンライナーは、子供の間では相当人気があるようにも聞きました。四日市市としては、今までに一度でも近鉄に対して、アーバンライナーの四日市駅停車を申し出されたことがあるのですか、お尋ねします。

参考のために、近鉄名古屋営業局で調べたところによると、四日市駅発大阪行きの特急を利用されるお客さんは、1日平均五百数人、往復で1,000人は下らないということを教えていただきました。このような実情からし

ても、アーバンライナーが四日市駅に停車することになったら、子供も含め四日市市民が大変喜び、さらに利用客も増えると思いますが、ぜひ愛郷心を持って、アーバンライナーを四日市駅に停車させるように頑張りたいと思います。以上、お尋ねします。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 豊田議員からのご質問は、特色ある学校づくりを積極的に進めてはどうかと、それにはまたこの教員の配置が大事なことになってくるのではないかと、そういった趣旨のご質問でございました。お答えを申し上げたいと存じます。

現在も各小・中学校におきましては、それぞれの地域や児童、生徒の実態に即しながら、文化とか体育の両面から特色ある学校づくりを推進しておるところでございます。例えば、萬古焼等の地場産業を取り入れた教育を進めている学校、あるいは創立以来、健康教育を推進している学校、あるいは地域と一体となりまして、野外劇等の学校行事を充実させている学校、さらには独居老人とのかかわりを重視した福祉教育を推進している学校等をはじめといたしまして、各クラブ活動におきましては、県下の中学校に比べても誇るべき成果を発揮している幾つかの学校がございます。このような特色のある学校づくりを推進していくためには、ご指摘のように教師が地域にも出てその状況を把握し、地域の人々の願いをとらえていくということは、極めて重要なことと存じますので、今後ともそういった方向の取り組みを強化し、積極的に推進してまいりたいと存じております。

次に、ご指摘のご質問のように特色のある学校づくりには、教職員の適正配置であるとか、在任期間についても重要な要素になるというご指摘でございますが、まず校長につきましては、今までは年齢層の関係から、昇任する年齢が55歳前後と高齢化しておりまして、しかも、校長として複数の学校を経験することが望ましいという観点から、やむを得ず1校での

在任期間が2年ないしは3年といった比較的短い状態になっておりました。しかしながら、現在教職員の年齢構成を見ますと、40歳の後半から50歳前半の年齢層が非常に少なくなってまいり、したがって、管理職への昇任年齢が必然的に低下する時期を迎えておりますので、今後は管理職での在職年数も長くなり、1校当たりの在職期間も現在よりは長くなるのが可能になってまいろうかと存じております。

さらに、教諭の配置でございますけれども、教科とか年齢、さらには勤務年数、経験等を考慮し、学校組織の充実と刷新を図っていくことに重点を置いて進めているところでございますけれども、ご指摘の点につきましては、まずは平素からクラブ活動等の指導教師の養成という点にも心がけていく中で、伝統を築き、あるいは特色ある学校づくりが維持できますよう人事異動を行うよう、できる限りの努力をしてみたいと存じておるところでございます。

なお、文化とか、あるいは体育クラブ活動のための専門的な指導者の確保についてでございますが、現在のところ残念ながらこれは十分であるとは言えない状況でございます。今後とも県教委に対しまして、クラブ指導技術のすぐれた教員の積極的な採用とその配置につきましては、従来にもまして強く要望をしていきたいと存じております。とともに、現在も行っております地域のすぐれた人材活用を目的といたしました、中学校部活動指導者派遣事業という制度を本市も持っておるわけでございますが、この制度が十分に生かされますよう、人材確保にも努力をしてみたいと存じておるところでございます。

2点目の学校施設の充実ということでございますが、職員室とか保健室、校長室に冷暖房設備をというご指摘がございましたが、9月議会で藤井議員にもお答えを申し上げましたように、現在のところそういった計画はございません。しかし、ただいまご指摘がありましたように、建物の方位等によりましては条件も随分異なってまいろうかと存じますので、今後そう

いった実態を踏まえる中で検討をしてみたいと存じております。

次に、ランチスペースの件でございますが、全校生徒が一堂に集まれるようなそういった施設は、現在本市にはございません。しかし、学年別であるとか、あるいは学年の縦割りといったグループ編成を行い、楽しい給食ができるようなそういった多目的教室であるとか、あるいは空き教室を改修等によって、そういった施設の充実を図っておる最中でございますが、今後ともそういったスペースにつきましては、整備を進めていきたいと存じておるところでございます。

最後に、パソコン教室の整備でございますが、今日的な教育課程としての要望といえますか、行政として情報化への対応が求められておるところでございますが、本市でも技術家庭科にコンピューターが教材として取り上げられますのが平成5年からでございます。それを目途にして現在、全中学校に21台のパソコンを整備すべく努力をしているところでございます。そうして専用の机とともに、パソコン機器をとりあえず視聴覚教室に設置しておるところでございます。しかし、子供たちがより楽しく、より効果的に学習するためには、専用のパソコン教室の整備が必要かと思われます。したがって、こういった施設の整備につきましては、空き教室の利用等も含めまして、パソコンが整備されます、次期第六次5カ年計画の中で検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

また、指導者の育成についてでございますが、教育センターにおきまして、教職員を対象といたしまして、計画的にパソコンの技術研修を行っているところでございまして、本年度におきましても先生を対象として、その技術の程度に応じて初級、中級に分け、合わせて237名の教員が受講をいたしております。そのほかにも導入した学校におきましては、別途研修にかかる経費を手当てする中で、先進校の視察とか、講師を招聘しての研修に努めておるところでございます。豊田議員のご指摘のように、これか

らの情報教育には何をおいても指導者の育成が急務と考えておりますので、今後ともこういったパソコンの指導者の拡充に努めてまいりたいと存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 新生産緑地法制定に伴います緊急課題の質問についてお答え申し上げたいと存じます。

今回の市街化区域内農地の宅地並み課税の実施や生産緑地法の改正等の背景についてまずご説明申し上げたいと存じます。

ご承知のとおり、大都市地域におきます近年の地価の高騰に伴いまして、住宅宅地の供給が重要な課題の一つとなっております。このため、国におきましても改めて土地についての基本理念を明確にして、総合的な土地対策を推進するために、平成元年12月に土地基本法を制定し、この中で税負担の公正の確保を図りつつ、土地に関し適正な税制上の措置を講ずることが位置づけられました。これを受けまして本年の1月には、総合土地政策推進要綱が閣議決定されまして、この中で三大都市圏の市街化区域内農地について今回の措置が決定されたわけでございます。そして本年の4月、それから5月には、生産緑地法及び地方税法の改正がなされたものでございまして、本市につきましては、中部圏開発整備法に基づきます都市整備区域として三大都市圏に位置づけられておりますために、今回の法改正によりまして宅地並み課税の実施が定められたものでございます。現在、それに基づきまして、農家の皆様方に制度の周知、それから意向把握について努力をいたしておるところでございます。

ご質問の中の、中央官庁に対してその働きかけをどのようにしたかというところでございます。この生産緑地法改正に伴います中央官庁に対しての働きかけに関しましては、農業関係団体等の要請活動につきまして、農業委員、農協代表者からなります四日市市宅地並み課税対策本部が、昭和56

年に設置されまして、農協、農業委員、農家の代表者により要請活動が行われてきたところでございます。特に、平成2年度には、数度にわたりまして上京し、全国からの代表者とともに関係省庁、国会議員に対し、生産緑地法改正を含む一連の土地税制改革に対する要請活動を行ってまいりました。また、昨年10月8日には、都市農業確立三重県農協・農委代表要請集会を本市において開催するなど、都市農業確立のための要請を重ねてまいっておりますが、今回の法改正となったわけでございます。今後は法の運用並びに条件の整備等について、関係機関に要請活動を続けるものと聞き及んでおるところでございます。

次に、宅地化農地の受け入れに対する行政の機構についてのご質問でございます。平成4年度から市街化区域内農地の宅地並み課税実施は、本市の各方面の施策にいろいろな影響を及ぼす大きな課題であるというふうに受けとめておるところでございます。ご提言賜りましたまちづくりに対する組織、機構につきましては、従来から社会環境の変化、施策の進展に応じた体制とすべく逐次見直しをしてまいりましたが、今後とも実情に即した体制を、担当する各部局と密接な調整をとりながら検討してまいる所存でございます。

次に、宅地化促進のための財源の確保についてでございます。今回の生産緑地法の改正は、市街化区域内の計画的な緑地保全と宅地供給の促進を目的としたものである以上、市といたしましても、その趣旨が十分生かされるよう各般にわたり対処していかなければならないのは当然でございます。ご質問の開発に要する経費について、税収増の一定割合をこの施策推進に充てるべきだというご提言でございますが、何分にも現在、土地所有者の意向を調査の段階でございます。したがって、どれほど税として反映されるか、つかみ得ていませんし、また税の性格から難しいものと思われませんが、基本的には今回の税収のいかんは別にしても、土地利用計画に沿った土地利用がより円滑になされるように、必要な基盤施設の整備は進めて

いかなければならないというふうに考えておる次第でございます。

○議長（川村幸善君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） ご質問の火の見やぐらの問題でございますけれども、現在、市内に50基の火の見やぐらがございます。このうち33基につきましては、現在も十分役立つものとして、地域防災計画の中でその運用を図っております。その33基のうち3基は市の所有になっておりますけれども、そのほかについては所有権がはっきりしないものが多いようにございます。この火の見やぐらにつきましては、歴史的な経緯から消防での対応が適当であろうと考えておりまして、現在すべての火の見やぐらについて、所在地であるとか、大きさ、所有者などの実態調査を進めているところでございます。ご指摘のように、老朽化しているために、今後使わないもの、または使われないものもあろうかと思っておりますので、そのまま放置することは美観上も好ましくありませんし、また危険でもありますので、地元消防団や自治会の皆さんとも協議をしながら、個々にその必要性を検討し、ご指摘の西日野の火の見やぐらも含めてでございますけれども、必要でないものについては、できるだけ早い機会に撤去する方向で対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、解体に要する費用につきましては、市からの補助といった形で対応するのも一つの方法かと考えますけれども、これらも含めて全市的な観点から、市内全域の火の見やぐらについて早急に検討してまいりたいというふうに考えております。既に検討に入っておるところでございます。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） ご質問のアーバンライナーの件でございますが、早速近鉄側にお聞きをいたしまして、ご指摘のように現在、名古屋発大阪行きが15本、大阪発名古屋行きが15本、毎日運行されておるとのこ

とでございます。このうち大阪行きでは朝1本、それから夜2本が、また名古屋行きでは夜2本が、津駅に途中停車をしておるようでございます。しかしながら、このアーバンライナーはノンストップを売り物にしておる列車でありますから、途中駅で停車することは本来避けたいというのが近鉄側の考え方でありまして、四日市駅停車につきましては、駅間距離等の問題もあって、現在検討されていないというのが実情でございます。

ただ、将来的には、希望的観測を申し上げますならば、本市が例えば中部新国際空港に対するアクセス拠点となった場合には、当然大阪からの利用者も見込まれることとなりますし、またそれ以外に都市としての拠点性や魅力を本市がさらに有するというようになってくれば、近鉄としても四日市駅停車について十分検討していただけるのではないかと考えます。しかし、現時点におきましても、先ほどご指摘いただきましたように、1日に四日市大阪間の特急利用者が往復1,000名余りもあるという実態、さらには県内で最も人口集積の高い都市でもあることにかんがみまして、今までは実は大変残念ではございますが、一度も接触をいたしておりませんが、ご指摘、ご指導をいただきましたので、今後強くお願いをしていきたいというふうに考えます。よろしくご支援をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 豊田忠正君。

○豊田忠正君 まず、教育行政について、教育長から、校長先生の在任期間は一応歴代の教育長、館さん、岡田さんにも聞きましたが、私はこのことを私の持論というふうに述べましたとおり、そのつもりでおりませんでしたけれども、自分の今まで質問したことを調査しましたら、3年単位で質問させてもらっておるわけですね。昭和60年に当時の館教育長は、「あと二、三年したら教師の年齢も下がってくるので何とかなるやろう。もうしばらく辛抱してくれ」と、これが昭和60年の回答でした。それから63年でしたね、岡田教育長さんは、2年とか3年とかは言いませんでしたけれども、「校長の在任期間は3年ないし5年がやっぱりふさわしいと、教育

委員会も思っておるということで、極力その方向で努力する」と、昭和63年にこういうお考えを聞かされてもらっておるわけです。きょうの教育長さん、期待しておったんですが、一向、そうしますという確固たるご返事はいただけませんが、私は別に校長先生になるのは、ところでんじゃあるまいし、別に年齢に達しなければならないとは考えませんし、あれさせてこれさせんとかわいそうだという人情的な面もないことはないでしょうが、やっぱり教育されるのは子供が対象でございますのでね、先生のご都合ばかりで、校長にしたり、教頭になされたり、そういう習慣はどこかで打ち切ってもらいたいと。僕は、校長先生じゃなくても、立派な先生は立派な先生と尊敬しております。そういう意味では、管理職にならなくてもすばらしい先生も多くみえるんじゃないかな。そういう点も考慮して適材適所で選んでもらいたいな。そうすれば今、教育長がお答えいただいたような、苦しい答弁でなくていいじゃないかな。私の考え方は、やっぱりこうだというふうにお決め願えれば、丹羽教育長、きちっとそういう態度で県と話し合って、すぐにでも実現できるんじゃないかな。そう思いました、来年の3月には間に合うように、きょう、会派でお願いして質問させてもらうこととでございますので、もう一度覚悟のほどをひとつ、新しい教育長さん、期待しておりますので、ぜひお聞かせ願いたい。

それと、パソコンの専用教室、先ほど私から言いましたように、本当に現場では、視聴覚教室を熱心に軌道に乗してようやくきたんだと。にもかかわらず、幸か不幸か、「来年パソコンを21台入れる予定なので、教室を指定せよ」と言われて、職員会議開いていると話し合ったら、結局は視聴覚室に入れなければならないような状況になっておるわけなんです。そういう点は教育委員会もよく知ってみえると思うんです。パソコン21台というとスペースが、要は特別教室並みですが、1.5教室ぐらいのスペースがまず要るんですよ。それと配線がきちっと施されておらないと、相当な改造費が要るということもよくご存じだと思うんですよ。そうすると受

ける方は、どうしても配線の完備しておる視聴覚室へ入れなければならないようなことになるとるんですよ。お聞きしたところでは、学校で決めよと言われても、受ける以上は視聴覚教室しかないというようなことで、職員会議ではそこへもっていくような、校長先生が妙な形で誘導なされたことで、教育委員会にご通知しておると。そのようなことで、「普通教室をぶち破って、特別教室並みのスペースにしてお願いしたらどうですか」って先生と話ししとったら、「それはあきません、それは予算がよけい要ります」とか、いろいろ理屈言われて、最後は視聴覚室へ入れるような誘導なされておるといふうに受けとめられておるのが現場の声でございます。

それと、何でそんなに急がねばならないのかと、私、わからんですよ。入れ物をつくってから、またパソコンを指導する教師を養成してから、パソコン入れられたらどうですか。それほどあわてんならんですよ。何か業者から無理に頼まれて買うような、そんなことは僕は絶対にはないと思いますが、そんなことまで考えたくなくなってきますよ。

あと、6校ですか、ことし入れて9校あるんですか。21校で9校ですと、ちょうど半分ぐらいかもしれないけれども、パソコン教育受けやんだで、四日市市の生徒の学力が非常に落ちてたということには、私はならんと思います。先ほども言いましたように、器材が教育するのと違いますから。先生が教育するのが、人間が教育するのが教育と思ってますからね。そういう点の配備のテンポをよく考え直して、入れ物をきちっとつくってから、そして指導する先生を養成してからやっぱりパソコンを取り入れるようにしてもらわんと、教育長、ご存じじゃないかしらんけど、私、覚えておるのに、かつて四日市に、要は英語を主体としたLL教育をやるんだということとかなりの予算を使って、多分二、三校でしたか、富洲原中学校やそういうところにかかったですね。あれ、消えていったでしょう。現在四日市市でLL教育やとるんですか。そういうようなことで時の流れとか、時の流行に教育が惑わされたら、現場が困りますよ。教育委員会はそれでい

いかしらんけど、現場の方と十分話し合っ、そういう対応していただきませんと困るんじゃないかな。せっかくいいものやろうと言うので、いただきますわというのが人情かわかりませんが、現場の状況をよく踏まえながら、そういう新しい器材を入れるときは十分考えてもらいたい。これが私の考え方でございます。

それから、職員室、保健室、校長室の冷暖房は考えとらん、それはそれで結構ですわ。ただ、じきに教育委員会というのは、あそこにしてやるとここにもしてやらんならんと、画一的に物を考えるから、そういう答えしか出てこんのじゃないかなと。わざわざ笹川西小学校は、西向きが一番方向としては悪い校舎の建て方しとるんですよ、職員室。ご存じと思いますが、一遍あそこへ行って夏場にまじめに座とれますか。先生なんかぼうっとしますよ。窓を開ければ風が入ってくるし、書類が吹き立つし、本当に困ってるんですよ。それもご承知かしらんけど、すだれをどうやら去年はつくっていただきましたね。あんなことで部屋の温度が下がりません。ましてや、職員室は大人だからと言われりゃそれまでだけど、その隣に保健室があるんですよ。保健室は子供が安心して寝とるんですが、あんな温室みたいのところへ入れられて保健できますか。冬なら少々何かの方法でカバーできますけれども、そういう状況を私は言うておるわけです。理想的には今後は少なくとも職員室、保健室、校長室は、入れるような方向でひとつ充実してくれというふうには私は申しましたけれども、ぜひそういう他の学校と比較して、冷暖房入れてよその学校と平等になるんですよ。その辺、現在非常に不都合な立場に置かれておる状況を、ひとつよく勘案して処理してもらいたい、善処してもらいたい、そのこともお願いして、改めてご答弁賜りたいと思います。

ランチスペースの件は、私は実は、北勢町の八田小学校へ行ったんですが、あそこは10クラス、それから1特別教室で11クラスの学校で、生徒数は350人ほどで、350人ぐらいの生徒が、食堂と申しますか、一堂に会し

て、楽しく食事ができるようになっております。私、ちょうど昼の休みをねらってお邪魔しましたが、多少、メニューも用意されて選ぶようにできておりますし、そして1学期じゅうは各学年が仲よく、一つの机が大体20人ぐらいですので、2組に分かれて、各先生がテーブルに着いて歓談しながら食事しておりましたが、2学期になったら横割りで学年単位で形を変える。3学期は縦割りで、今度は自分の通学単位で1年生から6年生までで組んでいって、極力横のつながり、それからコミュニケーションを深めるためにということに意を払ったランチルームにしておるんです。先ほども言いましたように、三浜小学校とか中部中学校とか、非常にユニークな学校施設をつくってもらったことには本当に喜んでおるわけですが、せめて小学校のランチというのは、やっぱり今後も続くと思います。自分の部屋で作業して、そこで食事をしてというのは、もう古いですよ。やっぱり食堂は食堂で衛生的な面も踏まえてランチルームを、これから改造をなされていく学校については、ぜひ考えた上でひとつ進めてもらいたいと、これは要望にとどめておきます。

二つ目の新生産緑地法で、特に今回の法律を四日市市が組み入れられたということは、よくわかりました。ただし、今回の法改正の主たる目的は、市街化区域内、要は、農地を住宅宅地として推進していくということが大きな目的の一つになっておるわけです。増税を目的に改正したんじゃないですわね。その点はよく市長さん、ご存じと思います。ああ、よかったわ、増税になったわと、そういう目的の今回の法改正じゃないんですわね。そういう意味ではぜひこの点については政策上の問題でございますので、やっぱり固定資産税は目的税と違いますから、特定の財源には使えないということも、私は私なりに承知しておるわけですが、今回の目的と趣旨がありますので、その点ひとつ市政の最高責任者である市長さんから、ぜひとも私のお願いしておる特定の増収分に対しての財源を確保する担保ができませんけれども、そういう方向で活用していくんだということ、せっかく

きょうは大勢応援に来ていただいておりますので、事故のないように帰っていただくのには、市長さんからいいお話をぜひ聞きたいと、こう思いますから、お尋ねします。

○議長（川村幸善君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまの再質問でございますが、パソコンにつきましては、従来のL1とは違いまして、今回は平成5年度からは、家庭科の中で当然取り上げなければならない教材として位置づけがされておりますし、また将来パソコンというのは、どういった社会へ出ても必要な器材になってこようかと思えます。そういった教育のために現在入れておるわけでございますが、これはあとまだ全校配置まで2年かかるわけでございます。文部省の方もそういった計画的なことで国庫補助をつけておりますので、そういった計画に基づいて現在入れておるわけでございますが、パソコン教室のことにつきましては、先ほど答弁申し上げたような方向で十分検討していきたいと思っております。なお、指導者の養成につきましても、先ほどご答弁申し上げたように、鋭意努めておるところでございますので、ご理解を願いたいと思えます。

冷暖房につきましては、先ほどのご答弁でも申し上げましたように、事情によって、方位によって、相当条件も違うこともございますので、実態を調査させていただく中で検討をさせていただきたいということでございます。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時14分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日置紀平君。

（日置紀平君登壇）

○日置紀平君 午後の2番バッター、政友クラブの3番バッター、議員団野球部の4番バッター日置が、通告に従いましてご質問をいたします。

私は本市に住環境を移し20年になります。20年前と言いますと、ちょうどオイルショックの前の年でありますが、四日市は昭和33年から石油化学のまちづくりが積極的に進められ、全国的に見ても画期的な新しい石油コンビナート地帯の誕生となり、脚光を浴びた都市となりました。生産が活発に行われて数年後、公害、四日市ぜんそくという環境問題が発生し、公害裁判は全国的に余りにも有名になり過ぎました。公害裁判が終結したかと思ったら、あのオイルショック、狂乱物価、スーパーからせつけん、トイレトペーパーが消えた時代を思い出すわけであります。戦後日本がかつて経験したことのない経済的大打撃を、中東地区のオペックメンバーによって受けたわけでございます。私たち四日市市民は、常に持ち続けている三つの欲望の安心、安定、安全を保つために、今後いつ発生するかもしれない経済的变化、国際情勢の変化等、打撃を受けようとも動揺することのない環境と体質につくり上げることが最も重要であると考えます。

本論に入ります前に一言、ことしマスコミを中心に話題を提供しておられます、皆さんもよくご存じの、鳥根県出雲市長岩国氏の言葉をお借りしたいと思います。月刊誌「NEXT」9月号紙上でのインタビューを若干ご紹介申し上げたいと存じます。政策論について、「よその自治体と同じような次元で自分の自治体だけを繁栄させようとする時代は既に終わった」と述べておられます。これから求められるトップの資質についても、次のようなことを加えられておられます。「第1に、国際性について、言葉、語学ができるという意味でなく、国際社会の問題がわかる人でなくてはならない。第2に、経済がわからなくてはいけない。高度情報化社会であり、国際金融がますます活発になる時代に、学者などが出てきたら大変なマイナスになる。第3に、これからの問題、教育と環境の問題について熱心に努めること」、以上3点がNEXT紙上でのインタビュー

記事であります。私も岩国氏のおっしゃられる政治家としてのすばらしい政治理念、政治姿勢、この姿勢に立って四日市の未来を考え、質問の本論に入らせていただきます。非常に幅の広い質問でありますので、理事者の皆さん方、少し当惑される面があるかもしれませんが、よろしく願いを申し上げます。

第1点、第五次5カ年基本計画の現状と次なる第六次5カ年基本計画について。二つ目、小・中・高の環境サミット開催について、この中で高等学校は県の問題になりますので省かせていただきまして、小・中の2点だけについてお伺いをいたします。以上2件でございます。

その前に、四日市市総合計画基本構想が昭和64年から75年を目標としてできておりますので、少し触れてみたいと思います。基本構想は、将来の社会情勢の変化を予測し、明るく希望に満ちた平和な都市を実現するための方向づけを、市民と行政がともに考え、本市が目指す基本目標と施策の大綱を定め、市政の総合的かつ計画的な運営を図ろうとするものであります。そして21世紀への課題と展望については、人口は目標人口35万人としてあり、産業を支える基盤として当面北勢バイパス、伊勢湾岸道路などのプロジェクトを促進し、将来に向けて東海環状道路、第二名神高速道路、中央新幹線などの高速交通網の整備並びに24時間離発着可能な中部新国際空港の建設促進によって、本市を取り巻く交通体系は大きく影響を受けることが予想され、住環境についても生活水準の向上や週休二日制、余暇時間の増大とともに、心の豊かさを求め、市民一人一人の生きがいが多様化していくことを見逃さず、こうした市民ニーズを確実に受けとめ、文化活動の拡大とともに、地域特性を生かした都市空間を創造していくことが重要課題でございます。以上の基本構想により、第五次5カ年計画が平成元年度から5年度にかけて実現に向けて推進されているわけでありまして、そこで3年目を迎えた現在、魅力ある四日市づくりのメイン計画のものについてのみ、進行状況をご説明いただきたいと思います。これにつきまして

では、議員の皆さん方の今回12月議会における質問と重複してる面があるうかと思いますが、その点をご了承いただきたいと思います。

まず、その中で、第3章にあります21世紀の展望で、国際化を迎えた国際交流の点から、友好都市との主な活動報告と、今後国際交流を進めたい国はどこか、この点をお伺いしたいと思います。

また私事で恐縮ですが、去る11月24日、テクニオン協会、代表糸川英夫氏の総会の席で、イスラエル大使とイスラエルエルアル航空主幹の二人から、私あてに友好都市を結びたいとの要望がございましたが、いかががお聞かせいただきたいと思います。

二つ目、産業基盤として東海環状道路、第二名神高速道路、中央新幹線等の状況についてお願いをいたします。

三つ目、第5章の中の、豊かな心をはぐくむ教育、特に社会教育について、働く人々の社会教育、勤労者のだれもがいつでも学習できる機会を多く提供するため、学習相談とか、各機関の活動について、その活動の状況をお聞かせいただきたいと思います。

四つ目、工業基盤についてであります。我が国の先進産業基地としての役割が発揮できるような環境の整備に努め、また内陸工業団地の開発を進め、先端技術産業を導入し、多様な構造の形成を図る。確かにこの多様な産業構造を設計されることは、まことに重要であります。私は、本年度視察の中で、室蘭市と延岡市を視察いたしましたけれども、これらいずれの都市もまさしく単一産業構造を持った特色ある地域でありまして、オイルショック後、現在大変な問題を抱えておられます。そこで、本市の考えておられます団地開発における多様な構造とはどのような産業構造をお考えか、お尋ねをいたします。

二つ目の環境サミットの開催についてであります。内部地区は毎年社会福祉協議会の主催のもとに、6年ほど前からクリーンアップ内部川を目指し、自治会、老人会、婦人会、青少年推進委員会、あるいは育成会を中

心に進められておるわけでありまして、いずれにしても環境問題は今や、国際的にも地球環境的にも大変重要な研究テーマとなっております。本市もこのような諸条件を先進的に取り組まれ、国際環境技術移転研究センターがスタートしたことは、まことにすばらしい事業だと評価する次第であります。私もPTA会長を経験し感じたことではありますが、義務教育の段階に環境教育を導入することが、未来に住みよい美しい住環境、地球環境にするためにぜひ必要だと考えます。そこで、私は、本市の小・中学校を対象に、環境サミットを開催することを提案し、環境部、教育委員会のご所見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上が私の質問、第五次5カ年計画についてであります。次に第五次の基本を踏まえて、来る平成4年度から第六次基本計画策定作業がスタートするわけでございますが、市長は昨日、中部新国際空港アクセスへの対応については、2月に期待の持てるすばらしい発想をご報告くださるとの約束をいただきましたが、私のこれから申し上げるビッグプラン、日置構想21世紀を申し上げますので、ぜひとも島根県出雲市長、岩国氏よりまさる加藤市長に、すべてをかけるものでありますので、よろしく願いを申し上げます。

私のビッグプランと称する項目であります。1番目に、名四国道を立体式道路とする。二つ目に、国道1号を同じように立体式道路とする。三つ目に、四日市市におきまして、東京の国電と同じようなああい環状線式のモノレールを敷設する。さらに、きょうもお話の中にありましたけれども、四日市港に中部圏、中京経済圏をカバーできるような一大トラックターミナルの建設。五つ目に、同じように中部圏を結ぶ、これから空の時代に入ってまいりますので、国際空港貨物の基地の建設、これはヘリポート基地を主体しております。新しい時代に向けて、空の時代はいよいよ、ヘリポートも100～200tの時代になってこようかと思いますが、一大ヘリポート基地、国際空港貨物基地の建設。六つ目に、住環境の整備でござ

いますが、一部末永本郷地区に進められております土地区画整理事業がありますけれども、これにさらに大きくしたような、今、一番問題となっております川越から四日市中心部を抜けて、日永、内部方向に走っております旧東海道、この沿線の消防車も入りにくいような住環境を徹底的に洗い直して、新しい土地区画整理事業を行う、この6件が私の提案いたします第六次基本計画構想でございます。四日市のスローガン、「魅力と活力に満ちた産業と文化のまち、新四日市」を創造するのは、これしかないとは思いますが、市長はじめ、関係されます各部のリーダー諸氏にご所見を賜りたいと存じます。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 第五次基本計画の現状と第六次基本計画についてのご質問にお答えいたしたいと存じます。

初めに、第五次基本計画の概略について申し上げたいと存じます。ご承知のように、本市は昭和48年度に最初の基本構想と第一次基本計画、これは昭和49年から53年までのものでございますが、これを策定し、現在まで社会経済情勢の変化に対応するため、絶えず計画の見直しを行い、昭和54年から58年にかけては、第二次基本計画、昭和59年から62年度まで、第三次基本計画、昭和61年から63年まで第四次基本計画にのっとり、市政の総合的かつ計画的な運営を図り、本市の目指す都市像、緑と太陽のある豊かな町の実現のため、積極的に施策を展開してまいったところでございます。しかしながら、第四次基本計画が昭和63年度でもってその計画期間が満了すること、目標とする都市像がおおむね実現したことから、最近の社会経済情勢の急激な変化、すなわち高齢化、国際化、高度技術、情報化の進展、本市を取り巻く国家的プロジェクトの推進等への対応が必要となつてまい

りました。このような状況を踏まえまして、来るべき21世紀に向けて本市の進むべき道を明確にし、魅力と活力に満ちた産業と文化のまちという目標とする都市像を実現するため、昭和62年12月議会において、皆様方にご承認をいただいた基本構想に示す施策の大綱に沿って、元年度をスタートとする5カ年計画で、第五次基本計画を策定したものでございます。基本計画は基本構想で示された五つの柱、一つは、健康で心のかよう福祉のまちづくり。二つ目は、豊かな心をはぐくむ教育・文化のまちづくり。三つ目は、活気あふれる産業のまちづくり。4番目に、快適で潤いのある生活のまちづくり。5番目に、心のふれあう交流のまちづくりに沿って計画が構想されております。市が実施しようとする施策を計画的、段階的に推進することにいたしております。平成3年度9月補正予算後の段階での事業費ベースの進捗状況は、5カ年全体事業費に対しまして61%となっており、総合会館、勤労者総合福祉センター、三滝テニスコート整備、三浜小学校改築等、既に完成した事業、現在も継続されている事業を含め、まずまずの進捗と考えておるところでございます。第六次基本計画の策定につきましては、来年度から準備に入り、基本構想で目指している都市像の実現に向かって、計画を策定してまいりたいというふうと考えております。特に、議員のご提言のあった事業につきましても、計画策定の中で実現の可能性を含め検討させていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、ご質問ございました新交通システムの導入についてでございますが、本市を取り巻く高速交通体系網の整備と相まって、本市が目標とする35万人都市としてふさわしい交通体系の整備を検討していく必要があるものと考えておりますが、モノレール等の新交通システムは先進市の事例にもあるように、まず道路、これは25m以上の道路が整備されるということが絶対条件かと思うわけでございますし、事業採算性に問題がございます。例えば、大規模な団地開発と一体化した整備がなければ、導入はなかなか難しいんじゃないかというふうにも考えておるところでございます。

す。また、住宅環境の整備につきましては、都心部の再開発事業として、現在第五次基本計画の中でも、地区更新計画による市街地再開発事業、JR四日市駅周辺の新都市拠点整備事業等の中心市街地活性化事業に取り組んでおりまして、第六次基本計画にも引き続き事業化するとともに、土地の高度利用が図られるよう推進してまいりたいと存じます。

最後に、産業振興の中で、内陸部に市内の中小企業の受け皿としての工業団地の確保についてでございますが、6月議会でもお答えいたしましたように、本市におきましては産業構造の高度化、多様化を図っていかねばならないという重要な政策課題がございます。ご指摘の市内の中小企業の受け皿としての工業団地につきましては、内部地区等の新たな工業団地の開発の中で対応できるように考えておるところでございます。

そのほか、国際交流、社会教育、道路、産業基盤整備等々につきましては、それぞれ別途お答えを申し上げますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 国際交流についてお答えを申し上げますが、ご承知のように四日市市は、昭和38年10月以来、ロングビーチ市と姉妹都市提携をいたしておりますし、中国の天津市とは、50年10月以降今日まで友好都市提携をいたしておりますが、それぞれ両市間の交流というのは、交換学生あるいは教師派遣、その他、四日市大学のカリフォルニア大学あるいは天津市の南海大学経済学院との交流、そのほか、天津市並びにロングビーチ市におきましては、各般の交流が行われておるわけでございます。ただ、従来の交流というのは、比較的文化、スポーツ面に限った交流が中心、特にアメリカ側はそうでありましたが、今日状況になってまいりますと、だんだん交流の度合いが深くなればなるほど、今度は日本の現状からして、それぞれの都市に経済的な交流というものが望まれてきておりますが、こ

これは自然の勢いではないか。ただ、そういった面は必ずしも地方自治体同士だけの決断で決められるということがなかなか難しい状況でありますので、既に若干の、中国の天津市につきましては、四日市市内の企業から向こうの経済特区へ進出をさせたということはありますが、それ以外の交流と申しますと、やはり文化、スポーツ、教育さらに環境技術関係、これらが中心でありまして、それなりに私は人と人の理解、あるいは文化の違いを超えた理解というものが深まっていっているというふうに確信をいたしておるわけでありまして、

そこで、実は今日の情勢を踏まえて、もう少し交流の幅を広げていくことが望ましいのではないかと。実はこれは先方から申し入れがあったことではありますが、西ドイツのルーデビックハーヘンというところから申し入れがありまして、どちらかといいますと、ちょうど四日市と似たような状況の町であります。そこにBASFという大きな化学会社があります。これは世界で第2番目の大きな化学会社であります、そこから申し入れがありまして、私どももいろいろ、人口は四日市の方が多いいわけではありますが、調査をいたしまして、なるほどなということがわかったわけですが、応じようかと思ったんですが、残念ながら今日の段階では西ドイツの状況が状況でありますので、なかなか思うような結論にはいっておりません。しかし、ことしの秋にはわざわざ議長にお願いをいたしまして、向こうへ出張をいただいて、向こうとの接触を保っていただいております。

さらに、アメリカという国は大変大きな国でございまして、太平洋岸だけのお付き合いですと、なかなかアメリカという国を理解するのは難しい。やっぱり大西洋岸のワシントン、ニューヨークの近くと交流をやったらどうかということを実は考えておりまして、もう大分前になりますが、天津市と友好都市提携を結んでおります、アメリカのフィラデルフィア市、これはアメリカ第5番目の都市だと思っております、大きな都市で、工業の盛んな町でございまして、そういうところとどうかなと思って、もう随分前

に私、行って様子を見てまいりました。ただ、そのときに実は、大学の町、歴史の町、大学の町というんですが、大学がたくさんありまして、その中のドルックス大学と四日市大学が提携をいたしました。この交流は非常に盛んでありまして、今度は向こうから人をこっちへ送ってくると、何とか受け入れてくれという話も今ありまして、それはそれなりに進めてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

そこで、実は国際交流ということの中身でございますが、私はただ友好都市提携した、仲よくやろうや、やあやあということだけではだめでございます、やっぱり実のある文化、教育、環境、そういったものを中心に交流を進めていくことによって、相互理解を深めることができるであろう、こういうふうに今、考えておるわけでございます。そういった意味合いで四日市大学を強化するという意味もあるわけでございますが、同時に、向こうの人間にこちらへ来てもらって、こちらの文化あるいは生活慣習というものを理解をしていただくという必要があるのではないかと、こう思っておるところでございます。

ただ、例えば、中国の本溪市からの交流の申し込みもございました。しかし、友好提携をするよりも具体的な事業で提携をしようということで、具体的には本溪市は環境問題でございまして、四日市と十分交流をさせてほしいということでございますので、その交流はきちっと今、やっておるところでございます。主としてこちらから技術を移転をするような形が今、行われておるわけでございます。そういった意味合いで、やはり文化あるいは環境といったような問題を中心に、実のある交流を進めていきたい。日置議員のところへ申し出があったイスラエルですか、それも一つの考え方だと思いますので、よく研究をさせていただきたいというふうに思っております。大変お金のかかる仕事でありますので、わあっとやるということではなくて、地道に実のある提携をしていくことが肝要ではないかと、かように考えておるところでございます。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 多様な産業構造の形成について、どう考えておるかということで、大変難しいご意見をちょうだいいたしました。産業全般にわたる技術革新や高付加価値化、あるいはまた経済のソフト化による第三次産業の進展状況について、まず触れさせていただきたいと思っております。

本市におきます臨海部の石油化学コンビナート企業では、従来から石油などを原材料といたしました素材型化学製品、例えば石油化学基礎製品とか、あるいはプラスチック、合成ゴム、合成繊維、無機薬品、化学肥料など、こういうものをつくっておったわけでございますが、たび重なるオイルショックによりまして、構造不況業種の代名詞とさえ言われました。しかし、ここ数年の円高あるいは原油安、低金利のトリプルメリットを受けまして国際的な価格競争力を取り戻し、時代のニーズや社会、経済の環境変化を柔軟に受けとめて、その時々時代の背景を反映いたしまして、技術革新をしながら事業の内容を変化させてきたところでございます。その中で化学企業では、ファイン化あるいはスペシャリティ化の推進が進んでおりまして、製品出荷額で見ますと、80年代は素材型化学製品がマイナス成長を何度か記録したのに対しまして、加工型の化学製品では一貫してプラス成長を記録しておるようでございます。特に、石油化学製品の中でも差別化や高付加価値化が進んでおり、もともと多品種少量生産型であった化学工業は、最近の消費者のニーズの多様化、高級化に伴って、各分野で差別化、高機能化が進み、その傾向が一層強まっておるやに伺っております。例えば、プラスチックをはじめといたします樹脂などは、自動車メーカーや家電メーカーの多様なニーズに対応して、数多くのグレード製品が開発され、供給されております。このように化学工業の持つ技術は、分子や原子の構造を抑制しようとするものであり、応用範囲も非常に広く、高付加

価値化、多角化戦略の一環として、化学企業はいわゆる技術革新の新御三家とも言われるマイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジー、新素材の各分野への展開を積極的に進めておられます。このうち、バイオテクノロジーにつきましては、まず付加価値の高い医薬品分野において、遺伝子組み換えや、細胞大量培養技術を利用したインシュリン、インターフェロンなどが既に実用化の段階を迎えております。

次に、新素材の開発と実用化は産業の基盤技術となるもので、社会的に極めて重要な意義を持っており、応用範囲も広いものであります。特に、ファインセラミックス、エンジニアリングプラスチックなどは、既にその市場を確立いたしております。新御三家の中で最も実用化の進んでいるのは、マイクロエレクトロニクスの分野でございます。我が国の化学企業は、ビデオテープ、それからフロッピーディスクや光ディスク、シリコンウエハーなどの開発制度面で、時には需要家である家電メーカーと共同開発を行いながら、参入を果たしておるといふふう聞いております。このように本市におきます化学工業は、21世紀に向けて大きく構造変化をなし遂げ、生き残ってまいりました。これからも持続的な成長を続けていくためには、さらに高い技術力に裏打ちされた差別化戦略が必要である。その発展を支えるのがそれぞれ各社の研究開発でございまして、その果たす役割は非常に大きいものとなっております。大いに期待をいたしておるところでございます。

それから、第三次産業の進展につきましては、ご承知のとおり、11月に近鉄四日市駅西にオープンいたしました「アムスクエア」が、今後の都市間競争に対抗するため、消費者ニーズを先取りした高感度なサービス、情報機能を持たした高次商業施設として完成をいたしました。本施設とともに既存の商店および商店街の商業機能の見直しや環境整備、再開発の促進等により、活性化を図ってまいっているところでございます。

それから、加藤助役の方からお答えをさせていただきました、いわゆる

産業振興の点でございます。特に、これは本年3月に議決をいただきました重点整備地区整備促進条例におきまして、一つは、先ほど申し上げましたそれぞれの化学工業の、いわゆる研究成果に基づきます構造変化を期待しながら、一方では、内陸部に組み立て工場等の、あるいは先端産業の誘導を図っていききたいということで、現在、東芝の工場が造成されておるといってございます。そのほかに特に重要なことは、市街地にあります製造業の中小企業、ご承知のとおり、住工の混在する地域に立地しておるケースがたくさんございます。生産性の向上あるいは生産規模の拡大、労働環境の改善、充実を図ることが、現実においては極めて困難な状況にあるところもあるようでございます。したがって、これらの中小企業のいわゆる育成を図るといふ観点もございまして、内陸部に今後工業団地を造成をしていきまして、極力これらに対する条例に基づく優遇措置も講じていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、四日市はご指摘のように、目標人口を35万人を目指しております。しかし、現状のままで推移するとするならば、35万人の目的達成は極めて困難でございます。したがって、魅力ある産業、いわゆる総合産業都市を目指しておるわけでございますが、あわせて住宅政策というのが、今後極めて重要な政策となってくるというふうに認識をいたしておるところでございます。本年と来年、この2カ年にかけて、土地利用をどういうふうにするかということで検討をいたしておるところでございます。

ちなみに、いろいろ今、議論されておりますのは、四日市東インター周辺の開発等もでございます。既成市街地の、先ほどご提案の高度利用による住宅供給ということ等もございまして、先ほどご提案につきましては、十分に参考にさせていただきます。第六次基本計画の中でどういうふうに表現ができるか、検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 第五次基本計画の中での社会教育の面の活動状況についてのご質問でございますが、いよいよ人生80年時代という長寿社会を迎えてきたわけでございますが、そういった時代になればなるほど、いつまでもより人間らしく、またより楽しく、また健康でといった充実した生活を送るためには、生涯にわたって学習を続けていくことの大切さが浮き彫りされてきておるわけでございます。とともに、また情報化や国際化が進展していくにつれまして、絶えず新しい知識や技術を身につけていくことの必要性も痛感されるようになってまいりました。そういった現状を踏まえまして、本市では市民の多様な学習要求にこたえるための市民大学であるとか、あるいは地区市民センターを中心といたしました地域学習活動を充実させるほか、学校開放といったことによりまして学習の場の確保と整備、さらにはこのさまざまな学習情報の提供であるとか、あるいは地域団体のリーダーの養成にも努めておるところでございます。また、臨教審の答申以来、新たな時代に向けまして、生涯学習の推進のあり方が全国でも摸索されるようになったわけでございますが、本市におきましても昨年7月に、生涯学習推進検討委員会というものを発足させまして、現在、基本構想について検討中でありまして、これにつきましては、本年度中にその報告を得ることになっておりますので、その結果を待ちまして、具体的な生涯学習計画へ向けて進展していきたいと考えておるところでございます。いずれにいたしましても、21世紀を展望したそういった生涯学習の展開に向けて、積極的に取り組んでいく所存でございます。

次に、2番目にご質問になりました小・中学校における環境サミットでございます。小・中学校においてごみ問題をはじめとした環境問題を取り上げていくということは、やはり重要なことかと考えておりますが、今日地球の温暖化であるとか、あるいはオゾン層の破壊といった地球規模の環境問題であるとか、あるいは一方、身近なごみの増加、あるいは水質汚

濁といった生活型の公害問題といったようなことは、我が国だけでなく、世界各国における重要な問題となってきたておるのでございます。ご指摘のごございましたように、小・中学校における段階的な環境教育についてでございますけれども、平成4年度、来年度でございますが、全面実施となります小学校の学習指導要領の中におきましても、各教科、道徳、それから特別活動といったような面で、環境教育にかかる内容がそれぞれ大きく取り上げられるようになっております。具体的に一例を申しますと、一、二年生の生活科の中では、自分とのかかわりを通した身近な自然とか社会を学んでいくこと。さらに5年生の社会科では、環境の保全と資源の重要性。さらに6年生の理科では、人と環境のかかわりといったようなことを学習することになっております。また、中学校におきましては、特に社会科では、公害防止などの環境の保全の必要性であるとか、あるいは理科では自然環境の保全の重要性を認識することになっております。さらに道徳教育におきましても、小・中学校を通じまして、自然を愛する心や公德心を育てるといったようなこともしておるのでございます。いずれにいたしましても、学校現場がこの環境教育をより明確な目的と意識を持って、児童、生徒の発達段階に応じて環境に関する学習を進めるとともに、自然との触れ合いを通して体験的に環境の大切さを学ばせていくことが肝要かと存じております。こういった問題につきまして、これまでも小学校の4年生全員に社会科の副読本として、「暮らしとごみ」を配付して、ごみの処理やリサイクルについて、あるいは体験的学習や四日市における北部清掃工場、あるいは南部埋立処分場の見学等も通じまして、ごみ問題の意識を喚起してまいったところでございます。

また、特別活動の一環として、児童会であるとかあるいは生徒会が中心となって、地域の除草であるとか、あるいは空き缶拾いなどの清掃活動も行っている学校も多くなってまいったのでございます。さらに来年度からは、小学校の3年生の社会科において、地域の清掃活動、あるいは美化運

動などの奉仕的な活動は、自分たちの生活環境を住みよいものにするためのものであり、また地域の人々の願いと協力によって行われていることを学習することになっております。ここでは児童みずからが地域の清掃等の奉仕活動に参加することも考えられますし、今まで以上に学校と地域との結びつきが期待できるものと思っているところでございます。ご提言の環境サミットにつきましてでございますが、この12月25日でございますが、三重県主催で本年の5月から9月までの間にかけて、県下の七つの小学校において実施されてきました、空気のきれいさ、あるいは川の様子、あるいは町の緑といったような身近な環境チェックの結果を、この7校の生徒が一堂に会して報告し合う、いわゆる子供環境サミットが初めて開催されることになっておりまして、子供たちの環境への関心を高める催しが予定されております。本市からも塩浜小学校がこれに参加することになっております。

また、四日市では、毎年夏に、各中学校の生徒会のリーダーを対象としました中学生サミットというのを開催しておりますが、その場でもごみを含めた環境問題についても討議をしてもらっておるところでございますが、こういった中学生サミットにつきましては、来年度も引き続き実施し、意見の交換を深めていく予定でございます。いずれにいたしましても、こういった環境問題といったのは、教育の重要課題としてとらえておるわけでございます、その充実につきまして、これからも努力をしまいたいと存じておるところでございます。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の東海環状自動車道、第二名神高速道路の状況についてお答えいたします。

まず、第二名神高速道路でございますが、去る12月3日に開催されました国土開発幹線自動車道建設審議会、いわゆる国幹審におきまして、愛知

県飛島村から四日市市伊坂町の東名阪自動車道までの間19kmが、基本計画路線から整備計画路線に格上げされたところがございます。事業着手に向かって一歩進んだところがございます。また、その先線に当たります亀山までの間につきましても、一日も早い整備計画路線へ格上げのための手続きに着手していただくように、関係機関へ強く働きかけてまいる所存でございます。

また、東海環状自動車道でございますが、一部伊坂町から北山町の間3.1kmが第二名神高速道路と重複しておりますが、一般国道の自動車専用道路として北勢町までの間18.7kmが地元説明会も終了いたしまして、本年度中に都市計画決定すべく、現在、手続き中でございます。いずれにいたしましても、第二名神高速道路とともに、本市にとりましては大変重要な道路でございます。早期建設に向けまして働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、第六次基本計画に向けての国道1号及び23号の高架化というご提言でございます。現状の2路線が交通容量的にも飽和状態であることからのご提言であろうかと思うわけでございますが、昨年都市計画決定されました北勢バイパスが完成すれば、国道1号、23号の交通渋滞が緩和されるものと思われまます。まずは北勢バイパスの早期事業着手、早期完成の促進に全力を挙げてまいりたいと考えております。しかしながら、市の将来の交通を考えますと、ご提言のとおり、国道1号、23号の高架化を含めまして、何らかの検討をしなければならない時期が来るものと思われまます。そういうことで将来的な研究材料として検討を加えてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 小・中学校の環境サミットの開催について、環境部としてはどうかと、そういうことでございますので、お答えをさせ

ていただきます。

先ほど教育長の方から答弁がございましたように、私どもといたしましては、今後教育委員会と十分連携をとりながら、環境教育の実効が上がるようにその対応について努力をしまいたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（川村幸善君） 日置紀平君。

○日置紀平君 多方面にわたりましていろいろな形でご答弁をいただいたわけでございます。ありがとうございます。市長の方から、イスラエルについての友好提携についてお考えをいただいたわけでございますが、私としては、先ほどの質問に対してご回答もいただきましたが、四日市が目指す多様産業構造への振興施策についてはイスラエルのテクニオン大学、それからワイズマン研究所、テリウエル大学、ベンゴリオン大学等のそれぞれの研究機関との関連が非常に深いものを持っておりまして、皆さんもご存じと思いますが、現在毎年行われておりますノーベル賞につきましても、過去のノーベル賞を受賞した人の40%近くがユダヤ人であるというふうに言われております。いかにユダヤ人がすばらしい知性と独創力を持っているかということにつきまして、本市が提携できれば、いろいろな形で導入でき、将来の発展につながることにならうかと存じます。これにつきまして将来的にぜひ研究をしていただきたいと、こうお願いを申し上げる次第でございます。

環境サミットにつきましては、かなりの段階で進めておられますので、全国的に見ましても四日市は、環境について大変先進的だと私も考えておりますが、ぜひこの問題は全県的にも模範の環境サミットとして進めていただけたら幸いに存じます。

以上をもちまして、私の質問はすべて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時21分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

穏やかな日が連日続いておりますことしの師走ですが、新聞等では国内外を問わず、連日いろんな話題や情勢が報道されております。最近で言いますと、バブルの崩壊から輸入自由化問題、PKO問題、そして真珠湾問題など、どれも市民にとりまして必ずかかわりのある大事な問題だと思えます。中国の古いことわざに、「霜を履みて堅氷至る」、こういうのがございます。霜がおりるということは、やがて固い氷の張る厳しい冬が訪れる前兆だ。物事すべて兆候があらわれたら大事が間もなく到来するから、未然に防止しなければいけないよ、そういう戒めの言葉だそうです。ですからことしの暖かい師走についても、地球環境破壊の前兆、あるいは地球温暖化ととらえるなど、その時々話題や情勢に常に真剣に気にかけていきたいと思っております。

それでは、第1点目の幼児用プールの設置についてご質問申し上げます。

本市におきましては、第五次基本計画の中の豊かな心をはぐくむ教育・文化のまちづくりに基づきまして、教育振興を図っていただいております。特にスポーツ振興におきましては、昨年の中央緑地陸上競技場の全天候トラックへの改修や、本年度には中央緑地体育館の競技開催機能等の強化を図るためのサブ体育館建設に向けまして、基本構想設計を実施していただいております。市民の多様なニーズに対応すべく、ソフト面、ハード面の両面において計画的に条件整備を図っていただいております。本当に感謝しております。

さて、四日市市では、幼児教育、保育の一環としまして、それぞれの園において簡易プール、あるいは民間のプール等にて水遊びを取り入れていただいております。幼児期において水になれ親しむと申すことは、心身の発達上においても非常に重要なことと考えられております。また、大人になりましても、そのときの運動が健康管理に大変役立っております。家庭教育の面から見ましても、親子で水遊びができるのであれば、乳幼児や児童にとりましては、健全育成の面においてもより一層の効果が期待できるんじゃないかと思えます。この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

さて、本市の幼児用プールの現状はといいますと、霞ヶ浦緑地公園内プールに一つ併設されておまして、平成2年度の霞ヶ浦緑地内公園プールの全体の利用実績を見てみますと、個人使用としまして3万5,551名の方が利用されております。ちなみに、幼児用のプールが併設されておられません中央緑地公園内プールの利用実績は、1万6,680名でした。実に2倍以上の利用者の差が出てきております。もちろんその差がすべて、幼児用プールが併設されているその利用者とは限りませんが、できれば親子で楽しめる遊びの環境整備と、家庭教育という点から見ましても、幼児用プールを整備していただきたいわけですが、この辺のご所見をお聞かせください。

2点目の公園整備についてお尋ねします。

公園づくりのあり方について考える場合、老人、子供、女性、障害のある方など、それぞれの特徴や多様な要求にこたえて設備を整備する必要がありますと考えますが、どの場合も共通して大切なことは、自然をできる限り豊かに取り入れることだと思います。例えば、水や土、樹木や草花、また野鳥や魚、動物、昆虫などです。それらは遊びの材料になったり、憩いの場の材料になったりします。動植物に親しみ、季節を感じさせるなど、その働きの多様性には、他に類を見ることがないと思えます。先日、私、長野県の松本市に視察に行つてまいりました。あがたの森公園というところ

を見てまいりましたが、あそこ、旧制の松本高校の跡地につくられた公園でございます。そこには樹齢70年以上のヒマラヤ杉、私ぐらいの大人が二人で抱えなければならないような大木が、何とも言えない間隔で20本ほど植えられているだけなんですけども、公園に遊びに来た人たちにとりましては、その樹木が散歩道になったり、セミとりや木陰にと、幾つかの材料になっているように想像して帰ってまいりました。本市の中央緑地公園も昭和42年に整備をしていただきまして、また第五次基本計画の中での方向としまして、豊かな自然と調和のとれた魅力ある公園づくりを進め、親子で楽しめる設備の整備を図るということで、25年たつて樹木も立派に育ちまして、四季折々の草花もよく管理をしていただいております。本当にいい公園になってきたなど、最近感じております。

そこで、今後の公園整備について2点お伺いいたします。

まず1点目ですが、先日、水野幹郎議員と小林博次議員のアメリカ視察の写真を見せていただきましたが、大変管理の行き届いたすばらしい公園の写真が何枚もあり、その中に芝生の上や木陰でリスが写っているのが数枚見つけました。もちろん普通の公園らしいんですが、あちらではそういったことがめずらしくないそうです。また、国内でも岡山などの公園でリスあるいはサルなどの自然生息が見られるようで、子供との触れ合いで情操教育に一定の成果があるようにも聞いております。そこで、今後の課題としまして、本市においても緑地公園内でこういったリス等の小動物を自然生息させられないものか、この点を一つお伺いしたいと思います。

条件的には南部丘陵公園、中央緑地公園とも、えさとなる木の実等は十分のようでした。その他のいろんな条件をぜひ調査をしていただきまして、自然がいっぱいで、散歩もできて、遊びでも冒険でも、また運動でも勉強でも利用できるような、多目的な公園にぜひ整備を取り組んでいただきたいと思います。

さて、もう1点ですが、中央緑地公園の正面入り口のクリークについて

お尋ね申し上げます。

6月議会におきまして下水整備の過程で、周辺の緑とマッチするような工夫をお願いしてまいりましたが、今回現地へ行ってまいりまして、相変わらず汚泥と雑草はかわらないのですが、いよいよ空き缶等まで捨てられるような状態になっております。下水道が都市の健全な発達を目的にしていることから、何とか公園の景観に合うような形で整備できないものでしょうか。このクリークですが、幅がおよそ7m ありますが、公園正面につきましては、水路構造を幅5m と2m の複断面にしまして、片方に水生植物、また片方には水路となるような工夫ができないものか、この点お尋ねしたいと思います。

また、緑地公園の南北の水路につきましても、汚水が流れていくというものではなしに、公園にふさわしいきれいな水が流れるような工夫が要ると思いますが、この点いかがでしょうか。

3点目は、今回の農地税制の改正に伴う諸問題と農業振興について、順次ご質問申し上げます。

本市の農業は、市域の6割を占めます農業振興地域において、米を主体にお茶、温室花卉、牛肉、牛乳等、地域特産の生産を上げていただいております。農業生産を伴う農家は年々減少しております。特に急速な農業就業人口の高齢化が本市でも問題となっております。また、国際的にもウルグアイラウンドが大詰めに迎えて、米の市場開放問題も含め、自由化、あるいは一部自由化という声が叫ばれております。そして今回改正されました生産緑地地区制度と農地税制にしましてもそうですが、農業を取り巻く環境が厳しく変化をしている流れの中で、本市としてもぜひ新しい農政の指針の決定をお願いしたいと思います。

まず、今議会におきまして、市街化区域内農地の今後の対応につきましてはご質問がございましたので、重複は避けたいと思います。しかし、およそ74%、620ha弱の農地が宅地化されるわけですので、地価

の高騰にあえいでおります私どもにとりましては、耳寄りな話でございますが、消費者と農家にとりましては大変なことだと思うわけですが、特に農家の方は迷ってみえますので、早急にきちっと相談ができるような窓口を整備していただきたいと思っております。また、地区計画でも小林町の話がありましたが、道路一つ広がっておりません。ですから早急に実態調査を行っていただき、個々の分布図等を作成していただきまして、正確にそして積極的に政策指導としてやっていただきたいと思っております。

そこで、ここでは本市における全市的な農業振興対策についてお伺いしたいわけですが、本市における今回の市街化区域内農地の対象者は約6,000名で、1万8,000筆、総面積836haありまして、11月末現在、そのうちの26%が農地の生産緑地の指定を申し出ていると聞いております。この生産緑地に対してどのような指導をなさっていくのか、ここでお聞きしたいと思っております。

また、本市の農業は、新鮮で安全な食糧を市民に安定的に供給する重要な役割を持っているわけですが、市街化区域内の7割以上もの農地が宅地化しますと影響は出ないのでしょうか。また、農業就業人口の減少にもつながると考えられるんですが、その点をお伺いしたいと思っております。

また、これからの農業振興対策としまして、本市では消費者である市民に農業を楽しむ場を提供するとともに、農業イベントの開催や情報システムの積極的な活用によりまして、地域特産物をブランド商品化して消費拡大に取り組まれるお考えをお持ちと聞いております。具体的にどのようなものがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。例えば、愛知県で生産者の方が直接販売できるような、あるいは委託販売できるような場所に補助金を出したり、消費拡大イベント等に援助する整備事業がございます。また、テレビでも皆さんご存じと思いますが、あの宮城県のひとめぼれなどのブランドPR事業等、こんなことも行っている県もございまして、ですから本市でもぜひ独自の事業に取り組んでいただきたい、その辺のお考え

もお聞きしたいと思います。

また、生産から販売に至るまで、一貫した基盤整備を進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。特に、来年度、平成4年4月4日には、(仮称)オープンバザール四日市が開かれるわけですが、これを契機に四日市の市の発祥記念の地としまして、今回の市街化区域内農地で、宅地化されます農地等に、市民市場のようなものを考えていただきたいわけですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

また、農機具の共同購入に見られますように、集落単位の地域集約型の農業を目指しておられるように思いますが、現状と今後の発展につきましてもお答えいただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長(川村幸善君) 教育長。

〔教育長(丹羽 武君)登壇〕

○教育長(丹羽 武君) 幼児用プールの設置についてでございますが、ご質問の幼児における体育というのは、非常に大切かと存じます。ご承知のように、現在市営プールは、中央緑地における競技場、それから霞ヶ浦プールと温水プールの三つの施設がございます。しかし、幼児用プールにつきましては、ご指摘のように霞ヶ浦プールに併設されておりますのと、もう一つ、桜のスポーツランドにも幼児用プールが設けられております。しかし、ご指摘のようにさらに幼児用プールの拡充ということで、中央緑地あるいは温水プールへの幼児用プールの併設についてでございますが、中央緑地のプールの持つ性格や、あるいは温水プールの現況の施設能力といったようなことを考えますと、直ちに併設ということにつきましては、非常に難しい面があるかと存じております。しかしながら、ご指摘になられたように幼児用プールは必要であると考えておりますので、廃熱利用といったようなことも含めた温水プールということも考えられるところから、第六次基本計画の中で具体化したすべく鋭意努力したいと、こ

う存じておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 公園整備につきまして、中央緑地を、人といわゆる自然の触れ合いの場とするために、リス等の小動物を放し飼いにしたらどうか、こういったご趣旨のご質問にお答えさせていただきます。

中央緑地は本市のほぼ中央部に位置しておりまして、市の南部の工業地帯と市中心部市街地を遮断する目的で、昭和41年から昭和43年にかけて公害防止事業団により整備されたものでございます。南北に鹿化川と天白川に囲まれました、東西に約 900m、南北に約 400m で、面積は28.5haの大きさで、ひょうたん型をしておりまして、西側に国道1号寄りの比較的広い部分は、運動施設を配置した動的ゾーンとして、東側の奥まった部分は、修景地あるいは花壇等をあしらい、散策や休養に適した憩いの緑地帯として整備を進めてまいったわけでございます。動植物に親しめる公園緑地として整備をとのご質問でございます。園内の樹木につきましては、野鳥や昆虫が生息する自然状態を復元するため余り人手を加えず、自然のままに大きく成長させる方針で、現在まで管理をしておるわけでございます。公園内にリス等の小動物の放し飼いということで、公園利用者が自然に親しみ、自然の中で学び鍛えることができるよう、整備を進めることにつきましては、メディアに紹介されるヨーロッパあるいはアメリカ等の公園では、リスが子供の手からえさを食べるシーンがしばしば見受けられ、心の安らぎや自然への親しみを強く感じさせられるわけでございます。当初は緩衝緑地として整備された中央緑地でありますけれども、供用を開始して以来24年を経過し、この間植樹した樹木も大きく育ちまして、小さな森林を思い起こさせる樹林を形成してまいっております。スズメやカラス、ドバトにまじって、ヒヨドリあるいはムクドリ、キジバト、モズ、カワラヒワ、ウグイス等の留鳥の姿も見られ、さらに自然との触れ合いを図るため

に中央緑地におきましても、リス等の小動物の種類やテリトリーの広さ、食性、習性、行動、繁殖率等、公園への適応性を十分に調査、研究しまして、放し飼いが可能かどうか検討してまいりたい。このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川村幸善君） 下水道部長。

〔下水道部長（岡田幹夫君）登壇〕

○下水道部長（岡田幹夫君） ただいまご質問の公園整備についてのうち、長太川にかかわります件につきましてお答え申し上げます。

平成3年の6月議会でもお答えしたところでございますが、中央緑地のちょうど正面でございますが、その入り口クリークを含めまして、天白川、鹿化川に挟まれました区域は、雨水排水を主目的といたします公共下水道の長太川1号幹線、長太2号幹線、その他、支派川として整備する計画となっております。本年度は長太1号幹線のうち、昨年度完了地点の緑地公園から上流に向けまして、約500mの区間の整備をいたしております。最近特に市民のニーズといたしまして、浸水対策の推進とともに、都市に潤いを与える良好な水辺景観の創造と親水性の増進が強く望まれていることから、本市におきましても、「水と緑で潤いのある下水道」をキャッチフレーズにいたしまして、富田富洲原雨水1号幹線の水緑景観モデル事業に着手いたしておるところでございます。下水道整備による生活環境向上の理解を得るためにも、景観整備を考慮した事業推進が必要であり、長太幹線につきましても、ご指摘のとおり、公園の景観と整合のとれた改修をしていかななくてはならないと考えておるところでございます。しかしながら、天白、鹿化の河川でございますが、河川とか鉄道、公園に囲まれている1号幹線及び2号幹線は、計画流量に見合った断面確保が精いっぱい状態で、余裕空間を設けることが困難であります。ご質問の中央緑地公園正面入り口の両側水路約290mでございますけれども、この区間につきましては、上流部の整備が完了した暁には、水路断面内に余裕が生じて

まいりということから、例えば、ご指摘もございました、水路内に小段を設け、そのスペースに花壇を設置するなど工夫をいたしまして、花とか緑、あるいは潤いのある景観整備を行ってまいりたいと考えております。

なお、実施時期につきましては、上流部の幹線や支線の整備を推進した後となりますので、今しばらく時間をちょうだいいたしたいと思っております。

また、1号、2号幹線のきれいな水の流れる水路ということでございますが、現在、水の流れをよくするための工事を進めておるところでございますが、今後とも上流部の公共下水道の整備を図りながら、きれいな水を確保してまいりたいということでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（黒田昭公君）登壇〕

○農林水産部長（黒田昭公君） 第3点目の農業振興問題についてお答えいたします。

まず、生産緑地についてでございますが、生産緑地は市街化区域内において30年にわたって営農が続けられる農地でありますので、市といたしましても、地区指定を受けた農地に対する何らかの営農上の施策が必要かと考えているところでございます。具体的な施策につきましては、今後都市環境との調和、並びに農業者の意向を十分に踏まえた上で検討してまいりたいと考えています。

次に、農地と農業就業者の減少の問題でございますが、ご指摘のとおり、本市でも農地と農業就業者は年々減少傾向にございます。今回の制度改正によりさらにその減少が加速され、本市農業への影響が考えられるわけでございますが、今後本市の農業振興を図っていくためには、農業振興地域内で新たな発想のもとに、振興施策をより一層充実していく必要があるものと考えています。

次に、農業後継者対策でございますが、農業後継者不足は全国的な問題でもあり、本市においても重要課題となっております。それには魅力があり、経済的に安定した農業を築くための農業施策が必要であります。市といたしましては、従来から土地基盤の整備、農業近代化施設の整備充実を図るとともに、特産物でございますお茶、トマト、メロン、花卉等の一層の振興を図り、都市近郊の有利な条件を生かして、自立できる農業を育成するなど、若者が就農しやすい基盤づくりを推進しております。一方、集落を単位とした集落ぐるみの取り組みによるコスト低減を図る集落営農も、現在推し進めておるところでございますが、農業後継者、新規農業者に対する支援といたしましては、農業青少年クラブへの助成、国内外への農業技術研修への派遣も進め、すぐれた農業後継者の育成を図っているところでもございます。

次に、地域特産物の消費拡大でございますが、ふるさと産業祭りをはじめといたしまして、国、県開催のイベントにも積極的に参加してPRを図っております。さらに幅広く消費拡大を図るため、新しい情報システムの活用等も検討してまいりたいと考えています。また、生産者が直接販売できる市民市場のようなものをというご提言でございますが、現在、既に市内で開かれている青空市場を含めて、このような施設は農業者に直接販売の機会を増やすことでもあり、またさきにご質問のございました生産緑地の農業振興を図る上からも好ましいものであると考えますので、今後、生産団体等関係者の意向を踏まえ、関係部と調整を図りつつ検討してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございます。第1点目の幼児用プールの設置につきましては、温水プールであれ、緑地公園内であれ、整備をしていただく方向だというふうにご理解をいたしました。市営プールの利用方法について一つお聞きをしたいと思っております。

使用区分としましては、個人使用と専用使用があるわけですが、中央緑地公園プールは公認プールの関係上、競技会等の専用使用が多いということですが、霞ヶ浦の幼児用プールも幼稚園や保育所に、教育、保育の一環として専用使用をされることがあるのかどうか、この点お伺いしたいと思います。

2点目の公園整備についてお答えいただきましたが、リスの自然生息につきましては調査を進めていただくということですが、岐阜県の金華山にリス公園というのがありまして、ここ自体は台湾リスを金網の中で飼って飼育しておるんですが、飼育係の方に伺いますと、金華山に自然生息しますシマリスなんかがよく公園までおりてくるそうで、子供との触れ合いとか、リス自体はそんなに厳しい環境じゃなくても、えさの確保があれば生息できる、そんなふうなことを聞いております。また、南部丘陵公園などでもキツネが生息しておることを聞いております。そこでお尋ねいたしますが、公園内への植樹等は計画的に植えていただいているようですねけれども、それが小動物や野鳥のえさになるような種類を選んで植えていただいているのかどうか、その点お聞かせください。

もう1点の中央緑地公園正面入り口のクリークにつきましては、長太川幹線水路整備の過程において、公園の景観に合うように整備をしていただくのご答弁がありました。整備していただきました後の管理についてですけれども、下水管理課の方で管理いただくのか、公園緑地課の方で管理いただくのか、これをひとつはっきりしてお聞かせいただきたいと思います。

南北の水路につきましては、構造上難しいということですが、しかし、都市化によります水循環の変化によりまして、すごく水量が減少しております。水質汚濁が進行しているということで、何か工夫があるのかと思っておったんですけれども、中央緑地のすぐ隣といいますと、さっき下水道部長もおっしゃって見えました鹿化川等がございますので、小さなポンプ

を掘り下げるぐらいで水が十分くみ上げることができるんじゃないかと思えます。それをオープン水路にその水を流してもらいましたら、せせらぎの回復になるんじゃないかと思えます。また、あるいは排水の一部をくみ上げまして、空き缶などを利用した簡単な三次処理をして放流したり、水路に炭を張るなどして水の浄化を図ることもできるようです。何か手立てをぜひ考えていただきたく、これはお願いとしておきます。

3点目の農地税制の改正に伴う諸問題と農業振興についてですが、対象者の方は、11月中に決断を迫られましてある程度の説明はあったと思えますが、生産緑地指定されますと、おっしゃるように30年間農地として管理することが義務づけられて、農地以外の利用ができないわけですから、具体的に本市としての独自の指導、保護を考えていただきたいと思えます。その点、お答えいただきたいと思えます。

また、農業振興につきまして先ほども申し上げましたが、生産者が委託販売をしたりしております愛知県の先進例を見る限り、農業の活性化には大いに役立っていると聞いております。ぜひこの点もご参考にしていただきたいと思えます。

以上の点について再度ご答弁いただきたいのですが、時間がございませんのでぜひ手短にお願いたします。

○議長（川村幸善君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問の幼稚園あるいは保育園単位の専用使用がどうかということでございますが、ただいま初めて聞きましたので、今、資料持っておりませんので、後ほど議員の方へお答えを持ってまいりますので、ご了承を願いたいと思えます。

○議長（川村幸善君） 下水道部長。

○下水道部長（岡田幹夫君） 公園緑地入り口のクリークの管理の件でございますけれども、これにつきましては公園緑地の方と十分協議をとりながら、その管理がお互いの縄張りというような変なことはないように十分

調整を図りながら、管理を十分やっていきたいというふうに考えております。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） リスの放し飼いの件につきましてですが、過去、南部丘陵公園で5匹ほどですけれども、実験的に放し飼いをやったわけがございますけれども、残念ながらすぐ所在不明になって、追跡調査ができなかったということがございますけれども、いずれにしても、飼育、管理のノウハウも含めて、そういった岐阜の例もございすけれども、勉強したいと思っております。

それから、リス等の小動物の食べ物になる木でございますけれども、南部丘陵公園はご承知のように、栗の木林があるわけがございますけれども、そういった樹木の保全、あるいはできるだけそういう小動物の生息に耐えるような木をこれから植樹させていただきたい、このように考えております。

○議長（川村幸善君） 農林水産部長。

○農林水産部長（黒田昭公君） 先ほども申し上げたように、市街化区域内で生産緑地を希望される方の意向を集約して施策を考えたいと思っておりますが、とりあえず次官通達によりまして、今まで適用除外でございました市街化区域内農地のいろんな事業でございますが、これに対する資金の助成が決まっております。それから、機械の導入、あるいは野菜等の生産した生産物の集出荷施設、こういうようなものに対する資金枠が拡大されたということがございますので、皆さん方の意向をくみながら考えていきたいと、このように思っております。

○議長（川村幸善君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございます。1点目の教育長のご答弁では、ちょっとわからないということなんです、もしやられていないということでしたら、ぜひそういった幼児用のプールを教育の面からも活用

していただきたいと思っておりますので、要望させていただきます。

それと、2点目の小動物の自然生息につきましては、リスが追跡不能になるということですが、中央緑地公園ですと周りが堀になっておりますので、そういったこともなく、人間が行きますとああいう動物は逃げていくんですが、逃げる姿を見るだけでも気持ちが落ちつくんではないかと思っておりますので、その点もう一度ご調査いただきたいと思います。また、公園にリスを放してやれるようでありましたら、期間はどのぐらいが適当かわかりませんが、小学校等で子供に一定期間飼育をしていただきまして、それからみんなで公園に放してやるということで、子供たちが自分たちのリス、自分たちの公園という感じが出て、本当にいい公園に子供たちがしてくれるんじゃないかと思っております。ですからこの辺も、社会教育の面からも大切だと思っておりますので、また考えておいていただきたいと思っております。この件も要望にとどめさせていただきます。

さて、中央緑地の南北の水路の浄化につきましては、建設省が昭和60年度に創設しましたアメニティ下水道モデル事業というのがあるわけですが、これは下水処理水を市街地内の下水道施設に導入することによりまして、オープン水路のせせらぎの回復を行う、そういう事業で、今、大分県の大分市の府内城のお堀の浄化等ですごい効果を上げているというふうに聞いておりますので、それらの事業等も検討しながら、魅力のある公園づくりを目指していただきたいと要望させていただきます。

時間がもう余りございませんので掘り下げた議論はできませんが、3点目の農業振興問題ですが、特に後継者問題につきましては、農家が自立できるような生産から販売、販売の方は先ほど言いましたが、特に市民市場のもう少し大きなものの実現をお願いしたいと思います。また、理想の地域集約型の農業の実現が必ずかぎになってくると思っておりますので、どうか魅力ある農業経営を常に考えながら、四日市独自の農政を進めていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後4時12分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保博正君。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 本日最後の質問になるものですから、少しお疲れのところとは思いますが、今、しばらくご辛抱のほどお願い申し上げます。

20世紀最後の10年もその1年目が終わろうとしています、世界じゅうで世紀末を思わせるような事件が起こっておりまして、本当に激動という言葉にふさわしい状況下にあるようでございます。くしくも昨日、12月9日は、ソビエト連邦崩壊宣言の日となって、歴史に名をとどめる記念日となりました。また、米国の繁栄の象徴とも思われたパンナム航空が倒産したのは、つい先日のごとでございます。一方、国内的にもバブルがはじけて、来年度の国の財政見通しは3兆円程度の税収不足を来すと見込まれております。一般家庭でも、ふくれ上がった家計をどう立て直すべきか、頭を抱えているようでございます。まことにもろいもので、日本経済はまさにうたかたのごとく消え去ってしまう感さえするわけでございます。過日、日本人の意識調査の結果がございましたが、中流意識が圧倒的に強いことが出ておりました。はたして今、同様の調査で中流意識が多くを占めるのかどうか。確かに物質的には恵まれておりますけれども、全く自分のものかと言えば、むしろすべて銀行のものといった方がよく、日本の繁栄はみずから豊かになったのではなく、流通機構の中でローンに縛られたレンタルの豊かさであったことに気づくときが来たようでございます。21世紀は心の時代と言われますが、このような見せかけの豊かさではなく、

真の豊かさ、いわゆる生きていることに喜びを味わえる社会をつくらなければなりません。こうした背景を踏まえまして、先行き安心して住み続けたいまちづくりのために、5点についてお尋ねいたします。

最初に、老後の食生活と環境整備についてお尋ねいたします。

私事で恐縮ですが、昨年母を亡くしまして、ともに生活している間は気づかなかったことが、今振り返ってみますといろいろ気にかかる点がございます。その一つが食生活であります、あるうなぎ屋さんが、開店1周年を記念いたしまして、うなぎどんぶりを寿楽園の皆様にご提供いただき、こういう話がございまして、早速、寿楽園の方へ連絡を取りましたところ、前1週間と後ろ1週間でカロリーコントロールするという話を聞きまして、食生活の難しさを知った次第でございます。ところが、我が家の料理を考えてみますと、何も考えずに、きょうはうなぎ、てんぷら、焼き肉といったように、実に油漬けのような食事を、年老いた母親に無意識のうちに強要していたような気がして、ざんきにたえない次第でございます。個人差があるとはいえ、運動量の減少する老人がとる食事のあり方は、高齢化が進むこれからの社会では、重要な要素ではないかと存じます。高齢者の医療費増大が大きな社会問題になっておりますけれども、予防医学の上から周知徹底の必要性を痛感するのですが、いかがでしょうか。このことから、地域に保健婦がいて、高齢者を抱える家庭に対しまして、食生活を含めて指導できる制度が急務ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

もう1点は、環境面から考えてみますと、高齢者のアンケートでは同居を望みながらも、自殺者が同居老人に最も多いことが指摘されております。原因はいろいろあると思うんですが、老人を孤独に追い込むことが最大の原因であると言われております。共通の話題がなくなり、テレビ番組も違ってくる、そして遅かれ早かれ、別々の部屋で過ごすことが多くなり、孤立感とそして疎外感を深めていくのではないのでしょうか。これを防ぐには、

同世代の人々が集まり、話し合える場を持つことだと思います。高齢者の行動範囲は狭くなり、せいぜい同じ町内で、こうした場の提供が必要だと存じますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

2点目は、医療費の立替えについてでございます。

アメリカの文化が進んでいることはだれしも認めるところでございますが、医療費の面では後進国だと言われております。貧乏人は医者にかかれなくてよく聞きますが、医療費が高く、健康保険制度の不備がその原因だそうであります。幸い日本はこの面で大変充実しております、喜んで一人でございます。しかし、運用面で今一つ考えていただきたいことがございます。例えば、1カ月100万円以上かかる難病もあるようでございますけれども、高額医療補助で本人負担は6万円です。そして残り94万円近くは、本人が一時立替えしなければなりません。それも3カ月後には還付されるわけですが、大変な金額でございます。また、月々申請しなければなりませんので、相当な時間を費やさなければなりません。乳幼児の医療補助等も申告式になっていますので、つい忘れがちになってしまうようでございます。こうした点を改善して、市民から喜ばれている制度を導入している都市として津市がありますが、名古屋市はさらに進んだ制度で市民サービスに努めているようでございます。これについてご意見を承りたいと存じます。

3点目として、上水道の安全性についてお尋ねいたします。

これは昨日、瀬川議員の質問にもありましたが、消毒に塩素を使うことによるトリハロメタン、トリクロロエチレンといった発がん物質が発生するわけであります。しかも、国の基準は塩素が水道の蛇口から出たところで0.1PPM以上あること、また総トリハロメタンは0.1PPM以下であることとなっているのでございますけれども、実はここに問題がございます。トリハロメタンは絶対存在してはならない物質であるそうであります。塩素もまたがんの発生に大きな要因となっております、塩素がなければ

相当にがんの発生をくいとめることができるという医者もおります。塩素は沸騰させることで有害性は増大するということでありますので、毎日口にする水の消毒につきまして考え方を変えなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。雑菌を防ぐために20年後のがんを黙認するという考え方に、疑問を持たざるを得ないのであります。

それでは、塩素消毒にかわる方法があるのかと申しますと、今、注目されておりますのにオゾン殺菌法というのがあるようであります。以前はオゾンに発がん性があると言われていたようでありますけれども、メキシコオリンピックでプールの水をオゾン殺菌して以来、世界じゅうで使われだし、オゾンに対する見方が180度転換したようであります。このことに対するお考えをお伺いいたします。

次に4点目として、青空市場についてお尋ねいたします。

本市、四日市の命名の由来が市の発生にあるわけですが、その市が市民でにぎわっているのを見て、歴史を感じている一人でございます。全国各地に有名な市が立ちまして、観光客を引きつける魅力を持った市もでございます。しかし、本市の市は市民生活に密着したもので、市内各地に点在しております。どの市もそれなりに歴史があり、風情のあるもので、いつまでも残しておきたいと思うのでございます。しかし、今、その市が一つの曲がり角に来ているような気がいたします。その一つは、後ほど申します生産緑地法による農地の減少、生鮮野菜は近郊の農家で朝とれたものが並べられているわけですが、これが減少するのではないのでしょうか。

二つは、交通渋滞や交通事故のおそれがあることであります。沿道にいつの間にか市が立ってというのがその歴史であろうと思われるので、車社会に適した市のあり方が問われるのではないのでしょうか。

三つには、衛生面から見ると、やや心配な点があります。

四つには、吹きさらしの中で年じゅう商売をする方の健康面であります。

やはりこのあたりで整備の必要があると思うのですが、いかがでありましようか。歴史の火を消さないために、何か考えがあればお伺いしたいと思います。

5 点目として、通勤車両対策についてお尋ねいたします。

ことしも全国で1万人を突破する交通事故死を記録しております。愛知県が総数においてワーストワンの汚名をきておりますけれども、人口比率で言えば本市の方が相当上にくるはずでございます。朝夕のラッシュは大変なもので、車の幅さえあれば入り込んでまいります。幸か不幸か、職住近接の工業都市の宿命とは思いますが、朝は7時半から8時半、夕方は5時から6時がピークになっているようでございます。朝の通勤時間帯と小学生の集団登校の時間が一致するところから、子を持つ親の気持ちは非常に重いものがございます。私は、昭和30年代まで、大八車やリヤカーを見かけましたが、時代はいよいよ高度成長期に差しかかるころで、経済優先の指向性が強く出てまいりました。その当時できた都市計画法では、今日の急激な車社会の出現を予測することはできなかったわけでございます。しかし、現状を黙認するには、余りに車が増え過ぎてしまいました。この解消に、明日にも道路改良や新設道路ができれば問題ないわけですが、現実性を帯びるものではありません。このため、時差出勤で、時間当たりの総量規制も真剣に考えなければならないと思うのでありますが、これには事業所の作業時間や勤務時間の構造的な変更という大きな問題がございますので、簡単には取り組めない事情がございます。

もう一つの考え方として、通勤車両の総量規制ができないかということでございます。3割の通勤車両が削減できれば相当ゆとりができると思うので、市内の10台以上の通勤車両を持つ事業所を対象に協力を呼びかけ、通勤車両総量規制委員会といったものを設けて、自主的に削減努力をしていただく方向で検討してはどうかと思うのですが、いかがでありましようか、お考えをお伺いいたします。

これには市の職員も例外ではありませんで、これを実施するとして何割の削減が可能か、ぜひ調査をお願いしたいものでございます。学校関係でも、先生方の車が所狭しと校庭に駐車しているのを見かけます。徹底して公共交通機関の利用、同一方向の乗り合わせ、さらには送迎バスの導入といったことも考えられるのですが、いかがでありましようか。

以上、5 点にわたってご所見を承りたいと存じます。

最後に、生産緑地法についてでありますけれども、これはきのう橋本茂議員、本日の豊田議員、そして土井議員の3人から質問がございました。できるだけ避けたつもりですが、もし重複する部分がございますらお許しをいただきたいと存じます。

戦後、農地解放によって多くの方々が土地を持ちまして、農業を営んできたわけでありまして、都市化の波が押し寄せる中で第二の農地解放ととらえております。国土が極端に狭い日本に1億2,000万人もの人が住みまして、ネコの額ほどの土地を守り続けてきたために、1坪の土地でも投機の対象となり、不変の価値あるものとして無上の担保となってきたのが土地でございます。土地は本来個人のものではなく、国家のものという考え方もありまして、公共が優先しなければならないという学者もいるようでございます。これは個人所有を否定するのではなく、必要に応じて公共に協力すべきものという考え方でありまして、とはいえ、本年4月に制定され、本年9月に実施された制度ということでございます。来年3月じゅうに結論を迫られた農家の方の胸中は、いかばかりかとお察し申し上げます。しかし、最近の開発のスピードから見まして、農業を続けたいと希望する方はごくわずかで、ほとんどが宅地並み課税の対象になると思われるのでございますが、いかがでありましようか。

そして、このことを踏まえまして、市税となる都市計画税と固定資産税の見込みはいかがでありましようか。住宅供給と宅地供給の予想、そしてそれに伴う地価抑制の効果はいかがでありましようか。バブルの中で地価

は2倍、3倍とはね上がりましたが、総量規制で地価の上昇がやや鈍化してきたところでございます。ここに来て規制解除の動きも出てきております。さらに今度の農地の放出があるわけです。土地離れを起こしている中では、思惑どおりにはいかないと思います。さらに、乱開発の防止と道路整備については、いかなるお考えであるのか、お伺いいたしまして、第1回の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 第1点目の老後の食生活のご質問にお答えを申し上げます。

ご承知のとおり、健康づくりというのは三つの要素があるわけございまして、栄養と運動と休養、そういう三大要素がうまくバランスがとれるかどうか、こういうことになるわけございまして、それだけに高齢者の方々にとりましては、先ほどご指摘がございましたように、食事と運動の両面からの啓発ということが大事なことでございまして、健康についての注意と実践を促していくという必要性が、今、ご指摘がございましたように極めて高まってきておるわけございまして。こうした状況でございまして、市といたしましてもご承知のとおり、昨年8月に保健センターを開設をいたしまして、医師、保健婦、栄養士などの必要なスタッフを配置をいたしまして、特に保健婦につきましては、毎年その充実を図ってきておるところでございます。同時にまた、これらの保健婦につきましては、市民センターごとに担当制をしいておるわけございまして、保健センターあるいはまた地区市民センターにおきまして、栄養相談でございまして、さらにまた各種の栄養講座の開設を行いまして、その啓発に努めておるところでございます。今後市といたしましては、高齢化社会の進行に対応いたしましたきめの細かい保健事業を展開をする必要があることから、当面私どもといたしましては、高齢化の著しい地区を対象にいたしまして、栄

養の実態調査を行いたいと考えておるわけございまして、これらの結果を踏まえまして、施策の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 老後の食生活と環境整備のうち、環境整備について、また医療費の立替え払いについてお答え申し上げます。

老人の疎外の問題は、老人自身やその家庭に原因のある場合が多く、老人やその家庭、地域が解決に努力することが大切と思われまします。行政といたしましては、市民の自主的な取り組みや努力に対しまして、側面的な支援をしていくことが基本的なあり方であると考えております。そのような観点から、さまざまな支援の施策を実施してございまして、老人の家庭や地域社会での役割をつくり出すこと、あるいは社会適応、交流の促進を図りますため、老人クラブ活動に対しまして積極的な支援を実施いたしますほか、各地域における老人のための憩いの広場の整備に対しましても、補助を実施してございまして。また、地域に老人の集いの場を確保するため、自治会などが集会所整備の際に、スロープ、手すり等、老人が利用しやすいよう特別な設備をつくる場合、その整備費に対しても補助を行うこととしてございまして。現在、これらの制度を利用いたしまして、充実した生きがい活動を展開している老人クラブも多く見受けられます。今後ともこれらの支援施策が、その時代の老人層のニーズに適合したものとなりますよう、内容の見直しを図りながら、有効に活用していただけるよう啓発に努めていきたいと考えております。

次に、医療費の立替え払いについてでございます。

福祉医療費につきましては、県、市の共同事業といたしまして、心身障害者、乳幼児、母子、老人医療費の助成を実施してございまして。現在の助成制度につきましては、受給者が医療機関で受診しました際、自己負担額の

支払いを済ませた後、医療機関から証明書を受け取りまして、それを市に提出いたしまして、翌月に受給者の口座へ振り込む方式をとっております。ご指摘の愛知県方式は、受給者が愛知県下の医療機関で受診した場合には、受給資格証を窓口で提示することによりまして、自己負担額は医療機関から愛知県国民健康保険連合会を通じて、各市町村へ請求する方法をとっております。受給者自身の窓口支払いはなくてよいということになっております。この方法につきましては、愛知県の県の制度といたしまして、県と愛知県医師会及び連合会との合意のもとに、それぞれ補助金と手数料を支払うことによりまして実施しているわけでございます。このように業務は連合会が県全体の整理をしておりますので、市町村独自の支払いの方式をとることは難しいと考えております。なお、三重県においては、愛知県のような方式を採用するご意向はないようではありますが、市としましては、今後県下13市の担当責任者で相談いたしまして、県と協議していきたいと考えております。また、津市のように、受給者が自己負担額を支払った後、受給者の手間を省くため、医療機関から直接証明書を市へ提出する方法につきましては、現在、四日市医師会にお願いをいたしまして検討していただいておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） 第3点の上水道の安全性につきましてご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、市民に供給する水は、常に安全かつ清浄なものでなければなりません。そのために衛生上の措置並びに水質検査体制の充実など、万全を期しているところでございます。ご存じのように、水道法によりまして飲料水の衛生確保の上から、必要な殺菌措置といたしまして、塩素消毒が義務づけられているところでございます。この塩素は消毒効果が高く、管末まで持続することができるということから、古くから水道水の消

毒用に用いられているところでございます。ところで、カルキ臭又は有機物と反応いたしまして、トリハロメタン等が発生するなど、今日では問題視する指摘もされておりますことから、厚生省では、水道水の消毒方法改善に関する調査検討会を設置いたしまして、カルキ臭の追放やトリハロメタンの生成防止など、安全でおいしい水を供給するという観点で、消毒方法の見直し、塩素濃度コントロールの適正化、あるいは塩素にかわる新しい消毒法についても検討されることになっております。本市におきましても、今後その検討結果についての対応、またオゾン処理など、高度浄水処理などにも視点を向けまして、調査、研究をしまいたいと思います。なお、今後とも安全で良質な飲料水の供給に一層努力をしまっている所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 1点目のうち、青空市場の整備につきましてご答弁を申し上げます。

本市の定期市は16カ所で開催されておるわけございまして、開催日が市ごとに特徴づけられ、また発生の由来や形態はそれぞれの市ごとに異なり、大正時代にさかのぼるもの、比較的歴史の浅いもの、露店のもの、施設を使ったもの、さらには規模の違いなど、さまざまあるわけでございます。従来から共同店舗及び駐車場等の共同施設整備に関しまして、組合向けに国の高度化事業資金及び本市の高度化事業資金の融資制度があり、また本市の中小企業振興規則では、これらの高度化事業に対しまして、補助制度も用意をいたしておるところでございます。これらは市場の各事業者による協同組合の組織化が前提となっておるわけでございます。朝市はそれぞれの地域に根づき、安く新鮮で、売手と買手のコミュニケーションが図られるなど、庶民的で風情のある催しとして住民の方々に親しまれております。したがって、朝市の整備に関しましては、一律に考えること

は難しく、出店者や地元の意向などから判断して、市の整備の機運の生じたところについて相談に応じていきたいという方向で対処していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（川村幸善君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 5点目の通勤車両の削減計画についてお答えをいたしたいと思います。

ご指摘のように、最近の交通事情は非常に厳しいものがございまして、三重県下におきましても11月末で233名のとうい犠牲者を出しているわけですが、本市におきましても10月末の統計で死者が29名であり、人口10万以上の都市209都市のうち、13位という悪い状況でございます。また、市内各所におきましても、交通渋滞あるいは沿道環境の悪化等によりまして、いろいろ死亡事故が引き起こされているところでございます。これに対処するためにあらゆる機会をとらえて、企業あるいは団体に対して交通安全の啓発を行ってきておるわけでありまして、さらに街路事業をはじめ、交差点改良、橋梁整備、あるいはまた面的な整備であります土地区画整理事業などによりまして、道路網の整備に取り組んでいるところでございますが、用地買収とか、あるいは工事に当たり市民の皆さんの理解を得ながら進めておるところでございますが、長期にわたる事業となり、自動車の増加傾向に追いつけない状態があるわけでございます。一方、本市では、私鉄であります近畿日本鉄道、JR、あるいはまた三岐鉄道など、比較的鉄道網が充実しているところでございますが、先ほどのご指摘のように市内には、事業所、工場が各所にまたがっておりまして、特に臨海部や内陸部に分散をしているところでありまして、駅から遠いために交通可能な自動車が最も多く利用されているのも現実であります。バスにつきましても、先ほど申し上げました道路事情による交通渋滞が発生しているために、所要時間がかなりかかり利用されないなどの悪循環を引き起こして

いるところでございます。交通渋滞を解消し、安全な交通を確保するためには、先ほど指摘のありましたように、道路の問題のみならず、鉄道やバスなどの公共交通機関の輸送を含めた交通全体に対する抜本的な対策が必要であるということは認識をしているところでございます。しかし、これについても非常に難しい問題がありまして、どの都市をとりましても非常に困っているのが現状でございます。

さらにご指摘のように、自動車通勤そのものを減らす方策はとれないのかということでございますが、これには非常に難しい問題もございます。そのためどうするか、今、具体的な施策を持っておりませんが、先ほども申し上げましたように、交通安全教育の中で企業あるいは団体において、近距離通勤等につきましては、特にマイカー通勤の自粛について、意識改革等啓発を行っているところでございますし、バス会社に対しても通勤輸送等の活用を強力に呼びかけているところでございます。さらに、先ほどの提言でございましたように、委員会等の設置をしてという意見がありましたが、先ほど申し上げました市内事業所、あるいは工場の稼働時間帯が非常に異なることも承知をしております、非常に難しいものがあるわけですが、いろいろの方策について、今後十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、質問のございました本市の職員の通勤状態でございますが、今、正職員、嘱託職員合わせて2,239名が車を利用しております。総人員3,464名中、約65%弱の割合となっているところであります。これを所属別に見てみますと、本庁勤務職員につきましては、1,015名のうち半数に当たります513名が、また地区市民センター等本庁以外の職場に勤務する職員につきましては、2,448名中1,726名ということで、70%強に上っておりまして、本庁以外の職場に勤務する職員の車利用者が非常に多いということでございます。これは勤務体系の関係、あるいはまた交通機関等の路線の関係がございまして、それが原因になっておるところでございますが、現

在、職員の通勤手段につきましては、職員の届け出に基づく方法において、経済的かつ合理的な方法によっております。ご意見のありました通勤手段として、公共交通機関を利用することについては、現下の交通事情あるいは駐車場確保等の面からもことさら車通勤が必要でなく、交通機関の利用による通勤が可能な者については、今後調査の上、積極的に交通機関を利用するように指導してまいりたいと思っております。

さらに、ご提言がありました同一方向の乗り合わせ、あるいは通勤用バスの利用につきましては、これにつきましては制度の運用方法、さらに勤務体系、帰庁時間のずれ、あるいは職員が住んでおります住所等の問題がございまして、非常に困難であると思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 生産緑地法につきまして、税の問題も含めまして、私の方からご答弁申し上げます。

まず第1点目でございますけれども、選択の期間が短過ぎるのではないかと、このようなご質問でございました。地方税法の改正によりまして、平成4年末までに保全するものとしての都市計画決定を受けた農地に限り、平成4年度から農地課税が課せられることになっております。このために平成4年12月末までに都市計画決定を行わなければなりませんので、そのスケジュールに沿って、また権利者のご意向を十分尊重させていただきながら作業を進めているところでございます。よろしくご理解をいただきたいと存じます。

次に、税収の見込みについてでございますが、意向調査の集計が完了してない現段階では、個々の農地により評価が異なることから、見込みを算出することは困難でありますけれども、いずれにいたしましても、基本的には納税者に対する5年間の負担軽減措置が図られておりますことから、即

座に増収につながるとは言えないのではないかと、このように考えております。

次に、これらの制度により地価が下がるのではないかと、こういったご質問でありますけれども、本年1月に閣議決定されております総合土地政策推進要綱におきまして、先ほど久保議員のお話にもありましたように、土地神話の打破を第一の政策目標にし、数々の諸施策が行われることになっております。しかし、いずれにいたしましても、まだ始められたばかりの施策でございますので、今の段階でははっきりした見通しを申し上げるのは難しいと言わざるを得ません。

次に、道路事情が悪化したり、乱開発が始まるのではないかと、こういったご質問でございますけれども、確かに従来以上にまして農地の宅地化が進むことが予想されます。したがって、より一層良好な市街地の形成を図るために、生活道路と地区のいわゆる基盤施設を計画した地区計画ほか、いろいろな手法を駆使しまして、段階的にあるいは計画的な宅地化や住宅建設等の誘導を図る必要から、地区住民に対しましてまちづくりの積極的な啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 久保博正君。

○久保博正君 ご答弁ありがとうございます。何点か申し上げまして、大変短い時間でご答弁をいただいたわけでございますけれども、まず、食生活と環境は、これから高齢化社会の中で本当に重要な問題になってくようなかと思っております。保健センターの方で、地区市民センターを回りながらということでごございましたけれども、もう集める時代は過ぎたのではないかな。もう少しきめの細かく、地域に根ざした福祉行政のあり方というものを問われている時代に入ったと、このように認識するわけでありませぬけれども、いかんせん、きょう言ってあしたできるわけではございませんが、ひとつ保健婦の増員という方向で、少なくとも地区市民センターに1名ぐ

らいは置いていただきたいな。そこで、地域の人が集まるなり、それぞれ困ったことについて対応していただく、こういうことは非常に大事なことだと思いますので、ひとつこれからの考え方、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、老人の医療ということで申し上げました。これは自治会の補助に対して補助をしてる、あるいは老人クラブに、こういうことでございますが、なかなか自治会の方でやろうという意欲はそうそう出てくるものではございませんで、やはり地域にそういう施設を積極的につくっていくという方向、あるいはこれからいろんな面でそういう、例えば、お宅を提供してもよろしいよ、こういうようなことがございます。そういうときに、すぐに対応できる体制をお願いをしたいと思います。やはり同じ年代の方々が集まるのが一番いいという話はよく聞くところでございますので、この点もよろしくお願いを申し上げます。

一つ、医療費の立替えについては、津市の制度、結局は医師会の問題になろうかと思いますが、四日市だけなぜ医師会がそれほど強いんだというおしかりの言葉をよく聞きます。やはりこの際しっかりと医師会とお詰めいただいて、市民に本当に喜んでいただける制度をつくっていただければありがたい、こういうふうに思うわけでございます。

水道の件は、国の問題でございます。ただ、自衛のために相当数、浄水器を導入している家庭があるということも、ご認識いただきたいな。やはりみずからの健康はみずからの手で守るんだというようなお考えもあるようでございまして、最近、テレビ等で相当いろんな知識を得ておられるご婦人、あるいは家庭の方、おられるわけであります。したがって、知らぬは我々ばかりというようなところもあるかな、こんな感じがいたします。したがって、浄水器がなければいけないんだと、はっきりと申される方も相当おられるようでありますので、それに対する補助制度も導入していただくようなことがあれば、大変ありがたいというふうに思ってお

ります。

次に、青空市場、朝市場というふうに言われましたが、確かに朝でございまして、これは沿道で座り込んで、そして寒空の中でご商売をされている、あるいはそれを買っておられる姿を見ながら、例えば市役所のすぐ横の市場なんか見ましても、何とかならないものだろうか、こんな感じがするわけであります。また、慈善橋の方では、交通事故の寸前のことがたびたびあるようであります。やはり屋根のある市場というものがこれからの時代の要請ではないかな。これも行政が深く立ち入った形で、この歴史ある市をひとつ保存していただくような方向でお願いをしたい、こういうふうに思います。補助制度があるからこれで万全なんだというのではなくて、やはりもう少し一歩突っ込んだあったかい行政のあり方をお願いをしたいと思うわけであります。

それからまた、通勤車両の対策につきましては、これは大変難しい問題であることは、確かによくわかっております。しかしながら、今の状態を見るならば、本当に本気になって取り組まなければどうにもならなくなっているんだということを、ひとつご認識いただきたい。非常に、例えば、同一方向は難しい、それは確かにそのとおりでございます。しかしながら、そこで本気に取り組むならば、何かの方法が出てくるだろう、見えてくるだろう、こういうふうに思うわけであります。もしこれが導入されるようなことがあるならば、日本で初めての制度ということになるわけでありまして、例えば、先ほど市役所の方の職員の方の状況を伺いますと、これまた難しい問題だな、こんな感じがするわけであります。しかし、中には一般の企業等では、なくても十分対応できるような方も車で通っておられるところもあるやに伺っておりますし、その点、ひとつこれからできるならば、市で指導のもとに委員会を設置しようと呼びかけていただいて、企業あるいは事業所、財界、そういったところの協力を得ながら、ひとつお願いをしたいと思います。

それから、最後に生産緑地法につきましては、これは確かにもう完全な農地解放、本当に大変な変革のときに今、至っているということを、我々深く認識しながらおるわけであります。しかしながら、例えば、乱開発という問題がございます。これはもう相当数、道路が1本できますと、すぐに住宅がぱっと出てくるような状況にございまして、これをひとつ何とか見直していただきたいな、こういう感じでございます。

いろいろ申し上げましたけれども、すべて要望にとどめておきまして、新たな段階に向かって全力で取り組んでいただくことをお願いをしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

---

○議長（川村幸善君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

午後4時56分散会

## 会 議 録

第 4 日

（平成3年12月11日）

○議 事 日 程 第 4 号

平成 3 年12月11日 (水) 午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 121号ないし議案第 148号 …………… 質疑・委員会付託

第 3 議案第 149号ないし議案第 159号 …………… 説明・質疑  
委員会付託

議案第 149号 平成 3 年度四日市市一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 150号 平成 3 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

議案第 151号 平成 3 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会  
計補正予算 (第 2 号)

議案第 152号 平成 3 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算  
(第 3 号)

議案第 153号 平成 3 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補  
正予算 (第 2 号)

議案第 154号 平成 3 年度四日市市立四日市病院事業会計第 1 回  
補正予算

議案第 155号 平成 3 年度四日市市水道事業会計第 2 回補正予算

議案第 156号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関す  
る条例の一部改正について

議案第 157号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部改正について

議案第 158号 四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関  
する条例の一部改正について

議案第 159号 四日市市職員給与条例の一部改正について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（40名）

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
伊 藤 正 巳  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
小 川 政 人  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
桑 原 勇 次  
小 林 博 久  
佐 藤 晃 信  
佐 野 光 生  
瀬 川 憲 武  
田 中 俊 行  
田 中 廣 睦  
谷 口 井 数 馬

豊 田 忠 正  
中 森 慎 二  
野 崎 平 洋  
野 呂 平 和  
橋 本 茂 蔵  
橋 本 増 蔵  
長谷川 昭 雄  
日 置 紀 平  
藤 井 浩 治  
古 市 元 一  
堀 内 弘 士  
益 田 和 力  
水 野 和 子  
水 野 幹 郎  
毛 利 道 哉  
森 真 寿 朗

坂 口 正 次

○欠席議員（1名）

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
助 役	加 藤 宣 雄
収 入 役	毛 利 道 男
調 整 監	鈴 木 一 美
市 長 公 室 長	栗 本 春 樹
計 画 推 進 部 長	馬 淵 則 昭
総 務 部 長	石 川 徹 夫

財 政 部 長	佐々木 龍 夫
市 民 部 長	小 畑 廣 次
福 祉 部 長	田 中 昌 治
商 工 部 長	米 津 正 夫
農 林 水 産 部 長	黒 田 昭 公
環 境 部 長	鶴 飼 滋
都 市 計 画 部 長	山 田 稔
建 設 部 長	西 田 喜 大
下 水 道 部 長	岡 田 幹 夫
消 防 長	島 村 隆
消 防 次 長	浜 谷 敏 彦
病 院 事 務 長	中 村 督
水 道 事 業 管 理 者	奥 山 武 助
水 道 局 次 長	藤 田 高 司

教 育 長	丹 羽 武
教 育 次 長	宮 田 勉

代表監査委員	樋 尾 裕
--------	-------

○出席事務局職員

事 務 局 長	長谷川 昭 彦
議 事 課 長	伊 藤 千 秋
議 事 課 長 補 佐	福 島 和 幸
議 事 係 長	玉 田 耕 士
主 幹	井 上 紀 久 夫
主 幹	水 谷 正 昭

午前10時1分開議

○副議長（毛利道哉君） おはようございます。川村議長にかわりまして議長職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、37名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○副議長（毛利道哉君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 おはようございます。質問を通告させていただいておりますので、順次お伺いをいたします。その前に、通告をいたしました後、質問の第1、教育問題の中の(3)女性問題及び質問第3地域問題のうち(2)大谷台小学校区に地区市民センターの建設につきましての2点を割愛させていただきたいと存じます。この2点につきましては、新年度予算案の検討時期と考えるので、平成4年度予算の中に、去る9月議会でも我が会派の市川悦子議員及び桑原議員が質問されましたことが実現できますようぜひご配慮を賜りたく要望を申し上げる次第でございます。

では、第1問、教育問題につきましてお伺いいたします。

人間が平和と健康と豊かな生活を営むことができれば、幸福にあると考えられるのでございましょう。もちろん、教育、文化、福祉は当然のことでございます。このようなことから、次の諸点につきましてお伺いいたし

ます。

第1点は、星空観察と環境教育の副読本につきまして、お伺いいたします。

次代を担う子供たちが夢と希望と豊かさ、それに国際性が必要な時代が来ているのではないのでしょうか。本市では現在、プラネタリウム館の建設が行われており、平成4年秋には建物が完成するとの予想でございます。プラネタリウム館の竣工といいますか、稼働は平成5年度ごろになるのではないかと考えられております。完成されますと、宇宙やきれいな星空を観察することができ、宇宙のすばらしさなどが実感されるのではないのでしょうか。また、願わくば、望遠鏡による夜空の星を観察することができれば、すばらしいことではないかと存じます。このように星を眺めるには、大気汚染のない空が望まれますし、優しい地球を守らねばならないという意味で環境問題への勉強にも関連できるものと存じます。きれいな環境づくりを自覚されるのではないのでしょうか。その意味におきまして、(仮称)きれいな星空の町四日市をPRすることができますように、子供たちに環境教育といたしまして、環境読本または手引書を作成されるように提案するところでございますが、ご所見をお伺いいたします。

第2点は、高齢者福祉教育読本につきましてお尋ねいたします。

間もなく21世紀を迎えますが、いつまでも健康長寿であってほしいと願っている一人でございます。当市では福祉施策に種々ご努力を賜っておりますが、さらなる健康長寿の社会を築くために、長期的な展望に立った適切な対応策が求められております。今後は大人が考える高齢者福祉より、一歩進めて、小中学校から高齢者福祉教育の充実を願うために、副読本を発行し、子供のときから福祉問題に取り組み、福祉の大切さ、幅が広く深いこと等を十分理解していただけるのでございましょう。多くの方々が熱心に福祉問題に取り組んでおられます。したがって、充実を目指して努力をされておられますが、私も再三にわたり提案もさせていただいてきており

ます。例えば、障害児者に対する関係の問題、あるいはホームヘルパーに関する諸問題、寝たきりの方々等、及び紙おむつの支給等、入浴サービス、そのほか諸制度等、多くの問題を取り上げ、取り組んでまいりましたが、今後さらなる充実を目指して努力をいたしたいと思っております。先ほども提案申し上げましたように、小学生の高学年、そして中学生、また教師に対しまして、その副読本による勉強ができますようにしてはどうかと思う次第でございますが、ご所見をお伺いいたします。

過日、会派で北九州市と岡山市を訪問させていただきました。岡山市では、高齢者福祉教育副読本を発行いたしましたして、小中学生に教育されておられました。まことに好評であると聞いてまいりました。この副読本による教育を始めてから、子供たちの福祉に対する理解と高齢者に対する姿勢が本当によくなってきていると、このように申されておられました。本市におきましても、さらなる福祉を充実強化するためにも、福祉教育読本を活用されてはどうかと存じますが、ご所見をお伺いいたします。

第3点は、日本の子守歌等による心のあるさとづくりにつきましてお伺いいたします。

赤ちゃんが誕生されますと、必ずと言ってよいほど、親は子守歌を歌っておられます。この子守歌は赤ちゃんにとりましては、豊かな気持ちと安心感などの気持ちがわかるのでございましょう。すばらしいことだと存じます。近年は、その気持ちの豊かさが少し不足を生じているのではないかと考えられます。したがって、私は、日本の子守歌を歌って、心の豊かさを増すために、(仮称)四日市日本の子守歌愛唱の日を設けて、日本の子守歌運動を提案いたしたいと存じます。

ちなみに、岡山県井原市におきましては、中国地方の子守歌を文化遺産として、次代の市民に継承するために、子守歌の里・井原として毎年イベントの開催を行っておられるそうでございます。また、宮崎市では、子守歌を教育の副読本といたしまして活用されておられます。本市といたしまし

ては、さらなる心の豊かさを増すために、日本の子守歌副読本で教育されてはどうかと存じますが、ご所見をお伺いいたします。

第4点は、子供に国際交流の場をつきましてお伺いいたします。

今世界が平和と環境問題で大きく動いていると言っても過言ではないと存じます。幸い、当市では国際環境技術移転研究センターの建設が始まっており、まことに喜ばしいことと存じます。昨日、日置議員が環境問題について述べられておりましたように、大切な問題でございます。私はこの機会に、（仮称）地球環境子供サミット会議等の組織づくりを開催できるような提案するものでございます。初めは市内の外国人の子供たちと、さらには、市外、県外の子供たちを対象にした子供会議などからでもよいでありましょう。いかがでございましょうか。例えば、福岡市では、アジア太平洋子供会議イン福岡といたしまして開催されており、大きな反響と好評を得ていると言われております。このように、子供たちの国際的な視野を広げていただくためにも大切なことではないかと存じております。ご所見をお伺いしたいのでございます。

第2問は、高齢化社会を迎える対応策についてお伺いいたします。

一つには、（仮称）高齢者マンションの建設でございます。私は過去に、高齢者マンションの建設につきまして提案をいたしました。残念ながらご理解いただけなかったお答えをいただいたのでございます。内容は若干差がございしますが、今日ではケアハウスとして建設されており、まことに好評を得ていると言われております。

福岡県の春日市では、一定の基準はあるものの、気軽に入居できるようにとの考えから、老人下宿幸の里といたしまして施設が建設されております。高齢者の方々からは大変な好評であると言われております。本市におきまして、去る10月1日現在で、65歳以上の方が3万1,601名で、人口の約11.3%いらっしゃいます。また、ひとり暮らしの方が同じく10月1日現在で2,040名となっております。このような高齢化のスピードは過去にな

かったと思います。高齢化のスピードが進んでいる中で、急いで健康長寿社会への対応策が望まれます。本市といたしまして、この問題につきまして、どのようにお考えでしょうか、ご所見をお伺いしたいと存じます。

二つ目は、健康医療総合検討委員会の設置につきましてお伺いいたします。市民が健康で長寿でありますように願っている一人でございます。各自治体におきましても種々検討され、実施されております。北九州市では、健康と音楽の集いを定期的に開催し、心と体と健康の調和を保つために、音楽と講演会をドッキングさせ、バランスのとれた健康づくりを実践されておられます。また、高齢化社会の進展、疾病構造の変化、医療技術の高度化、健康意識の高まりなど、市民生活の基盤であります医療と保健を取り巻く状況の変化が大きく、市民ニーズに密着した保健と医療のあり方について幅広く総合的に審議するために設置されております。当委員会には、医療部会と保健部会とがあり、平成2年5月に発足し、医療部会として第1回の答申が出されているようでございます。保健部会では、現在検討中とのことと言われておりました。高齢化が進むとともに、疾病の多様化が進んでいる今日、健康に医療、そして施設の整備充実が急務であります。これらを含め、21世紀を考慮しつつ、これらの対応策にご努力されますことを望む次第でございしますが、この点につきましてのご所見をお伺いいたします。

第3問は地域問題についてお伺いいたします。

塩浜地区では、県立総合塩浜病院移転跡地の問題は去る11月1日に、塩浜地区として要望書が提出されました。また、本議会におきましては、調査費が計上されておりますので、県と十分ご協議を願ひまして、住民の意向するところが実現できますよう、特にご努力をお願い申し上げたいのでございます。

お伺いしたいことは、塩浜中学校の騒音問題についてでございます。加藤市長もよくご存じのとおりでございます。授業中に電車が通りますと、

騒音で教室の奥の方では先生の声が聞こえにくいときがしばしばございます。それは特に2階、3階部分であり、南側の校舎がひどい状況でございます。学校側といたしまして、教室の活用には非常に工夫されておられますが、どうにも消音の方法にならないとのことでございます。一日も早く騒音防止対策にお取り組みを願いたいと存じますが、ご所見をお伺い申し上げまして、第1回の質問とさせていただきます。

○副議長（毛利道哉君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 最初のご質問でございます副読本の活用についてお答えを申し上げたいと存じます。

私ども教育委員会といたしまして、現在幾つかの副読本を作成し、これを用いまして、教科書では触れ得ない部分、すなわち地域に密着した教育、教材を取り上げることによりまして、学校教育がより充実するよう心がけているところでございます。環境問題につきましても、「暮らしとごみ」という社会科の副読本を4年生の全員に配付いたしまして、ごみ処理の仕組みであるとか実情を取り上げて指導を行っているところでございます。さらに、このようなごみ処理の問題だけでなく、資源を大切に、環境にやさしい暮らしが身につくような教育を行うために、来年度からは、ごみとか水、空気といったようなものを取り上げた環境副読本を小学校の4年生から6年生まで、学年ごとに順次新しく作成をする中で、環境と人間とのかかわりを重視した教育を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

また、高齢者に対します福祉教育につきましても、「心のふれあい」というタイトルの副読本をつくりまして、小学校3年生用と中学校1年生用を作成し、これを配付して指導しているところでございます。とともに、老人福祉施設の訪問とか、あるいは地域のひとり暮らしの老人を学校行事にお招きするというような、奉仕体験活動も推進しておりますのでござい

ます。

さらに、音楽教育の副読本につきましても、三泗音楽研究会というのがございますが、ここが作成いたしました副読本を利用した合唱指導を行い、豊かな心を育てるよう努めてもおります。今ご指摘のございました心のふるさととなるような、そういった音楽の副読本につきまして、子守歌等の活用も含める中で、小中音楽研究会の皆さんとも、現代の社会情勢のもとで育っている児童、生徒の心情を分析把握する中で、そういった副読本の検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

いずれにいたしましても、こういった副読本というものを作成することによって、先ほど申しましたように、地域に密着した教育を積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

次に、子供の国際的な交流の場についてでございますが、子供たちが他国の子供との国際的な交流の場を持つということも大変必要なことと存じます。そういった子供たちが他国の子供たちと交流し合い、触れ合う中で、異国文化を理解し、その中で日本文化も理解していくという、そういった友好を深めるということは、これからの国際化時代において重要な課題かと存じております。

現在、教育委員会といたしましては、外国人子女の受け入れを積極的に行っておりますが、現在四日市市内の小学校には24名、中学校で7名の外国人子女が通学をしております。それらの学校におきましては、ただいま申した、これらの外国の子供たちと直接的な交流を行っておるところでございます。また、三重朝鮮学園に近い小中学校におきましては、お互いの学校訪問によりまして学校行事への参加とか、あるいは部活動の練習試合など、さまざまな形で交流を行っております。さらに、昨年は市内の中学校2校で日本を訪れてまいりましたマレーシアの子供たちと交流会を持つ機会が得られまして、両国の歌を披露するとともに、お互いの学校生活に

ついても、これらの子供たちと話し合いをいたしましたのでございます。そのほか、海外の学校との文通であるとか、あるいは絵画等の交換も積極的にやっているわけですが、今後ともこういった機会を積極的にとらえる中で、国際交流の実を上げてまいりたいと存じておるところでございます。

それから、塩浜中学校の騒音問題についてでございますが、ご承知のように、当校は近鉄線が校地よりかなり高いところを走っております。過去にも、特に特急電車が交差通過する場合に、学校の一番南側にごきます音楽教室におきまして、学校環境衛生基準に定められております55ホーンを多少オーバーする数値が出たことがございます。早速近鉄側と調査、協議を行いまして、レールとレールの継ぎ目が騒音の主たる原因ということが判明しましたので、それをロングレールに取りかえをして対処してきたわけでございます。しかし、今日、さらに近鉄は増両といたしますか、輸送量が多くなってまいりました。そういった影響もございまして、騒音の問題も起こってきておるか存じますので、早急にこれは測定調査を行いまして、その結果につきまして、改善方法について前向きで検討をしていきたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、最後になってしまいましたが、一番冒頭で申されました、美しい星空の四日市というようなことについてのご提言でございますが、四日市といたしましては、現在、小山田地区が星空を観測する最適地という指定を受けております。現在も各地区市民センターの行事の中で、星空観察会といったようなものを実施していただいております。ご指摘になりましたプラネタリウム館がオープンした後は、館内での映像といったようなもの、これは四日市を中心とした星空、季節にもよって違って来る星空等、あるいはその応用的な星空といったようなものの映像を行います。それとともに、プラネタリウム館の一つの事業として、星空を観察する、そういった自主事業も行いたい。

目下、専門委員会等で検討中でございます。そういったようなことによりまして、子供たちがただ単に館内でのプラネタリウムによる星空だけでなく、自然と環境について、星空を見ることによって、よりそういった意識を理解してもらえたい機会を持っていきたいと存じておりますので、今後ともひとつよろしくお願いをいたしたいと存じます。

○副議長（毛利道哉君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 高齢者マンションの建設についてお答え申し上げます。

ご承知のとおり、高齢化の進展に伴いまして、老人問題は多様な様相を示してきており、公的施設の対象も従来の低所得階層から平均的な所得階層まで拡大しつつあります。その中で平均的な所得のある健常な老人のための入所施設に対するニーズも都市部を中心に拡大しつつありまして、本市では福祉対策といたしまして、軽費老人ホームの整備を促進してきております。現在、社会福祉法人との共同事業といたしまして、利便性の高い市の中央部に定員60人の軽費老人ホーム、ケアハウスでございますが、整備中ございまして、来年9月には開所できる見通しでございます。それによりまして、来年度中には4施設、210床になりまして、本市の施設整備率は県内では最も高い水準になるわけでございます。現在県内では、松阪市で平成5年度に1カ所建設予定があるという程度でございます。本市では、今後とも高齢化率の高い地域を中心に、需要動向を見ながら、順次整備をしていきたいと考えております。

○副議長（毛利道哉君） 環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 今後の保健医療のあり方として、保健医療総合検討委員会の設置をしてはどうかという提案をいただいたわけですが、私どもも今後の21世紀を展望したときに、保健、医療の両面から

考えていかなければならない課題といたしまして、一つは今日の疾病構造の変化に的確に対応していかなければならないという、そのことが一つあるだろうと思います。二つ目には、超高齢化社会の到来に的確に対応していくという、この二つが大きな問題であろう、そんなふうに私どもも受けとめているわけでございます。

そこで、ご承知のとおり、本市におきましては、市民一人一人が、みずからの健康はみずから守っていただくという、そういった認識のもとに、将来を通じた健康づくりを推進すると、こういう立場から、昭和55年度に、各界各層の代表者から成る四日市市民健康づくり推進協議会が設置をされておるわけでございます。また、昨年8月にオープンいたしました保健センターに、その専門機関といたしまして、平成元年度でございますけれども、大学の先生あるいはお医者さん、歯科医師、そういった方々で構成をされております保健センター事業等専門委員会というものを設置をいたしておるわけございまして、その中で保健、医療、福祉、そういったことと十分連携をさせながら、保健事業全般にわたりまして、専門的な立場から種々検討をいただいておりますわけございまして、そういった検討の結果を踏まえまして、私どもは各種の保健施策に反映をさせているところであるわけでございます。

したがって、本市といたしましては、今後ともこの委員会を中心といたしまして、21世紀を展望して住民のニーズに密着をいたしましたきめの細かい保健事業が展開できるように、今後ともその充実を図ってまいりたい、こう思っておりますわけでございますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 大島武雄君。

○大島武雄君 お答えありがとうございます。

第1問の教育問題の中で、星空の観察の問題をちょっと取り上げさせていただきますが、文部省が6月に刊行しました環境教育指導資料ですか、

こういうものは既に小中学校に対してそういうことを実行するようにという指示が出ているわけございまして、今教育長からもお話がございましたように、各種の副読本として取り組んでいただいておりますわけございまして、特に四日市市におきましては、過去に苦い経験をしておるわけございまして、再び環境汚染ということについては真剣に今後とも取り組んでいかなければいけないというふうに私は思っておりますわけでございます。

例えば、北九州市の場合ですと、昭和30年代のときの大気汚染状況と、それから最近の状況というものを簡単なパンフレットにいたしまして、それを観察のときに利用されて非常に市民の皆さんがこれほどよくなったのかということを理解して、さらに環境問題に取り組みつづけるというようなことを聞いてまいりまして、簡単なこういうパンフレットみたいなものをひとつ発行していただければ、四日市市が努力しているということが一目でわかるのではないかというような気がいたします。

それと、高齢者福祉の問題でございますが、副読本の問題でございますが、市長にお渡しさせていただきました特に小学校用については、初めにこういうことが書いてございます。「私たち一人だけの力で生きているのではありません。おじいさんやおばあさんを初め多くの人たちと助け合い励まし合いながら、ともに生きているのです」と。途中を抜きまして、「私たちは、おじいさんやおばあさんとともに生きるために、今どんな気持ちで何をしていけばいいのでしょうか。この本を読んでおじいさんやおばあさんの心をしっかり受けとめ、ともに生きる努力を進んでほしいと願っております」と、こういう初めの言葉が書かれております。こういうことが考えの基本にされて努力をされておりました、説明の中では、子供たちが福祉に対する理解を深めてきているというようなお話がございまして、非常に感銘をしてくれたわけでございます。

当四日市におきましても、例えば塩浜中学校では、中学生が年に1回で

ございますが、9月15日の日には、地域内のお年寄りあるいはひとり暮らしのお年寄りに言葉をかけながら、自分たちの制作したものをお渡しして励ましていらっしゃるというような行動もされていらっしゃるようで、非常に喜んでいて一人でございます。そういったことで、いろいろそういう方々に聞きますと、21世紀を迎える高齢化の進展状況に合わせて、子供たちなりに真剣に考えを持っていらっしゃるようで、お伺いしますと、私どもの古い考えよりも一歩進んでいろんなことをお考えいただいております。そのような感じになりましたので、ぜひともこういうものは、できれば徹底的に、徹底的にというよりも徹して勉強していただけるように、あるいはまた、福祉の理解と、そして地域の方々との接触を保てるように、ぜひご努力を願いたい、このように思っている次第でございます。

それから、子守歌の問題につきましては、先ほどもちょっとお願い申し上げましたが、四日市としてそういう子守歌運動を進めていく組織づくりみたいなものを提案させていただいたんですが、そういうことはどういふふうにお考えか、改めてお答えいただきたい、このように思っております。

それから、今の子守歌運動のことでございますが、いろいろと小中学校ともに音楽の先生がいらっしゃるわけでございます。小学校はご承知のとおり、先生皆さんがオルガンその他、音楽ができるように資格を持っていらっしゃるわけでございますが、中にはそういう専門の先生のいらっしゃらない小学校が5校、四日市市にはございます。こういったところにも、ひとつ今後とも、心を豊かにする、あるいは将来大きくそれが育てられていくであろう人間性の問題も含めて、この子守歌といいますが、音楽というものが非常に大切なことにならないかというような気がいたしますので、先生の充実をぜひともお願いしたい、こういうふうに思っております。

中学校については皆さんいらっしゃると思いますので問題ないと思いますが、

そういったひとつ心のふるさとづくりの運動が何かの形でできればありがたい、このように思っている次第でございます。そういったことで、ぜひ先ほどのそういう運動をするための四日市市の子守歌愛唱の日ということをお願いいたしますが、そういう問題の取り組みについてお答えをいただければありがたい、このように思っております。

次に、高齢化の問題でございますが、先ほどもお答えいただきまして、県内では、あるいはまた県外におきましても、かなり四日市市の福祉行政というのは一歩進んでいるということも私ども理解しておりますし、喜んでいただけるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、他の地域におきましても、非常に高齢化という時代を迎えて、さらなる努力をされていらっしゃる都市もたくさんございますので、どうかその辺をひとつご理解いただきながら、いろんな問題があるかと思いますが、ぜひとも先ほど申し上げました健康長寿でありたい、そのためにはいろんな不安、不満、そういうものが解消できるような、そういう施策をぜひお願いしたい、このように思う次第でございます。

それから、子供たちの国際会議につきましては、先ほどもお話がございましたように、小中学校において外国の方々の子供と同校の子供たち等が接触をされておられるわけでございますが、できればそういう方々と、順次でございますが、全校の子供たちと接触を始めていただけるような、そういうことが大事ではないかと思っております。なお、言葉については、非常にわからない点もございますので、できれば本市にそういう関係の方々の通訳としての職員を採用していただければ非常にありがたいと、このように思う次第でございます。

なお、海外につきましては、昨日もいろいろ交流のこともお話がございましたが、どうかそういう地域の子供たち、あるいは将来はアジア、世界を含めた子供たち同士の21世紀を迎えてのいろんな困難が話されて、世界平和の努力に頑張っていたいただくと、このように感じておるわけござ

いますので、お含みいただければありがたいなと、こう思います。

それから、医療総合検討委員会の設置につきましては、お答えをいただきましたが、いろいろとの中で医療費にかかわること、あるいはまた、もちろんそれは現在の高額医療等の制度の中でも救済部分もございしますが、生活環境あるいは高齢者、その他、それに当てはまらない、しかも、それ以上悩みのあるというような問題もたくさんあるわけでございますので、現在設置されておりますいろんなところを起点にして、さらに充実されるということでございますが、ひとつそこら辺も含めて、生活の内容まで部分的には含めて、ひとつご相談いただきながら、健康で本当に市長が申されておりますように、住みたいまち四日市、こういうまちづくりをするためにも、ぜひとも充実した活動をお願いしたい、こういうふうに思っておりますわけでございます。

それから、塩浜中学校の騒音の問題でございますが、毎日毎日が悩みでございますので、できる限り早急に何らかの形で、防音壁なり、あるいは二重窓なり、あるいはまた緑化の促進等によりまして、そういう消音できるように、何とかご努力願えないか、このように思う次第でございますが、例えば、二重窓にした場合につきましては、夏は大変でございますので、何とかクーラーのことをお考えいただければ幸せでございますが、そこら辺を含めて、もう一度、申しわけございませんが、お答えいただければありがたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（毛利道哉君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 大島議員から幾つかのご質問を再度いただいたわけでございます。

最初の環境問題のパンフレットにつきましては、四日市といたしまして、かつての苦い経験といったようなものは現在は市民並びに市全員が取り組んで、クリーンな四日市にしてきた、そういった経過等もパンフレットにしてはといったようなご発言でございました。これにつきましては、博物

館の展示とも絡ませながら、そういった四日市の努力を何らかであらわしたいとも思っております。今後、これも検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、老人の施設等の慰問でございますが、先ほどもご発言でございました。一例を挙げれば、塩浜の子供たちが自作といいますか、物は大了なものではない、あるいはつまらないものかも知れませんが、自分でつくった作品を持って老人施設を訪れて慰問していると、非常に喜ばれているということを聞いております。こういったことにつきましては、来年度の教育の中で、さらにそういった学校が増えてくるよう、また、そういった多少の予算的措置もできれば考えていきたいといった意向を持っております。そういった方面の充実を考えていきたいと思っております。

それから、子守歌の件でございますが、現在も文化祭のときに行っておりますふるさと音楽祭りといったようなものを四日市では取り上げております。その中で、童謡であるとか民謡であるとか、四日市にあるそういった民謡も取り入れた音楽会を催しておるわけでございますが、それとはまた別で、11月に、四日市だけでなしに三重郡の学校も混ぜた、いわゆる三泗音楽会というのを文化会館で2日間にわたって小中全校が参加して行っております。これは、規模の小さい学校は全学年が一つになって、あるいは規模の大きいところは学級が単位になって、といったようなことで、音楽会を行っております。

大島議員の言われました子守歌も、そういった童謡であるとか子供が心に残って、将来大人になったときに、心のふるさとといいますか、豊かさを感じるような歌というふうにも解釈させていただくわけでございますが、そういったようなことにつきましては、教材として取り上げられておる、私どもが小さいころに習った、いわゆる文部省唱歌というのは今、子守歌的な存在にだんだんなくなってきておるのではないかなというふうにも考えます。やはり歌は、よく言われますように、「歌は世に連れ、世は歌に連れ」

というような言葉もございますが、だんだんにそういった歌う者の心も、またそれを聞く者の心も時代とともに変遷していくのではないかというふうにも思っております。

そういったような意味で、確かに子守歌は私たちの心のふるさとへ戻っていく歌でございますが、それだけで音楽会というのもちょっと維持が難しいかとも思います。先ほど言いました、ふるさと音楽会であるとか、あるいは三泗の小中音楽会等の実行委員会の方ともお話する中で、そういった心に残る、そういう歌を歌うということによって、そういった情操教育の充実を図ってまいりたいと存じております。ご指摘の点も十分に勘案しながら、そういった運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それから、小学校における音楽の専門の先生というお話でございましたが、原則的には小学校の先生は音楽が全部できなければ先生になれないという、これは大学を受けるときから既に音楽の試験がございますし、在学中も音楽教育をされた方がみんななってみえます。一昔前、私どもが子供のころには、ピアノの弾けない先生も確かにいたわけですが、現在はほとんどないといっていると思います。そういったような意味で、小学校においては担任の先生が即音楽も指導していただいている。しかし、今言いましたように、大きい例えば音楽会とかそういうとき、あるいはNHKの合唱コンクールとか、そういったところで指揮するとなると、よほどこれはまた、その中での専門性を持った方が指導されると思っておりますが、そういったような意味で、小学校における音楽の先生というのはいないのが原則でございまして、皆さんがそれに携わっておられるということでご理解を願ひたいと思っております。

それから、外国子女の教育につきましては、いろいろ現在も問題がございます。これにつきましては、幸いと申しますか、この議会閉会中における、委員会の調査研究項目として現在、教育民生委員会の課題として外国

子女を取り上げておっていただきまして、議員の皆さん方も非常に熱心にいろいろご検討を願っているところでございます。そういった中でのご指導をいただく中で考えてまいりたいというふうにも思っております。

それから、塩浜中学校の騒音につきましては、ただいまもご答弁申し上げましたように、早急に測定を行いたいと思っております。その結果によりまして、その対策についても前向きに考えていきたいと思っておりますので、どうぞご理解を願ひたいと思っております。

○副議長（毛利道哉君） 大島武雄君。

○大島武雄君 お答えありがとうございました。どうか質問する側の意図するところをお含みいただきまして、お取り組みいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（毛利道哉君） 暫時、休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時8分再開

○副議長（毛利道哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中森慎二君。

〔中森慎二君登壇〕

○中森慎二君 それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、昨日、群馬県で非常に痛ましい事故が発生をいたしました。お母さんと子供さんが車に乗って出かけ、駐車してお母さんが少し席を外した間に、車の中で火災が発生をして子供さん2人が焼死をした悲しい事故の知らせがきょうの朝刊にも掲載をされておりました。また、当市におきましても、先月、市内中心部におきまして火災が発生をいたしましたことは、皆様方記憶に新しいところではないか、このように思います。非常に消火作業の難しい現場でありましたが、懸命な消火活動によりまして、

最小限の被害で鎮火できたことは、何よりでなかったかと思います。このように、複雑かつ多様化する火災、その他の災害の増加する中、四日市28万人、9万世帯の市民の安全を確保するために、日夜を問わず署員一丸となってご努力をいただいておりますことに敬意を表したいと思います。また、このたび被災をされた方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、今回の質問に際しましては、救急業務について3点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

災害におきまして、火災あるいは救急を問わず、早く現場に到着をするかがいかに重要であるかということは、皆さんご存じのとおりであります。私事になりますが、先般、ある事故に遭遇をいたしました。第三者という立場ではありましたが、けがをされた方とともに、救急車の到着を待つという経験をいたしました。到着までの1分1分が、こんなにも長く感じたことは初めての経験でもありました。その場においてふと考えたわけでありすけれども、当市の救急車両の配備状況は現状で十分なんだろうか、素朴な疑問を持った次第であります。

そこで、当市の平成2年度の消防年報の実績及び消防本部へお邪魔をいたしまして、四日市市の実態また東海3県の同格都市の実態について調査をいたしました。当市は昭和35年12月より救急業務を開始いたしました。昭和43年7月より、楠、川越、朝日町との間に救急業務に関する応援協定を締結し、また平成3年2月、同各町間において消防事務委託に関する委託協定書と覚書の調印を行い、現在に至っております。当市の平成2年における救急車の出動件数は5,628件、1日当たり平均しますと15.4件、一番出動件数の多かった日はと申しますと、平成2年7月29日で31件、何と46分に1回出動したということになります。また、それらに対する救急車両はと申しますと、予備の車両を含めまして、5台あります。北署が1台、中署が1台、南署が2台、西分署が1台ということで、計5台となっております。

ります。また、119番通報から現場までの到着時間をというふうに考えてみますと、四日市市平均で6分40秒であります。その中で約20%に当たります1,000件余り、先ほど5,628件と申しましたが、その中の1,000件余りは10分から20分かかっているのが実態であります。なお、全国平均はどうなっておるかとお申しますと、5分30秒、三重県の平均は5分42秒ということでありますので、四日市市の平均値を比較してみますと、約1分余り平均よりも遅いという実情ということがわかりました。

次に、他都市の実態であります。救急車両の台数及び出動件数を比較してみますと、お隣の鈴鹿市では5台、出動件数が2,826件、桑名市が10台、2,320件、津市が8台4,020件、愛知県にまいりますと、春日井市が8台、4,874件、一宮市が7台、4,642件、豊田市が10台、6,095件、岐阜県の大垣市にまいりますと8台、5,079件、岐阜市では10台、9,206件というような状況になっております。

以上のように、四日市市は今回比較をいたしました八つの市のうち、出動件数においては岐阜市、豊田市に次ぐ3番目の多い出動件数になっておりますが、車両の配備台数は最も少ない位置づけとなっております。もちろん、車両の配備台数というものは、管轄するエリア、あるいは人口、交通体系、隣接市町村との広域体制など、各都市の特異性があるわけでありますので、一律に比較をするということは非常に無理がある部分もあると思います。しかし、こういった他都市の状況の中、お尋ねをいたします。

まず1点目として、現場到着時間が平均よりも1分遅いということだけをとらえて質問させていただく気持ちはありませんが、四日市市の出動件数の増加状況を見てみますと、毎年5%の割合で増え続けております。このまま仮に増加をするということをご予想しますと、5年後には7,000件を超過をすることも十分予想をされます。また、本年6月議会において伊藤正巳議員が質問をされました救急救命士法に対する本市の対応として、高規格車両の配備あるいは救急隊の設置等の問題もあるわけでありす。

急行政の大きな転換期を迎えておるといふふうに思います。こういった状況の中、5年後、あるいは10年後を見据えた救急行政の計画的対応が大変重要であるといふふうに考えますが、理事者側のお考えをお尋ねをいたします。

次に、2点目ではありますが、少し見方を変えて、現状の救急車両の配備状況の中、限られた配備状況の中、救急車そのものの出動件数そのものを減少させることも大変重要なことだといふふうに思います。そこで昭和57年12月から三重県救急医療情報システム地域救急医療情報センター、少し長い名前ではありますが、を開設して現在に至っております。これは、救急医療に必要な情報を収集しておきまして、市民の皆さん方などからの電話問い合わせに対して、迅速かつ正確に最適医療機関を案内するものであります。この問い合わせ件数を見てみますと、57年の開設以来、ほぼ年間

6,000件という状態で、横ばいの状態になっております。しかし、この利用件数と救急車両の出動件数とはある意味で密接な関係があるのではないかといふふうに思います。それは、救急車の出動要請の中には、このシステムを使うことによって、収容病院の対応が確認できれば、自分の車で直接出向けるケースが多く含まれているのではないかということでもあります。ただ、確認する数値的なもの裏づけはありませんので、明言はできないわけではありますが、このシステムを市民の皆さん方によく理解をしていただくことが、ひいては救急車そのものの出動件数の減少につながるのではないかといふふうに考える次第であります。したがって、当システムの利用拡大に対しての広報活動の取り組み等についてお尋ねをしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、本年2月、調印をされました楠、川越、朝日町間との消防事務委託に対応するために、仮称と伺っておりますが、北消防署朝日川越分署の建設に向けまして、債務負担行為の計上が本議会にも議案上程をされておるところではありますが、その建設概要についてお伺

いをしたいといふふうに思います。

わかりまして、電波障害対策の補助金制度についてお尋ねをいたします。

高度情報化社会が進行する中、テレビは重要な情報源として私たちの生活にますます欠かせないものになっております。当市におきましては、今日問題になっておりますテレビジョン放送電波の複合受信障害の解消に向けまして、本年4月、四日市市都市整備公社を設立し、中高層建築物の建設が相当見込まれる特定地域を対象に、電波障害対策基金制度を全国に先駆けて発足をいたしました。また、建築工事によって生じる建築主と地域住民の皆さんとの間の建築紛争の予防と円滑な解決を図るため、中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の制定並びに特定地域外を対象に自然の地形が原因で発生をする受信障害等を解消するため、電波障害対策費用の補助金制度の設定など、市民の皆さん方のニーズに対応すべく制度化が着々と進められてまいりました。

さて、今回質問させていただきますのは、それら制度の中で特定地域外を対象とした電波障害対策費用への補助金制度についてお伺いいたします。この制度は先ほど申し上げましたとおり、建築物などが原因で発生をする受信障害と違い、障害を発生している原因者がなかったり、あるいは自然の地形など特定することが困難であるため、住民の皆さん方がみずから対策を実施するケースに対して、ある一定の基準に基づき一部を市が補助する制度であります。この制度を利用する場合、次のようなステップが必要となります。まず1番目として、地域の住民の皆さん方で組織をする30戸以上の組合を組織する必要があります。2番目としましては、受信状況住民アンケートの実施、テレビの受信状態がどのようなものなのかということアンケート調査をするということでもあります。3番目として、市に対して受信障害調査事業補助金交付申請、これは電波の受信状態を機械的に測定するための補助金をくださいという申請書であります。4番目として、調査業者へ受信障害調査の委託、これは地域住民で組織をした組合から調

査業者の方へ調査をしてくださいという委託の必要があるということであり、5番目としては、市に対して受信障害対策事業補助金交付申請、これは受信障害が認められるから対策費用の補助をしてくださいという申請であります。6番目としては、対策事業の実施、これで完了ということになるわけであり、

電波障害の対策方法としては、共同受信施設の設置、あるいは都市型有線テレビ、四日市の場合、CTVを利用する二つの方法があります。仮にCTVを利用した対策事業を例にとった場合、じゃどれぐらいの費用が必要になるかと申しますと、先ほど申し上げました受信障害調査、電波の状態を調査するために、大体5万円から6万円、これは大体1カ所当たりということになります、その半分が現状では市の補助になっておりますので、3万円前後、住民の負担ということになります。また、対策事業につきましては、10万円必要となります。このうち4万円が市の補助でありますので、1戸当たりの費用負担は6万円と若干のプラスアルファというような形になろうかと思えます。

そこで、お伺いをいたします。まず一つは、この制度を利用する手続の簡素化ができないものかどうかということであり、それは、自治会単位として取り組む場合はまだよいと思うわけであり、必ずしも自治会全体で取り組むとは限らない部分があります。一部の住民の方だけで組合を組織をした場合など、なかなか手続も大変だということであり、具体的には、現在、受信障害調査事業補助金交付申請と、受信障害対策事業補助金交付申請の2段階になっております。先ほどお話ししたように、二つの申請が必要になっております。これを受信障害対策事業補助金交付申請として一本化して、かつ受信障害調査は市の方で実施をし、その結果、対策の必要があると判断された場合は対策事業補助金の支払いを行う。つまり、申請書類を一つにまとめて、事前の受信障害調査も市の方で実施をしていただけないものかどうかということであり、

次に、2点目であり、受信障害対策事業補助金制度の活用実績につきましては、4月の発足以来、まだその実績はないというふうに伺っておりますが、現状としては数カ所の自治会から組合の組織化の動きが出てくるように伺っております。今後、特定地域外よりの補助金制度の活用希望が増加をしてくるのではないかと、このように予想するわけですが、それらに対する予算措置の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、3点目であり、特定地域の拡大についてお尋ねする予定でありましたが、一般質問の初日、佐藤議員の方から質問がありまして、重複する部分がありますので、要望という形でお話をさせていただきます。特定地域内の工事につきましては、順調に推移をしておると伺いましたが、現状を見ておると、工事業者の方々が大きな工事が入ることなどで多数四日市の方にもお集まりのようなのですが、その割に仕事の方が一部不足をしておるとも伺っております。目標完了年次というのも一つの目安としてあるわけですが、早く進めていただく分には何ら問題はないと思っておりますので、そのあたりにつきましても十分ご配慮いただきたいというふうに思います。

それから、地域拡大の問題につきましては、基金となります原資の問題があるわけであり、無制限に拡大をしていくことは非常に難しいことは十分承知をいたしておる次第であります。しかし、基金として取り組むべき受信障害が生じている場合、予想されているような場合、速やかにそういった地域の拡大ができるような万全な体制をおとりいただきたいというふうに考えておる次第であります。

以上で第1回目の質問を終わります。

○副議長（毛利道哉君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） 消防行政につきましていろいろご提言を含めて、理解あるご発言をいただきまして、大変ありがとうございました。

まず、救急に関する統計数字とか類似都市の状況につきましては、ご指摘のとおりでございます。その内容につきましては、当四日市消防としても今後いろいろな検討、改善をしなければならないというように率直に受けとめております。

まず1点目でございますが、将来の救急行政を見据えた計画的対応についてということですが、救急行政につきましては、本年4月の救急救命士法の制定をきっかけといたしまして、当面大きな転換期を迎えたというふうに痛感をしております。その中で、四日市消防といたしましては、救命率を高めるために、救急救命士の養成と高規格救急車の導入に向けて、目下作業を進めているところでございます。救急救命士の養成につきましては、9月から大阪と東京にそれぞれ1名、計2名を研修派遣をさせてもらっているところでございます。でき得れば、平成5年から6年にかけて救急救命士の本格的な運用にこぎつけたいというふうに思っております。

救急行政全体を大きくとらえた場合、今申し上げた救急救命士や高規格救急車の導入といった問題だけではなくて、いろんな課題がございます。その第1は、救急患者を受け入れる病院側の体制の問題、このことに関しましては、従来から市立四日市病院を初め各病院、さらには医師会の全面的なご協力を得ているところであります。さらには、平成6年開院に向けて、県立総合塩浜病院が県立総合医療センターに衣がえをするという具体的な計画が進んできておりますし、大変心強く思っておりますが、いざ高規格救急車の本格的な運用となると、病院側に大きな負担をかけることとなります。そういった意味からの受け入れの問題、さらにはご指摘の救急車の増車の問題、それに伴う救急隊員の養成、その専従化を含めての適正配置の問題、状況によっては救急隊の再編成をいかにするかといったことも検討を必要とする問題であると考えております。さらに、時間短縮については、交通渋滞が現場到着をおくらせている大きな要因であるというこ

とも踏まえて、道路網の整備状況への対応といったいろんな視点、いろんな角度からの検討が必要であると考えております。

その中で、救急隊の増設につきましては、平成5年3月開署予定の、仮称でございますけれども、北消防署朝日川越分署にも救急隊を配置することになっておりますので、間もなく5隊、予備車を含めて6台であります。5隊6台の救急隊、救急車を総合的に運営することができるようになるわけでございます。

このように、ここ二、三年の間には救急を取り巻くいろんな情勢なり条件が変化してまいりますので、その内容の具体的な対応を進めながら、5年、10年といった将来構想、それなりの構想を持っておるわけでございますけれども、軌道修正をしながら、慎重に対応していきたいというふうに考えております。

2点目でございますが、救急医療情報案内につきましては、ご指摘のように昭和57年の発足当初から若干増加しておりますけれども、最近では横ばいという状況でございます。平成2年中には5,890件の医療情報案内でございました。ご指摘のありました119番通報と救急医療情報案内とは若干質的に異なるものではないかというように受けとめておりますけれども、しかし、いずれのシステムも市民の安全に役立つということには間違いございません。その意味からも、市民の安全を守るために、さらに効果的に運用できるよういろいろな手だてを講じていきたいというふうに考えております。

現在までのPR策といたしましては、例年救急の日、9月9日でありまして、救急の日における救急フェアの開催を初め、火災予防週間中の諸行事の中で救急医療情報案内の広報をいたしております。また、去る11月1日からは、インフォメーションサービス四日市に業務委託をしまして、キャプテンシステムによる医療情報案内をスタートさせております。消防本部といたしましては、今後とも救急医療情報案内を市民の皆さんに

よく理解をし、利用していただくために、諸行事を通じて広報に努めるとともに、さらに工夫を凝らした広報のあり方を検討して実行してまいりたいというふうに考えております。

3点目でございますが、(仮称)北消防署朝日川越分署の建設概要についてであります。まず建設用地につきましては、既に朝日町地内に約2,000㎡の敷地を確保し、現在埋め立てなどの造成工事が行われております。来年1月にはその工事が完了する予定でございます。庁舎建設につきましては、現在設計段階であります。当面、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ面積560㎡程度の構想であります。来年の4月に着工して、平成5年2月に完成を目標といたしております。

次に、この分署への配置要員でありますけれども、もちろん消防自動車、救急車などを配置するわけですが、そういったことを踏まえて、要員18名程度を現在考えております。その要員にかかわる採用試験はこの10月に終わったところでございます。こういった経緯を踏まえて、平成5年3月には北消防署朝日川越分署として、できればこの名称で発足をしたいと考えております。

○副議長(毛利道哉君) 市民部長。

[市民部長(小畑廣次君)登壇]

○市民部長(小畑廣次君) 電波障害対策補助金制度について2点ほど質問が出ておりますので、お答えをいたしたいと思います。

ご承知のように、特定地域以外の電波障害の原因が自然地形または原因が特定できない受信障害に対して、補助金制度といたしまして、四日市市テレビジョン放送受信障害対策事業補助金交付要綱と同時に、調査事業補助金交付要綱を制定をいたしまして、本年の4月30日から施行をいたしておるわけでございます。

質問の第1点目につきましては、補助金申請の簡素化と、先ほど申し上げました調査事業の市での実施でございますが、この電波障害対策を行う

ためには、やはり電波障害の状況と原因者が特定できるかどうかを調査する必要があるところでございます。そのための調査でありまして、私たちとしてはこの調査事業と対策事業は一連のものと考えてきたところでございます。したがって、調査事業と対策事業を別のものではなく、補助金制度の中で一連と考えておりますので、住民で組織する組合で調査を実施していただく、こういうことになっているところでございます。

先ほどもご指摘がありましたように、特定地域内外での住民負担の格差でございますが、特定地域内の基金制度での原因者負担が原則になっているわけですが、地域外では自然地形あるいは原因者が特定できなくて起こる電波障害でありますので、おのずからこの点につきましては、受信者側の負担は違ってくると考えておるところでございます。したがって、原因者がある場合は、当然加害者がその対策費の大半を負担していただくわけですが、原因者が特定できない場合は受信者みずからが共同して受信施設の布設費用を支出していただくということになるわけでございます。これもご説のように、その負担が大きいのということでございますが、その場合に少しでも負担を軽減していただくために、3分の1から2分の1程度で電波障害対策補助金制度をつくったわけでございますので、ご理解をお願いをいたしたいと思います。

なお、手続上の問題でございますが、交付申請書類の簡素化につきまして、制度がスタートしたばかりでございますので、皆さんのご意見を聞きながら、今後できるものについては簡素化をしていきたい、改善をしていきたいと思っております。

次に、2点目の補助金制度の予算措置の問題でございますが、ご指摘のとおり、現在、数地区で共同受信施設組合の結成の動きがあることも承知をしております。しかし、現時点では設立に至っておりません。したがって、この組織が組織化された段階で補助金申請がなされると予想しておるわけでございますので、補助金要綱に適合するものすべてについて予

算措置を講じていきたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（毛利道哉君） 中森慎二君。

○中森慎二君 ご答弁ありがとうございます。まず1点目の救急業務の件でございますが、消防長の方から現状についてのお考え、また将来に向けて救急救命士法に対応する旨のお話、また朝日川越分署に救急隊の一つの増設というお話を伺ったわけでありまして、今回私が調査をいたしました同格都市の例の一つご紹介をさせていただきますと、愛知県の春日井市でございますが、人口が約27万人、面積が93k㎡、消防職員数が232名ということでありますので、人口はほぼ四日市と同じ、また職員数も少し四日市の方が多いいらいではないかというふうに思います。また面積はといいますと、四日市は約200k㎡とありますので、約半分という広さの状況の中で、救急車両が先ほど申し上げましたように8台ということになっております。こういったことで、同格都市の状況を見ても、やはり少し少ないのではないかというようなことが実感として私自身も感じるところでございますが、これは要望にとどめさせていただきますけれども、そういった新たな分署の増設ということのチャンスだけにとらわれず、他都市を見てみますと、救急隊のみを単独配置をしているというような都市もございます。そういった事例から、将来に向けて、そういった増配置につきましても積極的にお取り組みをいただきたいと、このように考えます。

次に、2点目の救急医療情報システムの利用拡大についてでありますけれども、先ほどキャプテンシステムを利用したシステムがスタートしたということをお話をいただきました。広報よっかいちの方にも掲載がされておりました。キャプテンシステムにつきましては、端末機の設置数の限度というのは現状の中ではネックになってくるのではないかというふうに思います。これも一つの案であるわけですが、そういった119番通報というのは一般の公衆電話などを使用し、また一般加入電話から通報さ

れるわけでありまして、このシステムの番号であります53の1199、いい救急ということで局番のみを市町村で変えておるようですけれども、こういった番号と簡単な説明を書いたステッカーなどをNTTの方のご協力も要るわけでありまして、公衆電話などへ張りつけていくということも一つの方策ではないかというふうに思います。これも一つの要望的な要素でございます。

次に、3点目でありますけれども、朝日川越分署の新設に向けての概要をお伺いいたしました。平成5年3月から運用開始するというようなことで伺ったわけですが、ちょうど今建物の設計中ということで、非常にいいタイミングではないかと思うんですが、やはり市民の皆さんから親しまれる消防署づくりというのもの、一つ非常に重要なものではないかと、このように思います。とりわけ、今回の設置場所は朝日町地内ということでありますので、今非常に叫ばれております広域行政を進めていく中で大きな基礎、ベースになる部分ではないかというふうに思います。分署ができてよかったと、地区の皆さん方から喜んでいただけるような消防署づくりをひとつお考えいただきたい。例えば、シルバー人材センターの2階に地区の皆さんに開放するようなホールといいますか、会議室を設置されたというふうにお聞きいたしております。これも例えばの例でありますけれども、そういった地域ぐるみで消防署の存在というものを認知をしていただき、また本当に来ていただいてよかったと言われるようなものをぜひとも設計の中に折り込んでいただきたいというふうに思います。いずれもこの3点は要望ということでお願いをしたいと思います。

それから、電波障害対策の補助金制度についてでありますけれども、1点目の書類の簡素化と受信障害調査の市の実施についてでありますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、書類申請そのものがちょっと複雑といいますか、同じ趣旨のことを二つしておるような、実際は調査費用の申請と実施についてでありますので、中身は分かれるわ

けでありますけれども、先ほどご答弁にありましたように、一連のものと考えておるということを一つベースに考えてみますと、受信障害調査の費用を市側で持つということは一步譲ったとしても、書類申請だけでも一本化できないかということ、再度この部分だけお聞きをしたいというふうに思います。

それから、予算措置につきましては、随時対応していただくということですので、市民の皆さん方も安心して申請ができるのではないかとこのように考えております。その1点だけ再質問をお願いしたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 市民部長。

○市民部長（小畑廣次君） お答え申し上げます。

一つは、私たちはこういうことを考慮したというか、考えて問題を整理をしたわけですが、例えば、どうしても受信の困難なところにある場合に調査をするだけにとどまることなく、住民としては非常に不安のあるところで調査をしなければならない点も出てくるのではないかと。したがって、一連のものということで先ほど申し上げたわけですが、結果的に調査だけに終わる場合も多々あるのではないかなど、こういうことも実は考えたわけでございます。

したがって、今ご質問のありましたように、調査の申請と実施の補助申請を同じにしますと、事務的にも若干複雑になってくるのではないかと、こう考えたところでございます。その点が1点、この要綱を整理する場合に出てきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。さらに、今申し上げましたように、いろいろな面で、例えばアンケートの問題とかいろいろ先ほど言われたわけですが、この辺についても地元と十分話をしながらということで、簡素化できるものは簡素化をしていきたいと、かように考えておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 暫時、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時1分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 きょうから少し風邪気味でご無礼なことがあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと申します。12月議会の最後になりました。大変お疲れのことと思いますが、簡潔に質問させていただきますので、ご容赦を願いたいと思います。通告に従いまして、それでは質問をさせていただきます。

ふるさと21健康長寿のまちづくり基本計画についてであります。

昭和63年の65歳以上の高齢人口比は国レベルで11.2%、当四日市におきましては10.2%を超えたと聞いております。日本はその後急速に高齢化速度を速め、21世紀の初頭には高齢人口の占める比率は15.6%、約2,000万人に達すると言われております。そして、2025年、いわゆる34年後には高齢人口比がピークに達すると予測をされているところであります。何とその比率は21.8%で、世界の先進国と言われる国々はこれまでに到達したこともなく、またこれからも恐らく到達しないであろうと言われるほどの高齢化社会の到来を迎えようとしております。

高齢者福祉対策は、本市行政の中でも最重要課題であり、本市も第5次基本計画に基づきまして、健康で心のかよう福祉のまちを目指して高齢化対策等の推進に努められまして、厚生省の指定を受け、ふるさと21健康長寿のまちづくり基本計画を平成3年3月に策定されたところでございます。そして、積極的に事業の展開に努力をされております加藤市長に対しまして、衷心より敬意をあらわすとともに、より高齢化対策の充実と、さらなるスピーディーな進展を願ひまして、この計画を見せていただきまして気

のつきました以下の数点の助言並びに質問をさせていただきたいと思いません。

第1番目は、会員制の有料在宅サービス実施の提言であります。低額の奉仕料でヘルパーが高齢者の世話をしたり、あるいはまた話し相手になったりする会員方式の有料在宅福祉サービスの充実であります。だれもがいつかは迎える老いに備え、必要なサービスを必要な時期に受けられるための福祉ネットワークづくりであります。かつての低所得者層の援助という過去の福祉対策の原則ではカバーし切れない新たな福祉ニーズの増大であります。4人に1人は65歳以上の超高齢化社会が近づきつつあります。これまでの福祉対象者には見られなかった高齢者夫婦だけの世帯も急増するなど、介護の担い手を在宅地域に求める必要性が出てきたための新たなニーズの対応であります。無償だと気兼ねして頼みづらいなどという福祉施策に対する利用者側の声もありまして、この制度を求めるものであります。

以下、酒田市の心の通う福祉サービスシステムについてご紹介をいたします。事業主体は市連合婦人会、消費者モニター会、母子福祉会、婦人生活学級の婦人4団体で、会員ふれあいサービスクラブ、こう名前をつけております。高齢化社会を何とかしなければならないという切実な気持ちが盛り上がり誕生したこのシステムは、会員を利用会員と協力会員の2種類にして、それぞれの会員には受けたいサービスの種類、また自分ができるサービスの内容を登録してもらい、入会時には、年会費1,000円と保険料300円を納入するということでもあります。会員になると、1時間400円でサービスが受けられたり、また逆にサービスできるというシステムであります。ちなみにメニューは、食事の世話、洗濯、掃除、整理、買い物、身の回りの世話、通院などの付き添い、外出、朗読、話し相手等々でございます。有償なので完全なボランティアではないが、会員同士の助け合い精神を大切にしていくなると言えると思います。ご所見をお伺いをいたしたいと思えます。

2番目は、温泉の活用でございます。我が国は生活水準の向上、保健医療体制の整備等に伴って、世界一の長寿国となり、人生80年時代を迎えました。しかし、一方では、生活様式の変化、あるいは人口構造の急速なる高齢化で、がん、心臓病、脳卒中に代表されますような成人病が疾病構造の中で大きなウエートを占めるようになってまいりました。温泉はご存じのように古くから療養、保養、休養に利用され、多くの人々に親しまれてきました。特に近年では、温泉は人間の持つ自然治癒力を促進して、本来のリズムに戻す作用があることが科学的に解明されるにつれ、健康回復増進の場として大きく注目をされてまいりました。長寿社会を迎えて生活環境の都市化が進展する中で、市民の健康志向、自然との触れ合い志向が高まってまいりました。温泉の役割はますます重要なものとなってきたところでございます。幸い、本市においては豊富な温泉資源に恵まれております。近年、民間により開発が大変盛んでありまして、ややもすれば、経済優先的になりつつあります。これらの温泉資源は、本来中心となるのは人間そのものであろうという発想の転換をしていただきまして、温泉資源の保護と適正なる利用の確保を図るため、本市として思い切った指導と温泉行政の推進と福祉に利用するための市条例などのご検討はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

3番目ですが、デイサービスセンターの一日も早い設置をお願いするものであります。厚生省は来年度からナースステーションを推進しますが、看護だけにとどまらず、介護と統一した在宅療養支援センターを市が主に投資して医師会、看護協会、社会福祉協議会など第三セクターで設置した縦割りの溝を埋めて、寝たきり老人ゼロを目指す将来の運動を展開していただきたい、このことを希望するものでありまして、地域ケアとデイサービス、ショートステイなど、地域の総合的な老人福祉サービスについて、本市でも将来の方向としてお考えになっているところでありますが、特に高齢者の多い地域から、一日も早いデイサービスセンターの設置を強く望

むものであります。公設、民営などを含めてのご所見をお伺いをいたしたいと思ひます。

4番目でございますが、ホームヘルパーに身分保障を、いろいろ私も検討してきましたが大変難しい問題がありますので、将来の大きな課題としてお願いをしたいわけではありますが、ホームヘルパーという世間では一般のお手伝いさんというイメージが非常に強いような気がいたします。しかしながら、片手間にできるような職業ではないはずであります。ヘルパーはクライアントの家庭に入り込み、その人のニーズをきちんと把握して生活の質や環境に見合ったきめ細かな対応が要求される仕事であります。家庭はその人の命と暮らし、人生があるところなのでありまして、その人を初め家庭や地域との信頼関係を築くことが何よりも大切なことであり、その意味では、在宅福祉の仕事は継続的に意義のある仕事と言えるでしょう。これからはホームヘルパーの増員、質の向上、身分の保障を図るとともに、パートタイマーの制度を今導入しておりますが、その強化、あるいはまたボランティア活動の増強も進めていかなければならない重要課題だと思ひます。当市でも、市の嘱託20名、社協嘱託14名、社協パート11名、それぞれの処遇が違うわけであり、言いかえれば給料が違うわけで、条件が違うわけです。そのような方たちが同一職場でこれからボランティアを含めて仕事をしていくわけでありまして、今後の問題としてトラブルの起きないような制度上の一考を今からぜひひとつ考えていただきたいことを望むものであります。

次は、新しい四日市での試みである、ふるさと21健康長寿のまちづくり基本計画を強力に推進していく上での組織上の問題を質問させていただきたいと思ひます。

社会福祉運営のための組織の強化ということでございまして、今や福祉は福祉部だけで行う時代ではないと思ひます。全庁的にこの問題を取り上げていただきたいと思いますと思ひます。前回の私の質問の中にも、

いよいよ高齢者社会を迎えるので、ぜひひとつ高齢者仕様のまちづくりを推進していただきたい、こういうことを強く望んでいたところでございますが、今日までどこが検討されているのか、なかなかわかりにくいような状態でございます。そんな意味も含めまして、組織の強化についてお尋ねをいたします。

戦後間もなく骨格がつくられた社会福祉制度を取り巻く高齢化の進展や所得水準の向上等の多様化など、大きく変わったために、これからは対応できるような社会福祉制度を見直すべく、特に市町村の役割を重視し、社会福祉の運営、実施について市民に最も密着した住民の福祉需要を把握しやすい市町村を主体にするのが適当だと厚生省の諮問機関が提言をいたしております。当市の福祉行政はますます多忙になることでしょうし、ましてや、ふるさと21健康長寿のまちづくり基本計画の推進など、危機意識は先を急ぐものの、行政の足は動かない、その原因がどこにあるのか見定めることが先決ではないでしょうか。

その一つに、福祉部の徹底した事務合理化とOA化を推進して、そして思い切った増員を図ることが必要ではないでしょうか。その増員をどこに求めるか、一つの私なりの例を挙げてみますと、現在、市で実施しております集金業務を市の定年退職者の方々のご協力を得て第三セクターにするなどして組織の強化を図るということについて、これは一例でございますが、ご所見をお伺いをいたしたいと思ひます。

次に、四日市市社会福祉協議会の活性化についてであります。もともと民間団体でありますから、当然、社会福祉協議会では民間としての六つの条件を満たされなければならない、私はそんな目で見えてまいりましたが、大変心もとない限りでございますので、改めてこの六つの条件をお話をさせていただきたいと思ひます。

その第1は、市民の求めていることをかゆいところに手の届くような、素早く察知する感受性が第1だと思います。第2に、その場で取り組む即

応性でございます。第3は、より質の高いサービスを求めていく先駆性と上昇性。第4は、それが組織の規定や定款になくとも、とにかくやってみようという走り出す柔軟性であります。第5は、ビジネス精神を発揮して財源を確保する自立性であります。第6は、こうした財源を裏づけるために、行政と一線を画し、新鮮で優しい、柔軟い対応を積み重ねていく独立性、以上であります。これから比較しますと、まだまだ頑張っていないところだと思います。したがって、社会福祉協議会が役所の下請けであってはならないということでもあります。今こそ民間の活力を利用し、そして活性化に努め、新分野を切り開き、行政の引っ張り役となることを多くの市民が期待しているところであります。市民が日常生活の中で、四日市市社会福祉協議会のよさを実感できるようになりさえすれば、寄附はおのずから集まってくるに違いありません。社協の活性化についてのご所見をお伺いをいたします。

大きく2番目でございますが、国道1号、23号の渋滞解消についてお願いを申し上げる次第でございます。

私どもの地域は国道1号、23号に挟まれた細長い地域に属するわけであり、夜休んでから朝までに、必ず1日に1度や2度はサイレンの音、あるいはまた消防車の出動、警察のパトカー等々の音が聞こえまして、それだけなら我慢をするのですが、今日の渋滞を見るときに、生活にも大変な支障を来し、不便をいたしておるところでございます。

かつてはこの国道1号は一本松に見られますように、大変狭い生活道路でございました。四日市の発展のために多くの先人が努力をされ、我々も協力する意味である程度の我慢をしまいたところでございます。同時にまた、国道23号は白砂青松の大変いい松並木のあった堤防の上を伊勢湾台風以後、道路ができたわけでありまして、これは名古屋地方あるいはまた近在から、今で言う一大レジャー基地のような形で別荘地として、この地域が病院あるいはまた療養などの施設、そして別荘地と、こんな土地柄

でございましたが、今日は見る陰もない、ああいう環境になっておるわけでありまして。

このことを決して恨むものではございませんが、これからいつまでもこのような渋滞が続き、10年後になりますと、今の倍以上の交通量になるわけでありまして。我慢の限界と申しますか、そういうものも来ているというところで、多くのこの地域の方々から、ぜひひとつ解消を願っていただきたい、そして、四日市の発展のためなら多少の我慢をするが、ぜひひとつ10年後ぐらいには新たな道路をつくってほしい、こんなような声がございます。私は議会の中でも、21世紀に向けて、いつも発言をしまいた。それは第2名神自動車道であり、東海環状自動車道であり、そして北勢バイパスであり、伊勢湾岸道路でありました。これらの早期の着工実現に向けて、議会の皆さん方もご努力いただきまして、本年6月の議会で決議をされたところであります。我々この地域の者は大変それを期待をいたしております。

同時にまた、富田、富洲原より、塩浜コンビナートあたりへ通勤をしようといえますと、ラッシュ時には片道2時間かかるわけでありまして。このことは、今日本で過労死という問題が大きく言われておりますが、往復4時間かかる。この解消もどうしても必要だ。そして、多くの仲間が会社に対して、これからの企業の進展、発展のためにも、ぜひひとつ道路が欲しい。そして、我々も通勤がスムーズにできるようにしたい。労使一体となって、悲願となっているわけでありまして。ぜひともひとつ皆さん方のご努力によって一日も早い着工になりますことを心からお願い申し上げまして、これはご答弁がしにくければ結構でございますが、よろしく願いをいたします。

第1回の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 1番目のふるさと21健康長寿のまちづくり基本計画に寄せてのうち、5番目の社会福祉運営のための組織強化の1項目を除く、六つのうちの五つについてお答えを申し上げます。

第1番目の会員制の有料在宅サービス実施のご提言でございます。福祉サービスはご発言のように、従来のような救済的な施策ではなく、有料制の導入等だれでもが受けられるようにすべき時代となっております。また住民みずからがサービスを選択できるよう、多様なサービス供給主体が求められております。また、福祉サービスへのマンパワー確保も重要な課題でございます。住民みずからが何らかの形で福祉サービスの担い手になっていただくことも大切でございます。

そういった意味で、ご提言の会員制の有料在宅サービスは有効な取り組みであると考えますが、その実現のためには、地域での機運の盛り上がりが必要であります。現在、地区市民センターでは、社会教育事業、地域の団体事業など、あらゆる機会をとらえまして、地域の福祉向上やネットワークづくりを目指しまして、福祉に関する学習を進めており、こうした中で地域での機運の盛り上がりを図ったかどうかと考えておりますが、具体的なご提案があれば、市としても事業の相談、援助に努めてまいりたいと存じます。

2番目の温泉資源の福祉活用のための条例化でございます。ご承知のとおり、温泉の掘削につきましては、温泉法により、県知事の許可権限とされております。この場合、温泉の湧出量、温度もしくは成分に影響を及ぼすとか、その他、公益を害するおそれがあると認められたとき以外は、許可を与えなければならないという規定になっておりまして、市においてこれをさらに制限することは難しいと考えますが、市のまちづくりや地盤沈下等に問題があれば、市の意見を県に申し上げることとなっております。温泉を広く市民のために利用することにつきましては、現在、民間事業者により営業されております浴場におきまして、老人クラブ会員に対して利

用料割引の優待措置がとられているところもございまして、既に多くの老人が利用しております。市におきましては、西老人福祉センターで温泉を使っており、大勢の方に利用していただいておりますが、今後も立地条件に合いますれば、老人や障害者の施設に利用していきたいと考えております。

3番目のデイサービスセンターの一日も早い設置をでございます。ご提案の看護と医療との統一によります在宅療養支援センターにつきましては、要援護老人等の在宅ケアを推進する上で効果的な働きをなすものであると考えております。本年度、本市では同様の在宅ケアの推進を目的といたしまして、在宅介護支援センターを市の委託事業といたしまして小山田に開設をいたしました。同支援センターは、在宅支援における保健、医療、福祉の一本化を目指したものでございまして、在宅生活についての総合的な相談が受けられるものであります。具体的には、ソーシャルワーカー、保健婦、看護婦、介護福祉士の中から職員を組み合わせ配置し、業務に当たっておりますが、スタートしたばかりであり、また、地理的な条件もございまして、現在、必ずしも十分な利用状況にはなっておりませんので、今後はもっと活用されるよう考えていきたいと存じます。

また、来年度はさらにふるさと21健康長寿のまちづくり基本計画に基づきまして、モデル地区を選定し、在宅ケア推進のための取り組みを計画しているところであります。このように老人の身近な地域における援助事業については緒についたばかりであります。今後、これらの在宅ケアの取り組みの実績を踏まえながら、医療、保健等関係機関や団体のご意見を伺って、ご提案の件につきまして研究していきたいと存じます。

デイサービス事業につきましては、虚弱老人のための有効な在宅福祉施策として考えておりまして、本市では社会福祉法人の協力を得ながら、積極的に事業の拡大に努めてまいりました。その結果、順調に整備が進みまして、現在四つの事業主体において事業を実施いたしております。本年度

はこれまで施設のなかった北部地区にもデイサービスセンターを1カ所開設いたしました。これらの施設は、通所サービス、訪問サービス、介護者教室等多様なサービスを実施いたしまして、要援護老人の在宅生活の支援に努めております。来年度はさらに、高齢者人口、高齢化率の高い市の中心部にケアハウスに併設してデイサービスセンターを開設いたしますが、今後も地域の高齢化人口や地域のニーズ等を勘案しながら、整備を図っていきたいと考えております。

4番目のホームヘルパーに身分保障をでございます。ご発言のとおり、ホームヘルパーは利用者の家庭に入り込み、その人の暮らしや生活に触れながら、日常生活を総合的に支援していく仕事であります。したがって、業務を実施する上では知識と技術、さらに温かい人間性が要求されます。そのため、ホームヘルパーにとりまして資質向上は極めて重要であると認識しており、市におきましては年間12回の定例研修を実施いたしますとともに、県主催の最も程度の高い第1級研修にすべてのヘルパーを派遣しております。その結果、現在10名の介護福祉士、これは国家の資格でございますが、資格取得者が出ております。

ホームヘルパーの増員につきましては、従来も需要を見ながら積極的な増員を図ってきたところであり、今後についても同様な方針でございます。また、その身分につきましては、所属が市と社会福祉協議会に分かれておりますため、社協と一元化する方針で現在、欠員補充、増員を社協において行っておりまして、将来には社協で統一されることとなるわけでございます。パートヘルパー、ボランティアの導入につきましては、親の世話をし、子育ても終えた社会経験豊富な方々の力に大いに期待しておりまして、協力をお願いしていきたいと存じます。

6番目の社会福祉協議会の活性化でございます。超高齢化社会の到来を控え、社協は在宅福祉を中心とした地域福祉推進の中核的役割を担っております。社協が行政の下請け機関になっているというご指摘でございます

が、平成3年度一般会計予算の財源構成を見ますと、市の委託金が46.6%、市の補助金が42.8%で、合計89.4%となっております。しかしながら、ホームヘルプサービス、入浴サービス等の在宅福祉サービスや障害者デイサービス事業、老人福祉センター運営事業、精神薄弱者施設運営事業等々、公共性の高い団体として行政と連携した事業を推進していることから、相当の公費負担となっております。

一方、民間社会福祉法人としての自主財源の確保にも努力いたしてございまして、自治会の加入等会員の増強や収益事業として総合会館での喫茶店経営、あるいはボランティア基金の充実などにも取り組んでおります。また、こうした財源をもとに、紙おむつ宅配サービスの実施やボランティア養成など、積極的な自主事業の開発に努めているところでございます。今後は福祉の対象者が低所得者から各階層に拡大していく中で、ご指摘のように、感受性、きめ細かさ、即応性、柔軟性、自立性とかいったいろいろな民間の特性を生かした事業の展開を進めていかなければならない時期に来ていると考えておりますので、一層のご指導を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） 1番の5番の社会福祉運営のための組織強化についてお答え申し上げたいと思います。種々ご提言いただきましてありがとうございます。

まず、組織のあり方につきましては、本市行政改革大綱の基本方針にも示されておりますように、市民の利便性あるいは担当分野の明確化、業務の一元化等々につきまして、可能な限り組織等の簡素化、合理化を図ると、こういったことを基本にしております。職員配置につきましても事務事業の質と量に見合った職員配置をすると、こういったことを旨として、全庁的にOA化あるいは外部委託化を積極的に進めますとともに、事務の効率化、行政のスリム化を図る一方で、社会環境の変化、業務の進展等によ

で見直しの必要になった部分につきましては、必要な部分に必要な人材を投入していくと、こういった姿勢で検討いたしておるところでございます。

ご指摘の福祉の部門におきましても、以上のような建前から、生活保護業務のOA化を進めることによりまして、保護課の職員数を減員する一方、福祉課を増員をしたということのほか、授産所、障害者福祉センター等の社協委託事業の中でも新規施設の委託もありまして、社協の増員をしてみたいところがございます。このほか、高齢化社会の到来に対応いたしまして、医療部門の充実のため、医師とか看護婦等医療職員を増員するなど、必要な部門への積極的な人員配置を行ってみたいところがございます。

次に、集金業務に対するご提言でございますが、住民情報オンラインシステムの運用に当たりまして、徴収業務の一元化という観点から、市の方でも試行を検討したことがございますが、実現に至らなかったという経緯もあります。その後かなり時間もたっておりますので、各種の実情等も調査いたしまして研究に当たってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、組織、機構等、及び職員配置につきましては、今後ともさきに申し上げましたような基本的な考え方のもとで関係部門とも協議をいたしながら、十分検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第2点目の国道1号、23号の交通渋滞の解消につきましてお答えをいたします。

本市の南北の幹線道路は国道1号、23号しかなく、慢性的な交通渋滞を引き起こしておるところでございます。周辺の住民の皆様方にはいろいろと問題を招いているところがございます。したがって、この国道1号、23号に加えまして、北勢バイパスが必要不可欠であるところござい

ます。このバイパスが完成することによりまして、交通渋滞の緩和も図られるものと考えておるところでございます。しかしながら、一部住民の方々のご理解が得られないことから、一昨日からの橋本茂議員、瀬川議員にもお答えいたしましたように、事業について広く知っていただくため、三滝台の皆さんにも個別のお話をさせていただき、事業促進に努力をしてみたいところでございます。

この北勢バイパスにつきましては、去る6月議会におきましても促進の決議が全会一致でされておりまして、また市内の多くの諸団体からも促進要望をいただいているところでございます。本市といたしましても非常に重要な道路と受けとめており、今後とも環境面に配慮しつつ、全庁一丸となりまして、平成4年度事業化に向けまして、なお一層の努力をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。また、議員各位におかれましても、この事業促進のための行政の進めてまいりました経緯を含めまして、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 水野幹郎君。

○水野幹郎君 ご答弁ありがとうございました。

これはきょうの議会だけで終わらず、これらの問題を真剣に検討をしていただきたい、このことを強く要望しておきたいと思います。先ほど来、福祉部長のお話の中にもありますように、住民から協力する意思があればというようなお話がございましたが、私は社会福祉協議会というものは、こういう制度が幾つかあるということを地域に事あるごとにPRして、そして啓発をしていく、啓蒙していく、こんなことも大きな仕事ではないか。受け身の福祉であってはならない、このことを強く言うておきたいと思っております。

それから、温泉の問題につきましても、法律どおりの解釈でございますが、今日の世の中で市民が本当に望むなら、何も法律で決められているこ

とだけじゃなくて、やり方は幾らでもあろうかと思しますので、知恵を絞って一考を要するものであります。

さらにまた、ホームヘルパーの身分保障につきまして、先ほどお話をいたしましたように、大変重要なことでございます。一生懸命に努力をいただいていることでございますので、私ども男性にはとてもできないことであります。そういう意味におきまして、社協に移管をして切り捨てではなくて、身分保障をはっきりして、そしてその人たちを守っていただく、処遇をしていただく、こういう立場でご検討を願いたいということを要望しておきたいと思っております。

もう一つ、社会福祉協議会につきましては、上層部が市の定年退職者あるいはまたそうではない方が多いわけではありますが、行ってお見えになりますが、私は、民間の経営に実際に携わったような方たちを入れていくべきではないか、このこともあわせて提言をしておきたいと思っております。

最後に、国道1号、23号の渋滞解消であります、21世紀に向けて四日市の発展を願うとき、国のこの大きな計画に乗りおくれますと、大変な事態を迎えます。特に、中部新国際空港、これを当て込みまして、流通関係がたくさん土地をあさっております。そんなことを考えるときに、どうしても南北に対する国道が1本欲しい。これは企業人であればだれでも望むことでありますし、同時にまた、多くの働く仲間たちは、これらを利用して少しでも早く通勤時間を短縮できる、こういうことも期待をいたしておるわけでありまして、積極的に進めていただきたい。

また、住民対話というものは、かねて我々の会派でも、また議会でも、私も何度も言っておりますが、今日の同意行政の欠陥がここに一つあらわれていると思っております。これからも積極的に住民に市が説得、あるいはまた説明に上がっていただく姿勢は大きく一歩踏み出したと高く評価をするものであります。一部の方々が反対されるのもわからないではありませんが、しかしながら、お金で環境を買った、これは未来永劫続くという考え方に

私ども疑問がありまして、国道1号、23号に挟まれている人たちのことも理解をしていただきまして、お互いに市の発展、そして自分たちの生活の向上のために、痛み分けという精神があってもしがるべきではないか、こんなことを考え、これは提言に終わっておきますが、ぜひひとつ賛成で一生懸命やっただきたい、こういうことをお話をしてお話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） これをもって一般質問を終了いたします。  
暫時、休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時56分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 議案第121号ないし議案第148号

○議長（川村幸善君） 日程第2、議案第121号平成3年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第148号町及び字の区域の変更についての28件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づいて質疑を行いたいと思っております。

議案第128号から142号に関連してでございますが、議案第136号から139号まで私の関連する委員会であるということで削除させていただきまして、この議案の中で、消費税上乘せということで一括してお尋ねをしたいと思っております。

議案説明の中でも10月1日から消費税法が社会経済生活により即した内

容に改められ、また消費税法施行後2年半が経過し、住民間にはほぼ定着していること等により、このまま推移すると住民間の負担に不公平が生ずる結果ともなり、この時期に適用することが適切であると判断したとのごとでありますが、一体どこに不公平が生じるのでしょうか。また、国民はこの消費税については遺憾に思っているわけでごさいます。不公平が生じるということであれば、一つの施設を利用するに当たって、ある人には消費税をかけるが、ある人には消費税をかけない、そういうことであれば、住民間に不公平が生じるでしょうが、それらの施設に消費税をかけなければ不公平は生じないわけでごさいます。

また、この消費税法でも印鑑証明等の公文書の交付については消費税をかけなくてもいいということになっております。あるいは、一般会計に係る手数料、使用料については消費税の納税義務がありません。そういう点で今度の消費税の中で子供や身障者は除く、こういう政策判断をされているわけでごさいます。そういう点から考えるならば、これらの施設の中で文化施設、文化振興あるいはスポーツ振興、そういうことを行っているものもありますし、そういう点で手当てをする、そして消費税をかけなくても済むようにできたのではないかと思うわけでごさいます。

また、消費税導入の経緯とあらましの説明の中では、消費税導入の目的が6項目にわたって説明がなされています。その中では、市は現在消費税を負担していることにかんがみ、施設利用者などの受益者から税負担を求めないことは、逆に非受益者に対し不利益を与えることになると思います。しかし、それぞれの文化会館あるいは総合会館の施設、それらのものは四日市市民全員、いわゆる生まれたての赤ちゃんからお年寄りまですべてが利用する、そういう目的でつくられているわけではありません。当然、その施設を利用する人と利用しない人がいることを前提になって、その施設というのはつくられているわけでごさいます。しかも、利用料金については使用料ですべての建設費や維持費を賄うということではなくて、政策的

に料金が決定されているわけでごさいます。このように決定された使用料にすべて消費税をかけるということはおかしいのではないのでしょうか。もし、どうしても消費税をかけるということであれば、既に東京都が水道料金などにかけているように内税方式にして、消費税分だけは料金を下げてかけるなどして、料金を変えないようにするなど、いろいろな方法があると思います。そういう点についてどのように考えられたのか、お尋ねをしたいと思います。

なお、議案第146号については割愛をさせていただきます。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） ただいまの消費税に関する問題についてご答弁申し上げます。

今回の消費税法の適用は、市の行政サービスを受けている人々がその受益に応じまして支払っている手数料や使用料に対しまして消費税をかけようと、こういうことでごさいます。

ご意見によりますと、不公平というのはどのようなところに生じておるか、こういうお話でごさいます。これは一つの例を申し上げますと、下水道使用料、こういうものがございまして、それに今回、これは以前条例は可決されておりますが、施行は規則委任と、こういうことになっておまして、今回それをかけさせていただこう、こういうことになっておるわけでごさいます。現在、し尿処理ということについて申し上げますと、いわゆる公共下水道が大体市の3割、それから個人浄化槽が4割、それからくみ取りが3割、こういうふうな割合でし尿の処理がなされておるわけでごさいます。その中で、くみ取りと浄化槽の処理、これを合わせて7割になるわけでごさいます。これは今回、し尿処理もそうでごさいます。それから、公共下水道の方、これはかけないということになりますと、3割の方々のために、

現在公共下水道関係は消費税は現実に払っておるわけでございますから、これにかけないとすると、残りの人々が公共下水道を使っておられる人々の消費税分を負担しなきゃならぬと、こういうことになりまして、現実に消費税を払っている上に、また自分に受益のない部分での消費税を負担しなきゃならない、こういうふうなことになりますので、こういった点が大変不公平になる、こういうことを申し上げておるわけでございます。

例えば、文化会館なんかでもそうでございますが、文化会館を利用するに当たりましては、やはり消費税というものは文化会館の維持経費の中に組み込まれて転嫁されておるわけでございますから、現実には支払っているわけでございます。したがって、この分はどこからお金が出るかという、仮にこれを転嫁をしないということになりますと、それを使わない人々が間接的に消費税を支払ってしまうことになる、こういう実態がそれぞれ使用料、手数料を取っておる部分には生じてまいりますので、こういったところではかけなきゃいかんだろう、こういうふうなことでございます。

そういうことから考えまして、今回消費税を転嫁をしよう、こういうことになったわけでございますけれども、その中でも転嫁の方法はいろいろございますが、今東京都の事例を申しておられましたが、料金を一度引き下げておいて、そこに3%をかけて、実質的にはかけないのと同じようなことにしたらどうかと、こういうお話でございますけれども、これはやはり今申し上げましたのと同じように、実際には取らないのとかわりがない結果になりますので、それは財政的に考えますと、特定の受益者に対してそれ以外の方々が負担をするという結果になることは全く変わりがないわけでございます。それでずと消費税を転嫁をするという意味が全くなくなってしまうと、こういうことになります。したがって、消費税は消費税として実際に受益を受けた方が負担をしていただく、こういうことが原則ではないか、そういうふうにご考えまして、今回上程をさせていた

だいたと、こういうことでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 お答えいただいたわけですが、それではし尿処理、公共下水の使用料金、コストに全部、建設費や維持費、そういうのが反映されているんですか。あるいは文化会館、そういうところの使用料金にコスト、維持費というのが全部反映されているわけですか。あくまでも文化振興あるいは住民生活を守る、こういう点でその料金設定は政策的に行われているわけですか。そういうものにまでなぜ消費税をかけなきゃならないのか。あるいは、文化会館でいえば、文化振興、こういう点でかけなくても済む。あるいはスポーツ施設にすれば、スポーツ振興、こういう形で考えて政策的に行えば、消費税をかけなくても済むわけですか。あるいは内税にすることもできるわけですか。あるいは福祉的にやる、こういうことでかけなくても済むわけですか。その点はどうか考えられているのか。今お答えになった答えというのは、すべて税ありきと、この前提でお答えになっているのではないかと、お聞きいたします。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

○財政部長（佐々木龍夫君） 伺っておりますと、どうも使用料と消費税と一緒にしてお考えになっているような気がしてしょうがないのでありますが、今のような政策的に市民の負担を配慮すると、こういうお話ですと、それは使用料とか手数料という範疇で考えるべきものでございまして、この消費税というのは、改めて申すまでもありませんが、将来の高齢化社会を迎えまして、それに対する財源の確保ということも非常に大きな理由になっておるわけでございます。

したがって、そういったものをできるだけ薄く、広く国民の方々に負担をしていただく、こういう建前でとられておる措置でございます。したがって、先般の国会の改正法案の審議でも大部分の野党の方々の賛同を得て可決をされた、こういう経緯になっておると思うわけござい

ます。したがって、そういうことから考えますと、四日市市だけの政策的な配慮ということであるならば、それはあくまで使用料、手数料の範疇で考えるべきものでございまして、消費税というのは国民の義務として考えていくべきものであろう、そういうふうと考えておるわけでございます。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 今のお答え、まさに税ありきでございますが、その手数料、使用料、その中にかけるとしても、内税方式という考え方もあるんじゃないか、このことを言っているわけです。料金そのものが政策的に決められているのであれば、内税方式にして使用料、手数料は値上げしない、こういう考えもできるわけです。その点はどうなんでしょうか。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

○財政部長（佐々木龍夫君） 内税方式と外税方式のどちらがいいかということはいろいろ議論もございまして、私どもの方では、税は税として明確にさせていただいた方が、ご負担いただく方にもよりわかりやすいと、こういうことで、そういうふうにさせていただいております。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君に申し上げます。質問の内容が議案質疑の範囲を超えておりますので、注意いたします。議案質疑においては個人の意見は差し控えていただくようお願いいたします。

佐野光信君。

○佐野光信君 あくまでも税は税ということで、税ありきが先に立っておりますが、どうぞ関係委員会におきまして、そういった私の意見も踏まえて審査をしていただきますようお願いいたします。質疑を終わります。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第125号のうち、市街化区域内農地の宅地並み課税に関してお尋ねをいたしたいと思っております。

今から提起します問題は、かなり高度な政策判断、政治判断をもって対応されるべき問題であります。市長の答弁をいただきたいと思っております。

12月9日の橋本茂議員の一般質問、さらに関連質問に対しまして、市長は法のとおり施行すると言われたわけですが、この市街化区域内農地の宅地並み課税での一つの問題点は、生産緑地として都市計画決定されるのが平成4年12月末となっているために、平成4年度の固定資産税は宅地化か、それとも生産緑地指定かにかかわらずに、宅地並み課税すると、後から戻すというところに一つの問題があるわけですが、ここの不合理、また事務的にも大変なことについて、法的に処理するというだけでなく、既に佐野議員も指摘しましたように、他の都市にも例があるわけです。また、私ども知る限りでは、自治大臣の方においても検討しようと言っているやに聞くわけです。ですから、この辺をこの条例改正したからそのままいくというのではなくて、そこらの対策を政治的な判断をなさるお考えは全く余地を残しておかれることはないのかどうか、この辺一つお尋ねしたいと思っております。

2点目の問題点は、宅地化する農地に対して、固定資産税、都市計画税は負担調整措置をとるんだということですが、そして、その宅地化する農地の中でも、いわゆる計画的な宅地化促進の見地からの納税義務の特例という措置もあるようですけれども、これとて、最終的には平成5年1月31日までに宅地化計画を、具体的な計画を立てなければいけません。そして、それを申告したり申請したり確認を得たり、最終的には平成5年の12月31日までにそれをしなきゃいけない。宅地化か生産緑地かの指定を平成4年12月31日までに判断を迫られて、そして、その1年後に具体的な宅地化する、計画的な宅地にするための開発許可とかいろんなものをもってしてしまわなきゃならない。こんなことは実際に難しい。そうしますと、せっかくの特例措置もなかなか受ける人が出てこなくなるという

問題があります。この辺の問題が一つありますが、もっと問題なのは、宅地化を選んだ場合、例えば私も羽津地区は、耕地整理した後、2mぐらいの道路しかない。そういうところは、宅地化して宅地並み課税されても家が建たないんです。家が建たない土地を宅地並み課税する。

そこで、その土地について、少なくとも家が建つように、建築確認上の特例措置の方法がとれないか。それが検討されて一つの方向が出るまでは宅地化を選んだ場合でも宅地並み課税について猶予を与えとか、あるいはまた、宅地化を選んだところの道路整備が家が建てられるような条件ができるとか、そういうときに初めて宅地並み課税するとか、そういう両方の兼ね合いを見て判断をしていくというふうな特例的な措置を市長が十分考えられることが宅地並み課税をして宅地供給を促進するというこの意味にもなるのではないか。そこらのところもありますから、それらの特例措置をいろいろ検討するについて、市長が「法のとおりやる」と言われるだけでなく、なお研究すべき課題が多いんだから、そこらのところについて高度な政策的、政治的判断をされる余地を残しておいていただいて、総務委員会等で十分その辺を議論していただいて、適切な方向を出していただきたいと思うわけです。市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 市長にご答弁をというお話でございますが、ちょっと詳細にわたる部分でございますが、先般も申し上げましたようなことで、私の方からご説明をさせていただきます。

まず、政策的な配慮の余地ということにつきましては、後でお話を申し上げますが、確かに宅地化する農地に対しての負担調整措置、これが今おっしゃられるような計画的な宅地化を図るため、あるいは建築計画を具体化させるための開発許可の申請ですとか、それを認可を受けてからでないと、その軽減措置は受けられないというふうな措置は確かにございます。しか

しながら、今回の生産緑地の施策といいますのは、来年の秋ごろの都市計画審議会の決定をまってそれが決まるということもございまして、それまでは生産緑地に本当にそれぞれの方々がご希望になっておっても、いろいろ制約がございまして、そのとおりになるかどうかかわからないと、こういうふうなところもございまして、それから、現在、それぞれ土地をお持ちの方々の意向を確認をしておるところでございます。その結果がまだ十分に出そろっていないと、こういうふうなこともございまして、今後その進め方についてはいろいろ時間的な問題も当然出てきますし、それから、今お話のあったような、若干時間的に苦しいようなところもあるかもしれません。

しかしながら、少なくとも市街化区域内の土地をお持ちの方々は土地の利用計画というものもそれなりにお持ちになっていらっしゃると思いますし、それから、今度こういう法案ができたということについては、それぞれ私どもの方も数十回にわたりまして説明に行っておるわけでございますから、そういうことで、それなりにご理解はいただいておりますが、そういうふうにするわけでございます。

今申し上げましたように、最終的には来年の12月といいますけれども、大体秋ぐらいにはそれが最終的に固まるのではないかなというふうな思っておるわけでございますけれども、そういうものを踏まえて、来年、宅地並みの課税をとりあえずやっていこう、こういうふうになっておるわけでございますが、それがちょっと実態に沿わないところもあるから、ちょっと待てと、こういうふうなお話でございますが、それにつきましては、いろいろほかの方面の動きも我々承知しないわけではございませんので、そういうことについては今後の課題といいますか、そういうこととして考えさせていただきますと思っております。

しかし、政策的な配慮を今この段階でどうかと、こういうお話になりますと、まだそれぞれ土地をお持ちの方々のお気持ちも決まっていない段階

で、ああしよう、こうしようということはちょっと申し上げにくい、こういうことではないかなと申し上げておるわけです。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

○小井道夫君 将来、生産緑地を選ぶ人も宅地並み課税で課税されて、一たん納めなきゃならない。これが固定資産税の本来の趣旨、1月1日賦課期日現在で、土地なら土地で、それが宅地か田んぼか畑か、それに応じて評価額と課税標準額が確定するわけでしょう。それが今度の制度改正とかかわって、宅地並みにするのか、農地並みにするのか、定まらぬという実態がある。しかも、来年末でなければ決まらぬと、公の決定ができない。個人的な事情で延ばしておる問題と違うわけですよ。そしてまた、例えば、宅地並み課税されてきたけれども、おれは生産緑地にするんだから、税金課税されたけれども、その分は納めないと、例えば滞納していくと、そうすると、滞納したということで延滞金取るんですか。延滞金取っておいて、また生産緑地を選んだらまた返すんですか。そういういろんな不合理があるでしょう。だから、よその自治体においてもその辺の動きがいろいろあるから、その辺の政策判断を再考判断をすることにして、少し余地を残しておいて、十分議論して、農家の方が困らぬようにする配慮はないかと聞いているんです。

それから、宅地化を選んだ場合、来年12月31日にならなければ宅地化農地確定しないのに、そして減免の特例措置を受けようと思うと、計画利用の手続をせんならぬ。しかも、決定してもらわないかぬ。そんなことが再来年の5月何日までに物理的にできる人は少ないと思うんです。そこらのところを配慮することが一つ。

それから、家が建たないところの問題について、例えば市長は、羽津の地区懇で、そこらのところについて約束してみえるわけですね。明確にこの関連では話をされていませんけれども、家が建たないところの家が建てられる方策を検討するということを約束されたわけです。そうしますと、

その辺の動向も見てからでもいいじゃないか。あるいは、道路整備ができたらいじゃないかという、いろいろな複雑な問題があるわけです。ですから、そこらのところを十分に一遍、さらに実態に即してうまく農家の方が生きていけるような方策を検討する……。

○議長（川村幸善君） 小井道夫議員に申し上げます。質問の内容が質疑の範囲を超えておりますので、注意いたします。質疑の中では個人の意見を差し控えるよう注意いたします。

○小井道夫君 そこらの判断を市長自身がひとつ一遍よく検討していただいて、政策判断を残す道を開いてほしい。そういう答弁をいただきたい、そんなお考えはないですかとお聞きしているんです。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

○財政部長（佐々木龍夫君） その辺のことは先ほど申し上げましたように、この税制改正は条例改正であります。全国的な税制改正でございますので、他都市の状況等、我々もいろいろ調査をしておるところでございますが、いろいろ動きがあることは承知をしております。これは先ほど申し上げたとおりでございます。しかしながら、税制度というのはご承知のように、四日市だけで変えるわけにはいかないものでございますから、そういうふうに現行法上の条例ですとか、そういったものを逸脱しないようなことは守っていかなければならない、そういうふうに思っております。

〔私語する者あり〕

○議長（川村幸善君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） ご意見としてよく承っておきます。

○議長（川村幸善君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付しました付託議案一覧表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

号)ないし議案第 159号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長(川村幸善君) 日程第 3、議案第 149号平成 3 年度四日市市一般会計補正予算(第 3 号)ないし議案第 159号四日市市職員給与条例の一部改正についての11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長(加藤寛嗣君) ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第 149号から議案第 159号まではいずれも職員の給与改定に伴う補正予算及び条例改正案であります。人事院は去る 8 月、一般職の国家公務員の給与について俸給表の改定、扶養手当、期末手当等を本年 4 月にさかのぼり特別改善分を含み 3.90%引き上げるよう勧告いたしました。本市におきましても、国、県及び他市町村の動向並びに本市の財政状況等を慎重に検討いたしました結果、職員の給与を本年 4 月から国家公務員に準じて引き上げることとし、これに伴い、必要な予算の補正並びに職員給与条例の一部改正を行おうとするものであります。

また、市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、並びに市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、職員に準じて改定を行うとともに、学校医、保育所の嘱託医師等につきましても、地方交付税単位費用積算基礎が改正されたことに伴い、基本額を本年 4 月にさかのぼって引き上げようとするものであります。

なお、各会計の補正予算案は、給与改定等に要する経費の不足見込み額を補正するもので、財源には一般会計におきましては市税及び繰越金を、その他の会計におきましては繰入金及び繰越金を充当いたしております。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川村幸善君) 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川村幸善君) 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付しました付託議案一覧表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は明日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

---

○議長(川村幸善君) 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。

本件を教育民生委員会に付託いたします。

陳情につきましては、1 件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

---

○議長(川村幸善君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は12月18日午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 29 分散会

会 議 録

第 5 日

(平成 3 年 12 月 18 日)

○議 事 日 程 第 5 号

平成 3 年12月18日（水） 午後 2 時開議

- 第 1 議案第 121号ないし議案第 159号 …………… 委員長報告・質疑  
討論・採決
- 第 2 委員会報告第 5 号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第 3 発議第 1 5 号ないし発議第 1 8 号 …………… 説明・質疑  
討論・採決
- 発議第 1 5 号 「廃棄物処理施設整備事業」推進に関する意見書の  
    提出について
- 発議第 1 6 号 義務教育費国庫負担制度の存続に関する意見書の  
    提出について
- 発議第 1 7 号 高校 4 0 人学級の早期実現と次期学級編制及び教  
    職員定数改善計画の早期制度及び幼稚園設置基準  
    の改正に関する意見書の提出について
- 発議第 1 8 号 ホームヘルパーの処遇の向上に関する意見書の提  
    出について
- 第 4 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（40名）

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳

伊藤正数  
 伊藤雅敏  
 伊藤正巳  
 宇野長好  
 大島武雄  
 大谷茂生  
 小川政人  
 川村幸善  
 喜多野等  
 久保博正  
 桑原勇次  
 小林博次  
 佐藤晃久  
 佐野光信  
 瀬川憲生  
 田中武行  
 田中俊陸  
 谷口廣馬  
 土井数正  
 豊田忠二  
 中森慎洋  
 野崎平和  
 野呂平茂  
 橋本増藏  
 橋本昭雄  
 長谷川紀平  
 日置紀平

藤井浩治  
 古市元一  
 堀内弘士  
 益田力子  
 水野和子  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗

坂口正次

○欠席議員（1名）

○出席議事説明者

市長  
 助役  
 収入役  
 調整監  
 市長公室長  
 計画推進部長  
 総務部長  
 財政部長  
 市民部長  
 福祉部長  
 商工部長  
 農林水産部長  
 環境部長  
 都市計画部長  
 建設部長

加藤寛嗣  
 加藤宣雄  
 毛利道男  
 鈴木美樹  
 栗本春昭  
 馬淵則昭  
 石川徹夫  
 佐々木龍夫  
 小畑廣次  
 田中昌治  
 米津正夫  
 黒田昭公  
 鶴飼滋  
 山田稔  
 西田喜大

下水道部長	岡田幹夫
消防長	島村隆
消防次長	浜谷敏彦
病院事務長	中村督
水道事業管理者	奥山武助
水道局次長	藤田高司

教育長	丹羽武
教育次長	宮田勉

代表監査委員	樋尾裕
--------	-----

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	福島和幸
議事係長	玉田耕士
主幹	井上紀久夫
主幹	水谷正昭

午後2時1分開議

○議長（川村幸善君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第121号ないし議案第159号

○議長（川村幸善君） 日程第1、議案第121号平成3年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第159号四日市市職員給与条例の一部改正についての39件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

田中 武君。

〔総務委員長（田中 武君）登壇〕

○総務委員長（田中 武君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第121号平成3年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入については別段異議はありませんでした。

歳出については、第2款総務費において、塩浜病院跡地利用等構想策定調査費が計上されております。

本件は、県立総合塩浜病院が日永地区に移転改築されることに伴い、移転後の塩浜病院跡地利用に係る構想策定調査等を実施しようとするものでありますが、跡地利用については、地元塩浜地区のみならず、他地区住民にとっても極めてかかわりの大きい問題であることから、各委員から活発な論議が交わされたのであります。

審査の過程で、病院跡地の売却問題についてただしたところ、理事者からは、「去る8月に県から本市に対して病院跡地を売却したいとの意向が示されたが、市としては現時点では応じられない旨を回答した。まず、四日市市の基本的な跡地利用構想を確かめ、それをたたき台として県・市の協議を進めたいというのが県の考え方なので、今回、跡地利用に関する市の考えを早急に取りまとめるための調査を実施しようとするものである」との説明がありました。

当委員会は、昭和63年に県と市の間で取り交わされた病院移転後のあと医療及び地域活性化対策に関する覚書の趣旨に基づき、地元住民の意向を十分に踏まえた跡地利用構想の策定に努めていくとともに、県側の跡地売却の申し出に安易に応じることなく、本市の考え方を県に対して明確に示した上で跡地利用についての協議を進めていくよう強く要望をいたしました。

そのほか、塩浜病院は四日市公害の原点であり、それを克服してきた貴重な経験を風化させないために、病院跡地に公害関係資料を展示するための施設も設置すべきであるとの意見がありました。

第4款衛生費については、北部清掃工場が昭和48年に建設されて以来20年近い年月が経過していることから、建て替えに向けた基本計画を早急に策定すべきであるとの意見がありました。

また、合併処理浄化槽をより一層普及させるためのPR強化について意見がありました。

第8款第5項都市計画費中関係部分及び第9款消防費については、別段異議はありませんでした。

また、第2条債務負担行為の補正及び第3条地方債の補正についても、別段異議はありませんでした。

次に、議案第125号四日市市税条例の一部改正について及び議案第126号四日市市農地課税審議会条例の一部改正についてであります。

現行の長期営農継続農地制度が今年度限りで廃止され、平成4年度からは生産緑地地区制度による、保全する農地と宅地化する農地に区分が行われ、生産緑地地区内の農地を除いて、原則としてすべての市街化区域内農地が宅地並み課税されることについては、今定例会の一般質問でも種々論議をされたところでありますが、当委員会といたしましては、制度改正の趣旨を積極的にPRしていくことにより、関係住民の理解を深めていくよう要望いたしました。

なお、一部委員から、農地の宅地並み課税及びそれに関連する議案第126号について反対意見がありました。

次に、議案第128号四日市市使用料及び加入金の徴収に関する条例の一部改正について、議案第129号四日市市総合会館条例の一部改正について、議案第130号四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第131号四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての4議案につきましては、平成4年度から市の施設の使用料等に消費税を賦課するに当たり、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

一部委員から、施設使用料等への消費税転嫁について反対意見がありましたが、当委員会は、「消費税法が施行されてから約2年半が経過したが、他都市の対応や、本年10月に消費税法が一部改正されたこと等を踏まえて消費税を賦課しようとするものである」との理事者の説明を受け、諸施設の維持管理等には消費税が含まれており、これは受益者である利用者が負担すべき性格のもので、現行の対応では逆に住民間の負担に不公平が生じることになると考えられることなど、また、消費税法施行以来2年半にわたり、この問題について本市のとってきた対応の仕方を評価し、これを了としたところであります。

議案第144号から議案第147号までは、いずれも請負契約締結議案であります。が、(仮称)四日市市立博物館・プラネタリウム館に係る議案第146号及び議案第147号については、特色ある展示内容の一層の充実とハイビジョンシステムの導入について意見がありました。

議案第148号町及び字の区域の変更については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第149号平成3年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、議案第156号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第157号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁

償に関する条例の一部改正について、議案第 158号四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第 159号四日市市職員給与条例の一部改正についての以上 5 議案につきましては、人事院が去る 8 月に国家公務員の給与改定について勧告した内容に準じて市職員、市の三役及び市議会議員の給与、手当等を改定するための予算の補正並びに関係条例の一部改正であります。一部委員から、市の三役及び市議会議員の期末手当の引き上げに係る議案第 156号及び議案第 158号並びに議案第 149号の、この両議案に係る部分について反対意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に、教育民生委員長をお願いいたします。

伊藤正数君。

〔教育民生委員長（伊藤正数君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤正数君） 教育民生委員会に付託されました議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 121号平成 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、歳出第 3 款民生費につきましては、別段異議はありませんでした。

歳出第 10 款教育費につきましては、富洲原中学校生徒のプール事故の控訴に係る弁護士報償金について、一部委員より反対意見がありました。

議案第 127号四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第 132号四日市市地区市民センター条例の一部改正について、議案第 133号四日市市立視聴覚センター条例の一部改正について、議案第 134号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 135号四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正につ

いての以上 4 議案につきましては、一部委員より反対意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に、産業公営企業委員長をお願いいたします。

谷口廣睦君。

〔産業公営企業委員長（谷口廣睦君）登壇〕

○産業公営企業委員長（谷口廣睦君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、平成 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）の関係部分についてであります。

歳出第 6 款農林水産業費については、県より補助割当があった土地改良事業費及び単独の小規模防霜施設整備事業費の追加計上が主な内容であり、別段異議はありませんでした。

歳出第 7 款商工費については、来年度に開催されることとなったイベント、（仮称）オープンバザール四日市事業費補助金が計上されております。理事者からは、「平成 4 年 4 月 4 日の 4 並びは極めて珍しく、本市の名称にちなんでいることから、これを有効に利用して本市をアピールするため、これも市名の由来である市をメインテーマとしたイベント開催を考えており、本町通りからアムスクエア周辺までを中央会場、市内各商店街を地区会場とするなど、広い範囲で展開を図りたい」との説明がありました。

本イベントは、本市を対外的にアピールする絶好の機会であることから、創意工夫によって大いに盛り上がりを図り、近隣市町村まで本市の意気を伝えるものとなるよう強く望むものであります。地区会場においても動員力が発揮できるイベント内容となるよう十分検討し、商店街の活性化に

つながるよう留意した取り組みを要望いたしました。

歳出第11款第1項農林水産施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

議案第122号平成3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）については、場内中央広場を改修するための実施設計委託料が計上されておりますが、ファンサービス向上のための施設改善は継続的な課題であり、競輪場周辺においても施設の老朽化、排水路の汚れが見受けられることから、一体的な整備を行っていくよう指摘いたしました。

議案第124号平成3年度四日市市水道事業会計第1回補正予算について、水道水に含まれている塩素数値など水質の問題についてただし、検査体制を強化するなど、水質チェックに万全を期して、今後とも安全でおいしい水の供給に努めるよう要望いたしました。

議案第136号四日市市労働福祉会館条例の一部改正について、議案第137号四日市市宮宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第138号四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第139号四日市市漁港管理条例の一部改正についての以上4議案は、消費税法を適用するに当たり、使用料の占用料に係る関係条例の一部を改正しようとするものであり、一部委員から反対意見がありました。

議案第154号平成3年度四日市市立病院事業会計第1回補正予算に関連して、外来患者の増加に対応するため、引き続き医療スタッフの確保と適正配置に努めていくよう要望いたしました。

議案第150号平成3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）、議案第151号平成3年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）、議案第155号平成3年度四日市市水道事業会計第2回補正予算については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、

いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

大島武雄君。

〔建設委員長（大島武雄君）登壇〕

○建設委員長（大島武雄君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第121号平成3年度四日市市一般会計補正予算（第2号）のうち、歳出第8款土木費についてであります。

今回の補正の主な内容は、国庫補助の内示に合わせたものですが、道路橋梁費、都市計画費及び都市下水道費にそれぞれ同額の土木積算システムの開発にかかわる委託料が新規計上されていることについて、理事者からは、「現在、市長部局においては、都市計画部、建設部、下水道部の3部6課が土木関係の事業を担当しているが、近年、生活環境整備に対する市民ニーズが高まりを見せていることから、その事業量は増加の一途をたどっており、いかに事業を効率的に執行し、省力化を図っていくかが大きな課題となっている。そのため、土木関係の業務の中で一番大きな比重を占める積算業務の効率化を図るために、新しい土木積算システムを開発し、平成4年度から導入するものである」との説明がありました。

これに対し、一部委員から、土木積算システムは他都市において既に導入されている事例が見られることから、積算業務の処理を行う既製ソフトウェアの活用を検討するなど、システム開発費用の軽減に留意すべきとの意見がありました。

河川費につきましては、ふるさとの川モデル事業として整備が進められている三滝川の環境整備の事業遂行に伴い、河川区域内において家屋の移転等が必要になりますが、その中には老人世帯等の社会的弱者も多く含まれていることから、事業の執行に当たっては特段の配慮を行うよう望ましい

たしました。

歳出第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

議案第140号四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第141号四日市市水路使用条例の一部改正について及び議案第142号四日市市都市公園条例の一部改正については、いずれも消費税法を適用するに当たり関係条例の一部を改正しようとするものであり、一部委員から反対意見がありましたが、当委員会は、以上3議案につきましては、賛成多数により承認いたしました。

議案第123号平成3年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第2号）、議案第143号市道路線の認定について、議案第152号平成3年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第3号）及び議案第153号平成3年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の4議案については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党市議団を代表して、今定例議会に提案さ

れた39議案のうち、21議案について問題があり、市民生活を守る立場からも、選挙公約を守る点からも、反対をするものであります。

議案第121号につきましては、第10款教育費のうち、中学校費の学校管理費報償費200万円について認めることができず、反対するものであります。

これは、さきの臨時議会において専決処分として出された富洲原中学校のプール事故の第1審に不服として控訴し、その弁護士費用であります。私どもは、過失割合が6対4だから不服だ、あるいは5対5ならいいのか、そういう点でも明らかにされず、いずれになろうとも、この事故については教師の指導責任というものは免れることができないものであるし、過去5年間にもわたって争ってきたことでもあり、これ以上裁判を長引かせることについては認めることができず、反対をするものであります。

議案第125号と126号については、ことしの4月、第120回通常国会で成立した生産緑地法の改正に伴い、市街化区域内の農地に宅地並みの課税を行おうとするものであります。農家の皆さんに短期間で、今後宅地化としていくのか、あるいは30年間生産緑地として農地にするのか、選択を迫っているものであります。

農家にとっては、宅地化を選んでも、道路幅も狭く、家も建てることができない土地に宅地並みの固定資産税と都市計画税がかけられるわけであり、将来的には整備され、宅地としての役割を果たすとしても、現時点においては宅地としての機能を全く果たさないものに対して宅地並み課税を行うことは認めることはできません。せめて宅地化を選んだところは、道路ができるまで猶予を行う、幅員の狭い道路でもみなし道路として救済策をとるべきであります。

また一方で、生産緑地を選択しても、1月1日付で宅地並みの課税をされ、来年12月になって生産緑地として認定されれば税が還付されるなど、農家にとっては大変なものであります。地方税法第15条による納税猶予な

ど救済措置も行われておりませんし、認めることができず、反対するものがあります。

また、農地面積が生産緑地法によって 500㎡以上でなければ生産緑地として認められず、以前の 100㎡でも農地として認めていたことと比較すると、農業の切り捨てであり、認めることができません。

以上の立場から、両議案については反対をいたします。

議案第 128号から第 142号までの15件の条例の一部改正は、消費税が定着してきて、住民間の負担に不公平が生じるということで消費税を転嫁しようとするものでありますが、認めることができません。

各種施設はそれぞれの目的に応じて、施設を利用する人と利用しない人がいることを前提にしてつくられているものであります。しかも、使用料については、建設費や維持費をすべて含むということではなく、文化、スポーツ、農業、漁業の振興策などとかかわり、料金が設定されているものであります。

農業研修センターや漁港管理条例などにおいては、現実的にも農業や漁業の振興策により使用料を取っていないにもかかわらず、今後一般の利用者がある場合があるということで、消費税の条例改正を行おうとしていますが、全く機械的だと言わざるを得ません。

また、運動施設や文化施設においては、利用されている方は、ただ自分のためだけではなく、四日市のスポーツの発展や文化の発展に寄与しているわけであり、それらの人に、ただ施設を利用しているからというだけで、他の人と比較して不公平だからといって使用料に消費税を上乗せするのは、木を見て森を見ないとの例えどおり、消費税だけ見て全体の市政発展に寄与していることを見ていないのではないのでしょうか。

そして一般会計にかかわる消費税については、納税義務もありません。そうであれば、使用料の中に内税として消費税を含ませて利用者に負担をかけないという方法があるけれども、それすら全く考慮されておられません。

これらの点からも、今回の15件の条例改正は撤回すべきであり、反対をいたします。

議案第 149号につきましては、議案第 156号並びに第 158号にかかわるものについてのみ反対をいたします。

○議長（川村幸善君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第 121号平成 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）、議案第 125号四日市市税条例の一部改正について、議案第 126号四日市市農地課税審議会条例の一部改正について、議案第 128号四日市市使用料及び加入金の徴収に関する条例の一部改正についてないし議案第 142号四日市市都市公園条例の一部改正について、議案第 149号平成 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 156号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第 158号四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての21件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村幸善君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた18件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

---

日程第2 委員会報告第5号 請願の審査結果について

○議長（川村幸善君） 日程第2、委員会報告第5号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

---

日程第3 発議第15号 「廃棄物処理施設整備事業」推進に関する意見書の提出についてないし発議第18号 ホームヘルパーの処遇の向上に関する意見書の提出について

○議長（川村幸善君） 日程第3、発議第15号「廃棄物処理施設整備事業」推進に関する意見書の提出についてないし発議第18号ホームヘルパーの処遇の向上に関する意見書の提出についての4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 発議第15号「廃棄物処理施設整備事業」推進に関する意見書の提出について、発議者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

近年、廃棄物の量的拡大等により、地方公共団体の廃棄物処理施設の能力は限界に達しつつあります。

また、全国的に耐用年数を経過した施設が多いことも加わって、新規整備事業が著しく増大しておりますが、廃棄物処理施設整備事業に係る国庫補助金の予算額が大幅に不足しているため、このまま推移すれば、市町村の廃棄物処理事業に重大な影響を与えることが懸念されます。

そこで、政府に対して関係予算の大幅な増額を求め、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 伊藤正数君。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 発議第16号義務教育費国庫負担制度の存続に関する意見書の提出について、発議第17号高校40人学級の早期実現と次期学級編制及び教職員定数改善計画の早期制定及び幼稚園設置基準の改正に関する意見書の提出について並びに発議第18号ホームヘルパーの処遇の向上に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

発議第16号は、自治体の財政力の差による県費負担教職員の給与の格差を防ぎ、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る観点から、学校事務職員と学校栄養職員の給与費の国庫負担を廃止せず、義務教育費国庫負担制度の存続を求めるとのものです。

発議第17号は、児童生徒に十分な教育を保障するため、学級定数の引き下げによる規模の適正化が切望されていることから、高校40人学級の早期実現と次期学級編制及び教職員定数改善計画の早期制定、幼稚園設置基準の改正を求めるとのものです。

また、発議第18号は、高齢化の進展に伴い、ホームヘルパーの質的、量的確保が大きな社会的課題となっていることから、ホームヘルパーの処遇を大幅に改善するため、適正な給与体系の確立や新たに退職手当の導入を図るとともに、国の負担率を大幅に引き上げるよう求めるものであり、それぞれお手元に配付いたしました意見書を政府に提出しようとするもので

あります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

---

#### 日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（川村幸善君） 日程第4、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

おはかりいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

次に、さきの9月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

---

○議長（川村幸善君） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたの

で、会議を閉じ、平成3年12月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦勞さまでございました。

午後2時40分閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 川 村 幸 善

四日市市議会副議長 毛 利 道 哉

署 名 議 員 堀 内 弘 士

署 名 議 員 益 田 力

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 常任委員会の閉会中の調査報告について
9. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成 3 年 1 2 月定例会会期日程

- 12月 4日(水) 午前10時開会  
議案上程…説明
- 5日(木) }  
6日(金) } 休 会  
7日(土) }  
8日(日) }
- 9日(月) 午前10時開議  
一般質問
- 10日(火) 午前10時開議  
一般質問
- 11日(水) 午前10時開議  
一般質問  
議案質疑…委員会付託  
追加議案上程…説明…質疑…委員会付託
- 12日(木) 各常任委員会
- 13日(金) }  
14日(土) } 休 会  
15日(日) }  
16日(月) }  
17日(火) }
- 18日(水) 午後2時開議  
委員長報告…質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

( 3 . 1 1 . 2 7 )

◎ 12月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 発言通告等の期限

- ( 1 ) 一般質問 1 2 月 4 日 ( 水 ) 午後 2 時まで  
( 通告内容が同一趣旨の場合は午後 3 時まで変更可 )
- ( 2 ) 議案質疑 1 2 月 9 日 ( 月 ) 午後 4 時まで
- ( 3 ) 請 願 1 2 月 9 日 ( 月 ) 午後 4 時まで
- ( 4 ) 議員提案による  
意見書発議案 1 2 月 9 日 ( 月 ) 午後 4 時まで
- ( 5 ) 討論・その他 1 2 月 1 6 日 ( 月 ) 正午まで

3. 発言順序

( 1 ) 一般質問

- ①新政クラブ ②日本共産党 ③清 風 会
- ④緑 水 会 ⑤政友クラブ ⑥無 所 属
- ⑦公 明 党 ⑧新風クラブ

( 2 ) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4. 発言時間

( 1 ) 一般質問 ( 答弁を含む )

政友クラブ	3 時間 2 0 分	緑 水 会	2 時間 2 0 分
公 明 党	1 時間 4 0 分	新風クラブ	1 時間 4 0 分
新政クラブ	1 時間 2 0 分	日本共産党	1 時間 2 0 分
清 風 会	1 時間	無 所 属	1 時間

- ※ 1 2 月定例会においては、無所属の議員 ( 3 名 ) の発言時間は、3 名を単位として 1 時間 ( 答弁を含む ) を配分する。ただし、一人当たりの発言時間は 4 0 分以内と 2 0 分以内 ( いずれも答弁を含む ) に区分

するものとする。

- ( 2 ) 関連質問 5 分以内 ( 答弁を含まない )
- ( 3 ) 議案質疑 1 5 分以内 ( 答弁を含む )
- ( 4 ) 討 論 1 5 分以内

※ 一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員 1 人当たり答弁を含め 20 分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員 1 人当たりの発言時間は、答弁を含め 1 時間以内とする。
- ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間 ( 答弁を含む ) を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

※ 関連質問の要領

- ① 一般質問に限る
- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員 1 人に限る。
- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。
- ④ 発言時間は 5 分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕（39件）

議案名	議決結果
議案第 121号 平成3年度四日市市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 122号 平成3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 123号 平成3年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 124号 平成3年度四日市市水道事業会計第1回補正予算	原案可決
議案第 125号 四日市市税条例の一部改正について	原案可決
議案第 126号 四日市市農地課税審議会条例の一部改正について	原案可決
議案第 127号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 128号 四日市市使用料及び加入金の徴収に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 129号 四日市市総合会館条例の一部改正について	原案可決
議案第 130号 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 131号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 132号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について	原案可決
議案第 133号 四日市市立視聴覚センター条例の一部改正につ	

議案第 134号	四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 135号	四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 136号	四日市市立労働福祉会館条例の一部改正について	原案可決
議案第 137号	四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 138号	四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 139号	四日市市漁港管理条例の一部改正について	原案可決
議案第 140号	四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第 141号	四日市市水路使用条例の一部改正について	原案可決
議案第 142号	四日市市都市公園条例の一部改正について	原案可決
議案第 143号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 144号	工事請負契約の締結について －併設施設建設工事（建築工事）－	原案可決
議案第 145号	工事請負契約の締結について －雨池10号幹線水路築造工事（その2）－	原案可決
議案第 146号	製造請負契約の締結について －（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム館展示資料－	原案可決
議案第 147号	製造請負契約の締結について －（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム館映像及び装置－	原案可決

議案第 148号	町及び字の区域の変更について	原案可決
議案第 149号	平成3年度四日市市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第 150号	平成3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 151号	平成3年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 152号	平成3年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第 153号	平成3年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 154号	平成3年度四日市市立四日市病院事業会計第1回補正予算	原案可決
議案第 155号	平成3年度四日市市水道事業会計第2回補正予算	原案可決
議案第 156号	四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 157号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 158号	四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 159号	四日市市職員給与条例の一部改正について	原案可決

〔議員提出議案〕(4件)

議 案 名	議決結果
発議第15号 「廃棄物処理施設整備事業」推進に関する意見	

	書の提出について	原案可決
発議第16号	義務教育費国庫負担制度の存続に関する意見書の提出について	原案可決
発議第17号	高校40人学級の早期実現と次期学級編制及び教職員定数改善計画の早期制定及び幼稚園設置基準の改正に関する意見書の提出について	原案可決
発議第18号	ホームヘルパーの処遇の向上に関する意見書の提出について	原案可決

〔請願〕(2件)

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
4	3.12.4受理 義務教育費国庫負担制度の存続を求める国への上申について	四日市市西伊倉町2番8号 三重県教職員組合三泗支部 支部長 藤川 正喜 ほか3名	採 択
	長谷川 昭雄	教育民生委員会	
5	3.12.4受理 高校40人学級(職業科35人学級)の早期実現とともに、次期「小中学校第6次・高校第5	四日市市西伊倉町2番8号 三重県教職員組合三泗支部 支部長 藤川 正喜 ほか3名	採 択

次学級編制及び教職員 定数改善計画」の早期 制定、及び幼稚園設置 基準の改正を求めるこ とについて	
長谷川 昭雄	教育民生委員会

一般質問通告一覧表

順序	氏名	要旨	ページ
1	新政クラブ 佐藤 晃久 (発言時間40分)	1 ニューメディアの普及と電波障害 対策について 2 萬古焼の里構想について	14
2	新政クラブ 森 真寿朗 (発言時間40分)	1 中部新国際空港建設推進の今後の 取り組みについて 2 職場の週休二日制の完全実施につ いて 3 宮妻峽に温泉を 4 空き缶等廃棄物の処理について	24
3	日本共産党 橋本 茂 (発言時間40分)	1 農地に対する宅地並み課税実施と 生産緑地指定について 2 北勢バイパス建設に関する市行政 の対応について	36
4	日本共産党 小井 道夫 (発言時間40分)	1 三重西小学校の教師死亡事故等につ いて	54
	清風会	1 環境行政と環境問題について (1) 水道水の塩素数値 (2) 廃乾電池の処理	

(12月9日)

5	瀬川 憲生 (発言時間 60分)	(3) 自動車の排気ガスによる大気汚染 2 北勢バイパス建設計画のための戸別訪問について	69
6	緑水会 青山 弘忠 (発言時間 60分)	1 3歳児の就園奨励費について 2 ミルクロードについて 3 四日市スポーツランドとその周辺整備について	91
7	緑水会 橋本 増蔵 (発言時間 60分)	1 地震防災対策について (1) 市民防災隊に対する防災資機材の支給 (2) 防災訓練(特に地区訓練) (3) 夜間及び休日における地区市民センターの対応 (4) 防災教育の必要性	106
8	政友クラブ 田中 俊行 (発言時間 60分)	1 平成4年度予算編成について 2 直面する重要課題について (1) 鈴鹿山麓リサーチパーク (2) 駅西・駅東のバランスのとれた活性化 ア 「アムスクエア」オープン後の状況 イ 中央通り地下駐車場 ウ 諏訪公園復元時の形態	117

		(3) 中部新国際空港と四日市港の整備 3 スポーツ振興対策について (1) 中央緑地の体育施設と管理 (2) 市体育協会の財団法人化	
9	政友クラブ 豊田 忠正 (発言時間 60分)	1 教育行政について (1) 特色ある学校づくりに積極的に取り組んでほしい (2) 学校施設の充実 2 新生産緑地法制定に伴う緊急課題 (1) 「特定市」に指定された経過と(中央官庁への)対応 (2) 宅地化農地の受入れに対する行政機構 (3) 宅地化促進のための財源の確保 3 その他 (1) 各地区に残されている「火の見櫓」の処理 (2) 近鉄名阪特急(通称アーバンライナー)の四日市駅停車	135
10	政友クラブ 日置 紀平 (発言時間 60分)	1 第五次基本計画の現状と第六次基本計画について 2 小・中・高、各学校の環境サミット開催について	154

(12月11日)

11	無所属 土井数馬 (発言時間40分)	1 幼児用プールの設置について 2 公園整備について 3 農地税制の改正に伴う諸問題と農業振興について	172
12	公明党 久保博正 (発言時間50分)	1 安心して住める町づくりのために (1) 老後の食生活と環境整備 (2) 医療費の立替え (3) 上水道の安全性 (4) 青空市場の整備 (5) 通勤車両の削減計画 2 生産緑地法について	186
13	公明党 大島武雄 (発言時間50分)	1 教育問題について (1) 副読本(環境、高齢者福祉教育、日本の子守歌) (2) 子供に国際的交流の場を (3) 女性問題(転入奥様講座、女性の地位向上のため) 2 高齢化社会を迎える対応策について (1) 高齢者マンションの建設 (2) 保健医療総合検討委員会の設置 3 地域問題について (1) 塩浜中学校の騒音防止対策	207

		(2) 大谷台小学校に地区市民センターの建設	
14	新風クラブ 中森慎二 (発言時間50分)	1 消防における救急業務について 2 電波障害対策補助金制度について	223
15	新風クラブ 水野幹郎 (発言時間50分)	1 ふるさと21健康長寿のまちづくり基本計画によせて (1) 会員制の有料在宅サービス実施の提言 (2) 温泉資源の福祉活用のための条例化 (3) デイサービスセンターの1日も早い設置を (4) ホームヘルパーに身分保障を (5) 社会福祉運営のための組織強化 (6) 四日市市社会福祉協議会の活性化 2 国道1号、23号渋滞解消について	237

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 佐野 光信	1 議案第 128号 四日市市使用料及び加入金の徴収に関する条例の一部改正について 議案第 129号 四日市市総合会館条例の一部改正について 議案第 130号 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第 131号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について 議案第 132号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について 議案第 133号 四日市市立視聴覚センター条例の一部改正について 議案第 134号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第 135号 四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例の	251

		一部改正について	
		議案第 136号 四日市市立労働福祉会館条例の一部改正について	
		議案第 137号 四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
		議案第 138号 四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
		議案第 139号 四日市市漁港管理条例の一部改正について	
		議案第 140号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について	
		議案第 141号 四日市市水路使用条例の一部改正について	
		議案第 142号 四日市市都市公園条例の一部改正について	
		2 議案第 146号 製造請負契約の締結について - (仮称) 四日市市立博物館・プラネタリウム館展示資料-	
2	日本共産党 小井 道夫	1 議案第 125号 四日市市税条例の一部改正について	256

## 付託議案一覧表

### ○ 総務委員会

議案第 121号 平成3年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第4款 衛生費

第8款第5項 都市計画費中都市中心整備  
課関係部分

第9款 消防費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

議案第 125号 四日市市税条例の一部改正について

議案第 126号 四日市市農地課税審議会条例の一部改正について

議案第 128号 四日市市使用料及び加入金の徴収に関する条例の一部改正  
について

議案第 129号 四日市市総合会館条例の一部改正について

議案第 130号 四日市市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する  
条例の一部改正について

議案第 131号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に  
ついて

議案第 144号 工事請負契約の締結について  
－併設施設建設工事（建築工事）－

議案第 145号 工事請負契約の締結について  
－雨池10号幹線水路築造工事（その2）－

議案第 146号 製造請負契約の締結について  
－（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム館展示資料－

議案第 147号 製造請負契約の締結について  
－（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム館映像及び  
装置－

議案第 148号 町及び字の区域の変更について

議案第 149号 平成3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

議案第 156号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部改正について

議案第 157号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

議案第 158号 四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例  
の一部改正について

議案第 159号 四日市市職員給与条例の一部改正について

### ○ 教育民生委員会

議案第 121号 平成3年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

議案第 127号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につ  
いて

議案第 132号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第 133号 四日市市立視聴覚センター条例の一部改正について

議案第 134号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

議案第 135号 四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

○ 産業公営企業委員会

議案第 121号 平成 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 6 款 農林水産業費

第 7 款 商工費

第11款第 1 項 農林水産施設災害復旧費

議案第 122号 平成 3 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 124号 平成 3 年度四日市市水道事業会計第 1 回補正予算

議案第 136号 四日市市立労働福祉会館条例の一部改正について

議案第 137号 四日市市宮宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 138号 四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 139号 四日市市漁港管理条例の一部改正について

議案第 150号 平成 3 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 151号 平成 3 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 154号 平成 3 年度四日市市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算

議案第 155号 平成 3 年度四日市市水道事業会計第 2 回補正予算

議案第 140号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第 141号 四日市市水路使用条例の一部改正について

議案第 142号 四日市市都市公園条例の一部改正について

議案第 143号 市道路線の認定について

議案第 152号 平成 3 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 153号 平成 3 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

○ 建設委員会

議案第 121号 平成 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 8 款 土木費（総務委員会に付託した部分を除く）

第11款第 2 項 土木施設災害復旧費

議案第 123号 平成 3 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）

## 「廃棄物処理施設整備事業」推進に関する意見書

近年、廃棄物の量的拡大及び質的变化や処理の困難化により、地方公共団体における既存の廃棄物処理施設の処理能力は限界に達しつつあります。

また、廃棄物の行政区を越えた広域移動が行われたり、不法投棄も各地で発生するなど、地方公共団体は廃棄物処理の問題に非常に苦慮しており、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備と老朽施設の更新が必要となっております。

しかし、「廃棄物処理施設整備事業」に係る国庫補助金の予算額の大幅な不足から、「廃棄物処理施設整備計画」に見合う事業が推進できず、事態の改善が図れない状況にあります。

第121回国会において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が一部改正されたことは一歩前進と評価するものの、今回の法律では国による地方公共団体への財政支援は現場の要求に達しているとは到底言いがたいものであり、さらに有害廃棄物の適正処理、不法投棄の未然防止並びに現状回復措置等、改善策も盛り込まれていない状況であります。

廃棄物問題は、今や我が国の経済、社会全般に影響を与え、深刻な環境問題に至っており、政府が積極的に解決に当たらなければならない問題であります。

よって政府におかれては、廃棄物処理施設の整備に関する補助制度を充実するとともに、関係予算の大幅な増額を図り、「廃棄物処理施設整備計画」達成に必要な措置を講じられるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成3年12月18日

四日市市議会

議長 川村 幸善

関係省庁宛（内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣、環境庁長官）

## 義務教育費国庫負担制度の存続に関する意見書

学校教育はすべての教職員の協力共同のもとに行われてこそ、その教育効果が最大に発揮されるものであります。

現在、自治体の財政力の差による県費負担教職員の給与格差を是正し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担制度が設けられておりますが、平成4年度の予算編成にあたり、大蔵省においては、同制度の中で学校事務職員と学校栄養職員の適用除外を検討していると聞き及んでおります。

このことは、地方に多大の負担を求める結果となり、同制度の基本理念の否定につながりかねません。

よって、政府におかれては、学校事務職員と学校栄養職員の給与費の国庫負担を廃止せず、義務教育費国庫負担制度を存続されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成3年12月18日

四日市市議会

議長 川村 幸善

関係省庁宛（内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣）

## 高校40人学級の早期実現と次期学級編制及び教職員定数改善計画の早期制定及び幼稚園設置基準の改正に関する意見書

現在、小中学校においては40人学級の実現をみたところではありますが、高校においては依然45人学級の状態であり、幼稚園についても改善の方向は示されたものの、設置基準が依然40人以下となっております。

学校教育は次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであり、児童・生徒に十分な教育を保障するためには、その内容の充実を図ることはも

ちろん、学級定数の引き下げによる規模の適正化が切望されているところであります。

よって、政府におかれては、小中学校に引き続き高校においても40人学級への移行を早期に実現させるとともに、より豊かな教育条件を整備するため、次期「小中学校第6次・高校第5次学級編制及び教職員定数改善計画」の早期制定及び幼稚園設置基準の改正を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成3年12月18日

四日市市議会

議長 川村 幸善

関係省庁宛（内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣）

#### ホームヘルパーの処遇の向上に関する意見書

高齢化が急速に進展している一方で、核家族化の進展などによって家庭での介護機能が脆弱化している今日、高齢者の看護、介護ニーズの増大に対応していくため、ホームヘルパーの質的、量的確保が大きな社会的課題となっています。

政府は、現在進めている高齢者保健福祉推進10カ年戦略の中でホームヘルパーを平成11年までに10万人体制にすることを目指していますが、優秀な人材を確保し充実した介護を実現するためにはホームヘルパーの処遇の改善が不可欠であります。

また、平成3年3月に報告された保健・福祉マンパワー対策本部の中間報告においても、「ホームヘルパーについてはその多様な勤務形態を踏まえ、常勤、非常勤の別、その他ホームヘルパーの実態に応じた給与体系のあり方を検討する必要がある」と強調しています。

よって、政府におかれては、ホームヘルパーの処遇を大幅に改善するため、適正な給与体系の確立や新たに退職手当の導入を図るとともに、国の

負担率を大幅に引き上げることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成3年12月18日

四日市市議会

議長 川村 幸善

関係省庁宛（内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣）

## 常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、会議規則第98条の規定により別紙のとおり報告します。

平成3年12月18日

総務委員長	田中武
教育民生委員長	伊藤正数
産業公営企業委員長	谷口廣陸
建設委員長	大島武雄

四日市市議会

議長 川村 幸善 殿

### 総務委員会

#### ○ 広域行政について

日本経済の高度成長に伴い国民の生活水準は飛躍的に向上し、生活様式も急速に都市化した。その一方で、モータリゼーションの進展等により住民の日常生活上の行動範囲が拡大し、既成の市町村の区域を越えた日常生活圏が形成されるようになった。

また、近年人口構成の高齢化、価値観の多様化、高度情報化、国際化が急速に進みつつあり、これらを背景として地域の社会構造が大きく変容していることから、行政に対する住民要望の多様化・質的変化が起こってきている。

加えて、東京一極集中を是正するために、多極分散型国土の形成を通じて国土の均衡ある発展に向けた取り組みが行われているが、このような状況下において、地方自治体は住民要望にどう対応していくかの問題に直面しており、とりわけ区域規模の合理化・適正化と広域行政圏の着実な振興整備など他の市町村との広域行政の展開は、「地域間競争の時代」と言われる中で各自治体にとって極めて大きな課題となっている。

そこで、当委員会は、今後の本市の広域行政のあり方について調査研究を行った。

#### 1. 四日市地区広域市町村圏協議会

広域市町村圏は、広域的な行政需要に対応するために、昭和44年から全国の336圏域が設定されたものであり、その構成市町村数は、2,940団体と、全国の市町村数の約90%を占めている。

本市においても、昭和47年に近隣の三重郡4町（菰野町、楠町、朝日町、川越町）とともに「四日市地区広域市町村圏協議会」を結成し、広域的な行政サービスを効果的に実施するための指針となる広域行政圏計画を策定するとともに、事業実施に当たっての連絡調整に努めている。

しかし、この計画の実施に当たっては、一部事務組合事業を除き、個々の自治体が毎年度の行財政事情等に応じ実施していかざるを得ないため、必ずしも一体性を有しているとは言い難いのが実態である。

#### 2. 共同で処理している事務

本市は5つの一部事務組合に加入しているが、そのうち三重郡4町と共同で事務を処理しているのは衛生組合（楠町を除く）、伝染病隔離病舎組合及び農業共済事務組合の3つである。

また、昭和59年には本市と三重郡4町の住民が利用できる広域的複合施設として「四日市地域総合会館あさけプラザ」がオープンしており、住民同士のふれあいの場として積極的に活用されている。

そのほか、菰野町を除いた3町における消防の常備化を図るため、平成4年度中には本市が消防事務の受託を開始することが決定している。

#### 3. 全国の市町村合併の動向

市町村の間で広域行政を推進した結果の一つとして、市町村合併がここ数年再び活発化してきており、今年に入ってからでも2月の熊本市（4町を編入）、4月の北上市（2町村と合体）及び5月の浜松市（1村を編入）の3件が成立している。

自治省によれば、市町村合併の波は現在3回目であり、1回目の波は1953年から60年にかけての町村合併促進法によるもの、2回目の波は1970年代初めの高度成長期、現在押し寄せているのが第3の波とのことである。

現在の波は「効率行政の必要性と住民ニーズに沿って区域を広げようという動き」で、日常生活圏の一体化や人口増といった社会的要因に加え、地域中核都市や政令指定市への昇格等の戦略的要因を帯びた合併構想も全国各地で検討されている。

当委員会は、広域行政について今後さらに調査する必要があることから、引き続き閉会中の継続調査事項として調査研究を進めることとしたい。

## 教育民生委員会

### ○ 国際化時代における外国人子女教育について

国際化時代を迎え、経済の発展を基盤に国際的地位を高めた我が国は、今や国際社会の調和や進展に貢献することが求められている。

経済面だけを見ても、原料、製品、技術、資本の交流が世界経済の枠組みの中で極めて盛んになり、そのため人々の国境を越えての往来も活発になっている。

こうした中、昨年6月に出入国管理法の改正が行われ、日系人に限り日本国内での定住、単純労働への就労が日本人と同様に扱われることとなり、日系外国人が急増している。特にブラジルなどの南米からの日系外国人が多く、家族ぐるみで来日する者もあり、人手不足から日系外国人を大量採用した企業が立地している市町村では、その子女教育の対応に追われている。

県内では、外国籍で日本語が話せない児童・生徒が100名を超えており、本市においても、30余名の日本語習得不十分な帰国・外国人児童・生徒が在籍している。

当委員会は、こういった状況を踏まえ、外国人子女教育の拠点校となっ

ている中部東小学校を視察するなどして、外国人子女教育について調査・研究を行った。

### 1. 国の動向

文部省は在日外国人は義務教育を受ける義務はないが、「保護者から希望があれば受け入れるのが原則」としている。これは我が国も批准している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の「内外人平等」の原則に沿ったものであり、受け入れに際し公立小中学校では外国人でも義務教育無償、教科書無償、就学援助など日本人と同様に扱われる。また、在留期間による取扱いの区別もない。

文部省では、今年度外国人子女の在籍数、国籍、学校現場の指導方法、自治体の取り組み方、子供の日本語能力等についての調査を実施し、来年度に向け外国人子女を抱える学校への教員の特別加配やポルトガル語、スペイン語などによる学校生活に必要な会話や日本の習慣などを示した受け入れ用資料の作成等について検討している。

### 2. 本市の現状

現在、中部東小学校及び橋北中学校を拠点校として日本語補充学級を設置し、20余名の日本語習得の不十分な外国人子女を対象に指導を行っている。

今回視察を行った中部東小学校の場合、平成元年度に該当児童2名でスタートしたが、平成3年11月現在では17名に達しており、今後も増えることが予想されている。

指導方法は児童の実態を考慮して年齢相当学年あるいは1学年下の学年へ編入し、国語・算数のみ日本語補充学級（なかよし学級）へ抽出して専門教員が指導を行っているが、他の教科等については一般の児童・生徒と同様に普通学級の担任教員が指導を行っている。

日本語補充学級では日本語担当教員2名が2クラスに別れて、一人一人の能力に応じ日本語補充の指導に当たっているが、児童・生徒それぞれの

出身国、年齢、来日時期、日本語能力等が異なることから、対応に苦慮している。

また、同校は国際理解教育の推進校でもあり、一般児童についても外国人子女の見方、考え方に触れることにより、自国や他国の文化を尊重する心や平和を愛好する心の醸成など国際性を身につけた児童の育成に努めている。

一方、橋北中学校では4人の生徒について1学年下の学年へ編入し、指導を行っている。

### 3. まとめ

今後、国際化の進展等に伴い外国人子女の一層の増加が予想されることから、外国人子女への対応は急務の課題である。

こういった観点から、各委員から出された意見の概要は次のとおりである。

- ・ 外国人子女の増加は人手不足などの社会的要因によるところが大きく、外国人労働者を雇用している企業等に対して積極的に協力を呼びかけていくこと
- ・ 拠点方式による日本語習得の指導後は、居住区の学校での受け入れを検討すること
- ・ 担当教員が学校生活、日常生活、親との連携の取り方等、安心して対応できるよう具体的なマニュアルを作成すること
- ・ 教育現場の実態に応じ、長期的な展望に立って、指導教員の配置を県教育委員会に対し引き続き要望していくとともに、ポルトガル語などの外国語が話せる指導員の確保に努めること
- ・ 学習指導においては日本語の習得に重点を置きながらも、他教科についても各学年において十分な学力が身につけられるよう工夫すること
- ・ 国際化時代にふさわしい外国人子女に対する国・県の施策の確立が必要と考えることから、外国人子女教育の一層の充実に向け国・県に対し

ても働きかけていくこと

外国人子女に対する教育は、それぞれの児童・生徒の学力の実情に応じて手探りでやっているのが実態であり、特に言葉や生活習慣の違いから様々な不適応が生じるため、指導にあたっている教員の苦労は察するに余りがある。外国人子女がクラスの一員として一般の児童・生徒と協調し、学校生活を充実したものとするためには、学校教育を国際的な視野で捉える必要があると思慮するところであり、外国人子女教育について一層の充実

---

### 産業公営企業委員会

#### ○ 雇用問題について

長期にわたった景気の拡大も、国内需要の鈍化により減速度合いを増しつつある一方で、求人難による中小企業の倒産にみられるように依然として人手不足の問題が解消されていないのが現状である。

人手不足の背景には生涯出生率低下による労働人口総数の減少、大量の人員投入を必要とする技術開発競争、若年労働者層が3K職場を敬遠しがちで転職が常態化しているなど様々な要因を挙げることができる。

労働需給の代表的指標である有効求人倍率は四日市職業安定所管内において、本年8月時点で1.97という高い水準にあり、これは昨年度の同時期と比べて上昇していること、また県及び全国平均より上回っていることから本市域内の多くの企業、とりわけ中小企業においては人材確保の点で問題が深刻化している。

当委員会は福利厚生等雇用環境において、大企業と格差があるため、いったん人手不足の状況が生じると真っ先にその影響を受けることとなる中小企業の雇用問題とその対策を中心にして調査研究を行い、その中で、委員からは次のような意見が出された。

- ・ 事業主自身が3K職場を改善して魅力ある職場を創出できるよう中小

企業を対象にした現在の資金融資制度を拡充すること

- ・ 外国人労働者に対するニーズが今後も高まるものと予想されるが、言語の問題が障害になって就労に際して支障を来すことのないよう事業主の外国語修得の場を創出していくこと
- ・ 女子パートタイマー・高齢者の雇用を促進するため求人・求職側相互に対する情報提供をきめ細かく行うこと
- ・ 本市に居住する若年労働者の定着を図るため、住宅費に対する助成を行うなど若者に魅力ある施策を検討すること
- ・ 高齢者を雇用する業種とシルバー人材センターの業務が競合することによって高齢者の雇用が不安定なものとならないよう配慮すること
- ・ 本市の中小企業群の特性を調査・把握し、実情に即した適切な融資制度を創設するとともに専門知識を備えた人材を配置して中小企業振興対策の体制づくりを行うこと

本市が四日市地域経済研究所に調査の取りまとめを依頼した平成2年度市内雇用実態景気動向調査報告書において「労働供給源であるパートタイマー及び高齢者の雇用環境の改善により労働需給の逼迫感が解消する可能性がある」との結果が出されているように、より良好な雇用環境づくりを行うことは、中小企業の人材確保を容易にさせて、雇用問題を解消させる上で最も有効な方策である。

行政として中小企業事業主からの要請に対応するだけでなく、事業主が雇用環境改善に向けて積極的に取り組んでいける環境を整備していくことが必要であり、こうした観点からの雇用対策を早期に確立するとともに従来の各種資金融資制度の強化拡充を図るなど時代のニーズに適応した中小企業振興対策に取り組むよう強く望むものである。

#### 建設委員会

- まちづくりの手法について

近年の急速な都市化の進行に伴い、地方自治体においては、公共施設整備事業の遅延や秩序ある土地利用に支障をきたすなど、これからのまちづくりを進めていく上で、居住環境の整備・改善が大きな課題となっている。

特に居住環境の基盤となる市街地の道路は、単に交通の用に供するだけでなく、空地として通風、日照等の快適な居住環境を創出するなど、良好な市街地環境の形成と生活環境の向上に重要な役割を担っていることから、その整備の動向は本市が基本構想に掲げる「快適で潤いのある生活のまちづくり」を実現していく上で大きな鍵を握っていると言っても過言ではない。

当委員会は、以上のことを踏まえ、各地域の実情に照らした生活基盤の整備手法の中で、主に地区計画と道路後退用地の整備を取り上げその整備手法のあり方について調査・研究を行った。

調査・研究の過程で、各委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ・ 市全体のまちづくりプランとの整合性を勘案した上で、地域に即した生活基盤の整備手法を採り入れるべきである。
- ・ 地元住民の理解と協力なくしては、地区計画に基づく事業の進捗が図れないことから、計画策定の意義、目的等についてわかりやすくまとめ住民にPRしていく必要がある。
- ・ 地区計画は事業手法を伴わず、そのため事業期間が長期にわたりやすいことから、早期に事業が完了できるような対応策を検討すべきである。
- ・ みなし道路による後退用地は、建築完了数年後には元の道路境界に門、塀等が築造されている例が多く見られ、また、所有権移転等の登記手続きが速やかに行われていない事例も見られることから、道路空地の確保を図るため、国に対し建築基準法の整備強化を求めていくとともに、(仮称)「四日市市建築行為等に係る道路後退用地整備要綱」の制定に努めるべきである。
- ・ 道路後退用地の整備は、まちづくりを進める上で非常に大きな位置を

占めるものであり、事業推進の骨格となる（仮称）「四日市市建築行為等に係る道路後退用地整備要綱」の制定にあたっては、組織の充実・強化を図り、円滑な事業の遂行に努めるべきである。

みなし道路に該当しない狭あい道路に接しているところについても、家を構築できるような方策の導入を検討すべきである。

これからのまちづくりの推進にあたっては、理事者側の事業に対する積極的な取り組みが、何よりも増して必要であることから、当委員会において提起された意見に十分留意され、都市基盤の整備・充実に向けて、なお一層の努力をされるよう強く望むものである。

なお、当委員会は、まちづくりの手法について、今後さらに調査する必要があることから、引き続き閉会中の調査事項として研究を進めることとしたい。

#### 常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	広域行政について
教育民生委員会	保育体制について
産業公営企業委員会	商店街の活性化対策について
建設委員会	まちづくりの手法について